

目 次  
第1号（3月8日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	5
出席議員 .....	8
欠席議員 .....	8
事務局職員出席者 .....	8
説明のため出席した者の職氏名 .....	8
開 会 .....	9
会議録署名議員の指名 .....	9
会期の決定 .....	11
諸般の報告 .....	11
町長提出諮問第1号 .....	12
町長提出第4号議案 .....	14
町長提出第5号議案 .....	15
町長提出第6号議案 .....	15
町長提出第7号議案 .....	15
町長提出第8号議案 .....	15
町長提出第9号議案 .....	15
町長提出第10号議案 .....	15
町長提出第11号議案 .....	15
町長提出第12号議案 .....	20
町長提出第13号議案 .....	21
町長提出第14号議案 .....	21
町長提出第15号議案 .....	22
町長提出第16号議案 .....	22
町長提出第17号議案 .....	23
町長提出第18号議案 .....	23
町長提出第19号議案 .....	23
町長提出第20号議案 .....	23
町長提出第21号議案 .....	23
町長提出第22号議案 .....	23
町長提出第23号議案 .....	23
町長提出第24号議案 .....	23

町長提出第25号議案	23
町長提出第26号議案	23
町長提出第27号議案	23
町長施政方針	42
町長提出第28号議案	72
町長提出第29号議案	72
町長提出第30号議案	72
町長提出第31号議案	72
町長提出第32号議案	72
町長提出第33号議案	72
町長提出第34号議案	72
町長提出第35号議案	72
町長提出第36号議案	72
町長提出第37号議案	72
町長提出第38号議案	72
町長提出第39号議案	72
町長提出第40号議案	72
町長提出第41号議案	72
議員派遣の件	78
散会	78
署名	79

## 第2号（3月12日）

議事日程	81
本日の会議に付した事件	82
出席議員	84
欠席議員	84
事務局職員出席者	84
説明のため出席した者の職氏名	85
開議	85
会議録署名議員の指名	85
町長提出第4号議案	86
町長提出第5号議案	88
町長提出第6号議案	89
町長提出第7号議案	89
町長提出第8号議案	91

町長提出第 9 号議案	9 4
町長提出第 1 0 号議案	9 9
町長提出第 1 1 号議案	1 0 0
町長提出第 1 2 号議案	1 0 0
町長提出第 1 3 号議案	1 0 2
町長提出第 1 4 号議案	1 0 8
町長提出第 1 5 号議案	1 0 8
町長提出第 1 6 号議案	1 1 2
町長提出第 1 7 号議案	1 1 3
町長提出第 1 8 号議案	1 3 9
町長提出第 1 9 号議案	1 3 9
町長提出第 2 0 号議案	1 4 0
町長提出第 2 1 号議案	1 4 1
町長提出第 2 2 号議案	1 4 1
町長提出第 2 3 号議案	1 4 2
町長提出第 2 4 号議案	1 4 3
町長提出第 2 5 号議案	1 4 3
町長提出第 2 6 号議案	1 4 4
町長提出第 2 7 号議案	1 4 5
散 会	1 4 5
署 名	1 4 6

### 第 3 号 (3 月 2 1 日)

議事日程	1 4 7
本日の会議に付した事件	1 4 7
出席議員	1 4 7
欠席議員	1 4 7
事務局職員出席者	1 4 7
説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
開 議	1 4 8
会議録署名議員の指名	1 4 8
一般質問	1 4 9
1 3 番 米澤 宏文君	1 4 9
4 番 竹内志津子君	1 6 0
1 0 番 河田 隆資君	1 7 7
1 4 番 後山 幸次君	1 8 6

1 1 番 川田 剛君 .....	2 0 1
3 番 板垣 敬司君 .....	2 2 2
散 会 .....	2 3 7
署 名 .....	2 3 8

#### 第4号（3月22日）

議事日程 .....	2 3 9
本日の会議に付した事件 .....	2 3 9
出席議員 .....	2 3 9
欠席議員 .....	2 3 9
事務局職員出席者 .....	2 3 9
説明のため出席した者の職氏名 .....	2 4 0
開 議 .....	2 4 0
会議録署名議員の指名 .....	2 4 0
一般質問 .....	2 4 0
1 2 番 小松 洋司君 .....	2 4 1
8 番 青木 克弥君 .....	2 5 1
6 番 岡田 克也君 .....	2 7 1
5 番 道信 俊昭君 .....	2 9 2
1 5 番 沖田 守君 .....	3 0 9
散 会 .....	3 2 7
署 名 .....	3 2 8

#### 第5号（3月27日）

議事日程 .....	3 2 9
本日の会議に付した事件 .....	3 3 0
出席議員 .....	3 3 1
欠席議員 .....	3 3 2
事務局職員出席者 .....	3 3 2
説明のため出席した者の職氏名 .....	3 3 2
開 議 .....	3 3 2
会議録署名議員の指名 .....	3 3 3
町長提出第42号議案 .....	3 3 3
町長提出第43号議案 .....	3 5 0
町長提出第44号議案 .....	3 5 0
町長提出第45号議案 .....	3 5 0

町長提出第46号議案	350
町長提出第47号議案	350
町長提出報告第1号	366
町長提出第28号議案	367
町長提出第29号議案	367
町長提出第30号議案	367
町長提出第31号議案	368
町長提出第32号議案	368
町長提出第33号議案	368
町長提出第34号議案	368
町長提出第35号議案	368
町長提出第36号議案	368
町長提出第37号議案	368
町長提出第38号議案	368
町長提出第39号議案	368
町長提出第40号議案	368
町長提出第41号議案	368
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	378
発議第1号	379
閉会	381
署名	382

#### 津和野町告示第4号

平成25年第3回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年2月21日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成25年3月8日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

---

#### ○開会日に応招した議員

京村まゆみ君  
板垣 敬司君  
道信 俊昭君  
三浦 英治君  
斎藤 和巳君  
川田 剛君

村上 英喜君  
竹内志津子君  
岡田 克也君  
青木 克弥君  
河田 隆資君  
小松 洋司君

米澤 宏文君  
沖田 守君

後山 幸次君  
滝元 三郎君

---

○3月12日に応招した議員

---

○3月21日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○3月27日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成25年 第3回(定例)津和野町議会会議録(第1日)  
平成25年3月8日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成25年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第5 町長提出第4号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第6 町長提出第5号議案 津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止について  
日程第7 町長提出第6号議案 障害者自立支援法の題名変更等に伴う関係条例の整備について

- 日程第 8 町長提出第 7 号議案 津和野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 8 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 9 号議案 津和野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 10 号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 11 号議案 津和野町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 12 号議案 平成 24 年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 14 町長提出第 13 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 15 町長提出第 14 号議案 町道脇本沖線の路線認定について
- 日程第 16 町長提出第 15 号議案 町道瀬戸上線の路線認定について
- 日程第 17 町長提出第 16 号議案 町道岸田線の路線認定について
- 日程第 18 町長提出第 17 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 19 町長提出第 18 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 町長提出第 19 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 町長提出第 20 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 町長提出第 21 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 町長提出第 22 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 町長提出第 23 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 町長提出第 24 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 26 町長提出第 25 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 町長提出第 26 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 28 町長提出第 27 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 町長施政方針
- 日程第 30 町長提出第 28 号議案 辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 31 町長提出第 29 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 町長提出第 30 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 33 町長提出第 31 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 34 町長提出第 32 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 35 町長提出第 33 号議案 平成 25 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 町長提出第 34 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 37 町長提出第 35 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 38 町長提出第 36 号議案 平成 25 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 39 町長提出第 37 号議案 平成 25 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 40 町長提出第 38 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 41 町長提出第 39 号議案 平成 25 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 42 町長提出第 40 号議案 平成 25 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 43 町長提出第 41 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 44 議員派遣の件

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 町長提出第 4 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 町長提出第 5 号議案 津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止について
- 日程第 7 町長提出第 6 号議案 障害者自立支援法の題名変更等に伴う関係条例の整備について

- 日程第 8 町長提出第 7 号議案 津和野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 8 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 9 号議案 津和野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 10 号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 11 号議案 津和野町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 12 号議案 平成 24 年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 14 町長提出第 13 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 15 町長提出第 14 号議案 町道脇本沖線の路線認定について
- 日程第 16 町長提出第 15 号議案 町道瀬戸上線の路線認定について
- 日程第 17 町長提出第 16 号議案 町道岸田線の路線認定について
- 日程第 18 町長提出第 17 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 19 町長提出第 18 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 町長提出第 19 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 町長提出第 20 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 町長提出第 21 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 町長提出第 22 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 町長提出第 23 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 町長提出第 24 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 26 町長提出第 25 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 町長提出第 26 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 28 町長提出第 27 号議案 平成 2 4 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 町長施政方針
- 日程第 30 町長提出第 28 号議案 辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 31 町長提出第 29 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 町長提出第 30 号議案 平成 2 5 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 33 町長提出第 31 号議案 平成 2 5 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 34 町長提出第 32 号議案 平成 2 5 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 35 町長提出第 33 号議案 平成 2 5 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 町長提出第 34 号議案 平成 2 5 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 37 町長提出第 35 号議案 平成 2 5 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 38 町長提出第 36 号議案 平成 2 5 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 39 町長提出第 37 号議案 平成 2 5 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 40 町長提出第 38 号議案 平成 2 5 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 41 町長提出第 39 号議案 平成 2 5 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 42 町長提出第 40 号議案 平成 2 5 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 43 町長提出第 41 号議案 平成 2 5 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 44 議員派遣の件

---

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宏文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

---

午前9時00分開会

○議長(滝元 三郎君) それでは、改めましておはようございます。

この数日、暖かい日が続いておりまして、梅の花もほとんど満開になったかな、というふうに思っております。春本番も間近であるということが実感されるきょうこのごろでございます。

この時期になりますと、例年、杉の花粉でありますとか黄砂に悩まされるわけでございますが、それもことしはひどいというふうなお話でございます。あるいは、さらにことし特に注目されておりますのがPM2.5なる物質でございますが、これも以前からあったんでございましょうけれども、特にひどいというふうなことが言われております。非常に今、迷惑千万なことであるなというふうに思っておりますが、本日は平成25年第3回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

今定例会、若干長い会期になろうかと思っておりますけれども、どうぞ、慎重審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(滝元 三郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、竹内志津子君、5番、道信俊昭君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議していただいておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（9番 斎藤 和巳君） それでは、報告書を読み上げて、報告とさせていただきます。

議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平成25年3月4日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日3月8日から3月27日までの20日間としたいと思います。

初日の8日金曜日は諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、平成25年度予算に係る議案については町長施政方針後、一括して説明を受けたいと思います。

その後、予算審議特別委員会を設置し、新年度一般会計予算、特別会計予算及び関連条例等を付託し散会いたします。なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調整を行っていただきたいと思います。

9日土曜日から11日月曜日まで休会といたします。一般質問の通告締め切りは11日正午です。

12日火曜日に本会議を再開し、条例案件、補正予算等の質疑、討論、採決を行います。

13日水曜日から20日水曜日までを休会とし、その間に予算審査特別委員会において、議案の審議をしていただきたいと思います。

21日木曜日、22日金曜日に本会議を再開し、一般質問を行います。

23日土曜日、24日日曜日、25日月曜日は休会といたします。

26日火曜日は22日に引き続き、一般質問を行います。

27日水曜日は予算審査特別委員長の審査報告を受けた後、条例、予算等について、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成25年3月8日津和野町議会議長、滝元三郎様、議会運営委員会委員長、斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から3月27日までの20日間としたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から3月27日までの20日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降における、議会行事及び各報告事項につきましてはお手元に配付のとおりであります。

#### 諸般の報告書

##### 【12月定例会以降】

- |           |                               |    |
|-----------|-------------------------------|----|
| 12月25日（火） | 新年あいさつ録画撮（ケーブルセンター）           | 議長 |
| 27日（木）    | 広報委員会                         |    |
| 1月3日（木）   | 津和野町成人式（日原小学校）                | 議長 |
| 6日（日）     | 津和野町出初式（津和野小学校）               | 議長 |
| 10日（木）    | 広報委員会                         |    |
| 15日（火）    | 広報委員会                         |    |
| 16日（水）    | 地域おこし協力隊との意見交換会（町民センター）       |    |
| 17日（木）    | 農林業問題研修集会（JAひまわり）             | 議長 |
| 25日（金）    | 吉賀町議会との協議（CATV関係）             |    |
| 2月1日（金）   | 津和野地区労働組合旗開き（町民センター）          | 議長 |
| 2日（土）     | 石見地区郵便局長会（島田家）                | 議長 |
| 11日（月）    | 津和野町かるた大会（稲成神社）               | 議長 |
| 18日（月）    | 全員協議会・議会運営委員会                 |    |
| 20日（水）    | 鹿足郡事務組合議会、養護老人ホーム組合議会、不燃物組合議会 |    |
| 21日（木）    | 県町村議会議長会定期総会（松江市）             | 議長 |
| 22日（金）    | 竹島の日記念式典（松江市）                 | 議長 |
| 25日（月）    | 第2回臨時会・全員協議会                  |    |
| 26日（火）    | 益田広域市町村圏事務組合議会（益田市）           | 議長 |
| 27日（水）    | 水曜会（町民センター）                   | 議長 |
| 3月3日（日）   | 小川地域婦人会（小川公民館）                | 議長 |
| 4日（月）     | 議会運営委員会                       |    |

##### 【視察】

1月23日(水) 鹿児島県日置市議会視察(まちなか再生、商工観光行政の取り組み)

2月27日(水) 熊本県西原村議会視察(観賞用鯉)

1月16日の議員派遣につきましては緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第121条の規定により、議長において決定をいたしました。あわせて報告をいたします。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会、財政援助団体監査の報告につきましてはお手元に配付のとおりであります。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要な向きはごらんをいただきたいと思います。

---

#### 日程第4. 諮問第1号

○議長(滝元 三郎君) 続きまして、日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) おはようございます。

本日は3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

早速でございますが、今定例会に提案をいたします案件は諮問案件1件、計画変更案件1件、変更契約案件1件、計画策定案件1件、条例案件8件、指定管理者指定案件1件、町道認定案件3件、一般会計を初め、各会計補正予算案件11件、一般会計ほか平成25年度各会計予算12件の合計39案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員として、津和野町滝元378番地安見隆義さんを推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。安見さんは生年月日が昭和25年2月16日生まれ、現在63歳でございます。任期といたしましては、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの3カ年をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見のとりまとめを行うため、全員協議会を開催することといたします。後ろの時計で9時20分まで休憩といたします。

午前9時08分休憩

.....  
午前9時16分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

諮問第1号についてお諮りをいたします。本件に対する議会の意見は適任とすることにつきまして、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議案第4号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第4号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第4号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） それでは議案第4号について、御説明をします。

この度の変更であります、ハード事業2件とソフト事業1件を追加するものであります。詳細につきましては、別紙にて説明いたしますので、次ページをお開きください。

まず、最初に計画書の変更でございますけれども、第3章の交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の42ページの事業計画の（1）、「市町村道の道路は」というところがございますけれども、ここに日原市街地線改良、瀬戸上線改良を追加するもので、事業主体は町となります。この2路線は老朽化に伴う改良工事として、新たに追加するものでございまして、日原市街地線につきましては旭橋の耐震工事を含むものでございます。

続いて、第5章の高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進の54ページでございますけれども、国の事業計画の（3）の次に（4）として、老人福祉施設の診療施設、養護老人ホーム増床事業を追加するものでございます。

事業主体は鹿足郡養護老人ホーム組合であります。この事業は現在、吉賀町にあります鹿足郡養護老人ホーム銀杏寮の増床事業でありまして、高齢化の進行とともに増加している入所待機者問題、待機者の他県への転出といった現象に歯どめをかけるため、早急に必要と判断し、実施するものであります。

吉賀町、津和野町双方での負担となりまして、当町は建設費の10分の4を負担することとなります。

続いて、第7章教育の振興の66ページの事業計画の（4）、過疎地域自立促進特別事業にスクールソーシャルワーカー活用事業を追加するものであります。事業主体は町

であります。本件につきましては、ソフト事業でありますので、次ページをごらんください。附帯資料でございますけれども、過疎地域自立促進特別事業計画表の4ページの6、教育の振興、ここに(4)に本事業を追加するものであります。

事業の概要といたしましては、さまざまな課題を持つ子供や家庭に対応し、関係機関と連携して取り組んでいく必要が出てきておりますので、スクールソーシャルワーカー活用事業を実施するものであります。

続いて、次ページでございますけれども、このたびの事業の追加に伴いまして、事業費の年次計画表の変更であります。

町道改良事業の概算事業費は2カ所で2億2,000万円でございます。今年度より、3カ年で実施予定であります。

養護老人ホームは、今年度実施で、4,709万6,000円を見込んでおります。

それから、スクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、今年度より、3カ年で910万円を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

○議長(滝元 三郎君) 続きまして、日程第6、議案第5号津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止についてより、日程第12、議案第11号津和野町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてまで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第5号でございますが、津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第6号でございますが、障害者自立支援法の題名変更等に伴う関係条例の整備について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第7号でございますが、津和野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第8号でございますが、津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第9号でございますが、津和野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第10号でございますが、津和野町都市公園条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第11号でございますが、津和野町の都市公園に係る移動円滑化等のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第5号を御説明いたします。

このたび廃止いたします条例は、平成20年度に国の地域活性化生活対策臨時交付金を原資にいたしまして、津和野町観光振興活性化基金を始めまして、掲げております基金に加えまして、津和野町地域医療推進基金の6つの基金に伴う条例を平成21年3月議会において御承認をいただき、基金総額8,100万円を積み立てて行ったものでございます。これらの基金は翌平成21年度予算において、各設置目的による事業に運用益、利子でございますが、それを含めて全額充当した上、執行しております。そのうち、地域医療推進基金につきましては現在も医学生等の奨学金として、過疎債のソフトを活用して、さらに基金を積み立てて利用しております。

今回挙げております5つの基金につきましては、現在その基金の残額がありませんで、交付金による設置目的を失っておりますので、このたび廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施工するものでございます。

続きまして、議案第6号について御説明いたします。

障害者自立支援法の題名変更等に伴いまして、関係条例の整備をするもので、平成25年4月1日より、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されることになりましたので、関係条例を整備するものでございます。

各条例につきましては新旧対照表で御説明いたしますので、1枚めくっていただきたいと思っております。

まず、津和野町議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の第10条の2第2号でございます。現行の「身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設、その他これに準ずる施設として、町長が定めるものに入所している場合」、これを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所している場合」に改めるものでございます。また、第3号として、障害者支援施設に準ずる施設として、町長が定めるものに入所している場合を加えるものでございます。

1枚めくっていただきまして、津和野町福祉医療費助成条例でございます。第2条第1項中、現行の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

次のページの同項第4号中、「別表第1の4」を「別表第1第4項」に改め、同条第3項第4号中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。また、同条第4項中、「別表第1の4」を「別表第1第4項」に改めるものでございます。

附則の部分でございますが、次のページでございます。別表第1の3を別表第1第3項に改めるものでございます。

続きまして、津和野町消防団員等公務災害補償条例の第9条の2第1項中、第2号でございます。「障害者自立支援法」、これを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

次のページでございます。津和野町子供等医療費助成条例第2条第3項第5号中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 議案第7号を御説明いたします。

この条例制定は、平成24年5月に制定されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に伴うものでありまして、政府において、対策本部が立ち上げられ、緊急事態宣言がされたときは市長村長は直ちに対策本部を設置しなければならないとされたところによるもので、対策本部に関し必要な事項を規定するものであります。

この条例の施行期日は新型インフルエンザ等特別対策措置法の施行の日からであります。なお、県においても島根県新型インフルエンザ等対策本部条例議案が2月定例会へ提出されております。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長(久保 睦夫君) それでは、議案第8号の説明をさせていただきます。

8号につきましては、津和野町営バス運行に関する条例の一部を改正する条例の案でございまして、平成25年度にバスの運行の委託契約が更新されます。その関係もありまして、路線変更をいろいろ検討した中で、要望が多かった四本松長野線を加えるものであります。

別表の新旧対照表をごらんください。四本松長野線を加えることによりまして、1路線をふやすもの。ただ、運行に関しましては月2回の運行を予定しております。

以上の提案となっております。よろしく申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 建設課長。

○建設課長(伊藤 博文君) それでは、議案第9号の御説明を申し上げます。この条例の制定でございますが、国によります地域主権改革一括法、俗に言う一括法の関係によりまして経済が( )、道路法及び( )道路構造令、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令が改正されたことにより、町の条例で定めるものでございます。町道に設ける道路標識の寸法、並びに高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する道路交通を円滑化するための基準を定めるものでございます。

第1条の趣旨に始まり、第81条の防雪施設までの81条で構成される条例でございます。

続きまして、議案第10号の御説明でございます。

この条例改正につきましても、先ほど申し上げました一括法の関係で都市公園条例の一部を改正するということになりました。2ページはぐりまして、新旧対照表をごらんになりながら聞いていただきたいと思います。

第1条中「及び法に基づく命令」を「都市公園法施行令及び都市公園法施行規則」に改め、同条の次に、次の4条を加えるものでございます。一つ、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準、配置及び規模の基準、それから公園施設の建築面積の基準、公園施設の建設面積の基準の特例、この4条を加えるものでございます。

続きまして、議案第11号、この条例制定につきましても一括法の関係でございます。都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例でございます。この条例は高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進、移動等ですので、スムーズな利用ができるようにするための条例でございます。に必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものでございます。この条例は1条の趣旨から始まり、14条掲示板及び標識の設置に関するものまでの14条で構成されるものでございます。

以上です。

○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第13. 議案第12号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第12号平成24年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（下森 博之君） それでは、議案第12号でございますが、平成24年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。
- 議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。
- 環境生活課長（長嶺 雄二君） それでは、議案第12号について、御説明をいたします。

まず、契約の目的、平成24年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事、契約の方法、随意契約、契約の金額、8,553万7,200円、変更前の金額、8,389万5,000円、変更額、164万2,200円の増額でございます。契約の相手方、理水化学株式会社広島支店支店長渡邊正典。

変更の主な理由について、御説明を申し上げます。後ろに添付してあります資料2の図面をごらんいただきたいと思います。このたび整備しております施設の動力及び信号ケーブルにつきましては、下方にあります管理棟から地下ケーブルによりまして、配線することとし、当初設計では最短距離で設計しておりましたが、ルートの一部、黒線で表示した部分でございますが、そこにつきましては給水斜面で湧水の箇所があり、工事による崩壊や今後の管理面を考慮し、赤線で示すように右側に迂回するルートに変更したことにより、工事延長が65メートル延びて、175メートルとなり、合わせて動力線の一本について、電気抵抗を考慮し、埋設距離に適したものとするため、径を太くする等の変更が生じたものでございます。

以上でございます。

- 議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第14. 議案第13号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第13号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）を議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（下森 博之君） それでは、議案第13号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）、去る2月21日に、選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。
- 議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 議案第13号について御説明をいたします。

指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。公の施設の名称は津和野町グラウンドゴルフ場でございます。指定管理者となる団体の名称は株式会社石西者でございます。指定期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。公の施設の概要につきましては裏面資料のとおりでございます。

指定管理者制度につきましては平成25年4月1日から、非公募により制度を導入するもので、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を1年として株式会社石西社を指定管理者として指定するものでございます。なお、指定期間につきましては、すでに指定管理者制度を導入している道の駅等、他の施設の指定期間満了日に合わせ、平成26年3月31日までの1年間とするものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第15、議案第14号町道脇本沖線の路線認定についてより、日程第17、議案第16号町道岸田線の路線認定についてまで、以上3案件につきましては会議規則第37条の規定により一括議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第14号でございますが、町道脇本沖線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第15号でございますが、町道瀬戸上線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第16号でございますが、町道岸田線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは議案第14号町道脇本沖線の路線認定でございます。

本路線は地区住民の生活道として、また背後に農業関連施設や福祉施設を有し、その出入りに利用されているものでございます。延長140メートル、幅員4メートルの道でございます。起点が河村386番地先から終点河村505番地6までの道でございます。

続きまして、議案第15号町道瀬戸上線の路線認定でございます。

本路線は沿線に2戸の生活道として、また背後に津和野地区の第2配水池を有し、その管理道として利用されている道路でございます。延長400メートル、幅員4メートルでございます。起点、鷺原イ830番地3先から、終点、鷺原イ52番地2先までの道でございます。

続きまして、町道岸田線の路線認定でございます。

本道は沿線に4戸の生活道路として利用されている道でございます。延長84メートル、幅員4メートルでございます。起点、町田イ20番地12先から、終点、町田イ20番地13まででございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、議案第17号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第6号）より、日程第28、議案第27号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）まで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは9議案第17号でございますが、平成24年度津和野町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出それぞれ5,272万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ79億9,224万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第18号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ2,827万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ10億9,706万2,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第19号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ2,276万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億4,537万2,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第20号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ103万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ2億9,257万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第21号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ1,715万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ5億2,643万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第22号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出それぞれ5,982万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億8,014万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第23号平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1,353万8,000円とするものでございます。詳細につきましては教育次長から御説明を申し上げます。

議案第24号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ155万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ1億3,931万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第25号平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ211万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ1億905万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第26号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ3,266万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ5億2,014万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第27号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございます。収益的収入を527万5,000円減額し、予算総額7億3,998万5,000円、収益的支出を93万円減額し、予算総額7億3,998万5,000円とし、資本的収入を110万円減額し、予算総額1億4,626万4,000円とし、資本的支出を

119万4,000円減額し、予算総額1億6,582万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第17号を御説明いたします。

それでは、6ページをお開きください。第2条の繰越明許費でございます。まず、総務費のPCB廃棄物収集運搬事業でございますが、処理申請に対しまして受け入れ先の許可が4月以降になるということで、32万3,000円を繰り越すものでございます。

歴史的風致維持向上計画策定事業につきましては、国の認定が4月にずれ込むことによりまして、68万3,000円を繰り越すものでございます。終期は5月末を予定しております。

同じく、電算システム改修事業につきましては、メールサーバー機の納入が遅れることによりまして、1,270万4,000円を繰り越すものでございます。終期を6月末を予定しております。

衛生費の津和野町斎場敷地造成事業でございますが、工事で使用する2次製品の納期がおくれることによりまして、1,479万5,000円を繰り越すものでございます。終期を5月末としております。

土木費の町道新設改良事業でございます。これは工法等設計変更、あるいはJRとの協議が生じたために、町道4路線分を繰り越すもので、総額で9,662万6,000円を繰り越すものでございます。

教育費の公立学校施設整備事業でございますが、解体工事の工期延期のために、1億2,971万9,000円を繰り越すものでございます。終期を10月末を予定しております。

続きまして、第3表、地方債補正の変更でございます。

総額で6,180万円の減額補正をしております。詳細につきましては事項別明細の中で、御説明いたします。

それでは、歳出から御説明しますので、26ページをお開きください。お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので御参照いただければと思います。

まず、総務費の一般管理費でございます。共済費のうち、退職手当組合特別納付金4,219万1,000円でございます。これは今年度末で退職する職員5人分の追加分でございます。

1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金でございますが、益田翔陽高校が甲子園に出場するというので10万円の補助を計上しております。

財政管理費の積立金でございますが、財政調整基金に400万円を積み立てるものでございます。

32ページをお開きください。まちづくり政策費でございます。報酬としまして集落支援員を4名予定しておりましたが、実質3名で対応したため、1名減等によりまして187万円の減額をしております。需用費の消耗品につきましては、まちづくり協働会議あるいはシンポジウム等に伴うもので177万9,000円を計上しております。

負担金補助及び交付金のうち、過疎債のソフトを財源としました地域提案型助成事業費の精算に伴いまして、223万8,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、地域振興費でございます。

もう1枚めくっていただきまして、37ページの工事請負費でございますが、負担金や国庫補助金を財源にいたしまして、通信用の鉄塔整備工事の入札減によりまして、974万円の減額をしております。備品購入費につきましても同じく国庫補助金等を財源にしておりますが、移動用の通信無線機の入札減によりまして、543万8,000円の減額をしております。

繰出金につきましては津和野地区の告知端末機の入札減により、電気通信事業特別会計繰出金としまして157万5,000円の減額をしております。

生活バス対策費の委託料でございますが、鷺原及び吹野方面の路線変更がなくなったということで、バス運行业務委託料160万7,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費でございますが、高津川清流館管理費の需用費といたしまして、障害者支援施設としての利用に伴う消防設備の整備といたしまして63万円を計上しております。

それでは、48ページをお開きください。民生費の社会福祉総務費でございます。繰出金としまして国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計の繰出金、合計としまして423万8,000円の減額をしております。

老人福祉費でございますが、扶助費としまして、昨年12月に単価改正がありましたので老人ホーム措置費145万5,000円の増額をしております。

障害者福祉費でございますが、一枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金でございます。津和野町、吉賀町で総額300万円を定額割、人数割とで案分しまして、あゆみの里障害児デイサービスセンター建設費補助金158万2,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費でございます。委託料としまして、津和野幼稚園の途中入所者に対するもので、保育所運営委託料136万円を増額しております。

児童措置費の扶助費でございますが、特別措置法に係る子ども手当と対象者減に伴う児童手当の総額で290万5,000円の減額をしております。

それでは、58ページをお開きください。衛生費でございます。

保健衛生総務費でございますが、繰出金としまして、津和野町簡易水道事業特別会計繰出金と津和野町病院事業特別会計繰出金の合計で1,452万1,000円を増額しております。

予防費でございますが、委託料としまして、各種予防接種の受診者減によりまして、予防接種委託料272万8,000円の減額をしております。

斎場費でございますが、1枚めくっていただきまして、委託料としまして斎場増築工事設計業務の入札減で241万5,000円、斎場の造成工事測量業務の変更によりまして75万9,000円の合計で165万6,000円の減額をしております。

保険事業費の委託料でございますが、子宮がん乳がん等の検診者の増によりまして、検診委託料113万7,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、じんかい処理費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、負担割合の減によりまして、益田広域事務組合衛生費負担金217万9,000円の減。売却益が出たということに伴いまして、鹿足郡不燃物処理組合負担金161万5,000円の減、合計で379万4,000円を減額しております。

それでは、2枚はぐっていただきまして、農林水産業費でございます。

農業振興費の報酬でございますが、地域おこし協力隊2名分でございますが、採用が昨年8月でございましたので、128万5,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、委託料でございます。過疎債のソフト分を財源にいたしまして、地場経済の活性化を目的としました地産地消推進事業委託料の精算見込みといたしまして、125万円を減額しております。

工事請負費でございますが、県の補助金を財源としておりまして、農地有効利用と農地有効利用支援整備の工事箇所及び工事費の減によりまして、149万円の減額をしております。

負担金補助及び交付金のうち、新規就農等の実績に伴いまして、県の補助金を財源とした新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金として162万3,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、中山間地域総合整備事業費でございます。負担金補助といたしまして、過疎債を財源に排水路整備等の通常分が確定しましたことと、合併特別債を財源とした国の補正予算に伴う事業分の合計で592万円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費でございます。

委託料としまして県の補助金を財源とした作業道開設事業の入札減に伴いまして、森林整備加速化・林業再生事業委託料、109万2,000円の減額をしております。

負担金補助及び交付金としまして、これも県の補助金を財源としておりまして、作業路網の改良に伴う事業量の減により、森林整備地域活動支援交付金170万7,000円の減額をしております。

受託事業費につきましては、精算見込みに伴いまして、総額で425万9,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、町行造林事業費でございます。これも受託事業費と同じく、精算見込みに伴いまして総額で123万4,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、商工費でございます。

商工振興費の委託料としまして、社会資本整備総合交付金、過疎債のソフト分を財源としたまちなか再生総合事業設計業務等委託料の入札減によりまして、337万円を減額しております。

負担金補助及び交付金のうち、過疎債のソフト分を財源とした新商品の開発等の実績に伴いまして、個別商業包括的支援補助金198万5,000円の減額。同じく、過疎債のソフトを財源としまして、町内限定利用の津和野町プレミアム商品券補助金の、これは実績に伴い400万円を減額しております。

2枚めくっていただきまして、土木費でございます。土木総務費の繰出金といたしまして、津和野町下水道事業特別会計繰出し金で247万8,000円の減額をしております。

史跡調査事業費につきましては精算見込みによります組み替えによって、総額で36万3,000円の減額をしております。

2枚めくっていただきまして、84ページをお願いします。道路維持費でございますが、委託料としまして、除雪作業の実績に伴いまして除雪作業委託料310万円を増額しております。道路新設改良費でございますが、社会資本整備総合交付金や公共事業等債等を財源といたしまして、町道6路線の精算として、総額1,002万1,000円を減額しております。

それでは、92ページをお開きください。

消防費の災害対策費でございます。備品購入費といたしまして、合併特例債を財源としたFM装置放送設備及び多機能ラジオの入札源によりまして、314万円を減額しております。広域市町村圏事務組合消防費でございますが、1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金でございます。

過疎債を財源とした無線のデジタル化、あるいは消防車の購入等の入札減によりまして、広域市町村圏事務組合消防負担金946万2,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、教育費でございます。

教育諸費でございますが、委託料としまして、1枚めくっていただきまして、スクールバス運転委託料でございます。木部中学校の統合に伴うスクールバスの運行が確定しましたので、461万7,000円を減額するものでございます。

設計監理委託料としまして、青原小学校屋内運動場の設計監理業務の入札減によりまして、463万1,000円を減額するものでございます。

それでは、108ページをお開きください。

下段の公民館費でございます。1枚めくっていただきまして、工事請負費でございますが、電源立地交付金を財源といたしました左鎧公民館と小川公民館の屋根の改修工事に伴います入札源により、103万2,000円を減額しております。

それでは、124ページをお開きください。

公債費でございます。まず、元金につきましては、10年経過の利率見直しという借入れをしております、その元金部分と寺田改良住宅の入所状況に伴う繰り上げ償還分を合計いたしまして、215万9,000円を計上しております。

利子におきましては、10年経過利率見直し分に係るもので、20万円の減額と、一時借入金利子を87万円減額しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、12ページをお開きください。

まず、地方特例交付金でございます。

これは、住宅取得控除及び児童手当控除分の減税に対する補填分が確定しましたので、470万3,000円を減額しております。

地方交付税につきましては、平成24年度分が現段階において確定しましたので、5,758万4,000円を計上しております。

なお、国のほうであと、調整率分が今、計算されてますので、その分が追加になると思います。

分担金及び負担金の総務費負担金でございますが、携帯電話基地局建設に伴います入札源によって、携帯電話基地局建設業者負担金116万円の減額をしております。

使用料及び手数料の教育使用料でございますが、郷土館を初めとしました各施設の入館料の減に伴いまして、総額で427万5,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金の民生費国庫負担金でございます。

児童手当負担金として対象者の減、並びに国、県等の負担割合の変更が生じたので、628万9,000円を減額しております。教育費国庫負担金につきましては、青原小学校の屋内運動場建設に伴い、623万4,000円を増額しております。

総務費国庫補助金では、携帯電話基地局建設に伴います入札減によって、情報通信格差是正事業費補助金1,058万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、土木費国庫補助金でございます。

町道新設改良に伴います精算により、社会資本整備総合交付金629万円を減額しております。教育費国庫補助金のうち、青原小学校屋内運動場建設に伴うもので、学校施設環境改善交付金2,384万6,000円を増額しております。

県支出金の民生費県負担金でございますが、児童手当負担金として負担割合の変更に伴うもので、145万7,000円を増額しております。

農林水産業費県補助金のうち、1枚めくっていただきまして、上段でございますが、新規収納等の実績に伴いまして、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金184万9,000円を減額しております。

林業費補助金のうち、作業道の開設事業の入札減等によりまして、森林整備加速化林業再生事業補助金161万5,000円の減額をしております。

財産収入の物品売り払い収入でございますが、安野光雅美術館のグッズの売り上げ収入としまして、570万円を増額しております。

不動産売り払い収入でございますが、土地の売り払い収入並びに建物売り払い収入につきましては、寺田改良住宅の有償譲渡によるものでございまして、町有地の売上収入が278万9,000円、町営住宅売り払い収入が20万5,000円を計上しております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金でございますが、津和野地区の告知端末器の更新として、財源充当しておりましたが、繰り戻すということで、2,900万円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、減債基金繰入金でございます。

畑迫小学校の屋内運動場の繰り上げ償還に伴うものに、財源充当しておりましたが、2,000万円を繰り戻すもので、2,000万円の減額をしております。

諸収入の林業費受託事業収入でございますが、公社造林事業の精算に伴いまして、425万9,000円の減額をしております。

雑入でございますが、建設課分につきましては、過年度公共土木施設災害復旧費分で274万6,000円を計上しております。

町債でございますが、まず、総務債の過疎対策事業債では、携帯電話の基地局建設に伴う入札減によりまして、電気通信施設事業410万円の減と、地域提案型助成事業補助金等の精算により、過疎地域自立促進特別事業340万円の減額で合計750万円を減額しております。

衛生債につきましては、斎場増築工事設計業務の入札減によりまして、合併特例140万円の減額をしております。

農林業債の過疎対策事業債では、県の負担金であります中山間地域総合整備事業の確定に伴いまして、990万円の減額と地産地消推進事業費の精算見込みにより、130万円の減額の合計1,120万円の減額をしております。

公有林整備事業につきましては、精算により、150万円の減額をしたものでございます。

一般単独事業債では、林道奥殿線を合併特例債に起債を振りかえましたので、670万円の減額をしております。

合併特例は林道奥殿の振りかえ分と、中山間地域総合整備事業の国の補正予算に伴うもので、1,060万の増額をしております。合計で390万円の増額でございます。

1枚めくっていただきまして、商工債でございます。

町中再生事業やプレミアム商品券の精算に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業490万円を増額しております。

土木債でございますが、公共事業等債につきましては、町道栴井谷線等、ほか4路線を合併特例債に起債を振りかえましたので、350万円の減額をしております。

一般単独事業債では、道路橋梁整備事業と合併特例でございますが、町道3路線と県道3路線、これを合併特例債に振りかえたことによるもので、合計で170万円を増額しております。

消防債の過疎対策事業債でございますが、コミュニティFM分を合併特例債に振りかえたものと消防デジタル化等の負担金でございますが、入札減によって1,760万円の減額としております。一般単独事業債としましては、コミュニティFM分の振りかえ分として、640万円を計上しております。

教育債の過疎対策事業債としましては、伝建地区等に伴う精算で20万円の減額をしてしております。

緊急防災減債事業としましては、青原小学校屋内運動場建設工事に伴います補助金のかさ上げがありましたので、起債を3,580万円減額したものとしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 議案第18号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

歳出より説明いたします。

14ページをお開きください。総務費の委託料22万1,000円は、国庫負担割合延長に伴いますシステムの改修委託料であります。

続きまして、16ページから23ページになりますけども、保険給付費の各負担金及び補助金交付金ですが、これにつきましては、それぞれの実績給付見込みによる増減であります。

24ページをお開きください。高額医療費共同事業拠出金の1,607万6,000円減につきましては、確定によるものでございます。

26ページ、特定健康診査等事業費の委託料185万7,000円減であります。特定健診の受診見込み者数が、予想より下回ったためであります。

28ページ、疾病予防費の委託料51万5,000円減につきましては、1日ドック、肺ドックの実績の減によるものであります。

同じく、負担金補助金及び交付金の20万円減であります。健康を守る会の2地区においてですね、健康を守る会が、結成ができなかったということによりまして、減額しております。

34ページ、予備費でございますが、1,473万6,000円を減額計上しております。

続いて、歳入に移ります。8ページをごらんください。

国民健康保険税の956万9,000円、ございますが、収納率の伸びに伴う増額であります。

同じく8ページから10ページになりますけども、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金は、確定等による増減でございます。

12ページをお開きください。財政調整基金繰入金、これにつきましては、2,799万9,000円ほどの減額であります。（「増額増額」と呼ぶ者あり）済いません、増額であります。大変済いません。

続きまして、議案第19号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳出より説明いたします。歳出12ページをお開きください。済いません、12ページからではありますが、16ページをお開きください。

介護認定審査会費の81万5,000円の減であります。認定調査、訪問調査の実績見込み減による委託料負担金等の減額であります。

続きまして、18ページから31ページになりますが、負担金補助及び交付金、各分につきましては、保険給付費、それぞれの実績見込み、給付見込みによる増減でこれもあります。

32ページをお開きください。基金積み立ての1,946万円減でございます。保険給付費の伸びにより、予定していました基金積み立てを取りやめたものであります。

34ページから37ページになりますけども、地域支援事業の各委託料の減額は、事業実施回数並びに参加者数等の実績見込み減によるものでございます。

40ページをお開きください。予備費として、404万8,000円の減額を計上しております。

続きまして、歳入に移ります。8ページにお戻りください。

国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、繰入金の増額につきましては、歳出で説明しました保険給付費の伸びに伴うものでございます。

10ページをお開きください。総括的支援事業、任意事業繰入金の308万円減額ですが、歳出で説明しました事業実績見込み減によるものでございます。

以上です。

続きまして、議案第20号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

歳出より説明いたします。10ページをごらんください。

広域連合納付金の123万7,000円でございますが、保険料の収入増によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。8ページをごらんください。

保険料の123万7,000円の増でございますが、昨年4月からですね、後期高齢のほう、保険料をアップしておりますので、その増額によるものでございます。

繰入金の一般会計繰入金の減額及び雑入の増額につきましては、平成23年度療養給付費負担金の確定によるものでございます。

以上であります。

○14番（後山 幸次君） 議長、（ ）番。

○議長（滝元 三郎君） はい、14番。

○14番（後山 幸次君） 暫時休憩をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 暫時ですか。

○14番（後山 幸次君） 休憩をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 休憩を、暫時で。

○14番（後山 幸次君） 休憩をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 暫時ちゅうわけにもいかんが。もうちょっとで切りがいいですが、あれですか、疲れました。はい。

それでは説明の途中でございますが、10時30分まで、後ろの時計で、休憩といたします。

午前10時21分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明を続けます。

環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） それでは、議案第21号の御説明を申し上げます。

4ページに、第2条をお開きください。

繰越明許費でございますが、事業名は中座地区下水道管敷設工事に伴う配水管移設工事で、1,092万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

終期につきましては12月末を予定しております。

内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

5ページの第3表地方債の補正でございます。

借入限度額を2,450万円減額し、1億3,290万円とするものでございますが、理由につきましても、後ほど説明させていただきます。

13ページ、歳出をお開きください。水道管理費の需用費修繕料100万円の追加につきましては、豊稼や青原地区等での漏水修繕、また吹野地区での凍結防止工事、日原第2水源のポンプ修繕等によるものでございます。

役務費の手数料10万1,000円につきましては、長野ポンプ場に長らく残材として保管しておりました石綿管の廃棄処分を経費として計上させていただくものでございます。

委託料につきましては、入札減及び実績による減額でございます。

工事請負費につきましては、下水道工事に伴う移転補償工事のうち、精算見込みにより131万5,000円の増額となりましたけれども、町道笹ヶ谷線及び県道津和野田万川線の道路改良工事が中止となったため、配水管の移転工事費188万9,000円の減額、また国の経済対策補正として、下水道事業費、事業範囲内の増によりまして、移転補償工事費として1,092万円の増額がございまして、差し引き1,038万4,000円の増額とするものでございます。続きまして、公課費でございまして、消費税の確定により、7万9,000円の減額とするものでございます。

15ページの施設整備費でございまして、設計調査業務委託料につきましては、統合整備事業に伴うもので、入札減や精算等により170万1,000円の減額とするものでございます。

工事請負費につきましては、補助対象事業費のうち補助金カットに伴い、瀬戸浄水場の遠隔監視装置や県道津和野田万川線への埋設等、次年度以降に繰り越したことや、入札減、精算見込み等により、2,625万2,000円の減額とするものでございます。

17ページ、お開きください。償還金利子及び割引料利子につきましては、借入金の利率低下等によって減額とするものでございます。

それでは、11ページ、歳入をお開きいただきたいと思います。使用料の給水収入の現年度につきましては、実績見込みにより119万7,000円の減額とするものでございます。水道国庫補助金につきましては、補助額の確定に伴い、595万8,000円の減額でございまして、

一般会計繰入金927万3,000円の増額につきましては、主には管理費充当分699万4,000円で、そのうち631万円につきましては、下水道工事に伴う配水管移転補償工事分でございます。

雑入につきましては、503万6,000円の増額としておりますが、主には下水道の今年度事業に伴う移転補償費の精算分172万2,000円に加え、経済対策補正工事に伴う移転補償費419万6,000円で、591万円8,000円の増額、残りは落雷による建物共済等の確定によるものや、道路改良工事に伴う移転補償費の精算見込みに伴うものでございます。

町債につきましては、統合簡易水道事業費の確定に伴い、借入額を2,450万円の減額とするものでございます。

続きまして、議案第22号の説明をさせていただきます。

4ページ、第2表繰越明許費をお開きいただきたいと思います。事業名は「中座地区下水道管敷設工事」で、6,825万円を翌年度に繰り越すものでございますが、国の経済対策補正による交付金を活用し、事業の促進及び早期発注を図るもので、終期を12月末と予定してございます。

5ページの第3表地方債補正につきましては、借入限度額を2,450万円増額し、2億860万円とするものでございますが、理由につきましては、後ほど説明させていただきます。

13ページ、歳出をお開きいただきたいと思います。

管架費の委託料39万3,000円の減額につきましては、中継ポンプ点検清掃業務で入札減、精算によるものでございます。処理場費の委託料45万5,000円の減額につきましては、星の子ステーションの汚泥運搬業務について、実績見込みによる減でございます。

15ページをお開きください。施設整備費の工事請負費につきましては、単独分の、主には舗装復旧に係るもので、一部で町道維持工事の側溝整備等に合わせ、全面舗装復旧としたところが減になりましたので、832万2,000円の減額といたしましたが、国の経済対策補正により、新たに6,405万4,000円の増額をしたことにより、差し引き5,573万2,000円の追加計上をし、引き続き町田、中座地区において供用開始区域の拡張を図るものでございます。

補償補填及び賠償金の補償金591万8,000円の増額につきましては、水道配水管の移転補償費で、精算見込みによる増額、172万2,000円、経済対策補正に伴う工事地内の移転補償費として419万6,000円の追加をさせていただくものでございます。

16ページ、お開きください。

償還金利子及び割引料の利子につきましては、借入額の確定及び利率の低下により、67万6,000円の減額とするものでございます。

それでは、11ページ、歳入にお戻りいただきたいと思います。

下水道事業負担金につきましては、当初の予定を上回る件数の加入が見込めますので、60万円の増額とするものでございます。

国庫支出金につきましては、国の経済対策補正に伴う交付金3,400万円を増額とするものでございます。

一般会計繰入金につきましては、加入分担金、消費税還付金等の増額や営業費の減額等により、247万8,000円の減額とするものでございます。

町債につきましては、設備の単独事業の減額分650万円と、経済対策補正分3,400万円の増額の差し引き2,750万円を追加計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 続きまして、議案第23号平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

10、11ページをお開きください。

歳出のほうであります、小藤育英奨学金の基金積立金といたしまして15万6,000円、津和野育英奨学金基金につきまして、同じく積立金34万7,000円をそれぞれ積み立てるものであります。

前のページ、8、9ページのほうですが、歳入、それぞれの基金で小藤のほうで15万6,000円、津和野育英のほうで34万7,000円歳入ということですが、これは、繰り上げ償還が、それぞれあったものであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） それでは、議案第24号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

10、11ページをごらんください。歳出のほうで、使用料及び賃貸料で160万円ございます。

支障移転工事等に伴うものは、町のほうが共架等の申請をしておる関係で、町のほうに補償費が入ってきます。これは、県とか町とかから入ってくるんですが、これが160万円増額になると。ただし、実際にその移転工事をするのは、鹿足郡事務組合が行っておりますので、それを、借上料という項目で支出のほうをしていくという形で、160万円を計上させていただいております。

それから、備品購入費であります、これは津和野地域の告知端末の購入の入札減に伴いまして、315万円の減額ということになります。

続きまして、歳入のほう、前ページをごらんください。

告知端末の財源としましては、電気通信事業基金、一般会計からの繰入金と基金の繰入金で賄っておりますので、減額315万円に対しまして、それぞれ157万5,000円ずつの減額。

それから、雑入につきましては、先ほど申しました、県及び町からの支障移転補償費としまして、160万円が増額になるというものであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第25号平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。一般管理費の負担金及び交付金は、実績見込みによる減額分として17万3,000円を計上しております。12ページの予備費193万は、9,000円の減額となります。

歳入のほうの説明をいたします。8、9ページをごらんください。外来収入の227万7,000円の減額分は、実績見込みによるものであります。保健予防活動収入35万2,000円は、インフルエンザ等予防接種によるものです。

その他の収入の24万3,000円は、診断書等の増額分でございます。

雑入の56万2,000円の減額分は、住宅使用料の減額であります。

県補助金である医療費補助金の13万2,000円は、島根県地域医療再生計画事業費補助金で、非常勤医師の交通費の支援分であります。

以上でございます。

続きまして、議案第26号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

歳出をごらんください。10、11ページをお開きください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金4,208万6,000円の増額は、実績見込みであります。内訳としては、交付金2,709万8,000円と管理運営料1,498万8,000円を計上しております。

12ページ、13ページの訪問看護事業費の負担金補助交付金は、実績見込みとして、56万6,000円を計上しております。

14ページの予備費は、998万8,000円の減額となります。

歳入の8ページと9ページをごらんください。

入所者療養費、短期入所者療養費、通所療養費、室料、その他の収入については、実績見込みによるものであります。

その他収入135万6,000円は、利用者日用品収入、（ ）収入であります。

訪問看護収入542万2,000円についても、実績見込みであります。

続きまして、議案第27号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）を御説明いたします。

6ページの収益的支出をごらんください。

収益的支出の病院事業費用の給与費7万8,000円の減額は、給料、法定福利費、退職組合費によるものです。

経費の交付金は、実績見込みによる減額分として250万円を計上しております。

委託料88万2,000円においては、地方公営企業会計制度見直しによるシステム改修費の費用であります。

支払い利息の73万4,000円の減額は、企業債利息と基金振替運用分及び金融機関の一時借入金の借入利息分であります。

24年度の消費税及び地方消費税として、150万円を計上しております。

続きまして、収益的収入をごらんください。医療収益の入院収益、外来収益、その他の医業収益は、実績見込みを計上しております。

医業外収益の他会計負担金の505万9,000円は、企業債利子、職員給与、消費税、システム委託料等の一般会計の負担金であります。

その他、医業外収益の120万2,000円の減額は、患者外給食収益、診断書、おむつ代等によるものです。

7ページの資本的支出をごらんください。

資本的支出の建設改良費、機械及び備品購入費の119万4,000円は、食器洗浄機、( ) 機器、人工呼吸器の見積入札による減額分であります。

同じように、資本的収入の企業債借り入れ110万円の減額は、機器投入に伴うものであります。

以上でございます。

○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

それではここで、後ろの時計で11時まで休憩といたします。

午前10時46分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長(滝元 三郎君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### 日程第29. 町長施政方針

○議長(滝元 三郎君) 日程第29、平成25年度町長施政方針。

町長、お願いをいたします。

○町長(下森 博之君) 平成25年第3回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成25年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

さて、平成21年10月の町長就任から3年を超える月日が経過し、町民の皆様にご提供いただいた任期4年における最後の年度を迎えることとなりました。これまでの町政運営を振り返りながら、長年にわたって続いている過疎化が想像以上に深刻な影響を町に与えていることを実感しておりますが、合併後の重要課題であった財政再建の道筋において人口減少を食いとめるための地域活性化策を両立させていくことの重要性和困難を伴う現実に常に向き合い、模索しながらのこれまでであったと認めております。

こうした中、これまで政策として仕組みづくりを検討してまいりました町内各集落の維持・活性化を目的としたまちづくり委員会の設置を初めとする事業がいよいよスタートすることができましたことは意義深い一歩と位置づけております。

地域課題の解決と明るく元気なコミュニティーの形成、そして、住みよい住みたい集落の再生を図ることは全てのまちづくりの基礎をつくることに通ずるものとして捉えており、あわせて住民と行政の協働のまちづくりの仕組みを構築しながら、新年度においても関連予算等重点的に配分し、一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、本町には豊かな自然や文化、人情豊かな人々など、全国に誇るべき財産を有しており、これらを守り継承し、積極的にまちづくりに活用していくことが本町の発展に不可欠であることは言うまでもありません。

こうした中で、昨年度には内閣府において高津川や流域の森林など豊かな自然を活用するべく本町の活性化にとって重要な「森里海連環高津川流域ふるさと構想」特区計画、いわゆる総合特区を認定いただきました。そして、新年度においては、これまで準備を進めてまいりました国交省関連である歴史的風致維持向上計画が、さらには文化庁関連である重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされる見込みでありこれらの、計画認定は厳しい財政状況のもと有効的に国の資金を導入できることから、本町の今後のまちづくりにおいて重要な前進となるものと認めているところであります。

これらの計画に基づき、今後も続く財政再建とのバランスをしっかりと取りながら本町の活性化に鋭意努力してまいりたいと考えております。

財政再建については詳しくは後述いたしますが、これまで目標値とし掲げ努力をしてまいりました数値を達成することができました。これも議会を初め町民の皆様の深い御理解と職員とが一体となって取り組んできた行財政改革の成果のあらわれと感謝しております。

しかしながら、今後の歳入の減少を予測するとき改革の歩みを終える状況には到底なく、これまで準備をしてまいりました行政評価制度や人事評価制度を一刻も早く構築し、改革の精度をさらに高めながら、財政再建とまちづくり事業の展開の両立というバランスのとれた町政運営を進めてまいります。

その上で、今後も引き続き、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成25年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてであります。

本町の財政状況は、これまでの行財政改革の推進と健全な財政運営に取り組んできた結果、合併時には危機に直面しておりました財政構造から計画より1年早く脱却することができました。主要財政指標のうち経常収支比率が86.9%で前年よりわずかながら0.1ポイント下がり、実質公債費比率につきましても健全化判断基準の18%を割り込み17.2%と前年度より1.8ポイント改善され、平成24年度決算では16%前後になる見込みであり、好転傾向にあります。

また、地方債残高につきましても、将来に負担を残さないよう繰り上げ償還を積極的に行い、有利な地方債を活用するなど発行を抑えてきた結果、着実に減少傾向をたどっており、財政調整基金及び減債基金につきましても上積み実施してきております。

しかしながら、現下の経済情勢を反映して、人口減少と景気の低迷から確たる増額が期待できない町税の減少や津和野共存病院の療養病床休床に伴う普通交付税、特別交付

税の減額等により確実に歳入が落ち込むものと見込んでおります。本町は、歳入の約54%を占める地方交付税を初めとする依存財源に大きく左右される状況にあり、3年後の平成28年度には普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少が始まるなど、今後、厳しい状況が予想されますが、本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税を初めとする歳入の確保に努力をしてまいります。

平成24年度のふるさと寄付金は、2月末時点では287件434万5,000円となっております。制度が始まった平成20年度実績と比較いたしますと件数で約50倍と順調な伸びを見せており、昨年10月に立ち上げた「津和野クラブ」の会員増へ向けた取り組みとの連携を図るとともに、同じく昨年より結成された各地まちづくり委員会の財源確保策として連携を模索するなど、一層の推進をしてまいりたいと考えております。

また、平成20年度より当寄付金を積み立てた津和野ふるさと基金は1,550万円と一定の金額に達しましたので、今年度より、寄附された方々の意向に沿った活用を図ってまいりたいと考えております。

一方、歳出については、急速に進行する少子高齢化に対する扶助費等義務的経費や斎場の増築、町道改良、文化財整備等の投資的経費が増加することにあわせ、他会計への繰出金も増加する傾向にあり、平成25年度は財源の一部を基金に頼らざるを得ない状況となり、引き続き行財政改革を進め、限られた財源の有効活用にも努めるとともに、新政権の打ち出した日本再生に向けた緊急経済対策における本町への影響等を注視しながら事業を展開してまいります。

本年度予算の基本的編成方針についてであります。

新政権によるデフレ不況脱却を掲げた緊急経済対策が打ち出された中での平成25年度当初予算編成においては、景気回復の動きに足踏みが見られ、長引く景気低迷からなかなか脱出することができない状況のもと、いまだ国の動向が不透明であり、自主財源の根幹をなす町税や人口減、単位費用削減による地方交付税の伸び悩みなど一般財源そのものの大幅な増収が見込めないことから、引き続き一般財源を基本とした枠配分方式を採用し予算編成をすることといたしました。

平成25年度の重点施策といたしましては、定住対策と健康を柱として特に配慮したところがございます。

なお、配分枠予算を堅持する中で、事業費や事務量の増減要因を十分検証するとともに、決算監査並びに決算審査特別委員会の審査内容を踏まえながら、さらなる経費の節減に努め、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう成果重視の取り組みを推進し、後年度への影響にも配慮しながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中で、より効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところがあります。

こうして予算編成を進めた結果、平成25年度の一般会計予算額は、72億1,200万円で、前年度当初予算額73億6,550万円に対し1億5,350万円の減額、率にして2.1%の減、一般財源総額では50億8,240万5,000円となり、前年度一般財源総額52億5,838万2,000円に対し1億7,597万7,000円の減額、率にして3.3%の減額予算となっております。

行財政改革の推進についてであります。

本町の行財政改革につきましては、平成18年度に策定した津和野町行財政改革大綱実施計画及び集中改革プランに基づき、事務事業の見直しなど改革項目それぞれに推進スケジュールと数値目標を立て、全庁挙げて取り組みを進めてまいりました。

今年度につきましては、平成23年度に策定した第2次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、指定管理者制度導入などによる公の施設の管理運営方法の見直しや町税等収納率の向上など行財政改革の推進に取り組み、行財政基盤の強化と効率的な行政経営を図ってまいります。

行政評価制度につきましては、第1次津和野町総合振興計画に位置づけている事務事業及び町単独の補助事業など全評価対象事業の4分の3事業を今年度の評価対象事業として選定し行政評価を実施することとしており、行政評価制度研修会の開催や評価結果の検証などにより職員の意識改革を進め、より精度の高い制度の確立に努めてまいります。

職員の人材育成につきましては、津和野町人材育成基本方針に基づく職員研修の実施や人事評価制度の構築などを柱として、「質の高い行政サービスの提供による住民福祉の向上」の実現に向けて、職員の人材育成を図ってまいりたいと考えております。

住民協働のまちづくりの推進につきましてであります。

住民協働のまちづくりの推進については、平成24年度に町内12地域で組織化されたまちづくり委員会を支援するため、地域提案型助成事業等の支援策を継続して実施することで、地域課題の解決に努めてまいります。

また、今年度も平成24年度に引き続きまちづくりシンポジウムを開催し、住民に対する情報提供を積極的に行うことで、住民と行政の協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

男女共同参画社会の実現につきましては、津和野町男女共同参画計画に基づき設定した数値目標に対する進捗状況の検証を行うとともに、結果を関係各課へフィードバックして目標達成を目指します。また、島根県男女共同参画サポーターや公民館等と連携し住民に対する意識啓発を図り、男女が互いの人権を尊重し個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進してまいります。

税収対策についてであります。

平成25年度当初予算では、町税6億7,730万4,000円を計上しております。その内訳は、町民税2億3,716万1,000円、固定資産税3億7,332万2,000

0円、軽自動車税2,082万3,000円ほかであります。平成24年度当初予算と比較すると、引き続き経済低迷により伸びは期待できず、町民税においては1,508万4,000円、6.0%の減額としております。また、固定資産税についても伸びが見込まれず990万円、2.6%の減額としており、軽自動車税、たばこ税、入湯税と合わせた町税全体で2,003万6,000円、2.9%の減額としております。

地域経済は経済不況・労働不況の波の中で、依然として回復の兆しが見えず低迷を続けており、徴収が困難な状況も考えられますが、特に滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

住民保護行政についてであります。

消費者行政につきましては、詐欺や商品取引上のトラブル、不当請求・架空請求などで町民が被害者とならないために、ケーブルテレビや広報などを通じて、的確な情報を提供することにより消費者意識の向上を図りながら、より安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の自立支援に努めてまいります。

人権・同和対策につきましては、人を人として大切にし、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築くため、学校、地域、職場などにおいて、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に取り組みます。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、少子高齢化や人口減少の進行、地方分権の進展の流れの中で、地方を取り巻く社会状況は大きく変わりつつあります。行政がこのような社会状況の変化に的確に対応し、住民サービスの維持向上を図り、持続可能な地域社会を構築するためにも鹿足郡内はもとより益田圏域を含めた関係自治体との連携を一層強め、地域医療体制の整備・充実や幹線道路の整備促進、総合特区、環境問題、情報化、消防などさまざまな行政課題に対して広域的な視点から効率的な取り組みを積極的に進めてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてであります。

本町のまちづくり施策に関しましては、第1次津和野町総合振興計画にのっとり、「人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり」実現のため、引き続き町民の「一体感醸成」を図りながら、「住民参加の協働のまちづくり体制」の構築を行い、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

尚、第1次津和野町総合振興計画は、合併以来の本町まちづくりの指針と位置づけられるものであり、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としております。平成24年度においては、前期実施期間に当たる平成23年度までの検証とともに、後期実施に向けての見直しを行ったところであり、今後も計画の遂行をさらに図ってまいりたいと思います。

本町は、地場産業の衰退と就業機会の不足などを要因として、若者の都会への流出などによる人口減少や少子高齢化の進行、医師不足や限界集落発生への懸念、さらには買い物や交通不便対策など、早期に解決すべき多くの課題を抱えております。

こうした中、平成22年度よりソフト事業への充当が認められ拡充された、いわゆる過疎債につきましては、本町の過疎地域自立促進計画に基づき総合的な過疎対策の継続とさらなる充実・強化を図る上で大きな期待を寄せており、計画の現実に即した見直しも常に行いながら積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

まちづくり政策の展開に当たっては、幅広く人材を活用し、新たな発想や行動を本町に導入していくべく、積極的な取り組みを図ってまいります。

昨年度より総務省の地域おこし協力隊制度を活用し首都圏の大学生を町の職員として受け入れたIFJ（イノベーション・フォー・ジャパン）事業は、これまでの取り組みの検証を踏まえ、今年度からは社会人や東京からの専門家の短期派遣などによるサポート体制を構築し、より効果的な事業実施を図り、新たなプログラム「ファウンディング・ベース・プログラム」として町の活性化に対してさらなる成果を生み出してまいりたいと考えております。

その他、地域おこし協力隊制度を活用した人材登用は、農林課にて3名、商工観光課にて1名、津和野高校支援に1名を予定しております。

また、まちづくり施策を円滑に展開していく上では、効果的な情報発信が重要と考えております。昨年より開始したサンネットユーザーを対象としたメールマガジンであります。企業経営や商売、まちづくりにかかわるお役立ち情報をさらに充実し、民間活動支援を推進してまいります。

定期的な津和野町内の祭事やイベントの情報発信と、会員サービスの特典をつけ、昨年10月より会員募集を始めました「津和野クラブ」は、津和野町出身者やふるさと納税者、イベントや業務等を通じ御縁をいただいた方々を中心として、現在会員数254名で運用を開始しているところであります。

会員数としてはまだまだの状況ではありますが、今後も、ホームページやフェイスブック、町内イベントや町内の方々を通じた出身者や知人への方々への働きかけ等を行い、会員数の増大を図ってまいりたいと考えております。

そのためにも町内事業者の方々にも参画をしていただき、おもてなしの心を持った、より魅力あるサービスの提供が拡大できるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

また、文京区との相互支援協定やNPO街ing本郷（本郷地区商店会）との連携を機に、民間レベルにおける本町特産物の取引へ向けた機運も出てまいりましたので、継続的な取引の実現と、観光、定住、高校生募集など、津和野町の情報発信の拠点となる営業所開設に向けた調査・検討についても行ってまいりたいと考えております。

以下、第1次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べてさせていただきます。

第1章、ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり。

自然環境についてでございます。

一昨年に発生した東日本大震災は、自然の脅威とそれに対する人間の無力さを痛感させられる災害でありましたが、人災とも言える原発問題も含め、改めて、人間が地球環境に敬意を持ち、後世につけを残すことのない自然と共生を図った生き方を進めることの意義が問われたとも受けとめております。

それはふるさとの自然を守り育てることの意義を再確認させてくれるとともに、やがては本町の振興にとっても貴重な財産となるとのまちづくりの観点からも重要と認めるところであります。

平成25年度におきましても、津和野町エネルギービジョンに基づきましてバイオマス事業に対する取り組みを強化するとともに、太陽光エネルギーの促進等を図りたいと考えております。

地球温暖化対策については、CO<sub>2</sub>削減に向け事業所や家庭生活における日々の電気や燃料消費量の節減、ごみの減量等による積み重ねが重要であり「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として町民の皆様に行動の輪を広げていただけるように推進してまいります。

町並みの整備についてであります。

景観保全・景観づくりにつきましては、町景観計画に基づき、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承、身近な景観づくり、町民・事業者・行政・関係者の協働推進を目指し、建築行為等に関しての一層の理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、重要伝統的建造物群保存地区保存事業、歴史的風致維持向上計画など役場内各部署が取り組む事業については、横断的な連携の上に立った事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

本年度の主な取り組みにつきましては、平成26年度に着手予定のJR津和野駅周辺の整備事業に関する計画の策定、町サイン計画に基づく観光案内版等の計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

環境衛生についてであります。

高津川が1級河川水質調査結果において日本一の常連となりつつあることは「森里海連環高津川流域ふるさと構想」特区計画を推進する流域住民、自治体にとってまことに喜ばしいことであり、励みにもなっているところであります。

高津川の流域全ての河川がより一層美しく、親しみが持てるようにするには、流域全体でごみの不法放棄や水質浄化に対する住民の皆様と連携しての取り組みが不可欠であり、その方策として津和野地区における下水道整備事業での供用開始区域拡張とともに

に下水道認可区域外地区での合併処理浄化槽の設置補助事業の推進、さらには水質浄化や環境保全に平素から取り組み貴重な活動をされておられる住民、団体への支援をしてまいります。

しかしながら、下水道の加入人口率は依然として低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには加入率の向上が重要な課題となっております。既に供用開始区域となっている地区の皆様には何とぞ御理解と御協力のもと早期加入をいただきますことをこの場をおかりし、よろしくお願い申し上げます。

斎場の管理運営につきましては、開設当初から比較しますと利用形態が大きく変わり、約7割の方が斎場で葬儀を行っておられます。従来から利用者より要望の強かった利便性の向上を図るため、昨年度造成工事を行い、本年度は式場等の増改築工事に取りかかり、年度末の完成を予定しているところでございます。

道路と交通についてでございます。

町内における道路の整備や維持管理につきましては、県事業とあわせ、効率的、計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や産業活動が円滑に行われるよう進めてまいりたいと考えております。

まず、県道等の整備につきましては、改良工事2路線、県営林道開設事業2路線を予定しております。その他町負担金を伴わない事業につきましても、県と連携し整備促進に努めてまいります。

町道の整備につきましては、社会資本整備交付金等、各種交付金事業を活用し、継続6路線、新規2路線の計8路線の整備を中心に進めてまいりたいと考えております。また、日原市街線・旭橋耐震補強調査設計業務並びに橋梁アセットマネジメントシステム維持管理計画の策定を行い、安全面での徹底についても図ってまいりたいと考えております。

交通対策については、町が委託している町営バスや乗り合いタクシーは、町内の大部分をカバーするまでになってまいりましたが、利便性の向上をさらに図るため一部ダイヤを組みかえてスタートすることにいたしました。新規路線といたしましては、四本松から長野を結ぶ路線を加え、月2回の運行を開始します。

JR山口線は、3月のダイヤ改正が発表され、利用率の低い日中の便を中心に減便運行される見込みとなりました。不便を感じられる利用者もおられることから、町といたしましても皆様の声を代弁し必要に応じて解決に向けた取り組みを行ってまいりますので、御意見をいただきたいと考えます。

住宅についてであります。

住宅政策は、定住の重要な要件となるものであり、若者向け、高齢者向けあわせ、さまざまな角度から新築、改修を含め検討してまいりたいと考えております。平成24年度より取得した雇用促進住宅は、消防署員の待機用住宅として、あるいは地域おこし協

力隊制度にて来庁した職員の住宅としてなどさまざまに活用しておりますが、今後も入居者をふやすべく努力をしております。

また、平成24年に策定する公営住宅長寿命化計画に基づき、新年度は青原団地ストック改善工事を行う計画としております。今後も計画に従い順次改善を図ってまいりたいと考えております。

生活用水についてであります。

安全で安定した生活水の確保に向けては、施設の改善や管理の充実に努めるとともに、津和野町簡易水道事業総合計画に基づき、懸案でありました福谷地区への給水区域拡張事業の実施と津和野地区簡易水道統合整備事業を推進してまいります。

消防・防災についてであります。

自然災害の恐ろしさを見せつけられた東日本大震災を経て、災害に強い安心・安全なまちづくりが全国各地で進められております。風水害等の自然災害の態様も複雑多様化している中で、災害から住民の生命・財産を守ることが行政としての最大の責務であると認識しております。

災害はいつ起こるか予測することができないため、何よりも重要なことは、被害をいかに小さく抑えるかという減災の視点であり、家庭や地域における取り組みが欠かせないものでありますので、住民と行政が連携して災害に備える防災体制の強化に向け積極的に取り組んでまいります。そのためにも、今後、国や県において示される新たな計画などとも随時整合性を図りながら防災計画を実効性の高い計画にしてまいります。自主防災組織につきましても、さらなる組織形成に向け引き続き支援を行ってまいります。

また、消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと予防消防の徹底を図るとともに、地域の防火防災活動の中心的役割を担っている消防団員の技能の向上と研さんのためにも消防訓練場の整備や消防車両、消防資機材の充実など総合的に強化を図ってまいります。あわせて、県並びに広域消防における救急無線デジタル化につきましても引き続き支援をしております。

地籍調査についてであります。

地籍調査事業については、過疎高齢化等を理由とする境界不明地域の広がりを考慮すると、引き続きさまざまな事業を活用し進捗率を上げていかなければなりません。

平成25年度事業としては、一筆地調査として相撲ヶ原地区、内美地区、笹山地区を、測量業務として豊稼地区、相撲ヶ原地区、富田の地区を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年に引き続きミニ国事業として日原地区を予定しております。

情報通信についてであります。

ケーブルテレビ事業につきましては、鹿足郡事務組合に引き継がれて3年目を迎えます。吉賀町を含めた情報共有体制は順調に推移しておりますが、益田市を含めた情報共

有につきましても、島根県ケーブルテレビ協議会で構築している連携線の整備を進めながら、双方で番組共有を図り推進してまいりたいと考えております。

携帯電話の不感地域の解消については、平成24年度より町が事業主体となって整備を進めておりますが、御要望をいただいている残る地域につきましても継続して不感地域解消に向け整備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、第2章、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりでございます。

教育文化の振興につきましては、引き続き津和野町教育ビジョンで掲げているスローガン「学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり」に基づき、次代を担う人材の育成に努めたいと考えております。

学校教育についてであります。

学校教育につきましては、平成23年度は小学校、平成24年度より中学校で、新たに改訂された学習指導要領に基づく教育が実施されております。小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得と、その活用力・応用力の育成に引き続き努めてまいりたいと考えております。

平成24年度より学校指導主事の県派遣を受け、生徒指導や学力向上対策等への対応に向けて力を入れており、平成25年度津和野町学力向上プロジェクト（TGP25）として、ICT機器の効率的な活用と東京大学との連携による協調学習の実践など、言語活動の充実を図り、学ぶことへの意欲を高める事業を引き続き展開していきたいと考えております。

また、平成24年度より課を横断して取り組んでいる「0歳児からの人づくり」事業も、各部署でできる取り組みから進めることとしており、まずは学校教育と図書館とが連携した絵本の読み聞かせや貸し出し事業を中心に、乳幼児から本に親しむ環境をつくることと同時に、アウトメディア対策にもつながる取り組みを行ってまいります。

さらに、就学前の全児童を対象として、相談支援ファイルを作成・交付し、保護者の子育てへの関心を高めていきたいと考えております。あわせて、新たに出生された乳児に対し、絵本をプレゼントするブックスタートを始めたいと考えております。この活動は、早くから本に親しむ機会をつくるとともに、赤ちゃんが絵本を介して保護者との心触れ合う時間を持つきっかけをつくることができ、保護者と子供とでお互いの情緒の安定につながるものと考えております。

平成24年度で作成した郷土副読本（歴史編）を授業に活用するとともに、ふるさとの自然についての興味・関心を持ち、ふるさとへの愛着を高めるため、低学年向けの郷土副読本（自然編）を作成いたします。

学校図書館の活用につきましては、県の子ども読書活動推進事業を継続し、学校図書館の充実を図り、読書活動を積極的に推進したいと考えております。

いじめや不登校等の問題を抱えている児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をしてまいりたいと

考えております。また、特別支援教育の推進やALTの活用・充実等に努めるとともに、学校給食については、食品の安全性に関心が高まっている中、衛生管理の徹底に努め、地産地消の推進とアレルギー対応食の実施の徹底など、安心して安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、環境整備においては、引き続いて青原小学校体育館の改築工事を行うとともに青原小学校校舎の耐震化工事に向けて進めてまいりたいと考えております。

津和野高等学校支援係については、平成25年度より教育委員会部局から町長部局に移管し、支援コーディネーターを設置するなど体制強化を図る計画であります。一方で、従来からの町内中学校と津和野高校との間で築いてきた関係を引き続き強めることは重要であり、中学生への学力向上推進事業（土曜塾）、職場体験を中心にしたキャリア教育の推進等、今後も中高連携に取り組みたいと考えております。

社会教育についてであります。

社会教育につきましては、地域住民のよりどころである公民館を機軸に身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決していく場として公民館活動の充実を図り、地域の拠点としての公民館づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、地域の教育資源「ひと・もの・こと」の活用や地域住民が学校教育に主体的にかかわることを通じて、地域の共育力の醸成を図るとともに、学校、家庭、地域がパートナーとなって子供たちを育てていくため、津和野町「学びの協働」推進事業を引き続き推進していきたいと考えております。さらに、地域人材の発掘や公民館活動との連動性を高めながら家庭、地域の教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、子供たちが津和野を学び、津和野で活動することを通じ、ふるさとを肌で感じることができるような、津和野体感プログラムの開発に取り組みます。

社会教育につきましては、町民のスポーツへの一層の参加を促すとともに、個々のライフステージに応じた各種スポーツ活動を主体的・継続的に実施できるようにスポーツ環境の整備充実を図り、地域のスポーツ活動の活性化に努める一方で、従来からのスポーツイベントの見直しを検討してまいりたいと考えております。また、町内各種スポーツ団体間の交流を促し、小川地区に設立しました総合型地域スポーツクラブが他地区にも波及することができるよう、該当地区住民の方と一緒に相談をしながら進めていきたいと考えております。

このほか、図書館事業につきましては、情緒豊かな子供の育成を目指し、読み聞かせを中心とした読書会活動を展開するとともに、蔵書検索システムの活用により、公民館職員と協力して公民館での貸出事業をより充実・実施し、より身近な場所でのサービスの提供と、利活用の向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、新たに乳児健診等の機会に、絵本の読み聞かせを実施し、保護者への絵本の読み聞かせの仕方等もアドバイスできる体制も検討していきたいと考えております。

文化の振興についてであります。

文化財行政につきましては、平成22年度に策定しました津和野町歴史文化基本構想を基本に、鋭意保護・活用に努めてまいりたいと考えております。

津和野城跡につきましては、平成24年度より石垣修理のための調査事業に着手しており、できるだけ早い段階で整備作業道の工事に着手したいと考えておりました。しかしながら、工事予定地が県立自然公園内にあり、県自然環境課との協議の過程で、整備工事を行うためには、自然環境影響調査を実施する必要性が生じたため、先にその調査を実施し、その結果を待って工事に着手することとしております。また、整備工事に必要な石垣カルテの作成に着手したいと考えております。

また、旧堀氏庭園の旧畑迫病院については、解体工事に引き続いて修復組み立て工事を行いたいと考えております。さらに、完成後の活用のあり方について、活用計画策定委員会を立ち上げ具体的に検討してまいります。あわせて旧堀氏園庭の各施設の適切な管理運営を行うとともに、入館者の増に向けた取り組みの一環として、導線への案内看板の設置を行いたいと考えております。

伝建事業については、平成24年度で、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けるよう手続を行っております。選定後は、指定区域内の建物等の保存整備に係る補助制度を整備し、事業に着手したいと考えております。

そのほか、指定文化財を初めとした文化財や民俗芸能につきましても、これまで同様に保存・活用・継承に努めてまいります。

埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、城跡の整備作業道に関連する喜時雨遺跡の発掘調査を初め、町内で行われる各種工事に関連するもの、また、文化財保護を目的とした学術的な発掘調査も引き続いて実施し、調査結果につきましては報告書の刊行、現場説明会や発掘速報展等を通じて町民の皆様へ周知するなど、埋蔵文化財の保護への理解を深めていただくよう、努めてまいりたいと考えております。

文化施設のうち、津和野町郷土館については、冬季に新館屋根が雨漏りするなど、施設の老朽化が進んでおり、早急にその改修計画を立てる必要があります。具体的には、国の補助制度を活用するための計画を策定する必要があり、そのための事前調査に取り組む考えであります。

また、津和野町民俗資料館及び日原歴史民俗資料館については、引き続き今後の施設のあり方について検討を進めてまいります。

安野光雅美術館は、新作や、初公開の作品を中心に展示を計画しております。また、コンサートやトークショーなどこれまでと同様に文化事業にも積極的に努めてまいります。さらに、安野先生の文化功労者の顕彰を受け、安野先生の作品への関心がさらに高まっており、館外展等を通じ本町のPRや美術館の集客にもつながるよう、引き続き力を入れてまいります。平成25年度につきましては、現在のところ4月の明石市文化博物館、7月の佐川美術館を初めとして、全国で開催するよう調整しているところでございます。

この館外展にあわせ、安野光雅先生の全面的な御協力や主催者の協力をいただきながら、安野光雅美術館及び津和野町の観光情報の発信ブースも設置する予定であり、幅広く広報活動を行ってまいりたいと考えております。

森鷗外記念館は、平成7年に国内では唯一の森鷗外先生の顕彰及び研究施設として開館いたしました。このたびの森鷗外生誕150周年記念事業を一つの契機として、今後、森鷗外記念館協議会の委員の皆様にご協力をいただき、これまでの研究の成果や平成24年度に新たに購入した資料による企画展示を初め、森鷗外関係資料の収集と調査研究に努めていきたいと考えております。

また、平成24年秋には文京区においても森鷗外記念館が開館したところでありますが、鷗外ゆかりの北九州市も含め、お互いの研究やグッズの販売等、館同士で、さらに連携した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

桑原史成写真館は、これまで観光協会事務局が受付業務を行っておりましたが、平成25年度途中より事務所移転が予定されており、その後の管理体制の検討を行うとともに、移転された後の空きスペースで、イベント企画等の有効利用を図り、桑原先生の報道写真というテーマとあわせ、「記録」という写真が持つ本来の魅力を踏まえた親しみやすい展示を行いたいと考えております。

続いて、第3章、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりでございます。観光についてであります。

平成24年の本町への入り込み観光客数は119万人、宿泊客数は3万5,000人となり、東北地方への旅行の復活や東京スカイツリーの開業などの全国的な流れの中ではありますが、島根・山口両県の大型観光キャンペーン実施もあり、前年数値とほぼ同数となりました。

しかしながら、観光消費に関しましては、長引く経済不況の影響で、必ずしも入り込み客数を反映しているという実感にはほど遠いと考えております。経済情勢や多様な観光振興による地域間競争が激化する中、町観光協会を初めとする関連団体と幅広く連携を密にしながら、これまでの取り組みを確実に前進させるとともに、津和野らしいおもてなし、観光資源の磨き上げ・発信、旅行商品の開発・誘客など、魅力的な観光地づくりを推進したいと考えております。

3年間実施しました「森鷗外生誕150周年記念事業」につきましては、記念イベントや民間の皆様による関連事業の実施、メディアでの紹介頻度に恵まれるなどにより、津和野の知名度を相当向上させることができました。

さらに、鷗外終えんの地である東京都文京区とは相互協力協定を締結し、災害時の相互支援や文化・観光・経済などの交流を進めることとなりました。観光・経済面におきましては、既に文京区内への情報発信や地酒の取引など具体的に始まっており、今後は区民向けの交流ツアーや区民限定サービスなど具体的な商品造成、誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

本年は「SLやまぐち号」が、定期検査期間調整のため5月3日からの運行開始となるため、春休みから4月の間の影響が心配されますが、一方で、本年は山口線全線開業90周年を迎える節目の年でもあり、4月上旬の記念列車の運行や祝賀イベントを初め、通年的な観光利用も含めた誘客対策も実施してまいりたいと考えております。

また、本年秋には、太鼓谷稲成神社御鎮座240周年の奉祝行事が予定されており、島根県の「神々の国しまねプロジェクト」を活用しながら積極的に町のPRに努めてまいりたいと考えております。

観光情報の発信や町のPRにつきましては、観光協会との連携や相互補完をしながら、ホームページ、フェイスブックなどの地域SNSを活用したリアルタイムでの情報提供を充実させるとともに、町内外から多くの方々にかかわっていただき制作した「津和野町イメージアップキャラクター」を、あらゆる機会を通じて活用してまいりたいと考えております。

その他、広域的な取り組みに関しましては、益田広域圏、島根・山口両県での組織的なキャンペーン等、あらゆる機会や事業を活用し情報発信や誘客に努めてまいりたいと考えております。

商工業についてであります。

安倍内閣によるデフレ経済からの脱却を目指した経済政策、いわゆるアベノミクスにより株価の上昇、円安基調など、国内経済は期待感も含め活発化しつつあります。

しかしながら、過去の例からもこうした経済政策の影響が地方に及んでくるまでには一定の期間を要しており、地方の実体経済としては景気の回復基調がなかなか実感できないところであります。また、円安局面では原油価格の高騰や輸入原材料の上昇など、輸出中心の製造業も含め、地方の企業にとっては必ずしも全てが有利な状況であるとは言えないと考えます。

本町におきましては、地域の経済・雇用を支えてきた製造業・建設業での縮小・撤退や小売業の廃業が続いており、収入の確保、生活用品の購入など日常的な生活基盤の維持に困難を来す懸念が生じ、このことが定住促進への大きな障壁となっております。

以上のような厳しい環境の中ではありますが、商工団体や事業者との情報共有・連携を密にしながら効果的な各種行政施策を展開し、企業活動の円滑化、雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、中小企業金融円滑化法が終了するに伴い、新たに創設される島根県中小企業制度融資に対する町単独での信用保証料補給金の新設、また、従来の中企業融資利子補給金の対象資金範囲拡大の検討など、金融支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町単独補助金「個別商業支援包括的支援補助金」により新商品やデザインの開発、販路開拓、人材育成など各企業・商店が独自に取り組む活動に対する支援や、島根県との協調補助事業である「地域商業再生支援補助金」により、空き店舗を活用した商

店・飲食店等の新規開業支援や買い物不便対策などに努めてまいりたいと考えております。

プレミアムつき商品券は、過去4年間実施してまいりましたが、この間、商工会では消費者、事業者双方からのアンケート調査や業種ごとの売り上げ状況調査を行い、短期間での地元消費拡大のみならず、消費の町外流出防止や町外流出した顧客の引き戻し効果など、地元商店への波及効果は多大なものがあると認めているところであります。今年度におきましても町内消費の拡大等を図るべく、引き続き実施してまいりたいと考えております。

地域特産の津和野ブランド化推進につきましては、4年間の取り組みを通じて都市部のスーパーとの通年取引の実現や、地酒やイノシシ肉、アユなどの新たな取引も始まりました。引き続き、島根県ブランド推進課や町農商工連携ネットワークに加え、新たに文京区を御縁とした東京都内商店街組織とも深く連携を図りながら、取り扱い品目や取引数量の拡大に努めてまいりたいと考えております。

2年目に入る「まちなか再生総合事業」につきましては、今年度は伝統的な町屋1軒を「宿泊・体験・交流」などの機能を持たせた滞在型施設として改修・整備し、新たな観光資源としての活用を開始するとともに、ソフト分野に関しましては、次年度以降の施設整備へ向けた実施設計、運営システムの充実、新規サービス商品づくりなどに取り組んでまいりたいと考えております。

農林水産業についてであります。

我が国の農業は、デフレの影響等により農産物の価格が現状維持、または低下傾向と大変厳しい状況にあり、こうした中で農業経営者の約8割以上が高齢者で占める本町において、将来的に担い手の確保をいかに進めていくかが緊急の課題となっております。

このようなことから、新規事業として、U・Iターン者の新規就農研修者に対する助成制度、農業の担い手、生産グループ等が実施する県補助事業に対して町費の上乗せ助成制度、農産物直売所への野菜安定出荷のための小型パイプハウスの設置助成事業、津和野町内産の米の販売拡大を目的とし「津和野米」として実証販売するための経費等を予算計上しております。

これらの新規事業については、従来から農業の重点施策としている農林業生産額向上のための取り組み、農業の担い手、新規就農者の確保のための取り組み、有害鳥獣被害防止のための取り組みに関係するものであり、農家や林家の方々と思いを一つにして現状の課題を解決するとともに、中・長期的な展望に立った農林業施策の展開を図り、食と農のまちづくりを進めてまいります。

具体的な農業生産額向上のための取り組みとしては、平成22年度の農産物直売所の売上額を平成27年度までの5カ年で倍増させるために、栽培講習会や加工講座の開催、野菜等の地元集荷、売り場改善のための研修、地産地消コーディネーターの設置等を行

うとともに、さきに申し上げた新規事業として野菜栽培用小型パイプハウスの設置助成事業、「津和野米」の実証販売事業を計画しております。

農業の担い手、新規就農者の確保のための取り組みは、本町の受け入れ環境の整備を目的として、国の青年就農給付金事業の採択、町の基金を活用した新規農林業就業支援事業や津和野町農業担い手施設機械整備事業、町外就農希望者を対象とした農業実践プログラム等とともに、新規事業として、新規就農研修2年目まで生活費の支援を行う農業研修支援事業等を計画しております。

このほか、ヘルシー元氣米栽培における堆肥散布費の助成、農地流動化の助成、地域おこし協力隊の増員等、新規事業として、担い手農家の支援のために、認定農業者、農業生産グループ等が県単補助事業等により施設等を整備する場合に町費の上乗せ助成制度も創設をいたします。

林業生産額向上のための取り組みとしては、山の宝でもう一杯プロジェクト事業及び関連研修、簡易作業路開設、補修のための助成事業、高津川流域木材を使用した新築・改修等住宅に対する助成事業等を行うとともに、新規事業として、町有林資源を有効活用するための林業専用道の新設を行います。

このほか、国の森林整備加速化・林業再生事業や森林整備地域活動支援事業等による森林整備、町林業専用道開設や森林整備のためのアドバイザーの受け入れ事業等も計画をしております。

有害鳥獣被害防止のための取り組みは、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を最大限活用し、侵入防止柵を整備するとともに、国の事業対象とならない施設については町有害鳥獣被害防止施設整備事業で対応するとともに、シルバー人材センターによる里山整備事業の支援、鳥獣被害対策実施隊の活用、新規狩猟免許取得費や銃所持更新経費の助成、猟友会の活動支援等を継続して実施いたします。

水産業については、アユを初めとする水産資源の保全に努めるとともに、全国アユ釣り大会の誘致や水産資源を活用した商品開発等を支援をしております。

続いて、第4章、助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくりでございます。

定住施策の推進についてであります。

本町の人口減少は依然として続いており、人口増を望むのではなく、いかにして減少率を少なくするかが現実的な課題であります。そのためには、まず地域産業の後継者育成が近々の課題と考えており、この地域に引き継がれるべき産業を洗い出し、発展させる手段が必要です。

農業体験を通じたIターン者による農業後継者育成は手段の一つとして考え、つわの暮らし推進課を中心にして、農林課や他の課と協力して進める必要があります。また、U・Iターン者のみの視点ではなく、現在、津和野町で生計を立て、骨を埋める覚悟で

暮らしておられる若者の皆さんが、今後も安心して定着していただける視点からの定住対策にも力を入れてまいります。

また、定住対策を昨年度から引き続き重点施策と位置づけ、空き家登録情報の公開と物件調査を行っておりますが、昨年からはじめた自治会単位で空き家情報を発信していただくお願いに対して、件数が思ったほど伸びていない実情がございます。登録物件の数がふえることによって、定住希望者にとっての選択肢がふえ、今以上に定住促進につながるものと考えております。新規の住宅・アパート整備とあわせ、住環境の整備に今後でも取り組んでまいります。

定住奨励金制度につきましては、より効果を発揮できる制度を目指し、制度改革の検討を続けておりますが、結婚対策、少子化対策等をあわせ、官民協働による事業展開が実現をするよう努力をいたします。

次に、高齢者の皆様が本町で安心して健康に暮らしていただくことも重要な定住対策と認めております。24年度より着手したまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティの形成を目的の一つとしたものでもあり、新年度においても、さらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

また、一昨年より重点的な課題として、さまざまに新規事業に取り組んでまいりました健康づくり事業についても、引き続き推進をしてまいります。

こうした中で、平成24年度において整備に着手したグラウンドゴルフ場ではありますが、グラウンドゴルフは高齢者の方々が気軽に無理なく体を動かすことができ、健康づくりの面から大きな期待を寄せております。また、世代や男女問わず、障がいを持つ方でも一緒にできるスポーツでもあり、楽しくコミュニケーションを図ることによるレクリエーションの場づくりともなることから、心の健康にとっても大きな効果が得られると考えております。

グラウンドゴルフは全町にわたって競技人口が増加していることも鑑み、より身近に楽しめる場づくりを推進する観点から、新年度においても新たなグラウンドゴルフ場の整備を検討し、競技人口の輪をさらに広げながら、高齢者の皆様の定住対策を強力に進めてまいりたいと考えております。

益田市と締結した「定住自立圏の形成に関する協定」は2年目を迎えます。益田圏域の医療連携や地域医療体制の確立・維持を初め、高津川流域の資源を生かす取り組みなど、定住自立圏共生ビジョンに沿った事業に着手し、総合特区とあわせた高津川流域の活性化を図りたいと考えております。

保健・医療についてであります。

少子高齢化が進行する中、子供から高齢者まで、ともに元気で安心・安全に暮らしていただくため、町の健康づくりの指針となる「新健康つわの21計画」に基づいた健康づくり活動等は、平成25年度も積極的に取り組みたいと考えております。

推進に当たっては、国、県、津和野町で策定されているそれぞれの計画との整合性を図りながら、地域・関係機関・行政が一体となり、総合的な健康づくりを目指してまいりたいと考えております。

特定健康診査及び後期高齢者健康診査につきましては、引き続き受診率の向上と未受診者への受診勧奨に積極的に取り組み、健診結果報告会の開催や個別の保健指導を通じ、町民の健康管理の充実を図りたいと考えております。

なお、平成25年度より、尿酸・クレアチニンを健診項目に追加し、疾病の早期発見、治療に努めてまいりたいと考えております。

がん対策につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん検診を実施しております。子宮がん検診については、現在、細胞診検査のみの実施がありますが、平成25年度より細胞内のHPV遺伝子の有無を調べるHPV検査を併用し、検診の精度を高め、早期発見に努めてまいりたいと考えております。

母子保健対策につきましては、妊婦通院助成、一般不妊治療費等助成事業を引き続き実施し、経済的な負担の軽減を図りたいと考えております。

また、平成24年まで県が実施をしておりました「未熟児訪問指導」及び「未熟児養育医療給付」の業務については、県からの権限移譲により、平成25年度から町が事業主体で実施をいたします。

地域ぐるみの健康づくりにつきましては、津和野町健康で生きがいのあるまちづくり会議を中心に、公民館、地区健康を守る会、食生活改善推進協議会等の地区組織と連携を図り、地域住民の参画を得ながら活動を展開・支援し、さらなる健康づくりの充実を図りたいと考えております。

地域医療につきましては、指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、日原診療所、老健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっていただいております。医師不足等による厳しい環境の中、医療スタッフの皆様には本町の医療を守るため平素より献身的な取り組みをしていただいております。この場をお借りして改めてお礼を申し上げる次第であります。

今後は住民のニーズに応じて、医療・介護・福祉との一体的な連携を目指す地域包括医療・ケア体制の構築を進めることが重要であると考えており、地域包括医療・ケアの主たるフィールドである「在宅」を支援し充実させることが、津和野共存病院の機能を生かすことにもつながることから、在宅療養されている方や家族介護者等の生活の質を確保し、切れ目のないサービスを提供できる体制づくりを推進してまいります。

医師確保につきましては、地域医療の維持・継続のために引き続き医療法人橘井堂と連携し、関係する大学への派遣要請を行うほか、地元出身者などゆかりのある医師や、地元出身医師からの情報収集等あらゆる手段を講じて最大限の努力をしてまいります。

看護師等の医療従事者においても、看護大学や専門学校等を訪問し津和野町の医療現場を語るとともに、奨学金制度や住宅環境の説明を行い、引き続き確保に努めてまいります。

また、昨年度より開始した24時間電話健康相談サービス事業、CTスキャナの更新、電子カルテ導入により地域に信頼される医療の質とサービスの向上を図り、さらには、近隣病院や鹿足郡医師会と連携し、良質な医療が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

住民の救命率向上や後遺症の軽減を目的として、住民の皆様の安全・安心な暮らしをこれまで以上に実現するため、ドクターヘリが運航されておりますが、本年度においては、さらなる安全で円滑な運航に資することを目的とする島根県ドクターヘリ臨時離着陸場整備事業を予定しております。

高齢者の皆様が住みなれた地域で安心した生活を送れるよう支えていくための拠点となる地域包括支援センターとしては、高齢者がみずからの介護予防・健康増進に積極的に取り組むことで、要支援や要介護の状態にならないように支援をしていくとともに、地域とのつながりを持って、生きがいを感じながら、いつまでも生き生きとした生活を送れるように、介護予防を初めとする有効な事業を展開してまいりたいと考えております。

年々増加している認知症高齢者に対応して「認知症になっても住みなれた地域で、安心して暮らせる地域づくり」を目指し、町民の皆様の御協力を得ながら、本年度も認知症に関する啓発活動や早期受診に結びつけられる支援の充実等を重点的に実施いたします。

また、住民サービスの向上を第一の目的とする保健・医療・福祉の体制整備・充実のために、各業務において蓄積されている個々の情報を共有化し活用するシステム事業（仮称、医療・介護・包括統合データベース構築）を予定しております。

福祉等生活支援対策についてであります。

生活支援対策についてであります。いまだリーマンショック以降の急激な景気低迷による地域経済及び雇用環境の悪化が回復しておらず、また、高齢化の進展、離婚率の上昇から、生活保護受給者は増加の一途をたどっております。さらには、生活保護を受給する一歩手前の、いわゆる「ボーダーライン層」も増加しており、早急かつ適切に対策をとり、町民の不安を解消しなければならないと考えております。

こうした支援の中でも、生活保護制度は最後のセーフティネットとして適正に運用され、十分に機能することで、より町民の信頼と理解が得られると考えます。また、従前から取り組んでいる就労支援に加え、生活能力や就労能力に課題を抱えていることで就労に至っていない方々に対して、さまざまな社会体験の機会の提供など、就労意欲の喚起につなげるなどの取り組みをハローワーク等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

本町における生活保護については、申請件数については確実に発生しているものの、一方で高齢者の死亡による廃止や施設入所に伴う廃止、町外への移管等もあって、都市部に見られるような急激な増加はなく、むしろ微増から横ばいといった状態が続いている現状で、平成24年12月末現在の生活保護受給者数は53世帯66人（7.89パーミル）となっております。

また、本町における今後の保護動向については、新規の申請はあるものの、高齢者世帯が実に保護受給者の約62%を占めていることから、昨年同様の傾向が継続するものと見込んでおります。

生活保護業務は、経済的に厳しい状況であるからこそ、保護の目的である最低生活の保障と世帯の自立の観点から、一層、適正かつ厳格に実施していく必要があります。昨今の権利意識の高まりやプライバシー保護への配慮、保護受給者の多様化といったことから、事務所としても、より複雑な対応を求められることが予測されるところでございます。

生活支援係では、こうした状況に対応するために、国や島根県等の主催する各種の研修等への参加によって職員の研さんを図るとともに、継続して社会福祉主事の資格取得に努めております。また、警察や民生児童委員、社会福祉協議会等の関係する各種機関、さらには嘱託医、保健師、包括支援センター等、町内部の関係部署とも連携した対応を行うことによって保護者の支援の充実を図り、一層の町民福祉の実現に努めてまいり所存でございます。

高齢者福祉についてでございます。

介護保険制度の開始当時に比べ、介護度が軽度の方々を中心として要介護（要支援）認定者数は急増しており、今後も高齢者人口の増加により、介護保険制度の利用者はふえる見込みであります。このため、保健、福祉、医療等関連分野の間の連携を深め各予防関連事業の相乗効果を発揮できるようにするとともに、地域での町民の自主的な健康づくり活動を広げていく必要があると考えます。

本町の高齢化率は、平成25年1月末現在42.6%で、ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯が増加しており、家族がいても昼間は高齢者が一人になってしまう家庭も多く、家庭における見守りや介護力が低下しており、町民一人一人が心豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて、町民の皆様との協働や関係機関・団体等との連携のもと、多様な福祉サービスを展開することが必要となっております。

食の自立支援事業、すなわち配食サービスにつきましては、加齢に伴う心身の衰えや障がい、疾病などの理由で食事の準備が困難な方に対し、栄養バランスと健康状態に配慮した食事を居宅に届けるとともに、利用者の安否確認をし、健康状態に異常が見られるときには、関係機関等への連絡を行うサービスを継続してまいりたいと考えております。

なれ親しんだ地域でミニデイサービスを実施することにより、生きがいを持ち自立した生活の維持を図る目的で実施している地域住民グループ支援事業「お達者サロン」は、閉じこもり傾向にある高齢者の社会参加を促し、日常生活の維持・改善を図ることも大切にすることからも継続して実施してまいります。

65歳以上のひとり暮らし高齢者や重度身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、急病や緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として実施している緊急通報システム設置事業については、ケーブル電話の告知端末の活用や従前の機材を継続してまいります。

高齢者の社会参加と生きがい対策については、地域に根差した社会参加活動や生きがいづくり、地域を豊かにする活動、健康づくりを進める活動を行っておられる老人クラブの活動支援や助成に努めてまいります。

高齢者の就労対策事業として、おおむね60歳以上で就職が難しい方、一般の就職は望まないが経験や技術を生かして社会に役立ちたいと望む方々が集まる団体であるシルバー人材センターの活動に協力し、高齢者の就労活動支援と生きがいづくりの増進に努めてまいりたいと考えます。

医療バスについては、医療機関に通院する方について、復路の町営バス等乗車券についての助成制度の継続をしてまいります。

温泉利用助成についても、高齢者等の健康増進のため、引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

障がい者福祉についてであります。

障がい者支援についてであります。障がいのある人、障がいのある子供を取り巻く状況は年々大きく変わりつつあり、障がいの多様化の傾向が見られます。さらには、社会情勢の変化や価値観の多様化、障がいのある人とその家族の高齢化が進むとともに、人間関係の希薄化や核家族化を初めとする家族形態の変化により、介護、支援機能が低下しているなどさらなる取り組みが求められております。

そのような中で、本年4月からは、つわぶきの里が障害者総合支援法が適用される就労継続支援B型事業所への移行がなされるとともに、また、障がい児支援施設が町内において設立されるなど前向きな取り組みもなされ始めているところであります。

障がい者福祉については、障害者総合支援法の制度により、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うものであります。具体的には、障がいの種類（身体・知的・精神）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものであります。

また、制度の安定的な運用を目指し、サービス利用者を含め、みんなで支え合う仕組みを取り入れており、利用者は原則として利用料の1割を負担することになっておりますが、世帯や本人の収入によっては負担が軽減される制度となっております。町として

もこれまで、それぞれの障がいに応じた支援制度を実施しておりますが、これからも引き続き継続をしてみたいと考えております。

また、聴覚障がい者の利便性を高めるため、引き続き本庁舎に手話設置を行い、手話講座や手話通訳業務を引き続き実施をしてみたいです。また、手話派遣においても、引き続き緊急時にも対応できるよう実施をしてみたいと思います。

社会参加の促進については、養護学校卒業生等の受け皿づくりとして、就業支援組織、益田公共職業安定所との連携を図ってまいります。

その他、あゆみの里にも地域活動支援センターとして委託し、精神障がい者、知的障がい者の方々を中心に日中活動の憩いの場として提供していきたいと思っております。

地域生活支援については、日常生活に必要な用具の給付等の助成に努めてまいります。在宅支援へのサポートとして、ホームヘルパーの派遣支援等に努めてまいります。精神障がい者へのサポートについても、保健師の健康相談、医療通院助成について支援をしてみたいと考えます。日中一時支援、生活介護による施設への受け入れについても、利用者の状況に応じた支援をしてみたいと考えます。腎機能障がい者への支援については、引き続き通院助成を継続してまいります。

福祉タクシーについては、重度の障がいを持つ方で通院やバス利用が困難な方に対して、町内でのタクシー利用料金の一部を助成する制度を継続をしてみたいと考えます。

児童福祉についてであります。

児童福祉は、要保護児童の保護、救済といった限定的な制度から、全ての児童の健全な育成へと、その対象について変遷をたどってきましたが、これからは社会・経済状況の変化や価値観の多様化等を背景として、子育てを社会全体で支える視点からの制度の充実が必要であり、全ての家庭において児童が健全に育成されること、児童を生み育てやすい社会環境を整えることを主眼とした施策の一層の推進が求められております。

また、小家族化や核家族化が進み、祖父母や兄弟姉妹の子育てへの参加が期待できなくなり、家庭での子育て機能が脆弱化しつつある中、近隣関係の希薄化によって子育て環境の孤立の問題も生じております。このように少子化が社会問題化する現状を踏まえ、国、県同様に少子化対策を町の重点施策として位置づけ、諸施策を実行してまいらなければならないと考えております。

保育園については、平成24年度において「津和野町立保育所、児童館整備ガイドライン」を作成したところであります。本年より、保育園のあり方に沿った統廃合について検討に入る考えであります。

子育て支援事業については、津和野子育て支援センター、日原子育て支援センターの2カ所体制を継続し、子育ての相談業務等を充実したいと考えております。

放課後児童クラブについては、津和野・日原小学校の2クラブ体制を維持してまいります。開所時間、対象学年については、県下の状況、必要性、利用率とコストを踏まえ検

討してまいります。周辺の小規模小学校の児童については、保育園における学童保育を本年も継続していきたいと考えております。開設時間、対象学年については、放課後児童クラブとあわせ検討いたします。

また、国の子供・子育て支援新制度の施行に向け、平成26年度にかけ、市町村の「子供・子育て支援事業計画」を作成することとなっております。今後示される国の方針に基づき、子育て家庭のニーズ調査等、当町の計画作成の準備を進めてまいります。

遺児手当については、母子家庭に加え援助の少ない父子家庭対策も含め、継続実施したいと考えております。また、児童手当、父子家庭に対する児童扶養手当の実施についても国の制度におくれることなく支給し、子育て家庭の経済的援助を実施していきたいと思っております。

人権・同和教育についてであります。

人権・同和教育につきましては、21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお多くの問題が残されております。この問題の解決は行政の責務でありますので、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動を推進し、差別のない明るいまちづくりを進めるために、人権・同和教育町民意識調査を実施し、今後の町の人権・同和教育の方向性を定めたいと考えております。

続いて、第5章、多くの人々と交流し開かれたまちづくりでございます。

国際交流の促進についてであります。

昨年2月の津和野高校の生徒を中心とした訪問団派遣や、ベルリン森鷗外記念館での「鷗外にちなんだ津和野の写真展」、加えて小規模ではありますが町の特産である豆茶やワサビ、清酒などの取引が民間レベルで始まったことは、津和野町とベルリン市ミッテ区との新たな交流のスタートであり、意義深いことであると考えております。

今年度も、これらの交流を継続し推進してまいりたいと考えており、その一つとして、外交機関が密集するヒロシマ通りで初めて開かれる市民祭において、津和野町としてPRすることをミッテ区より御案内いただいておりますので、積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、津和野高校魅力化へ向けた取り組みの一つでもあります高校生同士の交流につきましても、津和野高校にコーディネーターを配置することなどを通して、さらに進展させてまいりたいと考えております。

ベルリンとの御縁から町営バスのラッピングとして採用するなど、津和野とベルリンのかけ橋のシンボルとして採用しているキャラクター「アンペルマン」であります。その後も大手旅行代理店のH. I. S. 社や全日空がキャンペーンキャラクターとして採用するなど、日本での認知度がアップしてきております。今後も大手企業へのアプローチを行うなど、津和野観光の課題の一つである若年層に対する認知度の向上に努めてまいります。そして、観光協会や民間主体で取り組んでいただいております町の特産品

等の取引やコンサート企画など、関連する活動に対しても引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

特別会計についてであります。

特別会計につきましては、各会計ともに、高齢化などにより厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取り組みについて申し上げます。

平成25年度は機構改革を行い、これまでのまちづくり政策課、営業課、地域振興課を一つに統合し「つわの暮らし推進課」へ、健康保険課と福祉事務所を一つに統合し「健康福祉課」と改め、重点施策である定住と健康を一層進めるべく体制強化を図る計画です。

一方で、単に組織を改めるだけでなく、職員一人一人が意識と使命感を持ち一丸となって職務を遂行することにより、真の意味での改革が行われるものと信じております。

その上で、変わらず厳しい財政状況のもとではありますが、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、皆様の主体的、積極的な参加を前提に、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために最大限の努力を傾注し、全力で町政運営に取り組んでまいりたい決意でございますので、町議会を初め町民の皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げ、平成25年度の施政方針といたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

それでは、後ろの時計で午後1時30分まで休憩といたします。

午後0時28分休憩

.....  
午後1時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第30. 議案第28号

日程第31. 議案第29号

日程第32. 議案第30号

日程第33. 議案第31号

日程第34. 議案第32号

日程第35. 議案第33号

日程第36. 議案第34号

日程第37. 議案第35号

日程第38. 議案第36号

日程第39. 議案第37号

日程第40. 議案第38号

日程第41. 議案第39号

日程第42. 議案第40号

日程第43. 議案第41号

○議長（滝元 三郎君） 日程第30、議案第28号辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第43、議案第41号平成25年度津和野町病院事業会計予算まで、以上14案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第28号でございますが、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定について、財政上の特例措置等に関する法律により、総合整備計画を策定したもので、議会の議決を求めるものでございます。

路線といたしましては、徳次辺地の町道鳴谷線及び奥ヶ野辺地の町道奥ヶ野東線の2路線で、幅員拡張や線形改良等に伴うものでございます。

続いて、議案第29号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

町長等の給与につきまして、引き続き給与の15%の減額を平成26年3月31日まで継続するものでございます。

続いて、議案第30号平成25年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億1,200万円とするものでございます。

歳出の主なものは、まちづくり委員会運営費及び地域提案型助成事業補助金、参議院議員通常選挙費、町長選挙費等含めた総務費10億9,704万9,000円、障害者自立支援給付事業、生活保護費等を含めた民生費14億5,393万1,000円、斎場増築工事費、ドクターヘリ臨時離着陸場整備事業費等含めた衛生費8億9,581万円、林業専用道開設工事等含めた農林水産業費4億9,091万6,000円、商工会観光協会補助金等含めた商工費2億1,250万4,000円、町道改良等含めた土木費6億2,188万9,000円、畑迫病院解体格納工事等含めた教育費7億3,781万1,000円、公債費12億7,326万1,000円でございます。

歳入の主なものは、町税6億7,730万4,000円、地方交付税39億円、国庫支出金4億8,216万6,000円、県支出金5億2,744万6,000円、基金繰入金1億5,248万3,000円、町債10億420万円でございます。

議案第31号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,727万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費7億2,211万8,000円、後期高齢者支援金1億1,077万4,000円、共同事業拠出金1億3,819万2,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億4,658万4,000円、国庫支出金2億624万7,000円、前期高齢者交付金3億6,964万3,000円でございます。

続いて、議案第32号平成25年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,674万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費12億5,688万5,000円、地域支援事業3,771万9,000円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億410万5,000円、国庫支出金3億5,155万5,000円、支払い基金交付金3億6,704万円、県支出金1億9,420万3,000円、繰入金2億163万2,000円でございます。

議案第33号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億859万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費964万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億9,595万4,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,902万7,000円、繰入金2億1,656万8,000円でございます。

続いて、議案第34号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,320万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、簡易水道事業費3億3,769万3,000円、公債費1億9,551万円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料1億7,747万9,000円、繰入金1億633万円、町債1億6,500万円でございます。

続いて、議案第35号平成25年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,885万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費2億651万2,000円、公債費1億7,234万7,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,319万1,000円、国庫支出金7,000万円、繰入金9,732万2,000円、町債1億6,200万円でございます。

続いて、議案第36号平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ555万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費154万7,000円、公債費401万2,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料70万円、繰入金485万9,000円でございます。

議案第37号平成25年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,163万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学金費1,163万7,000円でございます。

歳入の主なものは、繰入金492万円、諸収入671万円でございます。

続いて、議案第38号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,629万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、地域情報化推進事業費7,700万4,000円、公債費4,855万円でございます。

歳入の主なものは、繰入金1億735万円、諸収入1,810万2,000円でございます。

議案第39号平成25年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,208万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費8,433万9,000円でございます。

歳入の主なものは、診療収入8,963万2,000円、諸収入242万5,000円でございます。

続いて、議案第40号平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,272万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業4億1,350万1,000円、訪問介護事業2,390万円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業4億5,670万円、訪問看護事業費2,598万円でございます。

議案第41号平成25年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額を7億2,839万円、収益的支出予算総額を7億2,839万円とし、資本的収入予算総額を6,418万8,000円、資本的支出予算総額を9,005万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、医業費用7億1,594万5,000円、医業外費用1,244万5,000円、建設改良費3,848万3,000円、企業債償還金5,157万6,000円でございます。

歳入の主なものは、医業収益5億6,910万1,000円、医業外収益1億5,928万9,000円、企業債3,840万円、負担金2,578万8,000円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案第28号より議案第41号までの14案件につきましては、質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成をする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号より議案第41号まで、以上14案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員15名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員15名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午後1時43分休憩

.....  
午後1時44分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

休憩中に、予算審査特別委員会の正、副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に、2番、村上英喜君、副委員長に、3番、板垣敬司君が選任をされました。

ここで、予算審査特別委員長より御挨拶をお願いいたします。

どうぞ、その席でお願いします。

2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） このたび、予算審査特別委員長に任命されました村上であります。

昨年より、この予算審査につきましては、全員の委員による構成で進めてまいっております。

今年度も全員で審査に当たりたいというように考えております。

ただ、私、なかなか至らない点が数々ありますので、皆さんの委員の協力なくしては、特別委員会の運営が（ ）されるように懸念しておりますので、皆様方の温かい御支持をいただきたいというように思っております。

また、昨年23年度の決算特別委員会の中で、予算に反映される審査を、という目的で決算委員会もなされております。

そういった意見、要望が反映されているのか、等々もこの委員会で審査していけたらなというように考えておりますので、重ねて皆様の御協力をお願いして、簡単ではありますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

---

#### 日程第44. 議員派遣の件

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第44、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。従いまして、議員派遣の件、このように派遣することに決定をいたしました。

なお、本日までに受理をした要望書等は既に配付のとおりでございます。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れでございました。ありがとうございました。

午後1時48分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 25 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 25 年 3 月 12 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成 25 年 3 月 12 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 4 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 3 町長提出第 5 号議案 津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止について
- 日程第 4 町長提出第 6 号議案 障害者自立支援法の題名変更等に伴う関係条例の整備について
- 日程第 5 町長提出第 7 号議案 津和野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 8 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 9 号議案 津和野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 10 号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 11 号議案 津和野町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 10 町長提出第 12 号議案 平成 24 年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場  
機械設備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 11 町長提出第 13 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町  
グラウンドゴルフ場）
- 日程第 12 町長提出第 14 号議案 町道脇本沖線の路線認定について
- 日程第 13 町長提出第 15 号議案 町道瀬戸上線の路線認定について
- 日程第 14 町長提出第 16 号議案 町道岸田線の路線認定について
- 日程第 15 町長提出第 17 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 16 町長提出第 18 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算（第 4 号）
- 日程第 17 町長提出第 19 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
（第 4 号）
- 日程第 18 町長提出第 20 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 21 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正  
予算（第 4 号）
- 日程第 20 町長提出第 22 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予  
算（第 3 号）
- 日程第 21 町長提出第 23 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 22 町長提出第 24 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正  
予算（第 4 号）
- 日程第 23 町長提出第 25 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 26 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別  
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 町長提出第 27 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算（第  
3 号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 4 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 3 町長提出第 5 号議案 津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止につい  
て
- 日程第 4 町長提出第 6 号議案 障害者自立支援法の題名変更等に伴う関係条例の  
整備について

- 日程第 5 町長提出第 7 号議案 津和野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 8 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 9 号議案 津和野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 10 号議案 津和野町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 11 号議案 津和野町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 12 号議案 平成 24 年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 11 町長提出第 13 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）
- 日程第 12 町長提出第 14 号議案 町道脇本沖線の路線認定について
- 日程第 13 町長提出第 15 号議案 町道瀬戸上線の路線認定について
- 日程第 14 町長提出第 16 号議案 町道岸田線の路線認定について
- 日程第 15 町長提出第 17 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 16 町長提出第 18 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 町長提出第 19 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 町長提出第 20 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 21 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 町長提出第 22 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 町長提出第 23 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 町長提出第 24 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 町長提出第 25 号議案 平成 24 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 26 号議案 平成 24 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 27 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）

---

出席議員（14 名）

1 番	京村まゆみ君	2 番	村上 英喜君
3 番	板垣 敬司君	4 番	竹内志津子君
6 番	岡田 克也君	7 番	三浦 英治君
8 番	青木 克弥君	9 番	斎藤 和巳君
11 番	川田 剛君	12 番	小松 洋司君
13 番	米澤 宕文君	14 番	後山 幸次君
15 番	沖田 守君	16 番	滝元 三郎君

---

欠席議員（2 名）

5 番	道信 俊昭君	10 番	河田 隆資君
-----	--------	------	--------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	斎藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

---

午前 9 時 00 分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。

昨日は 3 月 11 日、あの東日本大震災からちょうど 2 年が経ちました。政府主催の追悼式を初め、各地で追悼式が行われたようでございます。改めまして、亡くなられまし

た多くの皆様方の御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、一日も早い復旧復興を強く願うところでございます。

引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから、2日目の会議を始めたいと思います。

河田隆資議員、道信俊昭議員より、欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、岡田克也君、7番、三浦英治君を指名いたします。

---

### 日程第2. 議案第4号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第4号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、これより、質疑に入ります。質疑はありますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） スクールソーシャルワーカー活用事業についてお尋ねいたします。これは何名を雇用され、その勤務形態はどのようにされるのか、お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 一応ソーシャルワーカーについては1名を予定をしております。雇用形態は、いわゆる臨時雇いの形態になります。週に3日ほど来ていただくような形を考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 老人福祉施設、養護老人ホームの増床事業についてですけれども、先般、養護老人ホーム組合の議会がありまして、補正予算、それから25年度の予算等の審議をして可決されたんですけども、こういう事業が計画されていると、今のところまだ案ですけれどもこういうことがあるということを、全くあの場では出てこなかったんですけど、その後こういう計画の話が出て、ここに上ってきているのかなどうか、そこの辺を確かめたいと思うんですけど、重要なことだと思いますので、組合議会にこういうことを計画したいんだがという話があの場であってもよかったのではないかなと思うんですけど、それは私の考え違いなのでしょうか。ちょっと、町長さんにお確かめしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 増床の関係の事業が組合議会にちょっと報告があったかどうかと私のはっきり覚えておりませんのですけれども、ないということでありましたら、確かにその辺の少し配慮が欠けておったかなという印象は受けているところでもございます。また、結果論ということになってしまいますけれども、また管理者のほうにもこうした御意見がありましたことを申し伝えまして、またいずれかの議会で、事後承諾のような形になってしまいますが、また御報告いただけるように少しお話をしてみたいというふうに思っております。私もあくまでも議会の立場でもありますので、その老人ホーム組合議会のほうでは、そうは言いながらもまた、町長としてのお役目もございますので、管理者のほうへちょっとお伝えをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 京村議員も組合議会の議員ですので、私が聞き落としていたのかどうか、それをちょっと確かめてみたいと思うんですけど、あと京村議員のほうで発言願いたいと思いますが、もう津和野町のこの過疎地域自立促進計画の参考資料のほうでも変更として、今年度の事業というように出ておりますので、本当に今年度増床をするということになればどの程度のものなのかとか、それから経費がどれぐらいかかるのかとか、そういう相談があってもいいのではないかなというふうに思いましたので、ちょっとこう急に出てきたので私は意外に思ったんですけど。ちょっとその点を、これはいつごろ話が出たんでしょうか。ちょっと町長に確かめたいと思いますが。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 管理者からお話を聞いたのは去年の段階だったとは思っております。そうした中、この年度でまたその計画を立て、そして具体的にしていくということでありましたので、その後私自身も、その具体的などころまでは聞いておらないという状況でもあり、ただこの非常に待機者が多い中でもともと益田のほうに実は計画があったという経過がありまして、そのほうが少し中止になったという中でその部分を今回、吉賀町のこの老人ホーム組合で、老人組合のほうで対応ができるということにもなったという経過の中でのこういうお話でもありまして、具体的などころはまたこれからということになりますけれども、ただあくまでもこの過疎計画はこの時点に合わせて、とりあえず載せていかなきゃならないということで、今回こうしてここに載せるという形になったというのが経過でありますので、具体的などころは、またこれからということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第4号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第5号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第5号津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第5号、津和野町観光振興活性化基金条例等の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第6号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第6号障害者自立支援法の題名変更等に伴う関係条例の整備について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第6号障害者自立支援法の題名変更等に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第7号津和野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 確認のためですけど、お聞きします。

本部長、副本部長、本部員はどなたがあたられるかお教え願います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） まだ、その辺の詳しい内容は決定しておりませんが、本部長は町長になると私は思っております。副本部長は未定ですのでもわかりませんが、副町長です。

○議長（滝元 三郎君） あと、本部員、構成。

○健康保険課長（齋藤 等君） 済いません。本部員につきましては、先ほど言いましたが、まだ国・県からおりてきた、国からおりてきたばかりでありますので、内容等については詰めておりませんが、本部員、町がやるということになりますので、職員が当たるような形、保健師等、保健師からですね、そういった関係になるんじゃないかと思っておりますけども、この辺はこれからこの条例を受けまして、国・県が行動の計画・ガイドラインとか、県もマニュアルをつくってきて、その段階で市町村がその細かな行動なり、行動計画をつくるような流れになっておりますので、その段階では検討しますが、今の段階では、はっきり申し上げることができませんけども、大変申しわけありません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 当然、本部は庁舎内に置くんだらうと思うんですけど、それでいいんでしょうか。この中にはどこに置くと書いてないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 小松議員同様に、今からこの行動マニュアル等全て決定していきますので、まだこの時点では国からおりてきたばかりで、細かな詳細は決めておりませんので、今後その辺につきましても検討させていただいたと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第7号津和野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第8号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第8号津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 四本松長野線が、月2回運行がふえるということなんですが、ほかの路線についてなんですが、このほかの路線でいわゆる乗降者、乗客者数が少ないといったようなところもあると思うんですが、その路線の変更等っていうのは来年度に当たってはこの四本松線がふえるということで、いいんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） このたび、1路線を追加するわけですが、減便の路線もございます。例えば、吹野支線——これデマンド運行ですが、これが毎週火・金曜日運行だったものを、毎月第2・第4金曜日運行という形に変えさせていただきま

す。それから、川尻西谷線というものがございまして、これが毎日運行を1日5便しておったのですが、月曜から土曜、日曜日は運休。さらに朝の便、それから夜の便の2便を欠便しまして、1日3便の運行に変えさせていただくということを予定しております。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） 増便に関しましては、この分で、今回の分は増便の提案なんですけども、先ほど担当課長が減便の路線をおっしゃられました。それは4月1日からになるんだらうと、そのように思っておるんですけども、そういうような話をここで言うのであれば、地元の了解はもう得た上での決断なのかどうかと。

前も、こういう減便という話がありましたので、決定する前に地元の意見を聞いてやるべきではないかというようなお話をさせていただいたことがあるわけです。そうしますと、今からこうした中で3月入って、議会もあって、それぞれ皆様方・担当課長もお忙しい中において、集落へそれを持って行ってのお話は、いつごろ予定しておるんですか。

ただあくまでも、このようにしましたら命令的にやるのか、それとも集落の意見を聞いて、いいですよって言えばそれまでですけど、それじゃ困ると言った場合とかちゅうのを想定されるわけですけども、その点の計画はどのようになっておるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この減便につきましては、実態調査に基づきまして、例えば吹野線のデマンドでいえば、現在まで利用がないという現実がございます。それから、西谷の便につきましても、朝の便については利用者ゼロ。ここ1年の動きです。それから、夕方便については1名の利用があったということでありまして、この議会の提案をした後に、地元の方々にその辺の実態をお話ししながら、減便のお願いをしていくという予定にしております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） 議会に報告をするといっても4月1日からそういう運行で、担当としてはやりたいわけでしょう。今は乗客がないにしても、一応ダイヤでそういうこと決まっておるならば、いつそれを利用する方もおるかもわからないというのであって、それを履行する前に、必ずや集落へ行って、こういうような計画で、変更せざるを得ませんと、お客さんおらないのでということは、多分集落においても、そりゃ、お客さんおらんけどいいでしょうと言うとは思うんですけども。一応集落の徹底というのは、やっとななくてはいけないだろうと思うんですけども。議会に報告してからやるっちゅうことになると、議会の報告書というのは新年度に入ってからのことになると思うんですけども、それまでに、一応集落で、こういう話をさせてもらって、協力も願いましたから、ここでこのような形でやりますという形でないと、おかしいんじゃないかと思うんですけども。その点を3月中に集落に行って座談会で一応内諾を得るといふ形をとるのか、とらないのか。3月中にですよ。もう一度お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 3月中には、集落のほうに出向いて了解を得たいと思っております。

それから、このような減便の方法をとっても、新たに要望を出された場合には、便数の変更等も考えられますので、その辺もお願いした上での、集落への説明にさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第8号津和野町営バス運行に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第9号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第9号津和野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 条例の制定でありますから、初めてこうして制定をするということでありましょうが、道路法という上位法に基づいて制定すると。こういうことだと思いますが、これまでに、制定をしなくても済んでおったのか、怠っておったのかということがまず第1。

そうして、私は特にこの中に、歩道というところがありますが、歩道というのは国道やなんかも特に目につきますが、全国一律の基準というものでもって設置というか工事をしますので、この地方の過疎・高齢化の進んだ、どうしようもない地域に、とんでもない歩道がついておるといのは、議員各位も、町当局の皆様方も、目にして、目に余るものがあるというふうに思いますが、この町道の中で、現状で歩道を設置したところがあるのか、ないのか。今まで、どうもそんな傾向はないと思いますが、これからも恐らくないだろうとは思いますが、ここの基準が、極めて、これまた、歩道、8ページを見ていただくと、3.5メートル以上だとか、そうでないところについても、少なく

とも2メートル以上はとらなければならないと書いてる、こういうような基準を定めておるけども、少しはそういうところに、問題意識を持ってこういう制定をしないと、現状で歩道をつくるというようなところは、多分ないんじゃないかと思いますが、回答を待ちますが。

そして、なおかつ、特に県道・国道等については、地方にあのような歩道は要らないという運動を起さないと、全国一律のあんな歩道やったら、日本の国家予算がつかからいいというものでは決してないと思うんですよ。こんなものはとんでもない国民の負担になってくるんでありますから、そこら辺は町長が、県当局や国に対して、地方には地方の実態があるからというようなことで、今後変えていかなければならないという、私は大きな問題ではないかと思いますが、以上を申し上げて、それぞれ御答弁を頂戴したいと、こう思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） まず、この条例につきましてですが、この町で制定する以前におきましては、上位法であります道路法及び道路構造令という法律をもとに、末端の市町村の道路の基準としてまいりましたが、この上位法が改正されるために、技術的基準を各市町村でつくらなくてはいけなくなりました。つくらなくてはいけないと言いましても、上位法でありましたものを町村に移したということでございますので、全国どここの市町村も、大体同じような基準となっております。

それから、歩道の件でございますが、道路には規格がいろいろありまして、高速道路を初め国道、県道、それから市町村道の規格がいろいろございまして、町道では規格が一番下のほうでございますので、改良で歩道をあわせてつくるといような基準となることはほとんどありませんので、構造の基準には、一応参酌する基準を設けておりますが、それぞれの道路の規格によりまして、歩道がある場合は、その基準に当てはめてつくっていきませんが、大方の津和野町でつくる道路につきましては規格が随分下のほうになりますので、歩道等については、現状といたしますか、今までどおりのことで改良してまいるようなことになると思います。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 町道の改良につきましては、添谷線で一部歩道を設置しておりますが、大方のほとんどの道路には、歩道というものがついておりません。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） それで、上位法に基づいて、各町村でこういう条例を制定せにゃならんと、そこはよくわかるんですよ。それで、町の独自の裁量でもって、この基準というのを定めることができるかどうかというのを聞きたいんだけど、それ上位法で、こういう道路法、その他の法律でもって、こういう基準でつくらにゃならんというのがあれば仕方がない。仕方がないと言いながら、先ほど言うたように、本来、全国一律にこんな基準なんちゅうのは全く不要だと私は思うの。本当にもった

いない話だなというて、いつもこの9号線を走るたびに思う。歩道がついておるけども途中で分断して、一向に役に立たないような歩道たくさんある。こんなものは、もう少し、これは町長さんに私は申し上げよるんよ。

国や県に、こんなくだらない工事をやるというのは、本当に税金の無駄だということも訴えて、そんな金があるなら、そら国道ですから、国の仕事を町へくれなんて言っても、どうしょうもないんですが。

そういう、その予算措置なんていうのは、各町村にももう少し有効に使えるような予算措置にしてくれというような、そういう要望活動っていうのをやりませんと、いつまでたっても同じようなことが続くと思いますよ。地方から、少しは声を上げないと。これは町長にお願いしたいんですが、担当課長、今のことはどうかね。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員のおっしゃることも、理解するところもあるんですが、道路につきましては、全国津々浦々走っております。その道路の基準につきましては、やはり国内、全体である程度統一したものがなければ、なかなか難しいといえますか、安全に対する基準が統一されてきませんので、最低限のラインとしては、全国統一したものが必要だと考えております。

ただ、道路法の中に、参酌ということでもあります。今はやりの。そういう基準にして、道路をつくるということもありますので、状況に応じた最低限の基準は守りながら、各市町村の裁量にある程度任されるところもございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 主に国道の関係でありますけども、現在、津和野町の具体的なところで言いますと、小直の関係、あるいは直地の関係。これを現在も議員も御承知のとおりだと思いますが、石西国道9号フレッシュアップ事業として、現在進めていただいておりますという中で、この年度内には完成予定というのが進んでいるというところであります。

ただ、我々といたしましても、こういった石西国道9号フレッシュアップ事業を初め、一般国道9号の改良工事というのは、やはり非常に国のほうへ、我々としても、以前から要望してきた事業でもあるわけでございます。特にこうして工事が、完了がもう目の前にきて、もう大体状況がわかってまいりますと、やはりこうした歩道の事業をしていただくことで、非常に道路も拡幅をされているような形にもなっております。そうした中でやはり、我々のいま緊急の課題は、特に救急医療でもあります。そうした中で非常に交通がスムーズになるという面の、大きなメリットは認めているというような状況でもあるわけであります。

こうした中で、ただじゃあそうかといって、歩道があれだけ規格に沿ったもので、広いものが要るのかどうかということ。それはまた、我々としても、今後検証していかなければならない問題だと思っております。そうしたことも考えあわせながら、また国

のほうにもお話をしていくことが大切ではないかなと思っておりますし、またこういう問題というのは、津和野町だけが声を上げて難しい問題でもありますので、県町村会等でも話をしていくべきであろうというふうにも思っております。

ただ、国のほうも決して一律にやる、それが大前提でいろんな事業が進むということではないというふうにも思っております。

例えば河川改修事業などを例にとりますと、現在、より自然の形を生かした工法で、この河川改修をしていこうというようなことも全国に最近事例として出てきております。こういうものは、やはり国のほうの理解もあって、河川改修が進んでいるということでもあります。今後、津和野町も少し話題にもなっておりますけれども、近未来自然工法でございましたか、そうしたものも取り入れて、今後河川改修をしていくということが、非常にこの津和野の現風景に沿った形での改修事業にもつながるのではないだろうかということで、こうしたことはやはり、これからも国といろんな協議をしながら、我々の思いも伝えてやっていく。そして国のほうもそうした思いは応えていただけるんだというふうにも思っておりますので、そうしたことも考えあわせながら、また国と、いろいろ関係を保っていききたいというふうにも考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ちょっとお尋ねいたします。この条例につきましては、いわゆる道路の技術的な基準ということでございますけれども、当然、道路というのは交通と密接な関係があるわけですが、これは町道の基準ということでございますが、交通ということになりますと、町道・県道・国道が、それぞれつながってタッチするというようなことがございます。

で、この条例の中にもありますように、交通安全施設というところがございます。そういうときに、もちろん道路のいわゆる管理者、県道であれば県でしょうが、そういったもののところで、いわゆる縦割りでやらなければならないというのが、いま現状だろうというように思いますが、住民にとっては町道であれ、県道であれ、国道であれ、ここに示されております交通安全施設といったものの必要性というのは、道路のいかににかかわらず、町に物申したいというところがあるわけです。

そういった場合に、それぞれのところで、警察を含めて、その辺の、いわゆる必要な事象ができた場合のそういうような連絡体制といいますか、協議体制というのはできているのか、どうなのか。お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 特に、その何とか連絡協議会とか、そういう会はございませんが、常日ごろ、上位、県土木事業所、それから津和野警察署、それから益田国道維持事務所等との連絡は、常につけるようにしております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、答弁では、連絡はしてあるように言っているようですが、近々の事例で、そういうような事象が起きておまして、警察のほうに行くと、それは県道だから県に行ってくれというふうに言うし、そのようなことで、いろいろな、現実には、今言ったような、そういうようなそごが起こっておるわけでありまして。したがって、当然そこのかかわる県道なり国道なりかかわるのは、町民でありますので、その辺のことを、今後ともきちっと、今言われたような協議ができるようなことにさせていただきたいというぐあいに思いますが、その辺では、どういうぐあいに認識されておりますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 警察のほうの、ちょっと感覚は、今初めて聞きましたですが、町としては今申し上げましたように、連絡をいつも密にしてとるようにしておるわけですが、年に1回は、津和野土木事業所のほうで、交通道路事情に係る警察・消防等との集まりもございますので、そういう席でも、今議員さんがおっしゃいましたようなことにつきまして、発言してまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第9号津和野町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第10号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第10号津和野町都市公園条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第10号津和野町都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第11号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第11号津和野町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第11号津和野町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第12号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第12号平成24年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 瀬戸の浄水場の動力ケーブル、信号ケーブルの埋設の変更というふうにしたしか説明があったと思うんですが、変更ルートが、この赤線で

示してありますね。これの延長と当初計画をされております延長が相当違うわけですね。それで変更になったのか、場所的にのり面が危ないということであったように聞いておりますが、この当初ルートとの延長と、変更の延長が、110メートルと117メートルになっておりますが、変更の延長がですよ。これがもっと多いんじゃないですか、この図面からいきますと。（「175」と呼ぶ者あり）175メートルですか。変更延長が。当初110メートルあるものが170メートルになったっちゃうことですよ。課長さん、そうじゃないですかね。そうですよ。そいじゃけん、それ以上の延長がありやしませんかっちゃうの。この図面で行きますと、これが何ぼか、200分の1の図面を提示してありますが。メートルは大丈夫ですかっちゃうことを聞きよるんです。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） このお示ししました図面につきましては、縮尺が書いてございますが、これはコピーで多少移動しちよりますので、この数字は無視していただきたいと思っております。延長等につきましては、斜面での直線距離、黒線でございますが、赤線は斜距離と。で、実測した寸法で変更しておりますので、これで間違いはなく、生産をすることとなります。よって、65メートルの変更増ということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第12号平成24年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第13号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 指定管理そのことにどうこうということではありませんが、担当課長にお聞きしますが、要するに、この指定管理料が裏面に、管理料というか、指定管理の施設の概要がありますが、指定管理料がゼロ円だという、こういふことで石西社に管理委託をすると、こういふことになっとなつて、果たしてそのゼロ円でできるのかなと思ひながら、新しい25年度の予算書を見ると、道の駅の管理委託料が1円もふえちゃおらない。ただし、芝等の管理等については、百数十万のいささかの予算措置がしてある。けども、広大な面積であるこのグラウンドゴルフ場を、果たして委託料がなく、指定管理料がなくして管理ができるかどうかという、非常に私は不思議でかなわんのけども、どういふような内容で、石西社にはご御理解を頂戴しておるんかという、そこら辺はいささかお聞きしたいと思ひます。どうぞ。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） グラウンドゴルフ場の管理につきましては、予算のほうでは4月から、4、5、6の3カ月ほど、業者のほうに養生期間の委託をする予算を計上しております。その後は町が直轄で芝コースについての管理をしていくということで計画しております。芝管理につきましては株式会社石西社に対して指定管理をするというものではございません。

今回の指定管理につきましては受付業務と利用料金の收受等の業務、緊急時の対応、広報に関する業務、施設および設備の日常点検業務といった内容になっておりまして、主には受付を株式会社石西社のほうで受けていただくということを想定しております。で、その想定される収入分を人件費等に充てていただくということで、それがほぼ同額程度であろうという推測のもとに委託料をゼロ円にしております。

ですから、実際の施設の管理につきましては、平成25年度につきましては町で行っていくという計画にしております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 大体、中身的にはわかるけども。25年度については町の直営、以降はどうかという考え方がちゅうていふのも聞きたいけども。

しかし、グラウンドゴルフ場を芝を張って、そして整備したら、指定管理ちゅうことになると、そのグラウンドゴルフ場全体を管理するのが指定管理じゃないの。それは外して、受付と料金徴収する、それを指定管理にするといふのは何か理解ができんけども、その辺、明確に答弁できますか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この芝コースにつきましては、養生期間として、ことしの9月末まで養生期間を設けておりまして、コースの使用ができません。その辺

がございまして、今年度の間につきましては、その養生期間も含めて、指定管理で石西社のほうに任せるとすることは非常に困難であると。その辺の実態をつかんだ上で、来年度以降の委託についてどのようにするかは、今年度の経過を見て考えようという計画になっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 最初の説明のときには、まちづくり政策課が説明されて、文書は久保課長のほうに活字はなっとたんですけど、その点はちょっとわからなかったんですけども。

その指定管理をする中において、芝生の管理は業者に直接やるということで、あとは受付業務とその他のものを指定管理するというのでございまして、利用料が年間で八十数万の予定されとると思うんですけども、その範囲内で実際にできるのかどうかという点。もし、その利用範囲内でできなくて、不足の、会員の方が少なくて、それが80万ていうのが全然50万ぐらいしかなかったとかいう場合にはどのようにされるのか、その点をお聞かせ願いたいことと。

やはり、年間費、その日の会費ということで、いろんな形のもので運営されるわけですけども、年間費の証書を渡して者が来るときには、そのチェックはどのような形でやらされるのか。一々、あなたは年間費の証書を出してください、私は1日だけのを払いますという、そのチェック体制というのは大変難しいんじゃないかと思うんですけども。その点、年間費と1日の会費、あるいは町外の方とかいうようなチェックも、それは石西社の従業員の方にやってもらうのかどうかという点が、非常に難しい面が出てくるんじゃないかというので、その利用者に対するチェック体制というのは、こういう形でチェックをするという形でおられるのか。

また、その部分は、常にその受付業務は事務所に置くのか、それとも下に置くのか、その点との話し合いはどのようにしておるのか。その点、ちょっと最初に2件ほどお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 議員御質問の、まず最初の質問でございしますが、利用者が少なかった場合の対応をどうするかということでございます。指定管理者につきましては、担当課のほうで仕様書というのを作成をして、この施設についてどういう、指定管理料含めた対応の仕方といいますか、利用料金導入制度、あるいは利用料金は町が収納していただいて、町から指定管理者に対して指定管理料を渡す制度、いろんな形態がございまして。今回の津和野町グラウンドゴルフ場につきましては、指定管理者が利用料金を収納するという制度になっております。

議員が御指摘の利用者が少なかった場合、今、担当課としては年間5,000人の利用客数を見込んでおります。議員御指摘の84万円の利用収入というのは、その5,000人から算出された数字だろうというふうに考えておりますが、今回、指定議案を可

決していただきますと協定書というのを締結いたします。この協定書の中に利用料金、当然その利用料金は、利用した方が多ければ多いほど多く入ってくるわけなんです、今回少なかった場合についてはリスク管理という協定内容を結んでおりまして、利用者の増減につきましては、その都度、町と協議をして、その辺の対応をしていくというような形で協定を結ぶ予定にしております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 年会員、それから1日会員といたしますか、1日利用の方の区別なんです、ほかのところの視察を試みましても、年会員の方についてはプレートのものを準備するという、それから1日会員については、曜日ごとに色分けしたりボン等をつけていただくというようなことを想定しておりまして、これのやり方につきましては、この指定管理のほうが決めた後に石西社のほうと打ち合わせをするということにしております。そういった形で識別がつくような形にして、それからプレーされる方々同士で、その辺のチェックをしていただくような形をしないと、一々石西社のほうでチェックは厳しいかとは思いますが、そういった誰でも見分けがつくような方法をもちまして、不正のないような形で皆さんに楽しんでいただくということを想定しております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） グラウンドゴルフ場との指定管理の仕様書というのをコピーしていただいております。その中には、担当が地域振興課という形になつておるんですけども、なしてまちづくり政策課が説明するんか、書類は地域振興課なんです。きょう提案されとるのにも担当課は地域振興課と、この資料にも書いてあるわけ。その点がね、ちょっとわからないんですけども、一本化にするべきじゃないかというように思います。

そうした中において、実質予算というのをこんにもらっております。そうしますと、その中には、やはり大会が年に数回ほど、自主事業ということは、石西グラウンドゴルフ大会が年に2回、また各種グラウンド大会の誘致が年に3回ぐらいを一応想定しておるという形でやられております。総額で約36万ばかりの予算で、今回は多分できるだろうということなんですけども。

そうしますと、今の課長の答弁ではリボンでもつけてということで対応するというんですけども、そういうような一般の、日常来る方の利用に関しては、それで対応できると思うんですけども、大会といいますといろんなところから来るわけなんです。いろんな組織から、また、町内の組織の方、町外の組織の方が来るわけなんですけども、その中に混じってすることもあると思います、大会によっては。そういう場合には大変、一々リボンとか、そういうのがないと難しいというようなことになる可能性がありますので、その点に関しましては、どのような区別において、1日会員、その日の会員の方、または年会員の方というチェックというのは、ある程度こういう形じゃったらベターだと

いうのは、いろんなところへ行ってやられると思うんですけども、その区別というのは、ある程度単純にしていかななくてはわからないであろうというように思っておりますので、その点に関しましては、いろんなところのグラウンドゴルフ場があって、多分、年会費もこうして取っていろいろとやられると思うんですけども、そういうようなことに関しまして、町としては、やはりこういう形で一応やっていただきたいという旨をやってみて、やはり当面は町と担当課と石西社の者が、ある程度こういう形の、十二分に煮詰めてやっておかなくちゃいけないだろうというように思われます。

やはり、大人の方が、一般の方が1日は200円で、年間で5,000円ということでありますので、年間費の方もいろんな大会にも出ると思っておりますので、そういう方に対してのそのチェック機能というのは、もう一回、どういう形でやられるのか、もう一度お知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 最初に、指定管理についての担当課はまちづくり政策課になっておりまして、この議案提案につきましては、まちづくり政策課ということになります。この指定管理につきましては担当課がそれぞれかわっておりますので、たまたまグラウンドゴルフにつきましては私のほうの担当ということでございます。

先ほど、日々の、平常時の利用に関しましては、リボンとか年会証とかで判断させていただく。それから、特別な大会につきましては、大会の参加費を払っていただいて開催するというのを想定しておりまして、その大会につきましては大会運営者の方で、その辺の管理をしていただくという形になるかと思っております。

そういった想定は一応しておりますが、まだまだ想定外のことを想定ながら運用のほうを考えていかなきゃいけないと。現在も動線的に、今、グラウンドゴルフを利用される方々が多くなると駐車場がいっぱいになるということが想定されます。そうなりますと、今、仮設でグラウンドゴルフ場をつくっているところを、グラウンドゴルフ利用者の方は、そこにとめてくださいという形で誘導するようになります。そうすると今度は石西社の2階まで受付へ行ってくださいというのが大変長い道のりになるなという、想定外のことやがどんどん出てきておりまして、その辺をいかにしてクリアするかというのを今後検討していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 一応、また確認のためにお聞きしますが、資料としては担当課として地域振興課とあります。このものが4月1日からですんで、その時はもう消滅しておりますけ、それについては、つわの暮らし推進課と読み変えてよろしいでしょうか、どうでしょうか。4月1日には、既に地域振興課は消滅しております。ですけ、この資料は、資料ですけ、そう目くじら立てるほどのことはありませんが、以降の担当課については、一応確認ですが、つわの暮らし推進課としてよろしいでしょうか、どうでしょうか。

- 議長（滝元 三郎君） 副町長。
- 副町長（長嶺 常盤君） 議員御指摘のとおりでありまして、この時点では地域振興課というふうに書いておりますが、実施は25年4月1日からでございますので、つわの暮らし推進課というふうに読み変えていただいて結構だと思います。
- 議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。  
これより議案第13号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第13号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第14号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第14号町道脇本沖線の路線認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、米澤君。
- 議員（13番 米澤 宥文君） 過去にも路線認定があったわけですが、この認定前は農道、私道とか、そういう線だったのでしょうか。
- 議長（滝元 三郎君） 建設課長。
- 建設課長（伊藤 博文君） 農道扱いでしておりました。
- 議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第14号町道脇本沖線の路線認定については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第15号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第15号町道瀬戸上線の路線認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 課長さんにちょっとお尋ねいたしますが、この線は配水池から県道へ出るまでの道であろうと、中田さん宅の前のあの道路のことと思うんですが、そのように理解してええんですかいね。そうしますと、残土処理として初めに入ったこの仮設道であるわけですが、その後、県のほうへどのような申請を出されて、——町道の認定をされるときですよ、——橋梁の許可ちゅうのが要ろうと思うんですね。これは仮設道のためにかけた橋なんですから、正規の橋じゃあないわけなんです。その後、どういうふうな、県と、確認作業をされておるのか、わかればお聞かせいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） その件につきまして津和野土木事業所のほうへ確認しましたところ、何分にも仮設された年度が古いもので、なかなか書類的に難しかったんですが、土木事業所のほうでは、占用物件の案件は出てないということでした。水道の給水管につきましては占用が出るということでありました。県に言いますと、ここだけに限らずいろんなところで占用が出てないところも見受けられるということでした。そういう状況でございますので、これから県のほうへ占用物件の申請の手続を進めてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 私が心配するのは、これが仮設橋として一時工事のため、造成工事とかのためにかけた橋でありますので、そういった面で永久的な橋ではないというふうに私は理解しとるんですが、これが町道として認定を受けるということは、県もそれなりの、責任があると思うんですが、その点をよう確認して町村の認定のほうをしていただくようお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員おっしゃるように、これからは十分、その辺の確認等につきまして、していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 関連で聞くわけですが、仮設道であって、あそこは名賀川を、橋があるわけですね。そうしますと、名賀川の量と橋の高さとか幅員とかいろんな格好で、県として認めとる橋なのかどうか。仮設道ですので、単純に工事車両が入るちゅう橋をつくって、古くなったら、もう古いですが、直す必要はない、取り外しますというようなことが想定されるわけですね。現に我々の集落でも、仮設道を、そのまま町道に認定された件があるわけですね。そうしますと、今度何年かたった後、土木のほうから、もう古いから、あの橋は町道であっても落とさせてくださいと言うてくるわけですね。そうすると、町道であっても橋の渡られない町道が生まれてきたという、実際にそういうことがあるわけですね。その点に対しては、何年たっても、その橋はできるの。古くなって、多分基準に合っていない、低かったりすると、落としてくださいちゅうことが想定されるわけですね、町道に認定されとつても。その点は大丈夫なのか。

もし、町道に認定されて橋を落とされたら、今度それを活用しようと思ったら、町が橋をかけんにゃいけないという形になるんですよ。その点は煮詰めてあるんですかいね。永久にそのまんまで橋が直しておく。もし悪くなった場合には県が直してくれるのとかちゅうのを、町が直すとなると莫大な予算がかかるんですけども。その点の仮設道が基準に合っておるのかどうか。要するに、河川に通る橋は何メートル以上高さがなけんにゃいけないとかちゅう基準があると思うんですけども、それがクリアされてるのかどうか。我々集落みちよいに、途中で、町道であっても橋がなくなって行くこともできないというような町道になる危険性もあるんですけども、その点お聞かせ願いたいと。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） まず、現状の橋梁でございますが、今、後山議員の発言でありましたように、昭和50年代の初頭のころだろうと思いますが、残土を捨てるために、あそこに仮設として現在の橋をかけたわけでございます。占用基準といたしましては、かなり河床から随分高い橋でありますので、余裕高等々につきましては問題なく、県の占用許可はいただけるんじゃないかと思っております。

それから、仮設橋が古くなってという御心配でございますが、あくまでも町道認定されて町道になる。仮設橋にしましても町でかけたものでございますので、状況的に仮設がえになるときは町のほうで負担していかなければならないということでございます。

ですので、今年度事業で橋梁の長寿命化計画等々のように、今、町内の橋については、古いもの、それから危険なもの等、そういう調査をしておりますので、仮設橋であろうと今から利用していかなければならない橋につきましては、そういう調査もいたしまして、老朽化等で危険なものにつきましては、町の責任において仮設がえをしていかなければならないように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 確認ですけども、多分、高さ的とか幅とかちゅうのは、  
 県の名賀川をついとる橋としては一応クリアしている橋だということですね。問題な  
 いということで、違反しとる橋の高さではないと、一応そういうことでよろしいです。  
 どっちみち町が直すのは当たり前のことなんですけども。問題点をクリアしての橋な  
 のかどうかちゅうのを確認したいわけですが、それでよろしいですね。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） これは、まだ県のほうに占用許可申請をしております  
 ので、最終的には、その結果を待たなければいけないことですが、状況的に  
 見まして河床から、申しましたように、随分高い橋でございますので、余裕高等もク  
 リアできると私は思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の  
 方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第15号町道瀬  
 戸上線の路線認定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第16号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第16号町道岸田線の路線認  
 定について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 大変申しわけございません。ちょっと議案に誤記があり  
 まして、表題では延長84メートル、中の図面に延長82メートルとあります。84  
 メートルが正しい数字でございますので、お手数ですが御訂正のほうお願いいたしま  
 す。

○議長（滝元 三郎君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第16号町道岸田線の路線認定については原案のとおり可決されました。

それでは、ここで後ろの時計で10時30分まで休憩いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### 日程第15. 議案第17号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第15、議案第17号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず33ページののところ、総務費のまちづくり製作費で需用費の消耗品費でまちづくりシンポジウムにかかわるというような説明だったと思いますが、177万9,000円もの消耗品費というのはいったい何なのかっていうのを伺います。

次に69ページの農林水産業費の農業振興費の中で委託料で地産地消推進事業委託料が125万減額になってますが、これの理由と委託先も一応伺います。

それと負担金補助及び交付金で特産品開発で当初で20万あげてあった20万まるまる残ってますけれども、これは誰も手を挙げる人がいなかったということなのか、該当者がどうだったのかということ。

それから3点目で115ページの教育費の森鷗外記念館費で25万の史料購入費は何を買われたのか。115ページの安野光雅美術館費でここでも消耗品費で166万と結構大きな額が出てますが、それとあと修繕費が79万、これも何かを教えてください。以上です。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 補正予算の33ページ、総務費のまちづくり製作費の消耗品費のところでございます。昨年、平成24年度につきましてはまちづ

くりシンポジウムあるいは未来づくり協働会議、それからまちづくりに関する各地域の説明会等々いろいろな取り組みを行ってまいりました。島根県の中山間地域活性化重点政策推進事業費補助金というのをいただきながら事業を運営してきたわけでございます。先ほど言いましたように事業に掛かるもろもろの事業費対象額というのが460万くらいありまして、それに対する2分の1が先ほど言いました県の補助金ということで230万を歳入として受けるということになっております。

補正予算等をご覧いただくとおわかりになるかと思いますが、いろんな面で報酬等減額したところがあります。今回の予算につきましては消耗品費についてはコピー用紙であるとかトナー代であるとか、そういったもろもろの金額をですね、今回この県の事業を通じて使わせていただくということで補正予算を計上させていただいたということでございます。

詳細について177万9,000円の明細等も持ち合わせているところでございますが、主にはまちづくりシンポジウム、あるいは50カ所を超えるところで地区説明会を行いました、そういったところの紙代、未来づくり協働会議の会議報酬等にかかる部分が、そういうところの部分で消耗品が要った部分を今回予算額として計上させていただいたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、農業振興費の委託料のうちの地産地消推進事業委託料の関係125万円の減額というふうなことで、理由を説明させていただきます。

大きいところを主に説明をさせていただきますが、まずはパッケージのデザイン委託料30万円、それから加工品の試作委託料30万円、弁当の試作の委託料10万円。合計この外部に委託するというものが70万当初に予算を組んでおりました。その関係でパッケージのデザインは当初、クリ、豆茶、ユズ、ブルーベリー、イチゴ、この5種類の商品化というふうなことで検討しておりましたが、今年度商品化に至らなかったというふうなことで減額でございます。

それから、加工品の試作ということでノンアルコール日本酒等の開発を、一応地場産品を使ったものでございますが、検討しておりましたが、加工飲料メーカーの選定まで至らなかったということでございます。

それと、弁当の試作についてでございますが、地元業者なり、前回レシピを開発していただきました学生さんとの調整等、これができなかったということで、合計70万円減額になっております。

それから、現在、農協のほうに委託をしまして、農協のほうでコーディネーターを嘱託職員というふうなことで雇うという形をとっておりますが、事務所経費ということで当然電話代なり郵券、消耗品、それから会場料、そのあたりのところも必要であろうというふうなことで当初42万円ばかりそういうものを充てておりましたが、最終的なと

ころで2万円の12カ月でよかろうというふうな話になりましたので24万円という  
ことで18万円ばかりの減額になっております。

あわせて、車の燃料費等についてもその中に含めるというふうなことで12万円ばかり  
減額になりました。

それと、臨時職員も雇用してというふうなことでありましたが、雇用しないというふう  
なことで、ざっとそれを合計しますと127万ぐらいになりますけども、そういうも  
ので減額したというふうなことでございます。

それと、負担金補助及び交付金の関係の特産品開発助成金というふうなことでござい  
ます。当初、商品開発ということで予定をしておりましたが、いろいろな動きもあって  
最終的に地元と調整をしたところでございますが、その辺のところ今年度は少し無理  
だというふうなことで、残念ながら減額補正をせざるを得ない状況になったというふう  
なことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 115ページの記念館の史料購入であります。これは  
森鷗外先生から三村竹清さんという方に宛てたはがきが未発表というか、全書にまだ  
載っていないものが見つかりまして、その購入費ということであります。大正10年  
の2月25日付で出されたものであります。

それから、安野光雅美術館の消耗品の内容であります。昨年館外展を何カ所かやっ  
ておりまして、そこでのグッズ販売が好調でありまして在庫がなくなっておりますので、  
その辺の補充をしておきたいということで予算化をするものであります。絵本等も含  
めて、そういった館外展での販売によるものであります。

それから、修繕費のほうですが、これはプラネタリウムの修繕になります。ミキサー  
等が古くなっておりまして更新をするというような形で修繕料を上げております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 最初のまちづくり製作費のこの説明がちょっとよく  
わからなかった、県の補助金が230万あって、で、その半分でというような意味合  
いなんです。

それにしても消耗品として177万というのはすごく大き過ぎると思うんですけど  
も、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 島根県から歳入として受け取る補助金につい  
ては中山間地域活性化重点政策推進事業費補助金として230万を歳入としており  
ます。総事業費の2分の1ということでございますので460万が事業費の総額とい  
うことでございます。

で、先ほど説明をいたしましたのは、そのうちのまちづくりシンポジウムあるいは未  
来づくり協働会議等々取り組みに対してこの補助金が出とるわけなんです、その中

でいろいろ報償費等減額したところもあります。そういった部分、トータルで考えて需用費のほう増額させていただいたということですが、内訳としましては、主なもので言いますと拡大コピーのインクが20万、それからコピー用紙で25万9,000円、トナーで16万8,000円、こういった消耗品のほうをですね、説明会等で随分使ってきております。本来、役場のほうで買っている部分も、総務費のほうで買っている部分も含めてそういったところで事業のほうも活用させていただいたんですが、今回きちっとそういった部分については事業費から出るということで消耗品として今回計上させていただいたということですが、

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。はい。ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 51ページですが、民生費の障がい者福祉費の負担金補助及び交付金のところですけども、あゆみの里障がい児デイサービスセンター建設費補助が158万2,000円ありますけども、この施設は既にほぼ完成しているということを聞いているんですけども、今の完成しているようなこの段階になって初めてこの補助金が出てきてるとするのがちょっと腑に落ちないんですけども、こういう施設に対して町が何らかの補助をするということについて私は反対するものではないんですけども、この施設を建設する段階で津和野町ではこれだけの補助をしてほしいというようなことがなければいけないのではないかなというふうに思うんですけども、ほぼでき上がっているような段階でこれが出てきているというのはどういうことなのだろうかというふうに思います。その点を御答弁お願いしたいと思うのですが、それから、次、53ページから55ページに至るところで児童福祉施設費の中で各保育園の、各保育所の給料ですけども、かなり多額の減額になっています。給料、そのほか職員手当も含むんですが、給料だけで見てみましても木部保育所で330万ちょっと、畑迫で398万ですか、大方400万ですね。それから、日原で243万、青原は14万で少しなんですけども、これだけの大きな給料の減額ということは、保育園の職員の採用の仕方とか、それから異動とか、園児の減があったので職員を減らしたとか、そういうことがあるんだろうと思うんですが、その点を御説明いただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） それでは、51ページのあゆみの里障がい児デイサービスセンター建設費補助金の、この経過でございますが、この施設につきましては、今までアユコウ益田というのが、その、はびねす福祉会の中にあるわけですが、5月からこちらへ来ていただいて開設されとるものですが、それで一応3年生までの放課後児童クラブの生徒を見ていたわけですが、4年生以上についてはそれができないというふうな形になりまして、それができなくなるとは困るということもありまして、希望もあるわけですが、その4年生から18歳になるまでの方々を見る施設になるわけですが、そうしたものをつくりたいということであゆみの里はそうした形でこの施設の建

設をしたいということで平成24年度に益田市のほうへこうした施設をつくりたいということで申請をされたようでございます。

そうしたことで益田市のほうも、そうした施設は大切な施設であるというふうなことでありまして、そういう形で建設を、それに対しての助成もしたいというふうな申し出があったようではありますが、最終的にそうしたことで県と、単独の事業でというのはなかなか難しいというふうなことでありますので、県の補助金等も活用して、そうした形で事業をしたいということで進められてきたわけでありまして。

それで、最終的に決定をされて建設に入ったわけでありまして、最終的に補助金の関係で益田市との折衝もその当時、まあ、金額まではそうした確定がなされてなかったという面もあるわけですが、その当時は合併特例債を活用してしたいというふうなことで返答があったようですが、そうした形が十分でなかったという面もあるかと思うんですが、最終的に工事費自体が7,170万ぐらいの金額の工事になったわけですが、そのうちの県の補助金が3,716万6,000円、それと有志、これは益田市の叙勲者の有志ということですが、それから30万円が得られまして、最終的に自己資金が法人として3,000万の自己資金は充てなければならないというふうな形になって、最終的に市のほうにもそうした助成金をお願いに参られたようであります。その中で、最終的に益田市としてはそのうちの補助金として600万円を充てたいというふうな申し出がありまして、そういったことであります。その施設の中では3,000万円の自己資金が必要であるというふうなことでもう少しそうした資金を充てていただけるものというふうな予想をしてたようですが、十分な形になりませんで、そうしたことから、本当は建設前にそうした申し出をすべきであったというふうなことであったわけですが、周辺の吉賀町、津和野町にも何ぼかの助成がいただけないものかということで、少しおくれた面はあれといたしましてお願いに参られたところでもあります。そうしたことで津和野町としても何らかの、今まであゆみの里、障がい者、障がい児含めてそうした形であゆみの里は非常に大切な施設でもありますので、そうしたことも鑑み、吉賀町とどのような形でしていこうかという形でした結果、益田市の補助金の半分の300万円を両町で見る方向が一番いいんじゃないかという形で、そうした形で今回提案をさせていただきました。

ただ、少し、300万円ですので、150万という形が中間だと思うんですが、これにつきましては、障がい者の人数等が少し吉賀町と津和野町とは異なっておりますので、定額割と、それと人数割を加味して広域的な観点からそうした形で158万2,000円を補助金をするというふうな形になったところでもあります。

今、放課後児童クラブ等に津和野町からも今現在3名の方がそうした希望を持っておられるようでして、そうした形で今後も進めていくためにはそうした形の補助が必要であるというふうに思ったところで今回提案をさせていただいたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 保育園、給料。

○参事（右田 基司君） 済みません。次の給料の関係でございますが、まず木部保育園につきましては、今育児休業で休んでいる職員がございまして、1年間でございますが、その育児休業の関係の給料を減額させていただいたところであります。

それと、畑迫保育所については、今2月まで休職した正職員がおりまして、その休職の職員の給料でございます。

それと、日原保育園についても育児休業で休んだ職員が1名ございますので、それを減額をしております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 保育所間の給料関係についてはわかりました。

あゆみの里のデイサービスセンターについてですけれども、補助金を出すこと自体は反対ではないんですけれども、今回お金が足りなくなったから出してくれというようなそういう無計画なことで要請があったということに私は納得いかないんですけれども、そうすれば、ほかのことで、足りなくなったから町で出してくれというようなことが本当に簡単に認められるのかどうかということがあると思います。

特にこういう建設に当たっては、資金の面なんかは本当にきちとした計画のもとに、確実に資金が賄えるというようなことが確定してから建物の建設に入るとか、そういうことがなくてはならないはずだと思うんです。

ですから、津和野の子供たちもお世話になるということで最初の段階で、建設を計画する段階でこれだけ出してほしいということなら認めてもいいと思うんですけれども、何か、お聞きしますと大変県の補助を当てにしとったけどもそれも十分でないとか、何か物すごくいいかげんな感じがするんですけれども、その辺はどのように町として考えられたんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） この補助金の関係でありますけれども、運営をされております社会福祉法人のほうの代表の方、あるいは関係者お見えになられまし、私のほうで直接要望を受けたという経過でございます。

それで、ほぼ建設がもう決定をしている中で事後的にこうして要望をいただくということに対しては、先ほど議員が御指摘をされたというその思いと私も同じ思いでお会いをしております、大変失礼ではあったかもしれませんが、そういう資金計画の計画性が本当に正しかったのかどうかということと、今さらながらでのこの御要望というのは少し順序が違うんじゃないでしょうかということはそのときにはつきり、私も同じ思いでありましたので、申し上げたというような経過であります。

ただ、そうは申しましても、最終的には、やはり障がい児の関係の福祉施策というのが町もまだまだ十分という状況ではない中であゆみの里さんにはこれまでも大変お世話になってまいりましたし、これからもまた障がい者の福祉施策を進めていく上でもこれからいろいろ連携してやっていかなきゃならんと、そういう団体でもあるという状

況、そうしたことをいろいろ加味しながら、また吉賀町の町長さんとも御相談を申し上げまして、何らかの支援は最終的にはしてあげなければならないだろうと、そういう結論に至りまして今回、そういう面では少しスムーズさを欠いてはおりましたけれども支援をさせていただくということで上程をさせていただいたと、そういう経過でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、12ページ、13ページ、教育使用料であります。さまざまな施設の減額修正が上がっているわけなんです、中でも森鷗外記念館入館料がマイナス157万1,000円というのが残念な結果で出ております。このあたりについて検証結果などがありましたら伺いたいと思います。

続いて、21ページの雑入でございますが、雑入の中の消防退職報償金というのが歳入に上がっているわけなんです、これがなぜ歳入に上がっているのかというのを確認させてください。

続いて、22、23ページであります。緊急防災減債事業債が3,500万円ほど減額となっておりますが、この理由についてお願いいたします。

続いて、28、29ページの一般管理費の中の負担金補助及び交付金益田翔陽高校甲子園出場補助金ということなんです、大変喜ばしいことではあるんですけども、どこまでの、学校に対して補助金というのが支払われるのか基準がありましたらお聞かせください。

続いて、76、77ページです。商工振興費の中にあります津和野町プレミアム商品券補助金が400万円で減額されております。これは以前からずっと続いてきてる施策であって、できれば減額補正というのはないほうがいいと思うんですが、400万円という大きなお金が減額となっているこの検証がございましたらお願いいたします。

続いて、84、85ページ。道路新設改良費補償補填及び賠償金の中で補償金が1,076万5,000円上がっております。この内容についてお願いいたします。

114、115ページ。安野光雅美術館費の報奨費、謝礼20万円がありますが、この支払い先をお願いいたします。

続いて、130ページ、131ページ。給与費明細書があるわけなんですけれども、この一番下の段の表に職員手当の内訳がございます。時間外勤務手当が補正前と補正後比較で682万6,000円が出ております。ほかの会計を見ますと減額補正で減っているんですが、ここの部分だけが600万円の増額というのはどういった内容なのか、ここをお願いいたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まずは13ページの森鷗外記念館の入館料の減額であります、これ以外の施設も含めてということでのお話だと思います。実際の細かい分

析まではまだやっておりませんが、一つの大きなポイントとして、特に堀庭園なんかがそうありますが、バスの運行の基準が厳しくなったこと、長距離で、例えば福岡のほうから津和野に観光に来られるバス、その団体バスが、いわゆるバスの事故で基準をすごく厳しくなりまして、一人で運行しておられた格安のツアー等が全部取りやめになってですね、特に今の堀庭園なんかについては減額分が、いわゆる前年度その団体での入客数とほぼ一緒だったというそんな状態があります。ですので、そういった団体客の影響がかなり強いのではないかと考えております。これはうちだけのことでなくて津和野の観光のかなりのポイントになってくるんじゃないかなというふうに今危惧をしておるところではあります。そういった原因が一番大きいのかなというふうに考えております。

それから、23ページの教育債の減額であります。これは、いわゆる国の補助基準に該当できる工事をできるだけ精査をいたしまして、そちらのほうで国の補助のほうが高くいただいておりますのでその分ほど起債が減ったという形で減額になっております。

ついでに皆、教育関係にいてもよろしいでしょうか。

115ページ、安野光雅美術館の謝礼であります。これはこの3月20日に行います安野先生の祝賀会後のコンサートのほうのおいでいただけます帯名さんとかですね、そういった方の演奏者の謝礼ということで組んでおります。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、21ページの雑入の消防退職報償金についてです。これは消防費の93ページをお開きいただきまして非常備消防費の中で退職報償金というのがあります。これ、3名の方が団員をやめるということで組合のほうからトンネルで出ていくものです。ですから、雑入で受けてここで個人に払っていくというようなものです。

それと、28ページの翔陽高校の10万円でございますが、津和野町出身の方が2名で、吉賀町もたまたま3名おられるということで吉賀町のほうから協議があったんですが、一応人数分で出そうかどうしようかということがあったんですが、一応切りのいいところで10万円はどうでしょうかということで、基準は別にはないんですけど、お互いに子供がいるということで今回10万円という設定をさせていただいて、これは高校のほうへ直接支払っていくと、補助していくというもんでございます。

それと、130ページの時間外でございます。これ、給与費明細が、6月に人事異動があったときに1回出しております。それから今回までの時間外と、9月補正、12月補正、3月補正までのトータルで差し引きやっておりますので682万ここに増額で出るということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） プレミアム商品券でございますが、一次検証ということで商工会のほうから報告をいただいておりますのでございます。

残念ながら予算額、当初発行額に対しまして74.6%の購入で終わったというのがまずは数字的な結果でございます。

中身につきましては、昨年よりは1人当たりの購入セット数を倍にした、昨年まではお一人1万円までの購入限度だということでありましたが、24年度につきましては倍の2万円、つまり2万4,000円の買い物ができるというふうに少し変えたところでございます。これにつきましては従来のいわゆる売れ行き、それから再販の状況等々行いまして、これまでは大体通常10月から12月までの売り上げ期間で大体60%ぐらいしか、いわゆる第1次では、つまり1人1セット1万円ですが、2セット1万円ですが、大体60%程度しか売れてなかったということで、ことしについてはまずはやはり集中的にこの商品を高めたいというようなことがございまして、まずは購入可能セット数を倍にしたと。これは最終的に、今まで売れたとしても、再販で、以前に買われた方が2回目を買ったということでございますので、およそそういうふうな経緯を踏まえて倍にしてそれから再販はしないということで行った経緯の結果でございます。

400万円の減額で、我々としても大変残念ではあるんですが、なかなか、再販で本当は売ってしまいたいということももちろんあったわけですが、やはり今までの消費者の皆さんのアンケート等々お聞きしている中で、最終的にごそっと買われるということで一定の不公平感といいますか、資金的に、資金といいますか、手持ちの家計のお金がいっぱいある方にとって有利になるばかりじゃないかというような、そういうふうなアンケートなり御意見もいただいておりますので、これも再販をして、いわゆる青天井で、最終的に消費してしまうということも、まあ、経済対策の一つではあるんですけども、住民感情等考慮した場合はある程度ラインを引いておくべきだろうということで、売れ残りはやむを得ないというふうに判断をしておりますのでございます。

それから、もう1点ですが、商工会さんのほうでも昨年から事務手数料をセットしていただきまして、事務費の節減にも努めておりますので、まあ、この400万円全てが商品券に係る分ではございませんでして、事務費につきましても20万円から30万円減額をしております。こういうふうな経費も含んでおることを申し添えます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 私のほうからは、85ページの、議員さん申されました1,076万5,000円。これ補償金と申されましたが、欄が違いまして、これは平台線の工事請負費でございまして、椀井谷との組み替えの請負費でございます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。いいですか。

○議員（11番 川田 剛君） はい。

○議長（滝元 三郎君） はい。

ほかにございますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） それじゃあ、2点ほどお伺いいたしますけど、73ページですか。林道の振興費というのが、林業ですね、林業振興費の中でそれぞれ減額が出ておりますが、資料のほうも少し見てみると、作業道の開設事業の入札減による森林整備加速化林業再生事業委託料109万2,000円の減額、そして負担金補助金及び交付金のうち作業路網の改良に伴う事業量減によるということで、いわゆる作業道というものが現実に拡大を進めていかなければならない事情はあると思うんですけど、このような減額補正が出るということは大変残念なところでございまして、最初の加速化再生事業の委託料のことについては入札減ということで事業量の減ではないかと思いますが、その辺の確認と、最後の次の作業路網の改良、路網をつくるために何か減ったということでこの辺の作業道の道路の事業量はどの程度減ったのかどうか、道路ではない事業が減ったのかどうか、その辺を御説明願いたいと思います。

それと、12ページを見ていただきたいと思いますが、先ほども同僚議員からの質問もありましたが、使用料手数料というところで教育使用料等が特に目立つわけですが、答弁の中にもありました、入館者数が減る背景というのもわかりました。そのような影響がそれぞれあるというのもわかりましたが、その中で18ページに影響が財産収入ということで物品売り払い収入というのが今回安野光雅先生の美術館を含めて570万の増額、一部減額もありますが、この物品売り払い収入は、本館である津和野町の美術館で売り払った収入がどの程度で、館外展が何展か開かれておりますが、館外展における売り払い収入のほうが多いのか、その辺について数字的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは73ページ、林業振興費の関係の委託料、森林整備加速化林業再生事業委託料の関係の減額の理由を説明させていただきます。

実際のところは変更が3回にわたって変更になっておりまして、一々説明すると逆にわかりにくくなるというふうなことになりますので、当初予算と補正のところの比較をさせていただいて説明をさせていただいたらというふうに思います。

まず最初、当初予算において林業公社、森林組合、民間の造林会社、個人ということで面積が1,455ヘクタール、林業路網の改良活動というふうなことで予算を計上させていただいております。合計額が582万3,000円ばかりになっております。そのうち林業公社の関係が474万7,000円ばかり582万3,000円のうちの474万7,000円が林業公社分でございました。ただ、最終的なところでは、その林業公社の関係が全て取りやめになったというふうなこともございます。それにかわって、森林経営計画の作成促進ということで、森林組合が304万円を後で追加というふうな形になっておりまして、このあたりのところで170万円ばかり減額になっております。

ほかのものについては入札等の減額もございまして、移行したということで森林組合、それから造林会社、個人の方、このあたりのところが減額になっておるといふような状況で、最終的に109万2,000円になっておるといふ状況でございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） その下のは、負担金補助。（「森林整備」と呼ぶ者あり）森林整備。

○農林課長（田村津与志君） 済みません。今しゃべったのが、森林整備活動補助金でした。（笑声）

済みません。170万7,000円がただいまの答弁でございました。済みません。

済みません。委託料の関係の森林整備加速化林業再生事業委託料の関係ですが、現地踏査による設計額の減少及び入札による減少というふうなことでございます。

それと、大変申しわけございませんでしたが、森林整備地域活動支援交付金の関係については公社の関係の減額部分が大きく、それに森林組合のほうを追加になって170万円ばかりになったというふうなことでございます。申しわけございません。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。

○議員（3番 板垣 敬司君） 安美。

○議長（滝元 三郎君） あっ、そうか。教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 19ページの物品売り払い収入の、ミュージアムグッズの売り払い収入であります。細かい数字は持ち合わせておりませんが、圧倒的に館外の売り上げのほうが高くなっております。

1会場で、例えばデパート等で、大きな町であります。津和野町の年間の入場者数とその会期中に入るぐらいのところもございまして、館外展での売り上げが圧倒的に多くなっております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 農林課長の、事業の内容の精査というか、その辺はまた詳しく聞かせてもらえばいいんですけど、いわゆる、山に道をつける、作業道とか、林道とか、そういうものが結果として当初計画より減るといふことは非常に残念な数字だと思うんで、その辺の背景が、全体の計画とかエリアが減ったばかりに、もちろん作業道もつけられなかったという、そういうことかと思いますが、確認のために、やはり、当初計画されておった路網整備というものが結果として減ってしまったと、その辺の数字がわかればお聞かせいただきたいと思っておりますし、詳細がわからなければまた後日伺いたします。

それともう一つ、教育次長にお伺いいたしますけど、私は、やはり館外展でたくさんのお客様が安野先生の作品をごらんになられた後、いろんな絵本を買われたり、グッズを買われたりしておるんだと、大変嬉しいことだと思うんですけど、この館外展、相手から、ぜひやってほしい、それではこちらから参りましょう、そういうパターンなのか、

こういう先生の作品がありますからいかがですか、やられませんかという、そういう対応なのかどうなのか。

そして、やはり僕は、せっかく館外展をやられる中には、相当演出なり企画なり、それは専門性を有するところかなとも思いますが、今の町の安野光雅先生の美術館におられる職員の能力によってこのような館外展が開かれるのかどうか、その辺が非常に気になるところでございます。

さらに、館外展も1年間の期間の中で、作品が5,000点にも及ぶものがあれば、区分けしているんなテーマで貸し出すことは可能かもしれませんが、物理的に貸し出すことができる作品と、スタッフというか、演出なり企画なりする、そういう職員の対応もそれなりに限界もあろうと思うんですが、この辺を予算——補正予算とは関係ないということになるかもしれませんが、(笑声)しかし関連もありますので、来年度の予算審査でも詳しくやろうとは思いますが、その辺を少し、館外展を今後やるのが物品の売り払い収入の増につながるという、これ、いわゆる商売という観点にもなろうと思うんですよ。それを町の職員がやらざるを得ないのか、その辺について非常に疑問を持っておるものでございます。その辺について最後お願いいたします。

○議長(滝元 三郎君) 農林課長。

○農林課長(田村津与志君) それでは、森林整備加速化林業再生事業委託料の関係の内訳でございますが、当初、滝谷の赤石山の関係で延長が700メートルで計画しておりました。事業費として147万円です。

それから、次のところで柳村ですが、シラクチ線というのがありまして、これが500メートル、事業費として105万円、それから、富田のマツガワサコセン、延長が1,500メートル、事業費として315万円を当初でございまして、合計2,700メートル、567万円、予算計上しております。

今回、赤石山線の関係ですが、当初700メートルに対して785メートル、1,482メートルに変更しておりまして、事業費が205万8,000円。柳シラクチであります。これが500メートルに対して510メートル、事業費が78万7,500円。それからマツガサコであります。当初1,500メートルが800メートル、事業費として133万2,500円ということで、総延長としては当初2,700メートルのところ、2,795メートルということで、95メートルが当初より長くなっておりますが、設置する場所の設計額の関係もありますし、入札の減ということで合計457万8,000円の事業費になったということでございます。

一応、当初の延長距離は確保しましたが、事業費のほう下がっておるということと、それと森林加速化整備事業、この関係については利用間伐が義務づけられておりまして、事業が終わるのがとにかく1月いっぱいには終わらないと、締めないといけないということで、このあたりのところが普及しない原因にもなっておるところではございません。一応補足いたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 予算申請の予告をいただきましてありがとうございます。  
（笑声）

○議長（滝元 三郎君） 簡潔にね。

○教育次長（世良 清美君） まず、どちらからアクションがあるかということですが、  
どちらもあるわけですけれども、今のところメインになるのは、相手方から声をかけ  
ていただくことが多いのが幸いという形です。

それから、人手についてであります。当然、館外展をやるためには物品、絵自体を  
受け渡すことをしないとけません。それには学芸員が必須でございますので、今、安  
美のほうには1人の学芸員ということで、なかなか対応が大変であるということは我々  
も考えているところであります。

それから、そうはいいながら、ある程度外貨を稼がないと館の運営もやっていけない  
ということもあまして、もういっぱいいっぱいではありますけれども、職員の努力で  
頑張っているところであります。

今の、向こうへ行っての展示の仕方ですが、基本的には美術館とかデパートなんかで  
もそういうノウハウを持った方がおられますので、向こうで展示のレイアウト等は基本  
的にはやっていただいて、後、それをうちのほうから行って監修をすると、そういう形  
で、なるべくうちの手間を省きながらやっております。

それと、全国を展示するに当たって、たんびたんび違う作品をやりますと大変労力が  
かかりますので、同じ作品をできるだけ各所でやるような形でルートを組むような形を  
とっております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。

○議員（3番 板垣 敬司君） はい。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 1点ほどお聞きしますが、同僚議員が質問しました7  
7ページのプレミアム商品券についてであります。いろいろ減額については説明を  
受けましたが、まだまだ問題点があるように感じておりますが、先日も町長の施政方  
針の中で、来年度もこの事業を実施するというように言われております。

この予算は、補正予算で上がってきた経過があるということで、23年度予算よりも  
減額した、23年度も事業費を、余ったということで減額予算できたわけですね。

それで、今年度も400万の、それでも400万の減額ということでもあります。

来年度もこの事業を続けるということでもありますので、いろいろこの販売方法なり、  
今後大いに検討すべきではないかというように危機感を感じておりますが、その点につ  
いてお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） たしか23年度は、商品券については完売をしているというふうに思っています。若干の、いわゆる不用額といいますか、減額につきましては、これは昨年から商工会さんのほうで、いわゆる換金手数料ということで0.6%の手数料をそれぞれの事業者さんからいただくことになりました。それが事実上、いわゆる自前の事務費ということで対応していただきましたので、そういう部分での減額でございますので、昨年度につきましては商品券のほうは完売しております。ただ、これまた新年度になりますけれども、新年度につきましては、24年度の売り上げ実績をもとに、いわゆる商品券相当分については予算化をしておりますので、また御審議を賜りたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 2点ほどお聞きします。

まず、77ページの商工振興費ですけれども、まず地域商業活性化支援補助金84万8,000円上げられておまして、その2項目下に個別商業包括的支援補助金、これが198万5,000円減額しております。

その活性化と包括的という意味がちょっとようわからんのですが、具体的に、これがなぜこの時期にこれを増額したのか、また、包括的のほうが減額したのか、理由があればお聞かせください。それと、これは違うた。いいです。その1点お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、この2つの補助金でございますが、地域商業活性化支援補助金につきましては、これは県単独の補助事業に町費を上乗せをいたしまして、いわゆる空き店舗の活用でありますとか、そういったリニューアル、それから家賃補助、これ、県と協調してやっていく事業でございます。

これにつきましては、また新規に開業したいという方がおられまして、ちょうど県の予算のほうもまだ余裕があるということで採択をいただいて、今回新たに追加ということでございまして、これにつきましては、本町に花屋さんがあるんですが、これが、ちょっと私が今、オープンしたかどうかは確認していませんけれども、いわゆる空き店舗を活用した新規の開店ということで、こういうふうなところで新たにふえたということでございます。

それから、個別商業包括的支援、これにつきましては、昨年の補正で新たに町単独としてつくった制度でございます。

これにつきましては、従来ですと色々な制度の中で、例えば先ほどのような部分で画一的に取り扱ってまいりましたけれども、いわゆる商品のパッケージの問題でありますとか新たな商品開発、それから情報発信、ホームページの作成でありますとかPR、そういったもの、それから人材育成もこれからは非常に後継者の育成も含めて必要であろうということで、それぞれ、まあ、名前が商業になっておりますけれども、建設業も

含んであらゆる企業、事業所で、それぞれの実情といたしますか、御要望に合ったような制度ということで個別支援というふうな名前を使わせてもらっております。

我々も、ちょっと予測が、年度途中の補正ということで、商工会のほうともいろいろ連絡をとりながら300万円の補正をお願いして可決をいただいたわけではありますが、その後いろいろ聞いてみますと、なかなか、各企業さんにつきましては、基本的に1年間の収支計画については年度1月から3月の間にもう、資金計画であるとかそういうふうな事業計画は決めてしまうんだよというようなことで、3・四半期、4・四半期いわゆる後期に新たな資金をもってなかなか取り組みにくいんだというふうな実態も、我々ちょっと調査不足でございまして、現在のところ、ちょうど10件申請をもらっております。10件目につきましては若干微妙なところもあるんですが、いろいろキャンペーンに出かけたりとか、ホームページを直したり、あるいは資格取得のための講習会、そういったようなそれぞれオリジナルの中で、もちろん要綱はあるんですが、今のところ9件利用いただきまして、約、今95万ぐらいの利用をいただきました。

これにつきましては、限度額、最高でも30万円ということでございます。

そういったようなことで、この事業の違いにつきましてはそういうことでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 3点ほどお伺いをいたします。

まず、33ページ、若干同僚議員も触れられたかと思いますが、まちづくり政策関係で地域提案型助成事業が220万ばかり減額になっておると、これの対象が、各まちづくり委員会、あるいは115からある行政区のどういうふうな、これ、減額が影響しているのかというのが第1点。

それから、その理由ですね、それぞれのまちづくり委員会の計画が、予定した事業費というか、補助金に到達しないのかどうなのかということもですが、各集落からの計画がないというのがあるのではないかという私の気がしておりますので、そこら辺を聞きたい。

それから、38ページにグラウンドゴルフ場建設費、これ、本来、款21でここに上がるかなと思いましたが、ないの言うのも変なんです、本来なら減額が今定例会に、この後、最終日までには出てくるんだろうと、こう推測をしておりますが、当初4,830万、グラウンドゴルフ場建設費を計上して、そして2回にわたって追加補正をして、5,000万を少々超えた予算で、入札をやったら3,268万という、こういうことで大幅な入札減が出ておると思うんです。

この期になぜ補正として調整ができなかったかということをお聞きしておきたい。

特に、これは財源が地方債で過疎債でありますから、入札減等々が大幅な減額になるというのはある意味では喜ばしいことでもありますので、そこら辺をお聞きをしたいということと、84ページに道路新設改良費、これ、毎たび同じようなことを言うようですが、年度当初は2億6,745万という当初予算を計上して、国や県やの事情で

なかなか思うような予算がつかないということで、6月補正で大幅な6,000万からの減額補正をやられたという経過の中で、今回の補正が、まあ、金額をわずかといえればわずかなのかもわかりませんが1,000万を超す1,002万1,000円という減額をされました。

問題は、国や県の補助金をこうして、この中に350万ほど地方債がありますから、これは除いて629万という、国、県、まあ、国であると思いますが、この補助金を返還するというのは、道路開設費だけでなしに、前段の同僚議員等も、林業関係等も含めて、できるだけ国や県の補助金というのは容易なことではなくして確保する補助金や交付金であろうと思うんです。これを減額をするなんていうのはまことにもったいないという気がしてならないんですが、そのいきさつというものを、わずか1,000万といいながら道路新設に、どこかに、何月議会かで私が担当課長に、入札減があったらそれは振り分けて、必ずどこかの新設道路に充てるんだという答弁でもあった。

しかし、残念ながら1,000万という減額をされとる。これは、平素から町長が国や県の補助金をできるだけ導入をして、できるだけの社会資本整備や、そのほかには精力的にやれにやならんという趣旨に全く逆行しておると、このように思いますので、そこら辺を含めて説明を願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 御質問の地域提案型助成事業補助金についてでございます。

議員のほうからございましたように、地域提案型助成事業につきましては、平成24年度当初予算の際、114行政区、これを30万掛けたものということで、3,420万を地域提案型助成事業の補助金の限度額ということで予算計上させていただきました。

まちづくり委員会等の結成に向けて、その後地域の皆様と協議をしてきた経過があります。今回、地域提案型助成事業の限度額の計算根拠となった数字、ここについてまず御説明をさせていただきます。

行政区につきましては、当初114行政区、御説明をさせていただいたんですが、日原地域の旧日原町内の坂の谷の集落、ここが行政区として1カウントされておったところが、なくなったということで、基本的には113行政区を計算基礎として、まずは皆さんのほうに御説明に伺ったということでございます。

旧津和野町内、津和野地区まちづくり委員会の中にあつては、基本的に今21行政区があります。この21行政区のうち、自治会が無結成等で、このまちづくり委員会に入っていない行政区が五つあります。

ちょっと計算根拠から先に説明しますが、113の行政区から5行政区を引くと108の行政区ということになります。補正予算の説明資料の中にありますように、今回112の、まあ、行政区といいますが、地域数ということで計算根拠を出させていただきます。

た、その四つに上がる部分については、津和野地区まちづくり委員会を結成した当時、自治会があるところと自治会がないところ、そういったところで一つの行政区にそういう地域事情があるところについては、自治会があるところがまちづくり委員会に初めに参画していくと、今自治会のないところも、議員の皆様方のいろんな御協力において説明会等も行っていったるわけなんです、自治会のないところの分まで含めて30万という限度額ではなかなか、意見調整といいますか、そういったところが図れないというような御意見もありまして、途中、このまちづくり委員会が発足する段階にあつて、一つの行政区で自治会があるところとないところ、ここについては自治会があるところは30万、自治会がないところも30万を割り当てるといふような考え方を変更した経過があつたということでございます。

先ほど御説明をしましたが、津和野地区まちづくり委員会の中には自治会のあるところとないところ、あるいは自治会が一つの行政区で二つあるところがあります。

今回、平成24年度の地域提案型助成事業の活用にあたりましては、津和野地区の鷺原1行政区、それから北一の行政区、ここについては自治会が二つあるということで30万の限度額を60万にして地域のほうに説明をしたということ。

それから、木部につきましては、川尻の行政区の中に川尻自治会と四本松自治会があるということ、ここについても60万ということ。それから小川ですが、小川地区地域まちづくり委員会、これについては、寺田上の中に上寺田自治会と定住促進住宅自治会ということで二つあるということ、この四つある部分を108に足して、112を30万掛けたもので限度額として積算をしたということ。これが3,360万円ということになります。

今回申請のありました金額につきましては、3,196万1,773円ということで、実際、補助限度額からしますと163万8,000円程度の不用額が出たということ。す。

まちづくり委員会につきましては、8月の中旬に津和野地区まちづくり委員会ができ、以降、須川地域のまちづくり委員会では、昨年の12月ということで、大変時期的にもいろいろタイトな、交付申請をするにはタイトな地域もあつたかと思ひます。

そういった中で、95%程度の執行率ということに、今、なつたということでございます。

議員の質問にありました、計画がなかつた、集落計画を出さなかつた地域があるかという御質問ありましたが、これについては、小川地域まちづくり委員会の中で1地域、それから、畑迫地域のまちづくり委員会、二つの地域から集落計画が出なかつたということ、そこを除いた中で、まちづくり委員会全体としてのまちづくり計画が出されてきたということでございます。

全体的には、12地域のまちづくり委員会で限度額どおりの金額を出してきた、申請をした地域が8地域でございます。これを補助限度額いっぱい、まちづくり計画の地域課

題を解決するために、地域提案型助成事業を限度額いっぱい活用したということです。あと残り4地域については、補助限度額を下回る交付申請額であったということで御報告させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） グラウンドゴルフの建設費に関しましての減額分でございますが、当初で設計した額に、芝生地にアンジュレーションというのをつけておるんですが、具体的な当初設計にはアンジュレーションの起伏の高低というのは加えてありませんでした。その辺で、大きくはその部分の設計変更が必要になってくる。それから、つくってみてわかったことなんですが、真砂とかそういうものを載せていきますので、今のレベルよりも高くなってしまふ。そうすると、今らちになっている部分の雨水がケーブルセンター前に流れ込むということがわかりまして、当初の設計には入ってなかった雨水の側溝を入れるということ。

それから、現状を見ていただいてもわかるんですが、周りに囲いがなくて、打ち損ねた場合には外まで飛び出てしまうということがあったりしまして、その辺の整備もつけ加えなきゃならないという、当初設計にはないことがいろいろと出てきまして、今その辺の精査をしております。その辺の額の決定がまだできなかったものですから、今回の補正には載せてはおりませんが、最終の補正ではその辺の詳細を説明させていただいて、減額の数値が出てくる予定になっております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、85ページの道路新設改良費の御質問でございます。議員さん言うように、いただいた補助金はなるべく満額使っていくという方針はあるんですが、本年度につきましては、同じ補助金の系列の中ではお金のやりとりができるんですが、今年度、平台線、椀井谷線については今年度で終わる事業でございます。

ですので、なかなか工事費をもっていくことにならないことと、もう1点、日原停車場線につきましては、工事をするのにJRとの協議がなかなか遅々として進まず、残念ながら測量委託のみということになりまして、もっていく先が木毛線でございます。木毛線も、工事請負費が若干増額して頑張ったわけでございますが、いかんせんこれだけの金額を処理するということになりませんで、大変残念ではあります、こういうふうになります。

全部の路線がまだ継続等あれば、またもっていくところももう少し幅が広くできたんですが、今申しましたように、今年度である事業が2件、それからJRとの協議が整わない工事が1件、それからもう1つは当初より測量委託と公有財産、購入のみの日原添谷線ということがありまして、なかなか使い切れなかったということは反省しておりますが、以上のようなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。一  
一ないようですので、以上で……。いいですか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 37ページをお願いしたいんですが。

地域振興費の区分で工事費が974万、これ、鉄塔整備の入札減というふうに御説明  
いただいたと思うんですが、これだけの金額が減額になるということはどういう理由が  
一番大きな要因であったのか、お尋ねをいたします。

それから、また備品購入費が543万8,000円ですか、ここへ、これは私のお願い  
いなんです、この説明欄にこういった何を記入していただきや大変見やすうもあるし、  
ようわかるんですが、執行部のほうじゃすぐわかるんでしょうが、我々はこの説明資料  
をもろうて初めてこれをこの設計書を見て書き込んで、きょうに備えてきておるん  
ですが、これもこういうふうな資料をもらうようなら、この予算書の中へ記入していただ  
けないもんかどうか、これは余分なことじゃあるんですが、説明欄に入れてもらうちゅう  
ことは難しいのか、何かの規定があるけ、こんなことはできんというふうに言われるの  
かわかりませんが、仮に工事請負費にしても金額が書いてありますが、この工事請負費  
が何がどうなるとるんやら全くわかりません。

そういうことがあるんですが、これをわかりやすうに説明を入れることができるか  
できんのか。まあ、これは余り金額に関係ないんじやが、執行部のほうの関係でどうか。

それと、61ページの斎場費のことではありますが、これも委託料165万5,000円が  
減額になっております。これを見ますと、委託料のそこへ斎場増設工事測量設計業務委  
託料とこれが165万6,000円のことであろうと思いますが、これは斎場造成じゃ  
ないんですか。増築のほうですか。私は、字が違うような気がするんですが。斎場造成  
か増築かどっちか、これをちょっとお教えいただきたいと思います。

それと、増設工事のほうで、資料のほうでは建築設計業務の入札減で241万5,0  
00円の説明があるんですが、この予算書のほうにはどこで計上してあるのか、お尋ね  
をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 最初に、地域振興費のほうの工事請負費であります  
が、これは、議員申されたように携帯電話の基地局建設事業に関するものでありまし  
て、設計額が2,482万2,000円に対して、契約額が1,508万2,000円。

これは一ノ谷地区と下横道地区の2、二つの鉄塔の合計額であります。入札額に加え  
まして、若干の設計変更が加えてございます。それによる差額で974万の不用額が発  
生したということ。それから、備品購入費であります、これも通信用の無線設備の購  
入でありまして、これはNTTドコモに限定されておりますので、随意契約なんです  
が、設計額が1,635万2,000円に対して、購入額が1,091万4,000円で済んだ  
ということになりまして、543万4,000円の不用額が発生したということであり  
ます。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 議員指摘の委託料でございます。

61ページでございます。これについては、斎場造成工事測量設計委託業務、それと斎場増築工事設計業務委託料、これ、二つございます。「等」と書いてございます。

それで、斎場造成測量設計のほうにつきましては、ボウリング工事のほうの追加がございまして18万2,000円ほどの増額になります。斎場増築工事建設設計委託料につきましては、入札減による183万8,000円の入札減になっております。それを差し引きしまして、委託料として165万6,000円の減額としております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 予算書の関係でございますが、議決をいただいた後、業者の方が結構予算書を閲覧に来られます。そういう場合、入札に関係するところを入れておくとその数字がちょっとわかってしまうんで、あえて今までは全部外させていただいております。見る人が見ればはっきりわかるんですが、道路なんかは多分足りていけばわかるようになっているんですが、簡単にはちょっと、最初に載せるとまずいという判断がありましたので、今のところずっと隠しておるような形をしておりますが、今後についてはちょっと内容検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） さっき、課長の説明じゃあ、増築と造成は等が入るとるけえ、両方でというふうな、あれで理解をせえということでございますが、なかなか理解に苦しむんですが。

そうしますと、241万5,000円の入札減があるんですが、増築工事建築設計業務入札の減がありますね。これはどこの欄に金額は出てくるんですかいね。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 説明不足だったかもしれませんが、委託料の中に合計として載っております。測量設計業務委託料、これがボウリング工事等の追加がございまして18万2,000円。

それから、斎場増築工事建築設計業務委託料。これは入札減の183万8,000円。これがございましたので、差し引きしまして、委託料として165万6,000円の減としております。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を以上で終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。――次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 全般については賛成するんですけども、先ほど私が出しましたあゆみの里のデイサービスセンターの補助金のことですけども、やはり、この施設に対する補助という面では、せざるを得ないかなという、事情をお聞きしましたので賛成はするんですけども、やはりこういう不明瞭なお金の出し方っていうのは慎重にしなければならないと、こんなことは私が言うまでもないことなんけども、少し疑問が残るのは残るんですけども、中身のことで必要かなということで賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようです。

以上で、討論を終結いたします。

これより議案第１７号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立、全員であります。したがって、議案第１７号平成２４年度津和野町一般会計補正予算（第６号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第１６．議案第１８号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第１６、議案第１８号平成２４年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１８号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第１８号平成２４年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 議案第19号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第17、議案第19号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第19号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第20号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第18、議案第20号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 毎回こういうかたい討論というのは心苦しくはあるんですけども、補正額としては123万6,000円で小さいんですが、やはりこの特別会計そのものに、趣旨に賛同できませんので反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。——原案に賛成者の発言を今度は許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第20号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 議案第21号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第19、議案第21号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第21号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20. 議案第22号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第20、議案第22号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第22号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

---

**日程第21. 議案第23号**

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第21、議案第23号平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第23号平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

**日程第22. 議案第24号**

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第22、議案第24号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ありませんか。討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第24号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第23. 議案第25号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第23、議案第25号平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第25号平成24年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第24. 議案第26号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第24、議案第26号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。——次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第26号平成24年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第25. 議案第27号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第25、議案第27号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第27号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

なお、本日までに受理をいたしました要望書等につきましては、既に、けさほど配付のとおりでございます。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後0時12分散会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 25 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 25 年 3 月 21 日 (木曜日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成 25 年 3 月 21 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

3 番 板垣 敬司君

5 番 道信 俊昭君

7 番 三浦 英治君

9 番 斎藤 和巳君

2 番 村上 英喜君

4 番 竹内志津子君

6 番 岡田 克也君

8 番 青木 克弥君

10 番 河田 隆資君

11 番	川田	剛君	12 番	小松	洋司君
13 番	米澤	宥文君	14 番	後山	幸次君
15 番	沖田	守君	16 番	滝元	三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	長嶺 常盤君
教育長	.....	本田 史子君	参事	.....	右田 基司君
総務財政課長	.....	島田 賢司君	税務住民課長	.....	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	.....	大庭 郁夫君
地域振興課長	.....	久保 睦夫君	健康保険課長	.....	齋藤 等君
医療対策課長	.....	下森 定君	農林課長	.....	田村津与志君
商工観光課長	.....	長嶺 清見君	建設課長	.....	伊藤 博文君
環境生活課長	.....	長嶺 雄二君	教育次長	.....	世良 清美君

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。昨日は、先ほど町長から  
もございましたけれども、執行部の皆様方、議員の皆様方、大方の御参加をいただき  
まして、安野光雅先生、文化功労者顕彰祝賀会が開催をされたところでございます。  
ここに改めまして、その御荣誉にお祝いを申し上げ、今後ますますの御活躍と御健勝  
をお祈りを申し上げたいというふうに思っております。

引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。ただいまから3日目の  
会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、青木克弥君、9番、藤和巳君を指名いたします。

## 日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きます、日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、13番、米澤宥文君。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤宥文でございます。通告により質問をいたします。

まず1点目に、投票所とポスター掲示板の削減、並びに、このことに関連する町営バス無料化について質問をいたします。

津和野町は、29カ所の投票所再編とポスター削減については、平成23年12月に定例会において、投票所を日原地域3カ所、津和野地域4カ所の7行政区にしてポスター掲示板も削減し、経費節減を図り、投票日当日は町営無料バスを最大限利用して、無料とし、投票率維持を図られてはいかがかと質問したところであります。

昨年の平成24年に、松江市が経費節減のため、投票所を35カ所削減し、98カ所に再編されております。ポスター掲示板も162カ所削減し、投票日当日はコミュニティーバスを旧八つの町での投票で無料にされております。朝日新聞によりますと、この35カ所の見直しによる経費節減は、2,500万円とありました。特に、削減の多かったところは、雲南市では投票所103カ所のうち、実に65カ所も削減して、38カ所にされています。中には、自治会から投票所が近過ぎると、地元から削減の申し出もあったと聞いております。自治会の、昨年の24年以降、県内の投票所の削減は、安来、松江、雲南、大田、浜田、益田の6市と、奥出雲、邑南の2町が人口減の理由で実施されておられます。

県内で、人口減少率最高の津和野町の現状を考えますと、即時見直す時期が到来しているように思います。投票所再編とポスター掲示板の削減で、節減された経費を町営バス無料化に充てることができれば、投票所再編の町民の御理解と、投票率維持や定住促進、また、町民の行動の活発化につながるのではないのでしょうか。津和野地域で、町営バス往復最高600円、日原地域400円。これは、町の中心部から離れて住む人には少々酷なことだと思っております。町民、皆さん同じように税金を納税し、各種の交付税や交付金を受けておられます。町営バスを使わざるを得ない人と、余り使わなくても済む人との交通費の格差の解消になります。町営バスの1年間の総収入は620万円ほどであります。他の自治体に先んじて無料化を実施することは、つわの暮らしの推進に大きく貢献すると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、本日から一般質問ということでございます。改めて、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

13番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。投票所、ポスター掲示板の削減、町営バス無料化に関する御質問でございます。

平成23年12月定例会においても答弁をいたしました。合併時の投票所数38カ所に対して、平成19年に投票区の統合・再編をし、現在の29投票区となっております。また、ポスター掲示所についても、公職選挙法上は212カ所が必要なところではありますが、52カ所を減じて160カ所としているところであり、選挙費用につきましても、投票所の閉鎖時間の繰り上げ、開票時間の短縮による人件費の抑制や、ポスター掲示に係る製作、設置、撤去などの経費について節減を図っております。選挙管理委員会といたしましては、選挙において公平かつ適正に執行し、有権者の利便性、サービス低下、投票をするという機会が不平等とならないように配慮するなど、投票しやすい環境をつくり、投票率の低下を招かないことを最優先にしなければなりませんので、現段階において、投票所やポスター掲示所をさらに削減し、町営バスを運行することはできないと考えておりますので御理解をお願いいたします。

なお、投票区ごとの有権者数で見ると、1番多い投票区で1,217人、1番少ない投票区で53人と、その差、約23倍の開きがありますので、今後、有権者数の減少が進み、再度見直しが必要となれば、バスの運行を視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 平成17年の合併以降、平成19年に38投票区を29投票区にされておられますが、平成25年3月までの7年6カ月の間に人口は9,607人から、8,339人と、この間に1,268人も減少をしております。毎月平均しますと14.4人ということでもありますけれども、県内の投票所を削減した自治体に、右にならえとは言いませんけれども、思い切った削減の時期に来ているのではないのでしょうか。

参考までに、大きな削減をされた雲南市のことでありますが、雲南市の有権者数は3万5,000人です。津和野町の人口は7,300人、約5倍で38カ所に設置されている。津和野町に例えれば8カ所になります。雲南市の総務課の方に話を聞いたところ、1投票区1,000人を目標にされたと言われました。投票区の件につきましては、これで終わりますけれど、答弁は要りませんので。

町営バスの件でございますけれども、町営バスの無料化は、町民の行動の活発化や、町外におられる自動車免許を持たない、また、車を持たない方のIターンやUターン、そして、定住の促進になるものにつながるのではないのでしょうか。町営バスの津和野地域、これは先ほども言いましたけど、変則的な運賃の統一も図れます。投票所とポスター掲示板削減が現時点で不可能であるならば、それとは切り離して町営バスの無料化は

進めるべきであると思います。この無料化が実現すれば、期日前の投票も無料バスを使っていただき、そして、他市町村とは言いません、松江市で実施されました大型スーパーでの期日前投票の設置もしてはいかがでしょうか。町民のための町営バスであるのなら、民間の交通会社が大半撤退した今、距離制運賃は廃止するべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 町営バスの無料化について答弁させていただきますが、民間会社が全て撤退したわけではございませんので、民間会社を圧迫するような施策というのは基本的にはできないと思っています。今も、賃金についても路線についても地域公共交通会議というのを開催しまして、民間会社がだめだと言われたらそれを実行できない仕組みとなっておりまして、現在でも民間事業者の方がいらっしゃいますので、大変、無料化については難しいことと認識しております。

ただ、距離制で、津和野地域につきましては町営バスの金額を200円と300円にしておりますが、これの全町統一化というのは目指していきたい分野でありますので、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 期日前投票所の関係でございますが、現在、日原地区で開発センター、津和野地区で役場を利用してやっておりますけど、これ以上、現在のところ、期日前投票所を増設することは考えておりません。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） もしも無料化がちょっと難しいとなれば、これ、例えばの話ですが、1日100円での乗車券と。乗り放題といいますか、何回乗っても100円ということも考えられますでしょうか。これちょっとお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 現在、民間の交通機関の料金を考えますと、今の町営バス200円では逆転する、100円幾らで民間の事業体であればバスを走らせている区間もございます。逆に、200円を超えれば町営バスに乗ったほうが有利という、その辺のラインで今、設定しておりますので、100円にしますと民間圧迫になる形になってきますので、地域公共交通会議では賛成されないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 価格の差については、1区間、民間が160円、町営バスはほとんど統一の200円で、価格の差については、ここで、少しではありますが出ているわけです。そういうことで、民間の、もし赤字負担になる分であれば、町の負担として皆さんの利便性の向上のために、また、使いやすいバス利用のために

も検討をしていただきたいと思います。これ、答弁はよろしゅうございますので。

2番目の、バス待合所の設置についてであります。

キヌヤ津和野店の鷗外旧居前バス停に、待合所の設置を町負担でできないでしょうか。鷗外旧居前バス停は、町内で最大のスーパーキヌヤと、ホームセンターコーナンがあります。町内で乗降客が最も多いところの一つだと思っております。しかし、待合所がなく、夏の強烈な日差しや、雨や雷、強風、また、冬の雪はしのぐところがなく、手に荷物を持った多くの方が難儀をされておられます。

このバス停の所在地は森村であります。行政区は町田となっております。所在地の自治会長と行政区の自治会長に、バス停待合所の設置の相談を持ちかけたところ、バス乗降客の大半が、ほとんどの人が他地区の人であり、地元負担をしてまで申請はできないとのことでありました。まあ、これはごもっともな御返答でありました。町内の多くの方面の方が利用する鷗外旧居前バス停は、公共的なバス停と言えるのではないのでしょうか。設置場所所有者のNTTとキヌヤ両者と交渉していただきたく、そして、多くの町民の利便の向上を図るべきではないのでしょうか。

今や、津和野町民全体が買い物難民となりつつあります。町内最大のスーパーキヌヤ津和野店とホームセンターコーナンが隣接する鷗外旧居前バス停はますます重要になると思います。これからの梅雨の長雨、その後の真夏の強烈な直射日光に備え、早めの設置を交渉されてはいかがなものでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、バス停待合所の設置に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

キヌヤ津和野店前の鷗外旧居前バス停につきましては、町営バスのバス停でもあり、石見交通の運行路線のバス停でもあります。ここを利用する方々は、畑迫、木部地区及び、津和野、小川地区等、広い範囲の方々に及んでおり、待合所の必要性については議員御指摘のとおりと理解をしております。

一方で、過去の待合所設置におきましては、それぞれが地元負担を伴った上でのものであり、仮に、鷗外旧居前に設置をするとすると、地元負担は困難であることが議員御指摘のことからも想像できることから、町単独での事業とする上では、設置済み地域の皆様の御理解や、これから設置予定のものとの整合性を明確に説明できるよう、十分な検討をする必要があると考えております。バス利用者の方々からは、かねてより待合所設置を望む声を少なからずお聞きしているとともに、他の議員の方々からも同様の御意見をいただいております。町政課題として認識をしております。今後、実現に向けて検討作業を早めるとともに、キヌヤ及びNTT、さらには石見交通など、関係機関との協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 鷗外旧居前バス停は、町営バス運行前の郷土館バス停と同じだと思っております。郷土館バス停待合所は、町営バス運行前までは津和野共存病院を利用される多くの方が乗りおりにしておりましたが、現在はそれほどでもないと思っております。それは現在は、病院玄関に町営バスが横づけいたしますので、それが理由だと思っております。この立派な郷土館バス停待合所は、津和野町が建築したものだと思っております。鷗外旧居前バス停は、この郷土館バス停と同様の趣旨を持つものではないでしょうか。多くの地域の方が使われる鷗外旧居前バス停であります。全地域の自治会連合会に相談をされれば、必ず了解をいただけるものと思っております。ぜひとも早急に協議をしていただくようお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 郷土館前のバス停が町が設置したかどうか、ちょっと明確ではないんですが、ただ、キヌヤ津和野店さんのほうでは、バス停からちょっと離れてはいるんですが、テーブル二つと椅子が設置してある部屋が、冷暖房がきいた部屋が設置されておまして、長いバスの待合時間をそこで過ごせるような形で配慮いただいているとこちらが認識しておまして、そういう時間が来ればバス停に行かれてバスに乗られるということは可能な状態にはなっていると認識しておりますので、検討のほうは早急にしていきたいとは思いますが、その辺の配慮もキヌヤさんのほうではしていただいておりますというふうに認識しております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） キヌヤの中にそういう待合所があるのは承知しております。ただ、やはりそれでは、バスもおくれることもありますし、待つ時間雨が降る、夏の暑い日には隣のコンクリートブロックの塀の影に隠れるようにして待たれる方もおられます。中学生もそこから乗りますので、キヌヤの駐車場の一角を町のほうで借用してされるのが最適ではないかと私は思っております。町の負担も多少多くなるとは思いますけれども、多くの方が使われる場所でもありますのでぜひともお願いをいたしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。地域提案型助成事業の格差の是正についてであります。

平成22年の参議院選挙、そして、昨年12月の衆議院選挙で、一票の格差が大問題となっている今日であります。津和野町の地域提案型助成事業30万円の申請化団体の格差は町全体で一戸当たり約30倍のところがあります。津和野地区では、同一行政区の中の2団体の比較が4倍以上、また、10倍以上のところもありますけれども、1行政区1団体のところでは、戸数の少ない団体の10倍か10倍以上の格差が生じております。多くの戸数を持ち、継続に、また、御世話を苦勞し努力している自治体ほど報われない補助金となっているのが現状であります。町民一人一人の格差が大き過ぎます。このため、不平、不満、疑問等が多く出ております。せっかくのいい事業であります、

これだけの格差が出るとこういうことも起きてくると思っております。これを解消するためにも是正策を考慮されてはいかがでしょうか。全く等分とは申しませんが、ただし、24年度においては、津和野地区では1団体申請、30万円の補助金を既に出されております。したがって、これは、固定せざるを得ないかもしれませんが、戸数の多い団体には上乘せを図るべきではないでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域提案型助成事業の格差是正に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

地域提案型助成事業補助金は、町づくり委員会を事業主体として、地域課題を解決するための事業実施に係る必要な経費を助成するための制度です。地域提案型助成事業に係る各まちづくり委員会の補助限度額は、基本的にまちづくり委員会を構成する行政区の数に30万円を常時算出しております。議員御指摘のように、1行政区30万円を補助限度額の基礎数値としていることから、町民一人当たり、または一戸当たりで比較すると、行政区間で差が生じているところでございます。まちづくり委員会は、自治会等の単位では解決できない地域の課題を、公民館等の単位で検討し、課題解決を図るため、町内12地域において組織化していただいたものでございます。12地域のまちづくり委員会それぞれに、人口や世帯数、高齢化率、面積、病院やスーパー、バス停までの距離、集会所等の設置の有無、降雪量など、地理的、社会的状況が異なることから、各まちづくり委員会や、まちづくり委員会を構成する自治会等、各集落間においても、地域課題や解決策は異なってくるものと考えております。地域課題の解決策につきましては、早急に解決を図らなければならない課題等に対しても柔軟に対応できるよう、地域提案型助成事業においては、補助限度額の総額をまちづくり委員会の話し合いによって活用できることとしており、このことは格差を生じさせないための配慮ともなっているとの認識から、現在のところ現行以上の制度は考えていない状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 平成24年5月の、まちづくりを担う新たな組織づくりの手引の18ページに、補助金の額で1行政区限度額は30万円とあります。この補助金の額が、1行政区2団体申請団体があれば、例えばの話ですが、60万円になると変更されたと聞いております。10団体あれば300万円出ると、1行政区の中で。まずその確認と、もう一つ、まちづくり委員会で21団体あるとすれば630万円あります。これは、まちづくり委員会で配分を決めると解釈していいのでしょうか。町の人の大半、ほとんどの人ですが、申請をすれば全団体30万円出ると思われております。これも、先ほどありましたまちづくり委員会の中で配分することによってよろしいのでしょうか。全部を一緒に、まちづくり委員会の資金といいますか、それをまちづくり委員会21団体で分けると解釈してよろしいのでしょうか。質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まず最初の、1行政区30万円というところの部分の御質問でございます。

先ほど、町長のほうで説明をしましたように、まちづくり委員会を構成する、基本的には1行政区30万円、10行政区ありましたら300万円が、そのまちづくり委員会の補助限度額という計算にしております。議員の御質問にありました1行政区で60万円の場合があるというようなところの部分の中身はどうかということであろうかと思えます。

これにつきましては、先般も御説明をさせていただきましたが、津和野地区において自治会があるところと自治会がないところと、そういったケースがあるということで、まちづくり委員会の中で、まずは集落計画というのを立てていただきますが、集落計画は、そのまちづくり委員会を構成する各自治会等が、まず最初に自治会等の単位でつくるものでございます。その辺の集約的なところが、自治会があるところと自治会がないところで、一つの行政区であれば、その辺の活用についてはなかなか意見集約ができないであろうというようなところもありまして、津和野地区等におきましては、1行政区内でそれぞれ30万円ずつの補助限度額の基礎数値を割り当てたということでございます。

もう一つの質問で630万円、21行政区あれば630万円という補助限度額の基礎数値を30万円としているということで、21行政区あれば630万円ということになります。この辺の中身については、集落計画をまず、その行政区の中で立てていただく、その中で緊急性の高いもの、あるいは、要は金額、多くの金額を必要とする事業、そういった部分が集落計画の中に入っているということで、まちづくり委員会の中で話し合いをしていただいて、片っぱの行政区じゃ10万円ぐらいしか、その地域課題を解決するために必要な金額としてはかからないと。片っぱの行政区では、40万円、50万円かかりますよという部分については、そのまちづくり委員会の中で話し合いをしていただいて、地域提案型助成事業に出していただくという仕組みにしているところでございます。

したがって、総額として計算基礎数値につきましては、まちづくり委員会の補助限度額の総額を、そういった30万円という、1行政区30万円という基礎数値で乗じて総額を決めるということで、あとの中身につきましては、まちづくり委員会の中でそれぞれ集落計画等上がってきたものを皆さんで御議論いただいて、こういうところから初めにやっつけようということであれば、その辺のところは取っ払っていただいて、その、例えば630万円であれば630万円を有効に活用していただきたいということで、地域の皆様には御説明をさせていただいたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） そうしますと、集落計画が出たその計画どおり全部ということはないんですね。以前では、30万円のうちの10万円しか計画がなかったときは、20万円は戻しなさいという形であったと思うんですけど、本を読んでみたところ、見るところ、まちづくり委員会があとは使いなさいとは書いてなかったと思います。

それと、とりあえず集落計画、1申請団体で30万円の集落計画以上を出して、それが妥当とまちづくり委員会で判断すれば、大きくても小さくても30万円ということでしょうか、団体が大きくても小さくても、少ないところは10戸、多いところは120戸とか、津和野地区でもあるわけです、日原地区でもあると思いますけれども。そこは、まちづくり委員会の中で調整すると思っていいいんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおりでございます。30万円というのは、あくまでも、そのまちづくり委員会の補助限度額というその基礎数値でございます。地域提案型助成事業補助金というのは、事業主体をまちづくり委員会としております。したがって、昨年の5月からいろいろ説明をして地域回りました。まずは、その公民館との単位で、まずはまちづくり委員会を設置していただく。そのまちづくり委員会を設置していただいて初めて、この地域提案型助成事業補助金というのは受けられるということで御説明をさせていただいているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 大体の大筋の道がわかりましたので、またまちづくり委員会で検討してみたいと思っております、皆さんと。

最後の質問になりますけれども、キーレックス津和野工場の撤退後の対策について質問をいたします。

津和野町の雇用や経済の一端を支えてきた町内最大規模のキーレックス津和野工場、鉄骨造り、一部二階建て、瓦葺、建築延べ面積は8330平方メートルの撤退が目前になっております。撤退後の4月1日以降の使用、または活用計画などはキーレックスと話し合い、または協議をされているのでありましょうか。広大な敷地面積2万4000平方メートル、尺貫法でいいますと2兆4反の所有者は津和野町である、キーレックスである、と、二つの説と言われる方がおられます。これはどちらの所有となるのでありましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、キーレックス社に関します御質問についてお答えをさせていただきます。

1976年4月の創業以来37年間、本町の雇用や、経済の一端を支えていただいたキーレックス津和野工場も、自動車業界の販売不振や海外進出の影響を受け、平成23年より従業員の配置転換を計画的に進められ、大変残念ではありますが、本年3月末を

もち閉鎖に至ります。町といたしましては、閉鎖の方針を打ち出されて以来、昨年は三度の訪問を行い、状況の確認と雇用等の情報提供に努めたところでありますが、工場閉鎖後の活用計画につきましては白紙の状態であると伺っていたところであります。そして、本年2月には、改めて本社を訪問し、今後本町が行う企業誘致活動に、当工場建物や敷地を活用させていただくことが可能かどうかといった選択肢を含め、4月以降の方向性について協議をさせていただいた次第であります。最終結論には至っていないとの前提ではありますが、キーレックス社の御意向としては、津和野工場の生産再開の見込みは難しく、現在更新を進めている防府工場等の機械設備やパーツの保管等、倉庫機能としての利用を検討し、このまま建物は継続して使用したいとのことでございました。今後も、継続的にキーレックス社との話し合いは行ってまいりたいと考えております。また、御質問のありました工場敷地につきましては、株式会社キーレックスの所有でございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） この広大な敷地と建築物でありますキーレックス津和野工場を、ぜひとも津和野町にといいますか、津和野町のために役立てるためにも、譲渡の方針をしていただくよう努力をされてはいかがでありますでしょうか。といいますのも今バイオマスということが十分話題になっております。ほかのところも視察といいますか、ちょっと見に行ったりしますと、やはり乾燥設備がなく大変であります。例えばここを、この建物を乾燥場として使えばすばらしい貯木場といいますか、乾燥施設となると思っております。そのためにも、バイオマスだけでなく、先ほども言われましたように、ほかの企業誘致にも大変必要であると思っておりますので、倉庫とかではなく、ぜひとも津和野町で活用いただけるよう努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で9時55分まで休憩いたします。

午前9時42分休憩

午前9時55分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序2、4番、竹内志津子君。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子でございます。通告に従って3項目質問いたします。このほとんどは町長の施政方針に関係するものでございますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず、最初はまちづくり政策についてです。この中で2件ほど質問いたします。

最初、先ほどもありましたまちづくり委員会に関するものでございます。

まちづくり政策は、定住対策として、また町民が生きがいを持って暮らすためにも重視しなければならない政策であると考えます。

平成24年度に、町内12地域で、まちづくり委員会で立ち上げ、行政区ごとに、その地区が活性化し、住民が生き生きと暮らせるようにするためにはどういう課題があるか話し合い、その課題をどう解決したらよいかを考えました。そして、まちづくり委員会として課題解決をするための事業計画をつくりました。1行政区平均30万円の補助金を、地域全体でどの事業に幾らのお金を使うかをまちづくり委員会で検討し、つくられた事業計画です。

この地域提案型助成事業の計画に沿って、早速24年度の事業が実施されましたが、年度途中からの取り組みのため、時間不足ということもあり、住民の意見が十分に反映された事業であったかどうかを振り返ってみなければなりません。それによっては25年度の事業の見直しも必要になってくることも考えられます。

私の地域で考えてみますと、本当に短時間で、どういう課題があり、それに関する事業をしなければならないのか、そういうことを地区住民の皆さんの意見を十分に反映するよう、いろいろ工夫いたしましたけども、本当に時間が短くて、陸に戸数の多い地域では、地域と言いますか、地区、集落では、住民の皆さんの意見を十分に反映するものができなかったのではないかなというふうに思います。それゆえ、25年度の事業の見直しが必要になってくるのではないかと思います。町長は、各地域から上がってきた事業計画について、どのように評価しておられるのでしょうか。町長が目指しているまちづくりに沿ったものになっているのでしょうか。

次に、二つ目ですが、総務省の地域おこし協力隊を活用したI F J、イノベーション・フォー・ジャパン事業の報告が行われ、町内外から100名を超す参加があり、関心の高さがうかがえました。多くの町民にとっては、まだ実施1年目ということもあり、成果は見えにくいのですが、実施者である町長は1年間の取り組みをどのように評価しておられるのでしょうか。

施政方針では、これまでの取り組みの検証を踏まえ、今年度からは社会人や専門家の短期派遣などによるサポート体制を構築し、より効果的な事業実施を図り、新たなファウンディング・ベース・プログラムとして、町の活性化に対して、さらなる成果を生み出したいとありますが、具体的にはどのようなことを目指しておられるのでしょうか。昨年のI F Jの4人の学生の活動や成果をどのように発展させたいと考えておられるのでしょうか。今、私が質問した中にも、I F Jとかファウンディング・ベース・プログラムとか横文字の言葉が出てきましたが、私たちも、町長の施政方針を聞く中で、本当にこれがどういう事業なのかという、わからないことがたくさんありました。英語の辞典で調べてもわからないというようなこともありましたので、御答弁に当たってはできるだけ日本語で、わかりやすく御答弁いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成24年5月下旬から協働のまちづくり事業に関する地区説明会等の取り組みを実施してまいりましたが、現在、公民館等を単位とした各まちづくり委員会から集落計画、まちづくり計画をもとに地域提案型助成事業補助金の交付申請書を提出しているところがございます。

平成24年度地域提案型助成事業補助金の交付申請状況につきましては、まちづくり委員会全ての地域から交付申請書の提出があり、補助金交付限度額3,360万円に対する申請額は3,196万1,773円となっており、交付限度額に対する申請額の割合は95%となっております。

申請額の主な内訳につきましては、集会所の修繕や机、椅子の購入など、「話し合いの場づくり事業」に関するものが52%、防災備品等購入や防災訓練の実施など、「防災・防犯事業」に関するものが15%、草刈りやつつじ植栽など、「地域環境美化事業」に関するものが14%、グラウンドゴルフ大会の実施など「地域住民交流事業」に関するものが10%、買い物ツアーの実施など、「地域活性化事業」に関するものが4%となっております。

また、今後2年間に実施される予定の事業につきましては買い物支援や安否確認システムの構築、用水路を活用した小水力発電装置の設置なども計画がされております。

まちづくり委員会が主体となって作成した「集落計画」や「まちづくり計画」は地域事情を踏まえて作成されたものであり、地域提案型助成事業交付申請書に記載された全ての事業が地域課題を解決するための事業であると認めているところがございます。

平成24年度に実施してまいりました協働のまちづくり事業につきましては、地域提案型助成事業補助金の実績報告やまちづくり委員会の事業評価などをもとに、町としての評価をまとめてまいりたいと考えております。

続いて、二つ目の御質問でございます。

3月2日に行いましたI F J事業の報告会には、町民160名に加え、町外からの40名余りの方々においでいただき、当事業への関心の高さをうかがわせたところではありますが、裏を返せばI F J 4名の1年間における精力的な活動の結果があらわれたものと理解をしており、総論として、私の当事業に対する評価はそこに集約されます。

土日、昼夜を問わず、町内各地域に出向き、町民の皆様と活発に交流を行ったことは、私が期待する以上のものであり、私が町政座談会等にて各地域に参りますと、それぞれの地域の皆様より、4名を評価する声を聞かせていただいたところでもあります。

一方で、町から取り組みを指示した課題活性と、4名それぞれが独自に町の課題を考え、解決に向けての取り組みを行った自由活性については、課題活性として「フットパ

ス」、自由活性として「津和野農業実践プログラム」、「空き家管理システム」、「津和野高校魅力化プロジェクト」、「つわの冊子」に1年間取り組んでくれました。

長くなりますので、個別の評価は避けますが、それぞれが、定住対策、観光振興、農業振興、津和野高校支援など、町にとって喫緊の課題となっているものであり、町内出身者ではない外から見た発想と若い行動力をもって、これまでとは違う観点からのまちづくりを進めることにもつながっていると認めております。

しかしながら、1年間の取り組みのみでは十分な成果を上げることは困難であり、この1年間の成果を次年度以降にどのようにつなげていくのかが大切です。こうした中で、4名はそれぞれ大学を休学して本町で働いており、複数年の滞在は困難との見込みを立てておりましたが、うち2名が平成25年度についても継続の意向を示してくれており、新しく迎える大学生とともに、事業の継続性を重視しながらさらなる成果を求め、事業を発展させてまいりたいと考えております。

平成25年度から取り組みます「ファウンディング・ベース・プログラム」は、平成24年度のIFJ事業に改善を施して、より機能的に進めるもので、昨年同様に首都圏から大学生を受け入れることに加え、当町の課題解決と活性化に対して着実に成果を発揮できるよう、彼らの活動のサポート役として首都圏の社会人や専門家たちの短期派遣もできる体制をとったものであります。このことによって、彼らのメンタル面や事業遂行に当たってのサポートが充実されるため、より効果的な事業実施につながるものと考えております。

具体的な取り組みとしては、まず課題活性として、平成24年度に引き続きフットパス事業に取り組み、マップの種類をふやすとともに、実際の観光客増への導入を目指します。また、去年は自由活性として行った「津和野高校魅力化プロジェクト」、「津和野農業実践プログラム」などの事業も本年は課題活性として、2年目となる2名をリーダーに新しい大学生と一緒に取り組んでもらいたいと考えております。

また、昨年同様、自由活性の活動にも取り組んでもらおうと計画しており、本町の課題解決に向け、新しい視点からの取り組み提案を自由に行ってもらうことを期待しておりますが、基本的には課題活性の活動を重点的に進めてもらうべく指示を出したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まず、まちづくり政策のまちづくり委員会に関することですが、町長は平成25年度の施政方針の中で、住民協働のまちづくりの推進について、平成24年度に組織されたまちづくり委員会を支援するため、地域提案型助成事業等の支援策を継続して実施することで、地域課題の解決に努めてまいりたいと述べておられます。先ほどの答弁の中にもありましたが、25年度の大幅な計画が求められるというまちづくり委員会もあるのではないかと考えられますが、大幅な変更した後でのその事業が認められるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、I F J事業についてでございますけども、大学生4人の取り組みについては私も評価したいと思いますけども、十分には、この前の報告会でも分科会で、後は話し合われたんですけども、どの分科会にも出ることができず、どのような取り組みをされたか具体的なことをお聞きする場もなかったんですけども、町民の皆さんの中にも、町長づけの大学生たちが町の活性化のためにどんなことをやってるんだらうかという、そういう疑問も多々あったように思います。

ですから、私もその一人ではあるんですけども、大学生たちがどんなことを1年間やったんだらうか、どういう成果が上がったんだらうかということを知りたくてあそこへ出ていきました。

町長の先ほどの御答弁によりますと、地域の皆さんに理解された上で評価されてるような御答弁もありましたが、必ずしもそうではないと思います。町民の中の大部分は、どんなことをしたんだらうかというような思いのほうが多いのではないかなというふうに思います。

それで、私もあの場へ出ていまして、いろいろお聞きして、それからパンフレット等も配付されましたので、それもしっかり見させていただきました。本当に、若い人、それから都会に住んでいる人たちの目でこの津和野を見たときに、私たち住民にはなかなかわからない津和野のよさが見つけられたんだなあというふうに思いましたし、それから町が抱えている問題、課題、重大な課題に対して目をつけて、自分自分の自由課題として1年間取り組み、本当に地に足をつけた活動もされたということもあり、これが本当に彼らの目で見たいろんな課題が今後も続けられるといいなあ、課題解決に向けて続けられるといいなあというふうに思いましたが、お二人はまた来年度も続けてこれに取り組まれるということで、大変ありがたいことだなあというふうに思います。

町民へのPRをもう少し頻繁にやっていただくと、町民も、大学生たちがどのような取り組みをし、自分たち住民が気づかなかったどんなことを発見してくれてただらうというようなことがしっかりわかるのではないかと思いますので、広報等でPRもしておられますが、町民のほうから積極的に大学生のほうへかかわっていくということも必ずしも皆ができるわけではありませんので、広報あたりもしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、この事業そのものが非常に、先ほども言いましたが、横文字も使ってあったりして、わかりにくいんです。もっと住民にわかりやすい、町民にわかりやすいような名称を今から考えて、つけていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 議員御質問の第1点目のまちづくり委員会関係の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員の御質問にありましたように、平成24年度はまちづくり委員会設置に重点を置いてきたというところもありまして、まあ一番最後にできたのは昨年の12月というようなところで、12月末地域提案型助成事業補助金交付申請提出期限ということで、非常に時間的にもない中で、各まちづくり委員会ではいろんな意見を集約していただいて地域提案型助成事業補助金交付申請、あるいはまちづくり計画書等の作成をしていただいたというふうに思っております。

今回、まちづくり委員会が申請をされた実績報告を4月30日が締め切り、提出期限としておりますが、出していただいて、その後まちづくり委員会の代表者等で構成する未来づくり協働会議というのを設置をしております。その中で、いろいろ今の地域課題解決に当たって、今回の地域提案型助成事業補助金等、交付申請等がどういうふうな形で、地域に受け入れられてきたか、話し合いの部分でいろいろ困ったことはなかったかということ、そういった部分についてはこの中で、未来づくり協働会議の中で、平成24年度事業を総括させていただきたいというふうに考えております。

議員御質問の平成25年度の対応についてでございますが、今回、平成25年度の地域提案型助成事業補助金の交付申請をことし6月末までということで各まちづくり委員会には通知をしているところです。

先ほども御質問にありましたまちづくり計画書の大幅な変更ということでございますが、昨年の状況が、そういった、非常に時間のない中で、今回、この25年度の計画書の提出に当たっては、いろいろまた内容等変更もあろうかと思えます。それにつきましては、25年度の部分として皆さんでお話しされた地域まちづくり計画書、そういったものをもとに、地域提案型助成事業補助金については交付申請を行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） それでは、IFJの活動等についての御質問でございますけど、なかなか広報的なことはということが御質問にあったかと思えます。

確かに、昨年初めて取り組んだ事業でございますが、皆さんの関心の高さの割にはなかなか広報できてないということでございます。町の広報等においては、随時出してきたところではあるんですけども、なかなか広報を読んでもいただける方も少ない部分もあるのかなという気がしております。一番いい媒体としては広報というのが一番いい媒体だと思っておりますけど、ほかではホームページなり、フェイスブックなり、そういったところでも出しておるところではございます。

ただ、やはり彼らの動き方としても、活動範囲に限られるといえますか、フットパス事業につきましては津和野地域内の新しいマップづくりというようなことで、町の中に限られている部分もございました。そういった意味では特定の地域との方々とのつき合いが多くて、なかなか周辺の地域の方々のつき合いも、動きが見られなかった部分もあるかと思えます。

ただ、課題活性でなしに、もう一つの自由活性の中で取り組んだことにつきましては少し範囲も広がったかなという気はいたしております。そういった中ではやはり広範囲といたしますか、地域を絞った中で、モデル的な活動を行ってきたということがございますので、そういった意味ではどうしても、バランスといたしますか、皆さんにまでということはいかなかった部分もいたし方ないかなと思っております。

今年度の課題活性も、先ほど町長申し上げましたように、引き続いてフットパスなり、高校魅力化そういったものが出てくるわけでございますけども、また新たに來る学生もおりますので、そういった中で少し範囲を広げて、少し視野も広げた中で活動も行ってくれるものだというふうにも思っております。今後ともいろんな形で広報に努めてまいりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、新しい名前、ファウンディング・ベースというような、なかなか難しい名前といたしますか、わかりにくいというのが確かにあるかと思ひます。私自身もなかなか横文字というのが苦手でございます、いい説明ができませんけども、地域にいろんな素材が集まってくる、そういった基地にしようというような意味合いでございます、津和野にそういった学生だけなしに、先程いいましたような社会人の方、そして専門家の方々も来ていただいて、津和野活性化に努めていこうというようなことでございまして、この名前のつけ方については、少し検討ということで今、どういった形で皆さんにお知らせしたらいいかというのは、私もわかりませんが、そういう御意見も踏まえて、今後検討してまいりたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） それでは、今のIFJ事業についてですが、この前の報告会では、あそこで、新たに來られる人二人が紹介されましたけども、自由活性に取り組まれたものを今年度は課題活性として取り組みたいというんで、まずそれはお2人だと思ひんですが、です、この前の報告会では、残られる人が1人、新たに來られる人の紹介が2人あったんですが、またもう一人新たに來られる方がいらっしゃるのでしょうか。それだけお聞きたいと思ひます。営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） この前の報告会のときに、予定ということで紹介をさせてもらいました。1名は引き続いて、今の高校魅力化に取り組むということでございまして、皆さんにもはっきり申し上げたかと思ひます。それともう一人、現在おる中で、農業実践プログラムに取り組んでいる1名がおるわけなんです、あの時点ではその辺は少し迷ってた状況でございまして、最近、自宅のほうに帰られて、御両親と話したか中で決断をしたということで、現在の4名のうち、2名が残るということでございます。

それとこの前、会場で予定という2名が前へ出て話をしましたけども、彼ら2名ということで、スタートは4名ということになっております。予定しております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） それでは、次の質問に移ります。

住みよい環境づくりについてです。

自然環境もまちづくりをしていく上で重要な視点になると考えます。

かつては美しい里山であったところがどんどん荒廃してきています。特に、耕作放棄地の拡大は、そこに住み人にとっては、大変寂しいものです。気持ちが沈んでいきます。将来どうなるのかと不安にもなります。深刻な問題です。

周辺部に住む、周辺部というのは、この津和野町全体の中で考えたときの周辺です。周辺部に住む住民の高齢化とともに、耕作放棄地がふえてきており、草刈りなどの作業も進まず、荒れるに任せる状況が進んでいます。

私たちの地域では、有志によるボランティア活動によって、草刈りや刈った草の焼却が行われ、集落が本当に明るくなってきていて、私も本当にうれしいことだと思っておりますが、地主が町内か、町外でも、周辺に住んでおられるような場合は、直接、交渉して刈らせてもらい、燃料費や気持ちばかりの労賃をいただいたりしておられるようですが、所在不明で連絡がとれないような場合もあります。そこだけ刈り残すわけにもいかず、全くの無償で作業される場合もあるようです。作業される方たちは、退職後に農業する傍ら、ボランティアの作業をされる方がほとんどです。地域のために時間を見つけては作業を進めておられます。このような活動を後押しする具体的な奨励策を考えるべきではないでしょうか。耕作放棄地の草刈りをした後の活用も考える必要があります。そのまま放っておくと、また草刈りをしなければなりません。毎年、毎年の繰り返しになります。草刈りにお金や労力を使うより、何かを生産するために使うほうが有効です。所有権、それから取水、水を取り入れるとか、それから排水等の問題もあり、なかなか跡地利用までスムーズに進まないのが現状のようです。町が地域と一緒にあって、有効な跡地利用を見つけることができるようなシステムの構築が必要ではないでしょうか。

次に、公営住宅長寿命化計画に基づき、25年度には青原団地ストック改善計画を行うことにし、委託料100万円等、工事費440万円が予算計上されています。この件については、私も一般質問でも出したことがあり、本当にこの団地の大きな課題としてずっと残されておりました。大変住民にとっては喜ばしいことだと思います。どのような工事を計画されているのか、住民の要望や意見は取り入れられているのか、予算審査でその事業内容等、少しは説明されましたが、さらに具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、住みよい環境づくりについての御質問について、お答えをさせていただきます。

耕作放棄地の実態を把握するための調査は、農業委員会の活動の一環として、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」が全国的に行われ、島根県では9月から11月にかけて集中的に行われております。

耕作放棄地の定義は、1年以上作付されず、今後数年の間に再び耕作される見込みや意思がない土地をいい、復旧の可能性の有無により、2種類に分類しており、耕作放棄地の解消のための検討を行っております。

農業委員会の調査によりますと、ここ2年間は、耕作放棄地の面積は微増で推移しております。

中山間地域等直接支払制度や農地・水管理支払交付金を活用する集落においては、耕作放棄地対策がなされておりますが、それ以外の集落、特に農用地区域から除外された集落においては今後も耕作放棄地は増加すると思われまます。

こうした中、町内のある農業者から「草刈り等と無償ボランティアで行っているが、かえ刃や油代等も出ない状況であり、助成が受けられる制度はないであろうか」との相談が寄せられております。

当該集落は、現在、農業振興地域における農用地区域から外れており、国の直接支払制度等の対象にならないことから、地域関係者の合意のもとで、まずは農用地区域の指定を受けることから始め、国の制度を活用していただける環境整備をお願いしているところでございます。

耕作放棄地の利用については、国において補助制度等もありますが、農業を今後も続けていく意思のある「農用地区域」に限定されており、農業を続ける意思のない地区においては農業関係補助事業は現在のところ皆無の状態です。

圃場整備が行われていない農地については農業の担い手が利用することもできませんので、現在進んでいる住民と行政の協働のまちづくり事業による集落計画、事業等の中で活用を検討していただくこともお願いながら、町としても一緒になって対応を検討してまいりたいと思います。

続いて、三つ目の御質問でございますが、青原団地につきましては、平成24年度に策定しました公営住宅等長寿命化計画に沿いまして、ストック改善工事を25年度に2棟11戸、26年度に2棟10戸を計画しております。計画概要は、3カ所給湯への対応、トイレの水洗化、浴室のユニットバス化、屋上防水、外壁の修繕、給水管の修繕を計画しております。住民の御要望や御意見につきましては、長寿命化計画策定時にさまざまなアンケート調査しておりますので、最大公約数的に取り入れ対応をしております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 耕作放棄地の件ですけれども、今の御答弁にありました農用地区域の指定を受ければいろんな施策ができるけれどもというようなことなんですけれども、私たちの地域はまさにその区域に指定されていないというのは、やはり今まで稲作等続けてこられた方々が高齢化してるわけです。それで、その指定を受けられ

ないという状況がありまして、集落排水の件についてもこのあたりが関係すると思うんですが、それも実現できないような状況になっています。ですが、荒廃地はどんどん進んでいく、本当に町並みも寂しいものになっていく、そうした中で、本当にボランティアで草刈り等をしていただいておりますので、何とかやっぱり町の施策の中で、こういう取り組みに対して後押しできるような施策を考えていただきたいなというふうに思います。

それから、青原団地の改修の件ですけれども、以前私がトイレを水洗化にということも提案いたしましたけれども。その時点ではなかなか難しいような状況の御答弁がありました。でも、これが今回、実現するということは、大変、本当に住民の方にとってはうれしいことだなというふうに思いますが、3カ所給湯への対応というのは、各戸で3カ所に給湯できるという、そういう意味なのでしょうか。ちょっとこれがわかりにくかったのですが、それを御説明いただきたいと思います。

26年度にも2棟10戸を計画ということですが、これも同じような内容の改修だろうと思います。それで、青原団地の町営住宅としては、大体これで終わるのでしょうか。

それから、県営住宅も、2棟ですか、ありますが、この県営住宅については町がするわけではないですが、県への働きかけ等はどうかしているのでしょうか。同じ地域の中で同じ住民、同じ自治会をつくっておられる方たちですので、同じように改修が進むことが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、竹内議員の帆質問にお答えいたします。

農林課サイドの分野で申しますと、やはり農業振興地域の中の農用地区域に指定された集落について、土地については、先ほど町長も答弁いたしましたように、中山間地域等直接支払制度や農地・水管理支払交付金等の対象になっております。

地元の住民、農家の方から御相談を受けておまして、このあたりのところで農用地区域に指定していただくように、関係者の方で取りまとめてくださいというふうな依頼を申し上げておるところでございます。

ただ、かつて3S事業で、あのあたりを団地化するというふうな考えもあつて、農用地区域から外した土地でございます。今度、再度また農用地区域に指定するということになれば、10年以上は絶対に農地として守るというふうな思いでないと、四、五年して、やっぱりやめましたというふうなことにはなりませんので、今後も将来的に農地として管理をいただくように地権者の方の同意をとっていただいて、取りまとめ、願いをしておるという現状でございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、青原団地の御質問にお答えします。

まず、一つは、3カ所給湯への対応というのは今は、風呂は追いだきということになって、それで台所はそれぞれの方が、俗に言う瞬間湯沸かし器ですか、それをつけてお

るような状態でございます。これを台所、洗面所、風呂というような3カ所への給湯ができるようにということでございます。

それから、青原団地、4棟ございまして、一遍に1年度にすればいいんですが、なかなか予算のほうも大変ですので、25年度に2棟の11戸、それから26年度に残りの2棟10戸を計画しております。

それから、県営のほうでございますが、これも町営と同じく、同じ年代に建設して大変古くなっております。県のほうもその辺は承知しているところではございますが、まだ、町営のほうがこういう改善計画をするというのはまだ県のほうは知らないと思いますので、そこら辺も含めまして、町もこういう改修するんだけど、県のほうはいかがですかというような、相談と言います、声はかけてみたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 農用地区域の指定について非常にハードルが高いなというふうに思います。

今後10年間といいますと、ますます土地の所有者も高齢化していきますし、今の段階でも町のほかの堤防の草刈りとか、そういうことをする作業さえ、本当に大変な状況になってる中で10年間農業、農用地としてちゃんと使っていけるかというような、そういうことは非常に難しいというふうに、私も考えるんですけども、やはり町として、これは私たちの地域だけではなくて、ほかにもこういうような地域があるんじゃないかなと思いますけども、やはり耕作放棄地の管理については何らか町も一緒になって考えていただくような方策を考えていただけたらというふうに思います。

それから、青原団地については2年間の計画で全戸が改修されるということですので、県営のほうも今後、しっかり交渉していただいて、早く改善ができるようお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

生活保護についてです。

政府は生活保護費のうち、食費などの生活費に使う生活扶助費をこの8月から3年間で段階的に引き下げることを決めました。平成27年度以降、支給額を年740億円削減というもので、その内訳としては生活扶助の基準額を6.5%下げること、670億円、年末に支給される期末一時扶助を70億円削減するということです。このことは町民の生活にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

次ですが、生活保護が基準になって、さまざまなことに削減の影響がでると考えられます。経済的に苦しい家庭の子供たちが受けている就学援助費、そのほかいろんな最低賃金等にも反映されるということですし、まだまだいろいろあるんですけども、それを御答弁いただきたいと思っております。

それから、町として、町民の生活をどのように守っていくか、いろんな影響がでる中で、本当に町民の暮らしが苦しくなると思うんですが、町として独自の支援をすることはないのでしょいか。

それから、次ですが、町民の生活への影響とともに、町の政策にも影響が及ぶと考えられます。最後のセーフティーネットを守るよう、国に対して要望すべきではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、生活保護に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

生活保護費については、リーマンショック以降の経済不況が強く影響する中で増加の一途をたどっており、日本全体として生活保護の受給者数、保護費の額ともに過去最高の数値を記録しております。

こうした中で、厚生労働省の社会保障審議会では、一般の低所得世帯、年収120万円未満の世帯でございますが、これの消費支出と生活扶助費を比較した検証結果を公表しており、この結果において、60歳以上の高齢者世帯では生活保護費が、低所得世帯の水準を下回っているものの、子供のいる夫婦世帯や母子世帯においては、逆に生活保護費の水準が高くなっている現状が明らかになってまいりました。

今回の生活保護制度の見直しにおける保護基準の引き下げは、こうした状況を適正化するべく行われたものであると理解しております。また、保護費の引き下げだけに目が向きがちではありますが、一方で就労支援の強化等についても盛り込まれており、このことは、生活保護法の規定する自立の助長について一定の方向が示されたものであると思っております。

議員御質問の町民生活への影響についてであります。このことについて参考となるものとして、去る2月19日に厚生労働省から、生活保護基準が変更された場合の他制度への影響について公表があったところであります。その中における主なものだけでも、養護老人ホーム入所措置、児童入所施設等の措置の対象となっている施設における費用負担、介護保険の社会福祉法人における負担軽減面での利用者への負担、国民年金保険料の免除、自立支援医療、就学援助、私立高等学校の授業料免除などがあり、その範囲は非常に多岐にわたっております。こうした影響への対応については、今後、国からの通知等により、その取り扱いが示されるものと思われまますので、現在すぐに町民生活への影響をお示しできるものではありませんが、町としても細心の注意を払って、その把握に努めてまいり所存でございます。

2番目の御質問については、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、さまざまな面で保護基準の引き下げによる影響は出てくるものと思われまます。しかしながら、国の試算の詳細な根拠が明らかにされていない現在の段階では、実際のその具体的な影響

について推測することは極めて困難であり、国の諸施策の取り扱いに関する通知等により、今後、徐々に影響額等が把握できてくるものと思われま

す。町の財政状況は引き続き予断を許さない状況下にあります

が、福祉関連の予算については法律に基づく支出が避けられないことから、増加の一途をたどっております。

こうした中では、議員御質問の町独自の支援についてはかなり厳しいものがあるため、まずは既存の制度を十分に活用するとともに、ハローワーク、社協、包括支援センター等の関係機関が一層緊密に連携を図りながら、限られた予算の中で最大の効果を発揮できるように努力し、町民生活を支援していくことが重要であると考えております。

三つ目の御質問でございますが、生活保護基準がこれまで述べさせていただきましたようにさまざまな施策の基準となっていることは紛れもない事実であり、町民の皆様の政策に少なからず影響が出てくることも予測できることでもあります。

しかしながら、生活保護が最後のセーフティーネットであることは揺るぎのないものであり、町としましては、この制度を大いに活用して、継続して生活弱者の支援に努めてまいりたい所存であります。

今後の基準引き下げについての影響等については国、県でも調査が行われると思われま

すので、国への要求等は、そうした結果を踏まえた上で、県の担当課長会議等の場を通じて行っていくのが得策と考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 特に、この生活保護基準の引き下げは子育て世帯に影響が大きく及ぶものというふうに予測されております。

先ほども言いましたけども、就学援助費等にも影響があるわけで、そういう就学援助を今まで受けられていた子供たちが、保護者が受けられなくなるというようなことも生じてくるのではないかなというふうに思います。どの階層のところでも影響はあるんですけども、特に子育て世帯、家庭の経済状況が思わしくない中で、子供たちの、本当に学習への影響が出てくるというようなことがないように、せめてそこだけでも町の就学援助に援助費の持ち出しとか、そういうようなことも考えていただくべきではないかなというふうに思います。これまででも、就学援助については町独自でいろいろ便宜を図りながら、子供たちの学習がスムーズにいくようにというような配慮はあったように思いますので、その辺を今後、御検討いただいて、ぜひとも支援をしていただきたいというふうに思います。

それから、生活保護基準の引き下げが生活保護に、家庭の状況が生活保護の水準よりももっと低い経済状況の中で暮らしておられる方がたくさんあるんであって、生活保護が本当は必要だという方の15%ぐらいしか、生活保護を受けている方は、実際はいないということらしいんです。そうするとやはり、生活保護以下の暮らしでやっておられる方もおられるんで、そういう方を基準にさらに今回、引き下げが行われたというふうに聞いておりますので、そういう低いところへ水準を合わせるのではなくて、やはり高

いところで水準を合わせながら、底辺の生活をしている人たちのレベルを上げていくということが国の施策だと思しますので、これはここで言うべきことではないかもしれませんが、本当に国の施策としてやはり大きな問題があるなというふうに思います。ですので、それを今すぐ国に求めても、今どうにもならないような状況ですので、できるだけ町のほうで何らかの支援をお願いしたいと思っておりますけど、再度御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 生活保護以下というふうな表現をされていましたが、確かにボーダーラインぎりぎりの方で頑張っておられる方が生活保護を受けずに生活をされておるといふような状況は本当、町内でもそういうふうに感じております。そうした上での、こうした制度ではあります、今後の状況とももちろん把握をきちっとしていかなければいけないというふうに思っております。

子育て世帯への支援についてでございますが、一昨年から乳幼児から中学生までのあした医療費の助成等もしております、町としてもそうした形の助成というのは他町村には遅れない、そういう助成もしておるといふような状況でありますので、まあ、今後どういふような形になるかわかりませんが、そういう状況を町としても考えておるといふことも理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 津和野町が子育てに対してのいろんな支援をいただいているということについては、本当に子育て世帯の家庭では大変喜んでおられます。ですが、今ここで言っているのは本当に底辺の暮らしで子供の成長にも影響が及ぶのではないかなというようにありますので、ぜひとも就学援助あたりについては支援をお願いしたいというふうに思います。これは今後、国からのいろんな指示が出てくるというようなことでしたので、それを見ながら、また町のほうでもぜひとも検討をしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） それでは、通告に沿いまして3点ほど質問をさせていただきます。施政方針についてであります。

一つ目、津和野町はサイン計画に基づいて、観光案内板の設置等を計画しておりますが、施政方針にも整備に努めるというふううにうたっております。具体的な今年度の計画をお伺いをいたします。

二点目が、今年度、山口線全線開業90周年の年でありまして、沿線上においていろいろなイベントがあるというふううに発表をされておりますが、具体的内容をここで伺いをいたします。

三点目が、太鼓谷稲成神社におきまして、御鎮座240周年の奉祝行事が予定をされております。しかし、私が稲成神社を見ますと、参道の鳥居、これが大変危険な状況になっていると思われまます。観光客に倒れかかったりという危害が及ぶ心配がどうしても拭えないわけでありまますけども、鳥居のトンネルというのは、観光客にとっても津和野を感じさせる観光資源の一つであるというふううに強く私は思っております。町といたしましても、修復に対して協力をすべきだと思っておりますが、町長の御所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、河田議員の御質問にお答えをいたします。

津和野町サイン計画では、統一的なサインによる津和野らしさを表現しながら、現在地確認の徹底と目的地へのスムーズな移動案内、誘導、使用施設の案内情報伝達を目的に、ウェルカムサイン——歓迎サイン、車両用・歩行者用誘導サイン、総合案内サインの4種類をそれぞれ設置箇所も含め整備をしております。平成24年度は3カ所施工し、平成25年度も、島根県の補助制度の採択を受け、誘導サインを5カ所程度を整備したいと考えております。全体的な整備工程につきましては、主に歴史的風致維持向上計画、施設整備事業により、平成26年度から27年度、平成30年度から31年度の2段階に分けて実施することとし、個別箇所の整備事業、整備年次につきましては、中期財政計画と整合を図りながら平成25年度に示すこととし、新規箇所に関する用地交渉等の事前作業を早目に進めてまいりたいと考えております。

次に、山口線全線開業90周年記念イベントにつきましては、まず、JR西日本広島支社山口地域鉄道部により、来る4月6日土曜日に、JR山口駅前広場を中心に、山口県知事、山口市長、津和野町長を初め、多くの関係者の出席による記念式典や地域住民とのふれあいイベント、山口益田間往復の記念列車の運行が予定されております。

山口駅会場におきましては、本町も特産販売や観光宣伝、流鏝馬保存会の御協力による写真展、流鏝馬神事の開催PRなどを行う予定であります。同時に津和野町では、記念列車の歓迎セレモニーや乗客プレゼント、流鏝馬PRなどを予定しております。

また、年間を通じては、山口市と共同で行う、山口津和野SLPRデーの開催を3回、町単独で行う山口線90周年記念写真展と、SLギャラリーの開催、津和野駅へのキッズコーナーの設置、津和野駅以外の町内各駅での記念行事を予定しております。さらに、JRやSL運行対策協議会とタイアップした記念乗車シート発行、沿線スタンプラリー

など、通年的な取り組みを進め、観光分野での利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、太鼓谷稲成神社参道の鳥居についてであります。神社では、神職の方が毎日参道を清掃される際に点検をされていると伺っており、従来から腐食等で危険と判断した鳥居は、神社において撤去、取りかえ等を行っておられ、昨年は、そのような状態となったものを約30本交換されたと伺っております。

以上のような状況から、現時点では、稲成神社において適切に管理をされておられるものと考えております。御指摘のように、この鳥居のトンネルは、稲成神社と一体となった津和野の貴重な景観であり、その保全につきましても、町民共有の財産として次世代に伝えていかなければならないと考えており、今後におきましては、議員が懸念されておられることと同様な事例が起こってくることも当然視野に入れ、その対応方法を検討しておくべきと認識しております。その際、仮に何らかの協力、支援を行うとすれば、町景観計画や景観条例に基づき、その根拠を明確にする必要があると考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田君。

○議員（10番 河田 隆資君） それでは、1項目ずつ、少し掘り下げて再質問をさせていただきますと思います。

まず、町のサイン計画でありますけども、2年前に計画がまずつくられました。その目的といいますのも、津和野に来られた観光客が駐車場への誘導が非常に不適合であるというふうな訴え。そして町へ、駐車場から出られた人たちの誘導がなかなかできてない、その看板等が統一されていないという観点から出た計画であります。その中において、イノベーションジャパンの方々にパンフレットをつくっていただいた、それも一つの事業でありましたけども、津和野町は、滞在時間を少しでも長くというのが大きな願いであります。よって、いろいろなニーズに沿ったパンフレットをつくり、史跡めぐりをしたい方は史跡めぐりのコース、そして、美術館を回っていただきたいという方々に対しては、美術館へのパンフレット等々をつくってまいりましたけども、初めて来られた観光客の方々に、そのパンフレット地図を持って歩いたとしても非常に難解な地図であります。よって、町の角々に、優しく、例えば、総合病院等でいいますと、赤い線を伝っていけばレントゲンの部屋に行きますよとか、緑の線をというふうに、非常にわかりやすいサインがあるんだということで、町の道路に線を引くわけにはいきませんので、町の角々にそういった見やすいサインが欲しいという計画の段階ではあり、それが提案をされた経緯があると思います。

そこで見ますと、今の御答弁ですと、全部で5年間もかかるようなことであります。本来は早急にすべきでありまして、例えば、例えがいいか悪いかは別として、掃除をしてお客様をお迎えするのか、それとも、お客様が来てから掃除をするのかという論点にもなってくると思いますが、あくまでもきちっとした整備をされた中にお客様をお迎え

するというのが優しいまちづくりであろうというふうに思っております。その点、どのようなスピード感を持って仕上げていくのかというのが、なかなか、今の御説明ではわかりませんので、その点を今一度お伺いをしたいと思っております。

と同時に、先ほどの御答弁の中に歴史的風致維持向上計画施設整備事業というふうに言われましたけども、それは、町並み保存との関係がありまして、サイン計画とは少し離れておりまして、その中のこういった事業を取り組んでそういう看板設置等々にやっけていこうとされているのか少しわかりませんので、その点も一緒に御説明をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、整備期間の御指摘でございます。

サイン類につきましては、ものによりまして、例えば歓迎板でありますとか、広域的な案内になりますと一基が300万円、400万円ぐらいかかるようなものもございます。反面、いわゆる誘導サイン、そういったものにつきましては1カ所当たり10万円ぐらいでできるところもございます。そういうところで、一定の経費の配分等も考慮させていただいたということで、少し長いというような御指摘でございますが、このような年次ということでございます。

ただ、現在担当部署で基本的に考えておりますのは、まずは町の中で、おっしゃいますような、誘導する車、歩行者のお客さんを誘導するところを優先させたいということでございますので、事業費の少なくて済むものからまず取りかかっていきたいということでございますので、前半につきましては、町の中にかなり新しいサインをとにかくつくっていこうということで、そのような考え方をとっております。これも順番の問題もあるんですが、比較的事業費のかかる歓迎看板ですね、山口県側から津和野町に入った場合、あるいは吉賀町、益田市から入った場合の国道9号線、187号線等の、比較的事業費がかかるようなものについては後半のほうへやっていきたいと。当然、その、必要な修繕等はしていかなきゃいけないと思っておりますが、いわゆる、新規で設置する場合はそのような考え方をとっております。

それから、同じくサインの関係の歴史的風致維持向上計画との考え方でございますが、これにつきましては、全て町内の重点区域を設定いたしまして、町並みのその保全、それから景観づくりというようなものが全て網羅された事業でございます、この中の一つのメニューといたしまして、この事業名といたしましたら旧城下町とサイン整備事業ということで、この事業メニューを、この風致維持向上事業の中に入れてまして、国土交通省の町並み環境整備事業という住宅局の事業がございまして、これから社会資本整備交付金をいただいて計画的に実施をしていきたいということでございます。当然、前半に傾斜していきたいとは思いますが、ここで2年ほどあいておりますのは、一旦そういうふうな検証も必要であろうということで、28、29が間があいているんで

すけれども、なるべくそういう全体的な経費の配分もありますけれども、前半型に傾斜して早目に整備をしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今の御答弁ですと、少し行政的な御答弁だなというふうに思っておりますけれども、消費者ですね、観光客の目線から見た場合に、非常に、一番最初は津和野町への誘導看板、けれども最近になってカーナビの普及によって、津和野町へ大概の方がカーナビを利用しながら津和野町へ迷わずに大体が来られている傾向にある。そして、津和野町の駐車場ですね、駐車場においてという看板がそこそこなされた。そしてあとは、津和野の目的とする滞在時間を長くするための施策としての誘導看板、それが非常に望まれているわけですね。予算審査のときでも同僚議員が言われた鷺原八幡宮の説明看板等々も、必要な部分については早急にすべきであろうというふうに思っておりますが、今の御答弁ですと予算が限られているからというえらい消極的な発言ではありましたが。

町長にお伺いします。基幹産業は観光、これが主であるのは間違いないと思いますが、そのスピード感についての予算づけのお気持ちをお伺いをしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほども課長のほうからお話をしたとおりでありますけれども、この25年も5カ所、そして26年から27年度のところでできるだけ、比較的一つの事業費が少ない看板については、できるだけ数多く設置をしていこうと、そういう計画でもありますので、この26年度のところまでのところでは、そうしたその案内看板等もおおむねのところでは設置ができていくんではないだろうかというふうにも思っております。

財政的な事情というのをなかなか申しますと、皆様からは、それではなかなか納得をされないというお話でもあるわけでありましてけれども、予算審査でもいろいろお話をしてきたとおり、いろんな分野にまちづくりをしていかなきゃならん、それをある程度バランスよく投資をしていかなきゃならんという話でもございますので、何とぞ、その点については御理解をいただきたいというふうに考えておるところであります。

ただ、やはりおもてなしということ、これは非常に重要だというのは私自身も認識をしております。そうしたこともあって、3年前に、当時、国の緊急雇用対策事業等も出ましたので、それを活用させていただいて、当時は3人の臨時職員さんを雇用させていただきました。そしてその3人の皆さんがどうしたことをしてきたかといいますと、それは今まででありましたら、例えば、津和野の城跡に行ってもボランティアガイドさんから非常にお叱りを受けてきたところではありますが、草が生え放題に放置されている、ときには看板も倒れてしまっている、そういうような状況にもなっておりますし、それは、津和野の城跡だけが一例ではありませんで、町内全般にわたってそういうような環境整備がうまくできてなかった、それはまさにお迎えをするおもてなしという面では非

常にまずいことでありまして、そうしたことをせめて解決をしていこうということで3名雇用し、できるだけきれいに草も刈った状態、看板も倒れていればすぐ直していく、そういう態勢を取らしてやってきていただいている、それはまさにおもてなしに非常に大事だという思いからやってきております。

そして、緊急雇用対策事業も、これは今ではもう国の事業、切れましたので、これについて重要だという思いの中から、現在では町の一般財源で、2人でありますけれども、臨時の職員雇用、引き続きさせていただいております、現在そうした環境整備に当たらせていただいているということも御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 本来ですと、津和野の駐車場及び施設において配られたパンフレットがその案内看板ときちっと整合性を持って、迷うことなく自分の道を歩いていける優しい観光地であるというのがパーフェクトだと思っておりますが、そこを、パーフェクトを望むとどうしても、いろいろな地域地域での軋轢、御理解等が必要になってまいります。早い段階で近づけるようにさらなる御努力をお願いをいたしまして、次の、2番目の山口線全線開通についてであります。

御答弁ですと、前半は4月6日の開業イベントですね、JRが行う開業イベントへのことが答弁されました。そして後半においては、これが一番私は大事だと思っておりますが、この期を逃さず1年間を通じてJRとともに、また、そのSLに乗って来られる観光客の方々のおもてなしを含めて、町の方々とのようにしてお迎えをするかということでもあります。そこが一番大事なところだと思っておりますが、現時点では、SLデーを設けてのイベント等々となっておりますが、町内観光者及び町内の住民への周知徹底についてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 少し内容について御質問のお答えになるかどうかですが、私どもも、いわゆる記念イベントというのではなくて、津和野駅長さんとも常時情報交換をしながら、とにかく年間を通じて利用が促進されるような取り組みをお互いにしていかなければいけないということで、それぞれアイデアを出しながら取り組もうとしております。特にJRさんにつきましては、津和野駅だけに限らず、町内にある全てのJRの駅も本当に使ってそういうふうな促進を図りたいというような気持ちも大変強く持っておられまして、例えば、観光とタイアップしたような部分でありますと、青野山駅でのつつじ祭りのタイミング、あるいは青原駅、日原駅もそんなんですけれども、高津川を一つの体験型としたような、JRを使ったそういうふうな誘客というのをお互いにつくっていきましょうというようなことでお話をさせていただいております。そういうふうな内容を具体的に詰めてまいりたいと思っております。

それから、個別なことはまた具体的に、これから事業を展開してまいりますけれども、町内外への周知につきましては、これにつきましても、例えば小さな子供さんに絵を描いていただいて、それをそれぞれの駅舎に掲示をする、あるいは作文、写真、そういったようなことも広く募集しながらやっていきたいと思っておりますし、町単独の部分につきましても、この、写真展とSLギャラリーということで皆さんが持たれております、どう言うんでしょうか、非常にマニア的なグッズがあると思うんですが、そういうふうなものも御提供いただいて一定の期間展示をしたりというようなことで、これにつきましては、沿線の、マニアの団体でありますSL地域振興会という会がございますけれども、そういう方が具体的に提案をいただいておりますので一緒にやっていくと。

情報発信につきましては、沿線を中心に、とにかく年間を通じて何らかのその冠がかぶっている事業を連続してやっていくということで周知を図っていきたくと思っています。

それからもう1点ですが、昨年度、24年度に、このSL山口地域振興会のマニアの皆さんの団体と、それから、阿東地区の、観光協会かりんご組合か忘れたんですが、津和野町の観光協会の会員になっていただきました。そういうふうなことで、阿東町側としましても何とかそういうふうな沿線の資源を使って一緒にやりたいということでございますので、ぜひ、そういうふうな具体的なプランニングをしながら、それを、あらゆる面で周知を図っていくというような動きに持っていきたくというふうに考えています。

町民の皆さんにつきましては、この4月の部分をまず先駆けといたしまして、いろいろ、通年通じて考えておりますので、その都度通常の宣伝をしてまいりたいと思っておりますが、特に、駅周辺を使ったような記念事業なんかも考えたいと思っておりますので、ぜひ、そういうふうな御案内をさせていただいて、改めてそれぞれの駅に対する利用の気持ちを高揚させていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 大体の年間の行動といいますか、わかりましたけれども、例えば、私が関連しておりますえびす講祭り等におきましても、えびす富くじというのがあります。それを福祉関係の施設には無料で富くじをお渡ししてる経緯があります。そういったイベントとのコラボといいますか、協力要請をすることによって、SLに乗って来られたお客様に対してそういった発券ができる可能性もありますので、いろいろな団体とのコラボを広く計画をしていただきたいと思います。

次の3点目の、太鼓谷稲成神社の御鎮座240周年の件であります。昨年30本を交換したと言いますが、30本といえば700何本ありますから5%程度にしか過ぎません。かなりな老朽化であります。よって、総代さんにお伺いをしますと、相当なお金もかかりますし、なかなか、窮しているんだというふうなお言葉も聞いたことがあります。

よって、普通、国指定、県指定になりますと3分の1が当然、受益者負担分、県が3分の1、国が3分の1等々の永明寺等のそういうふうな例もありますけども、何らかの強い姿勢を持って対応をされるように望みたいと思いますが、例えば、神社側から強く要請をされたときに何らかの検討を前向きにしていられるおつもりかどうか、最後に町長にお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） この太鼓谷稲成神社につきましては、我が町の大変重要な観光資源ともなっておるわけでありますので、観光振興という面からいろいろ御協力はしていきたいと、そういう、まず大前提として思いは持っているという次第であります。今回のこの御鎮座240周年に当たりまして、町としてもいろんな面で御協力をさせていただく予定になっているという状況であります。

ただ実際、稲成神社の施設等について、町のこの財政的な支援ができるのかどうかというのはもう少し慎重に検討もしていかなきゃならんだろうというふうに思っております。特に国、県、町、それぞれいろいろあるかと思いますが、文化財の指定になっているものはある程度そうしたところへ補助金等の事業費の御支援がするという事は、ほぼ町民の皆さん全体としての御理解もいただけるものというふうにも考えているわけでありますけれども、そうした指定をされてない宗教施設、あるいは関連するもの、そうしたものへの資金を捻出するという事、これがどこまで、やはり町民の皆さんの御理解をいただけるのかどうかと、そういったところも含めて、ある程度検討もしていく必要があると。その上で、また何らかのやれることというものを考えていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） これで置こうと思いましたが、今の御答弁は、少しまた一歩下がってしまいましたので、町長、一番最初の御答弁では、観光の目玉といたしますか、観光施設として非常な貢献度等を認識しておられるというふうに御答弁をされました。私はよく政教分離等々もありますけども、津和野町民の思いがわかっておられるなというふうに思っておりましたけども、今の御答弁ですと少し後退ですので、何らかの手立てを考えながらやりますという強い意思が欲しかったわけであります。もう一度町長、あればよろしくお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、稲成神社さんのほうでは御鎮座240周年ということで、いろいろ関連する行事を考えていらっしゃるというふうに思っております。そのイベントも一つだと思いますし、また、こうした関連施設等の修復というようなものも、まあ、詳しくは私まだ聞いておりませんが、そうした計画もおありになるのではないだろうかという、そういうところも拝察をするところであります。今回240周年に当たりまして、広く御寄附等も募っておられます、そうした中で稲成神

社さんのまずお考え、そうしたものもお聞きをしながら町として応援ができるというところを前向きに検討させていただきたい、そんな思いでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 心地よい御答弁ありがとうございました。

最後になりましたけども、サイン計画の観点では、本当に町の観光とすれば急ぐ問題であります。予算審査の中では、サイン計画の予算を観光協会に振りましたという御答弁でありましたけども、あくまでも、今、観光協会は生まれたばかりの組織でありまして、局長の多忙さを考えますと、そういったところまで行き届いたことができるかなというふうに思っております。町及び商工会、観光協会が一体となってこの町のサイン等を早く進めていただきますようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、10番、河田隆資君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序4、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、通告をしておきました件について、逐次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1問目であります。町長の施政方針よりというふうには書いてありますが、津和野町の財政状況についてお伺いをしたいと思います。

平成25年度の当初予算は、下森町長4年間最後の集大成の予算であるわけですが、本年度の一般会計予算額、対前年度比2.1%減、一般財源の総額も3.3%の厳しい減額予算であるわけですが、現在の経済情勢は景気の低迷、津和野町におきましても大手企業の撤退等に加え、人口の減少によりまして税の増額も本当期待できない、このような津和野町の状況下にあるとは思っております。その上、津和野共存病院の3階病棟病床の休床に伴う交付税の減額。確実に、歳入は落ち込んでくるわけですが、一般会計予算にいたしましても72億1,200万円で、歳入の約54%を占める地方交付税で39億円の依存財源に頼っているこの津和野町であります。

これから3年先、平成28年度には普通交付税の合併特例加算分が段階的に減少が始まるように思っておりますが、今後、津和野町の財政はますます厳しい状況になると予測をされるわけですが、このような状況の中、今回、自民党の新政権が打ち出しました日本再生に向けた緊急経済対策において、島根県も5,300億円の新年度の予算が組まれております。県が、この緊急経済対策における対応として、また、こ

れが津和野町に受ける財政的な影響はどのように考えておられますか、お伺いをしたいと思います。

町長も新年度の予算は枠配分方式で今までどおり組まれておられると思いますが、成果重視の施策に町長は全事業の遂行は、これは当然であります。減額予算の中でさらなる財政の見直しに対しまして、どのようなプログラムを組んでおられますか、これについてお伺いをしたいと思います。（「行政評価の分は」と呼ぶ者あり）

2番目に、行政評価についてお尋ねをいたします。

施策評価の導入の目的であります。これは町民に対する行政の説明責任の徹底、町民本位の効果的で質の高い行政の実現、そして成果重視の行政へ転換するようでありますが、目的と評価手法について総合評価、事業評価、実績評価というふうになっておりますが、第1次津和野町の総合振興計画に掲げてあります事務事業を評価の対象とされまして、事業の目的や進捗状況の成果を明らかにされまして、達成度や費用対効果を客観的に把握することにより、事業の内容や予算配分の妥当性の判断及び事務執行の介入、また職員の意識改革などに活用する制度が、職員に周知徹底されていると思うのでお伺いをいたしますが、総合振興計画は平成19年度より28年度までの10年間の計画、総振であります。前期はもう23年で終わっておるようでございますが、後期の年度別実施事業のアクションプログラムについて、24年度からの後期になると思うわけですが、現在のこの進捗状況どのようにされておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政状況に関する御質問についてであります。

新政権は、日本経済の再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す取り組みとして、平成25年度予算を大型補正予算と一体的なものとし「15カ月予算」として編成しております。

緊急経済対策は、一番目に、復興・防災として、河川、道路、上下水道等の老朽化対策、学校の耐震化などを。二つ目として、成長による富の創出として、社会資本整備総合交付金による重点的支援や中小企業、小規模事業者等への支援などを。三つ目として、暮らしの安心・地域活性化として在宅医療や地域の医師確保の推進や通学路等の交通安全対策などの3分野を重点として、財政措置とともに政策金融などあらゆる政策を総動員したものであり、各省庁において公共事業施策が提示されております。

このたびの経済対策の影響といたしましては、規模が非常に大きいことに加え、即効性の高い公共事業に重点が置かれていることから、投資がふえることにより一定の景気押し上げ効果が期待できると思っており、できるだけ本町の景気浮揚につなげてまいり

たい意向ではありますが、その影響による成果が目に見えるまでには時間がかかるのではないかと考えております。

平成24年度分としては、中山間地域総合整備事業、森林整備（林道耕田内美線、三子山線）等の県への負担金、下水道事業などを既に予算化しており、先日、内示のありました町道改良等を今後予算化をしてまいります。今後、新年度に入ってから、経済対策の詳細について県より照会があると思われまますので、各省庁に盛り込まれている公共事業施策の内容を精査した上で個々の事業を選択し、本町にとって効果的な事業を積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

続いて、第1次津和野町総合振興計画のアクションプログラムに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

平成20年3月に策定いたしました第1次津和野町総合振興計画も後期に入り、御指摘のありました施策項目に基づく後期アクションプログラムについては、平成24年度の早い段階で策定する計画でありましたが、当年度において、津和野町歴史文化基本構想に基づく事業実施計画となります「津和野町歴史的風致維持向上計画」の策定を予定しておりましたので、その実施計画を含めたもので策定すべきとの判断から、年度末での策定となったところであります。

現在、「津和野町歴史的風致維持向上計画」は国交省での事前審査も終了し、去る3月8日に正式に認定申請をしたところでありまして、ほぼ公表できる段階となりましたので、近くこれらを含めた後期アクションプログラムを議員の皆様にお示しする予定としていたところでございます。したがって、今後開催される議会全員協議会等の場において、詳細においては御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、当一般質問におきましては、特に御関心の高い項目がございましたら御質問にお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 行政評価制度について、今、町長の御答弁では、また全協の会議で詳細については説明するというものでありますので、以上で置かしていただきたいと思っております。

次に、SL、観光行政へのSL運行であります。

SLのやまぐち号の機関車が、改修や定期検査のために、昨年より16日間も少ない70日間に短縮されております。運行開始も、5月の3日より11月の3日というふう決めておられるようでありますが、この短縮のために乗客数が7,000人もの減少となるようでありますが、観光立町の津和野には大きな打撃であるというふうに思っております。そして、私の申したいことは、この対策として今までにも実施しておりましたクリスマスや正月の稲成神社の参拝用の臨時列車、このように増便等についてJRと

の協議はされておりますか。これが、本当に協議されて実現の可能性があるのかどうかをお伺いをいたします。

一つ残念に思いますのは、平成2年の第1回のSLマラソンより、これは3月にSLが運行されておりました。このSLの汽笛を合図に選手が出発をしておったわけですが、現在はこういったSLマラソンという名をもって体育事業をやっておりますが、本当にこれでいいのかというふうな疑問を感じております。これから先の交渉で、今後3月よりの運行はもう絶対無理であるのか、そういった協議をどのようにされておるのか、お尋ねをいたします。

また、SLのトラスト創設について、どのように、この前も同僚議員から申し出ておりましたが、どのぐらい進んでおるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

2番目に、D51蒸気機関車の保存についてであります。駅前の機関車の塗装も今年度ようやく終わりました。腐食も少しは防げるのではないかというふうに思っております。

また、観光課長はSLの説明板、この2枚が国民宿舎に放置してありましたが、これも青野山荘の跡地より駅前に移設をされております。また、機関車の腐食対策にも取り組んで塗装も完成をしております。大変、観光課長にはいろいろ申し上げましたが、御尽力いただいたことを本当感謝をしたいと思っておりますが、この蒸気機関車も観光の一助にはなっていると思うわけですが、これがもし腐食して撤退でも撤去でもするようなことになりましたら、SLマニアも観光客も大変寂しく、またお客も減少するような気がしております。このような、貴重な観光資源の保存には積極的に取り組んでいくべきではないかというふうに思っております。前回は、屋根のことについて検討していただきたいと、このように申し出ておりましたが、再度、検討されておるかをお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光行政に関しましての御質問にお答えさせていただきます。

平成25年のSLやまぐち号運行計画につきましては、機関車の定期点検に伴って、残念ながら御指摘のように70日間と運行回数が減少いたしました。今年度の臨時便運行についての協議は特にしておりませんが、正月、クリスマスのほか、山口市内の幼稚園の遠足利用などの臨時便の運行は毎年に行っており、正月の乗車率は97%、クリスマス号は平均82%となっていることから、引き続き実施していただけるものと考えておりますが、JR西日本広島支社営業部に対しまして積極的な働きかけをしてまいりたいと考えております。

SLトラストの進捗状況に関しましては、昨年7月、山口商工会議所が呼びかけ団体となり、「SLやまぐち号動態保存研究会」関係機関13団体によりまして発足をさせ、3回の研究会、ワークショップや地元ヒアリング、乗客アンケート、他地域の調査など

幅広い調査研究に取り組みました。研究会、途中で「SLやまぐち号を活かした地域づくり協議会」という名称に変更されております。当協議会では、この調査結果を踏まえ、SLトラスト創設に向けた課題の整理と提言を22項目にわたり行ったところでございます。

具体的なトラスト設立までは、もう少し時間がかかるものと思われませんが、この協議会に関しましては、JR西日本を初め、沿線の行政、商工・観光団体、大学、SLファンの団体など幅広い分野で構成されており、まさに産官学野が連携したこの取り組みは、トラスト実現へ向けて大きな前進であると考えております。引き続き、この報告書の周知も行いながら、地元の皆様の積極的な御参加をいただき、早期に実現できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、D51蒸気機関車の保存のための屋根設置についてであります。愛好家の方の御意見を伺ったところ、写真撮影に関してはないほうがよいが、片流れの屋根で横からも撮影できるような仕様であれば保存を優先すべきとのことでありました。

今後は、平成26年度より着手する「歴史的風致維持向上計画施設整備事業」において、津和野駅周辺整備事業として具体的な整備計画を策定いたしますが、一つの案として、かつての機関区の車庫の一部を再現し、その中にレトロ客車と一緒に保存・展示する方法も考えられますので、そのようなことも含めてもう少し検討させていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 屋根のことについてお尋ねをしますが、町長の御答弁の中で、屋根の設置については愛好家の意見を伺ったというふうに申されましたが、どなたがどのぐらいの人数でこのようなことを言われたのか私には理解ができませんが、私もSLの愛好家の一人として、ぜひ腐食さしてはならないという気持ちがあるから、こう言って町長に提言をしておるわけでございます。このSLも国鉄時代に寄贈された大切な観光の資源であり、町の財産であるというふうに私は思っております。

町長、先ほどの答弁で、26年度着手されます「歴史的風致維持向上計画施設整備事業」と大変長い名前ですが、このような事業を組まれておるわけでございますが、ここでいろいろ、また検討されるようなお話であります。この中で、整備事業の一環の一つとして、もとの機関区の車庫の一部を再現し、その中にレトロ客車と一緒に保存も考えられると、このような答弁であったように思いますが、観光のためにこのような膨大な設備投資が本当にできると思っておられるのか。私は、このような計画は机上の空論にすぎない、このように思っております。現実に議論をしていただきたい、このように思っております。

また、今からこの会が結成されるまで二、三年の日が過ぎると思うわけですが、それまでも屋根がない場合には相当な腐食が進む、このように私は思っております。

せっかく入湯税で基金も積んであるわけでありますので、この基金も有効な利用にさせていただいて、屋根の建設について本年度計画される気があるか、それとも、このさっき申されました「歴史的風致維持向上計画施設整備事業」というこの会に委ねて、そこで検討してやられるお考えか。本年度、計画されるのであれば、計画したいというふうにおっしゃっていただきたいが、それでないのであれば御答弁は要りません。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 前段の駅前周辺の計画というところで、大変、いわゆる旧機関区の一部復元というような壮大な計画についての御意見をいただいたところでありますが、いずれにしましても、非常にあそこの、現在、転車台も含めて大変開放的な施設といえますか、環境になっています。

私も以前、議員さんからの指摘で、例えば門司の鉄道記念館でありますとか、そのほかの保存のところも勉強させていただきましたけれども、せっかくそういう事業が、駅周辺の総合的な事業として、これから計画をしていこうというふうなことでございますので、本当に実現するかしないかは別として、あそこに再度そういうふうなものができるのかどうかということも、やっぱりこれは一つ検討していかなければいけませんし、ある面、どういふんでしょうか、建築物とすれば本当に箱物のようなものでございますので、住宅を建てたり、そういったようなほどの単価にはならないと思っておりますので、これについては、本当の意味での事業費の検討はしていかなければいけないということは少し思いましたので、説明をさせていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） この歴史的風致維持向上計画に基づいて、津和野駅前の周辺施設事業を掲げているわけでありますけれども、具体的なところは、これから考えていくということになってまいります。そうした中で、当然我々行政側としましても、いろんな考え方を持ってやっていかなきゃならんわけでありますけれども、やはりこうした駅前整備につきましては、それにかかわる町民の皆さんのいろんな御意見も反映した形で、整備を進めていきたいというふうにも考えているところであります。

先日も、津和野駅前の駅前商店会の総会にお招きをいただきまして、私も参加をさせていただきました。そうした中で、商店会の皆さんも非常に今後の御商売、危機感を感じていらっしゃる、そうしていろいろまた夢も持っていていらっしゃる。そういうことでもございますので、そうした皆様方のいろんな御意見、そうしたものも反映した形で、こうした駅前整備事業というのを進めていくことができればというふうにも考えております。

財政的には非常に厳しい状況でもありますので、全てに十分なことはできないかもしれませんが、できるだけそういう最大公約数的な御意見を集約をして、そして財源との調整も図りながら、こうした計画をつくっていきたいと思っておりますので、そういう

意味では、もう少し時間をかけてこの計画づくり等からまず始めていきたいと、そんな思いでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 今年度、計画されんようであれば、答弁要らんと言いましたが、町長、答弁されたんで、これからの望みがつながったような気がしますんで、町長も言われた以上は実行していただきたい。それが、3年、4年になりますと腐食がひどくなりますんで、そのことも考えていただいて、早い検討委員会を立ち上げていただいて検討していただくようお願いをしておきます。これには答弁は要りません。

次に、教育行政であります、中学校の部活についてお尋ねをいたします。

これは教育委員会のほうであろうと思いますが、平成20年度より26年度までの津和野学校再編基本計画が策定されました。このときの検討委員会がされましたが、平成21年度で下森町長が当時の町議会議員で文教民生常任委員長として、これへ参画しておられます。その時点で、既に平成26年度までの小学校再編基準の動態統計が出されておったわけでございますが、これが各年度ごと、各学校ごとに記載をされております。再編基準では、児童生徒数が16名以下の学校は統廃合するというようなことも記載されておりますが、この経過を見ますと、木部中学校と津和野の中学校が1校になったような実績があります。その時点で、津和野の中学校の野球部と木部中学校の子供が合同で野球の練習をしてきたことがあります。

現在、中学校の野球部の部員は、新年度では7名のようにあります。ことし、少年野球を卒業する6年生の子供が4名おります。その中で、女子の部員が2名おりますんで、野球部には中学校では入れません。そうしますと、当然2人しか野球部に入ってこないというふうになりますと、25年度からは9名のぎりぎりの部員で中体連の野球大会や県大会の出場となるわけではありますが、どのような経過で日原中学校と吉賀中学校が合同チームを組まれて津和野野球部と試合が行われたのか。

私はちょっと理解しにくいんですが、町外の学校と変則的な合同チームが組まれて試合をするというようなことが、これは校長会でももう決定されているというふうなことになったのか。教育委員会として別に教育上の問題はないのか。たしか、こういったよそと混成チームを組んでやると、県の大会にはこれは認められないというふうな規定があると思うんですが、それは県大会まで行くか行かんかわかりませんのでよろしゅうございますが、なぜこういうふうな変則的な合同チームを組まれたのか、それについてお尋ねをいたします。

次に、チャレンジデーについてお尋ねをいたします。

町長も、耳にたこができるほどうるさいのとおっしゃられるかもしれませんが、もう町長にも二遍もこのように今までにも言っておりますが、今回は教育長さんのお考えをお聞かせをいただきたい、このように思います。

この大会のエントリーは、教育長さんも既に知っておられると思いますが、全国の91市町村で島根県も10の市町村が参加をされておるようであります。合併後、平成18年の質問のときに前中島町長の答弁は、「10年より7回の実施されており、廃止の理由について、私もなぜやめなければいけないのかというような気持ちである。財政的には100万円の援助をいただき、直接の財政負担は職員の残業等である。内部では、事業もやめたほうがよいというふうになったが、合併協議の経過もあるが、今後、復興について教育委員会の内部で検討したい」このように申されております。

その後、下森町長に政権が変わったわけですが、私は22、23年度とこのことについて質問をしておりますが、町長は合併時から中止の結論を得ておると、今後懸念される課題を解決できるか検討すると、同じような答弁を申されております。合併協議会の組織構成委員も16名の方で結成されておりました。第1回が平成16年の4月から、第29回が平成17年の8月まで、実に29回の検討委員会が開催されております。報告の中でも、第69号までがいろいろと審議をされております。

その中で、第3回と第4回の会議に諮っておられるときに、チャレンジデーは廃止すると、このように記載されているが何ら説明がありません。なぜ、チャレンジデーを廃止しなければならない理由、このときには日原町の職員にはわからなかったはずであります。津和野の組織構成委員がどのように申されたか知りませんが、私もあそこに資料を、1から第29回までの資料を持ってきておりますが、中には理由が何もありません。協議された理由、書いてない。ただ、チャレンジデーは廃止するというふうになっております。

私がなぜチャレンジデーに、この事業に固執するかと言いますと、この事業を導入するまでに2年間も検討していただき、そしてようやく採用をしていただいたわけがございます。そして、7年間実施をされた経緯があるわけがございますから、これは園児から特老のお年寄りまで全町民が参加できる15分間の運動であるわけであります。これをどのように検討されたか、教育長さんにお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、2点御質問いただきましたのでお答えいたします。

まず、中学生の部活についてでございます。

議員、御指摘のように、日原中学校の野球部におきましては、吉賀町立吉賀中学校との合同チーム（鹿足チーム）により秋の新人戦に出場いたしました。両校とも3年生が抜け、1、2年生5名でのチームとなり、単独での大会への出場が不可能となったためです。

本来でありましたら、同一の町内にある津和野中学校と合同チームを結成することが筋道ではございますが、津和野中学校は単独でチームを組むことが可能であり、仮に津和野中学校と合同チームを組んだ場合、試合に参加できる野球部を持つ中学校が郡内に

1校しかなくなるため、新人戦が成り立たない状況となります。そのため、日原中学校と吉賀中学校の学校間での話し合い、また野球部保護者間での話し合い、郡中体連との協議の中で吉賀中学校との合同チーム結成に至りました。

なお、来年度につきましては、新年度での新入部員数により今後の活動の方向性を決めるとの事を聞いております。

次に、チャレンジデーの参加についてでございます。

平成23年3月定例議会での議会質問時に、懸念される課題を解決できるか検討することのお答えをしておき、その後、担当者を中心に懸念される点として何があるか、また実際にチャレンジデーに参加するためにはどこまで解決できるか等の検討を行いました。その点については次のとおりです。

まず、懸念される課題としまして、1点目、0時から21時までがチャレンジデーの単位で、その後集計することになるため、当日の早朝より夜半の集計まで多くのスタッフの確保が必要になります。2点目、集計までの手間がかかるため、スタッフについて時間外手当等の補助対象外の費用が必要となります。3点目、目的である住民へのスポーツ振興から、観光客等にも参加を呼びかけるなど、対戦相手に勝つための取り組みに変わってまいりました。4点目、1日だけの一過性の取り組みになっており、掃除など家事の時間もポイントになるなど、これをきっかけに新たにスポーツを始めるということにつながってはおりませんでした。5点目、合併前の津和野町エリアでも集計に苦労しておりましたが、合併後の新町のエリアでの集計となり、倍の範囲での取り組みとなります。6点目、人口の減少に伴いまして、SL健康マラソンや駅伝等、年々スタッフの確保が困難になってきております。7点目、幅広い年齢層の方の参加があるため、万が一のけがに備える必要がありますが、医療関係スタッフの絶対数が不足しております、などの点が考えられます。

その解決策としましては、必要なスタッフは町民のボランティアスタッフを募ること。2点目として、スタッフ体制をふやすとともに、時間外についてはボランティアで参加してもらおう。3点目につきましては、勝敗に関係なく、多くの町民の方に参加してもらえそうな取り組みを行う。4点目につきましては、参加後も継続しやすいメニューを用意する。5点目につきましては、集計場所を少なくして住民の方に出向いてもらうようにする。6点目につきましては、スタッフの配置をできるだけ少なくて済むような取り組みをする。7点目につきましては、共存病院だけではなく、個人医院の先生方にも御協力いただけるようお願いをする等の策が考えられます。

しかし、人口減少、高齢化、医師・看護師不足が進む中、この解決策につきましては、実際には現実味もないものと思われまますので、本年度も募集締め切りの2月15日を既に過ぎておりますが、申し込みは行っておりません。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 教育長さんの答弁を聞いておりまして、この事業、全く前向きに復活させるような気持ちは見受けられません。

まず、ここでもう一回質問いたしますが、観光客に呼びかけて勝つために取り組みが変わったと、このように申されましたが、7回のうち3回は負けております。4回は勝っておりますが、これは町民の意識が高揚してきた結果と私は思っております。

1日だけの一過性の取り組みであると言われてましたが、SLマラソンや体育事業は一過性ではないのか、これをどのように考えておられますか。SLマラソン大会も、今年度722名の参加者があり、302人の役員でこの事業を乗り越えたわけでございます。町長が大会でも挨拶をされておりますが、これだけのスタッフでお手伝いをし、大会が成功したわけであります。

教育長さん、言われましたが、解決策として必要なスタッフは町民のボランティアスタッフでやれと、時間外についてはボランティアで参加してもらうとの答弁をされましたが、本当にそのように考えておられるのか不思議でなりません。こういった事業を実施されるのは、実行委員長は町長であります。職員が時間外手当の費用が必要というふうに言われましたが、SLマラソン等につきましては、町長も既に御承知でありましょうが、職員組合の職員が、この協力があるからこういう大会ができるわけであります。今年度も、722人の参加者があつた中で、多くの職員組合の方と各種団体、体育協会の傘下団体でありますボランティア、そういった人が協力をされて302名の方でこの大会を済ませたわけであります。職員も一町民として協力していただくからこそこういう事業ができる、このように私は思っております。

今後もそういった考えでありますので、ぜひ教育長言われました、ことしはもうできんのはわかって質問しておりますので、来年、我々の任期も来年で終わりです。それまでに、ぜひ私はこの事業を実現していただきたい、このように強く希望しておきます。

と、しつこく申すのは、教育長さん、ことし成人式を出席されましたね。その中の子供さんが、当時のダブルダッチで第1位になられた子供さんがことし成人式を迎えられました。それだけ長い日にちがかかっておるわけです。思い出に残ってどの子供さんも成人式に臨まれましたが、そのときの話で、こういった事業がなくなったのは寂しいというふうに申しておりました。そういった意味で、ひとつ来年度はぜひ実行できるように検討していただきたい。このように強く、これはお願いをしておきます。御答弁はよろしゅうございます。何か実現できるやら、するっちゃうような御答弁がありやあ受けませんが、いいですか。

それでは、最後になりますが、公共事業についてお尋ねをいたします。

コンクリートから人へと、公共事業が削減に次ぐ削減で苦しんできました建設業界ではありますが、島根県の過去10年間での請負金額は39%の減少であります。倒産や廃業が続き、12年度の建設業協会の会員は10年度前より40.7%減であります。

1,961社あつた建設業が482社に減っております。従業員も、90万6,427人

おられた従業員も、たった現在では3万2,723人に減っております。この現状で、さらに従業員の高齢化が進んでくるわけでありますが、約半数は50歳以上になると予想されております。

今後は、土木施工管理技士などの資格を持った技術者は大変不足してくるわけでありますが、業界も有資格者の獲得が大きな課題となってくることが予想されます。技術者不足は、東北の震災復興にも影響が出始めていると、このように新聞等でも報道をされております。

自公政権下で、予算編成で公共事業費が4年ぶりに増額をされました。中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故等が起きまして、国交省はインフラ緊急点検として道路、ダム、港湾、トンネルの標識、また新幹線のトンネル点検は7月までに終わると。本年度中に集中点検として、道路舗装、のり面、下水道、空港、公園こういったところの遊具等について、点検結果を踏まえ、一元化して各分野を総括する社会資本老朽化対策推進室、このようなものを国交省内に新設されるようであります。

地方自治体でも、老朽化インフラの計画的補修をするためには支援をすると、また防災や安全交付金の実施を検討する、このように国は報道されておりますが、これが末端地方自治体にどのような影響があるのか。本当に好転していくのか。こういったインフラ整備に当面は事業費がつくわけで、なかなか末端の市町村までには潤うようなことはない、このように思っておりますが。

町長も、いろいろ県のほうで相談はされているようでございますが、公共事業も4年ぶりに増額をされまして、恒常的には公共事業はふえるとは私も考えておりませんが、増額が一過性に終わりかねない不安もあるわけでございます。公共事業の減少で建設業界も受けた傷はそう簡単には解消できない、このように思っておりますが、県の12年度の補正でも、公共事業費を中心に300億円と大幅に増額をされまして、新年度予算も5,300億円の計上がされておりますが、しかし、このような予算がこの津和野町にどのように影響を与えてくれるのか。いいほうに想像をしたいわけでございますが、これを町長はどのように受けとめておられるか、お考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、建設行政に関する御質問にお答えさせていただきます。

県の平成25年度当初予算要求指針の概要によりますと、現在の島根県経済及び財政を取り巻く環境は、国内外の景気動向が総体として依然厳しい状況にあり、また国の予算動向や制度改正に伴う地方財政への影響など、極めて不透明な状況が続いております。

平成25年度当初予算においては、現下の経済・雇用情勢に適切に対応するものや安全安心な県民生活の確保を図るもの、県の将来的な発展などのために真に必要なものなどについて、予算の重点配分を行われる方針です。

また、国の動向等を引き続き注視し、情勢が変化した場合は、修正または変更を含め予算編成過程において適切に対応していくとされており、公共事業費においては、平成24年度当初予算額の範囲内と予算要求指針概要に述べられております。

これを受けて、津和野町においても新年度においては例年並みの当初予算額を計上しております。過去2年間においては、当初予算額を6月議会において減額補正という厳しい状況が続きましたが、25年度においては、積極的な予算に基づき、当初予算どおりの決定がなされることを強く期待をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 建設業界のことについて、るる説明を申し上げましたが、今ここで建設業が衰退して津和野から全部撤退したときにはどういうふうになるのか、災害復旧もできません。そういったことも考えると、事業量が落ちたことが、本当に日本の建設業における大きな痛手になっておるわけでございますが、東北のほうの災害復旧にここから出向いていくわけにもいきません。そういったことで、今後も建設業界が衰退することのないように、ひとつ県のほうへ強力な鹿足郡の協会の町長さんも委員でありますので、そういったときに特に公共工事の枠の拡大に努めていただきたい、このように強くお願いを申し上げまして私の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後2時まで休憩といたします。

午後1時51分休憩

午後2時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序5、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 議席番号11番、川田剛でございます。通告に従いまして随時質問をさせていただきます。

まず、地域住民とのコミュニケーションについて質問をさせていただきます。

平成9年12月、高岡通り地域活性化協議会が締結され、島根県知事より景観形成住民協定が認定されました。この制度はふるさと島根の景観づくり条例に基づき、自治会や商店街などで建物の色や形、敷地の緑化などの取り決めをし、自治会や商店会などが自主的で活発なまちづくり活動を行う制度であります。

当該協議会はこの制度を活用し、地域の商店会で街路樹を自費で植樹いたしました。年月が経過し、桑原史成写真美術館玄関の前にある駐車場と津和野町役場津和野庁舎駐

車場にも植樹をしました。しかし、両駐車場が整備された際だとは思いますが、地域には一言もなく伐採されたというふうに聞いております。地域に説明があってもよいのではないかと考えるわけですが、このような案件は一事例として、同様のことを想定した場合、町としてはどのように対応されているのか御質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域住民とのコミュニケーションに関する御質問でございます。

津和野駅より津和野大橋北詰までの高岡通りの自治会や商店会の皆様により高岡通り地域活性化協議会が結成されて以来、今日まで地域の新しい魅力の創出について積極的に取り組んでいただいておりますことに対しまして敬意を表するところであります。

御質問について当時の状況を調べましたところ、役場駐車場付近の樹木につきましては、平成20年の歩道設置工事のため支障木となり伐採させていただいたものであります。当時の建設課の担当者に聞き取り調査をいたしましたところ、伐採に当たり地元協議会とは話し合いを行った旨、回答を得ております。また、駅前の桑原史成写真美術館付近の樹木についても同様に地元との協議を行い、桑原史成写真美術館裏に移植したと聞いているところでございます。

いずれにいたしましても、地元関係者の皆様の御理解を得ないことには事業遂行は困難でございます。したがって、当然のことながら、今後も地元関係者の皆さんと十分な協議を行い、御理解のもとに事業を進めてまいりたいと考えてまいります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

地元協議会とは話し合いを行ったということなんですが、誰かに話したんだろうと思うんですけども、その記録というのが残っておりますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） そういう書きものにしたようなものはございません。持ち合わせておりません。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この街路樹について言えば、支障があれば切ってもよいというのは当然だと思いますし、ただ、地元の方々が自費で植えたという以上は、その木を植える際の思いというものもあったと思います。そこで聞いていないということがどこにも証拠がないわけですがございますけれども、誰かには話したかもしれない、しかし地元は把握をしていないとなると、じゃあどこでそごが生じているのか、行政としては、こういった案件があった場合というのは記録をとるべきだと思うんですけども、これは、全ての課においてこういったことが起きているのでしょうか。もしも、相談業務、例えばいろんな案件があって、お願いごとですとか提案、クレームな

んかあった場合、そういったものは記録として残っているのかいないのかお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） この案件につきましては、建設課長が申したように記録は残っていないようでございますけども、行った職員からも具体的に話を伺っておりますので、この件につきましては、大変申しわけないことなんですけども記録はございませんが、私は、先ほど町長が回答いたしましたような認識をしておるところでございます。

他の事業につきましても、全て、当然ではありますが、その案件にもよろうかと思いますが、軽微なものについて、言ってみれば、相談ごとの内容にもよるかもしれませんが、重要な記録を残しておくべきものにつきましては、きちんと文章で残しておくということが後の業務に対しても当然のことでございますので、そのように行っていきたいというふうに思いますし、現に、重要なものについてはそのようにしていると私は思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 私が経験した中においては、町長と同席した会の中で、住民の方が担当職員の方にこういうふうをお願いしてるんだけど町長どう感じているのかと、そうすると町長は、いやまだ聞いてないんですよというような発言するのが私は幾度か耳にしております。ていうことは、住民の方にとっては重要であっても担当にとっては重要じゃないっていう場合が往々にしてあるのだと思います。これは仕方がないことだと思います。住民の方というのは直観的に必要だと思っても、町とすれば、計画的にしなければ現段階では何とも言えないと、自分の判断では何とも言えないような案件っていうのも出てくる。これは当然だと思いますが、しかしながら、このような木を切った切らないというようなこういった案件になった場合、じゃあ誰がいつどのような形で言ったのか、私がこの回答をいただいて、地元協議会ということになっているんですが、私の知る限り、この時期に協議会は開催されたことはないように記憶しております。そうすると、言った言わないの世界になってくるんですが、全ての案件において、できるだけ、何月何日、誰々がどういう案件でもってこういう提案やクレームがあったんだということは記録していくべきだと思いますが、今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 案件にも内容にもよるかと思いますが、今回のような地元の方の話の行き違いと申しますか、お互いのこの認識の違い、ずれが起こるようなことは決していいことではないというふうに認識しております。

事務的に残すものは当然残していく、そしてまた、先ほども町長答弁いただいておりますように、地元の皆さんの御理解と御協力がないと公共事業は行き詰ってしまいます

んで、そういった観点から、事務につきましては、きちんとした精度を高めていくというようなことを再確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） その場その場において、必要か必要でないかという判断も迫られると思いますけれども、こういった場合、じゃあ木を誰が切っていいって言ったんだといったときに記録がなければ、本当にこういった案件、難しく、問題がややこしくなってしまうかもしれませんので、こういったお伺いをするような場合は、誰がどのように対応したかということぐらいはきちんと記録をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

周辺主要交通機関に対する町の姿勢についてお伺いをいたします。

J R山口線が減便されました。S Lやまぐち号も5月からの運行となっております。また、岩国錦帯橋空港が昨年12月13日に開港いたしました。町は、このようなことに対して積極的に行動をとるべきだと私は思っております。

そこで、質問をいたします。

一つ目に、このJ R山口線の減便では、J Rに対してどのような対応をされたのかお伺いをいたします。

二つ目に、S Lやまぐち号の運転開始おくれの情報をいつ把握し、どの段階で公表したのかお伺いをいたします。

三つ目に、岩国錦帯橋空港とも連携を図るべきと考えます。これは、岩国錦帯橋空港のみならず、山口宇部空港や北九州空港、福岡空港、広島空港、出雲空港等、この津和野を訪れる方々はさまざまな空港を利用して来ておられます。

四つ目に、観光計画にあるように広域で連携をしていくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

J R山口線の減便による影響は、特に通学に利用しておられ高校生に対して大きいと考えられることから、町としましては山口線利用促進協議会と連携し、益田市内の高校と津和野高校に対し、J Rの減便による影響について調査をしたところです。この調査結果をもとに、高校への影響を緩和するよう、西日本鉄道株式会社に対して臨時便運行等の要請をしていくこととしております。

S Lやまぐち号の運転開始おくれの情報に関しましては、本年1月23日に開催された山口線S L運行対策協議会幹事会の席上、J R西日本広島支社より本年度の運行計画について報告を受けた後、翌日の同社報道発表を経て、関係機関に連絡し、運行カレンダーについては直ちに町観光協会のホームページにおいて公表いたしました。

岩国錦帯橋空港との連携に関しましては、岩国市、吉賀町、益田市、津和野町の行政と関係機関で従来から組織されているピュアライン岩国・益田観光連絡協議会におきまして、平成24年度から萩・石見空港と連携した利用促進事業の取り組みを始めたところであり、本年2月に益田市と本協議会が合同で、羽田空港第2ターミナルビルにおいて萩・石見空港との相互利用のキャンペーンを2日間行ったところであり、25年度は、両空港間の沿線をめぐるスタンプラリーを実施することとしております。

また、本町観光協会でも大手旅行会社H I Sの国内旅行参入に合わせ、ANAを使った御指摘の近隣空港発着の旅行商品の企画・造成やPRに取り組むこととしております。

その他、山口県の観光関連団体とは多様な連携を進めており、交通に関しましては、本町が加盟する山口県周遊観光促進協議会におきまして、山口宇部空港及び新山口駅発着のやまぐち観光周遊バスによる、おいでませ山口号萩・津和野コースの毎日運行、また益田市方面からは、石見交通、JRバス、防長交通による「萩・津和野ぐるっと周遊きっぷ」など官民の相互協力を引き続き推進し、さらなるアクセス改善に努力してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、JRのことについてお伺いをさせていただきます。JRの減便が発表されてからも随分とたつわけなんですけど、私としては、この時期にはもう既にJRに対して折衝を行っていただいているべきではないかというふうに感じてるわけなんですけれども、今後要請をしていくということですが、津和野高校ですとかこの沿線の高校生への減便による影響について調査をされたということなんですけれども、この調査結果、どういった調査でどういった結果が得られたのかお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 高校に対する調査につきましては、山口線利用促進協議会というところで高校と一緒にやってきたことでありまして、こちらに調査結果等があるんですが、便ごとに各学校で影響が出るかどうか。それから、利用している生徒の数等が出ております。

その中でも、津和野高校は山口線を利用している生徒が70名と、ほかの高校に比べましてずば抜いて利用生徒が多いということでありまして。次に益田の高校で、利用しているのが25名に比べましても津和野高校の生徒がいかに多いかということがよくわかります。

それから、各便において支障が生じるとあるんですが、テスト期間等に早く帰れた便がなくなるとか、そういったことが発生しておりまして、通常の場合に発生すること以外にそういうことが起こると。で、臨時便等を走らす場合は、学校全体に影響が出る時には臨時便を走らせましょうという確認は取れておりますが、そういう学校全体が起

こるようなことというのがテスト期間とかで、そういったことで走らせていただける場合が可能かと思っております。ただ、部活が続くからこの便は走らせてほしいとかという小規模な形での要求はなかなか応えられないというふうにJRのほうも言うておまして、学校全体にかかわる授業については臨時便を走らせる用意はしてるという回答がありました。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 確かに、高校生の利用っていうのがこの山口線多いと思うんですけども、例えば周産期の妊婦さんなんかもいらっしゃると思うんですが、JRを利用されている妊婦さんですとか通院の患者さん、そういった把握はされておられますか。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 妊産婦の交通費の支援事業の補助は出しておりますけど、これは、あくまでも公共交通機関を使っての本人の申請に基づくものでありますので、現時点ではJRを利用しているかどうかそれはわかりません。ただ、妊産婦におきまして、益田日赤が現時点では昨年度より多いということは把握をしております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 津和野高校だけでなく、津和野にお越しになる方、または津和野から出ていく出勤で使われる方とかそういった方々もいらっしゃいますので、総体的に利用されてる方がどれだけいるのか実態を把握されるのがよいのではないかと提案をしておきます。

次にですが、平成24年度から萩・石見空港と連携した利用促進事業の中で、羽田空港において萩・石見空港との相互利用のキャンペーンを2日間行ったとありますが、これはどういったことを行ったのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） これにつきましては、全日本空輸、全日空ですが「翼の王国」という機内誌を発行しておりますけれども、これの2月号に島根県特集ということで30ページにわたりまして「東の安来節、西の石見神楽」という特集で載せていただきました。聞くところによりますと、大体2月の全日空の便の利用客が330万人という数字だそうですので、まあ大変な数のお客さんに島根といいますかこちらのPRにもなるということで、まずは、ぜひ島根県への誘客がもちろんそうなんですが、空港を利用したPRをしていかなきゃいけないというところで行ってきたわけがあります。

で、まあ当然なんですけれども、岩国・益田間の187号線、それから国道9号線を使ったその沿線の周知ということで、主に、先ほど町長答弁申し上げました25年度から岩国・益田間でのスタンプラリーをやるという告知を行いました。それから石見神楽

のパフォーマンス、それから、いつもやっておりますような媒体を使いましたパンフレットの配布、あるいは観光PRとしてDVDの上映ということで2日間行ったところであります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この石見空港と岩国空港は187号線でつながると思うんですけども、イメージしていただくとわかりますように岩国空港まで飛行機で来た方がどうやって行くかなと、レンタカーを借りれば行けると思うんですけども、空港をおりてきてまず、マイカーがない方っていうのは基本的にはバスや公共交通機関を使って岩国へ行くということになると思うんです。その間に観光なんかをしながら、バスツアーなんかがあればそれに乗って行けるかもしれないんですけども、基本的に、じゃあこの石見空港を使って岩国に行くとなった場合、現実性がなかなか見えてこないわけでありまして。

例えばですが、津和野町民の多くは岩国空港ができる前、山口宇部空港も多くの方が利用していたと思います。ただ、この山口宇部空港に限ってもマイカーを持っているからぱっと行けるんです。公共交通機関を使って行くと便利なのは便利なんですけれども、結構時間がかかる。だから皆さん自分の車で行ったりとか、車がないときは親御さんが迎えに来たりとか家族が迎えに来たりとかするわけなんですけれども、この公共交通機関が不足していると私は感じております。

例えば、石見交通がその日原共存病院前に、診療所前にバス停がありますけれども、日原駅からおりてあそこまでの距離をほとんどの方が歩いてらっしゃいます。中にはタクシーを利用されてる方もいらっしゃいますが、これは以前の一般質問でも言いましたように、この交通のつながりが悪いんです。アクセスと言いますか、つながりがつながないからこそなかなか利便性が高まらないんじゃないかと、私は要因はそれも一つだと思っております。

岩国空港と連携するということは、それなりの交通網を整備しなければいけない。今、石見空港には乗り合いタクシーが行っておりますけれども、これを石見空港のみならず岩国空港や山口宇部空港にも発展させていくことが交通アクセスの改善の一つにつながっていくのではないかと考えていると思いますが、その点についてお答えできればお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 御指摘のように、大変その岩国錦帯橋空港からは私もこの前ちょっと見に行っておりましたが、どうしても島根に向けては具体的に公共交通機関は出ていないと。それから、石見交通さんの広益線にしましても高速道路に入ってしまうので、吉賀町から新岩国駅、あるいは空港へ向けての実際ございません。

で、今、一つ現実的にやれるのかなと思っているのは、レンタカーの相互乗り入れというのは一つ可能だと思うんですが、ただ、車を運転されない方については基本的な解決にならないということで、今おっしゃいましたような乗り合いということも考えられると思います。

で、山口宇部空港では、湯田温泉と萩までは乗り合いタクシー運行してございますが、やはり、午前中の一般質問等でも出ましたけれども、こういったような新規の営業路線を開設するに当たりましては、いわゆるその沿線の地域公共交通会議、そういったような既存の交通業者さんとの調整も必要になってまいります。したがって、現実的にダイレクトで岩国空港から津和野町までの乗り合いが運行できるかっていうのは少し現実的にはハードルが高いかと思えます。

ただし、既存のその交通網がないところまで、現状、吉賀町まででしょうか、そういったようなところまでであれば一定の話に乗せてく俎上はあるのかなと思えますけれども、これにつきましてもやはり、そのような運輸サイドのほうの制度をもう少し詰めていかなければならないと思っておりますが、方法とすれば、そういう形が非常に一番、予約制でありますからいい部分だと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 可能性がありそうですので、ぜひともそれは推進していただきたいと思えます。

それでは、もう一つなんです、その他観光関連団体と多様な連携を進めているということで、おいでませ山口号萩・津和野コースというのが走ってるわけなんですけども、あれごらんになったことありますか。ほとんどお客さんが乗っておりません。年間、津和野町も10万円補助金を出しているようなんですけども、これもちょっと、コースに問題があるのか、周知に問題があるのか、その辺わからないんですが、これ全体で、毎年何名ぐらいの利用があるか把握できておりましたらお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 済みません。きょうは把握しておりませんのでちょっとわかりかねます。大体、ちょっとわかりません。おっしゃるとおり、確かに津和野側のコースのほうはかなり少ないということで、そこらあたりは周知しております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 以前の商工観光課長のときの答弁では、おいでませ周遊号というのが高らかに連携してますというふうに答弁であるので、いつも気にはなっていたんですが、実際に本当に利用客が少ないです。これを実際にもっとふやしていくのか、それとも見直したほうがいいのか、そういった検討もすべきだと思いますのでそのあたりもよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

森里海連環における考え方についてお伺いをいたします。

森里海連環高津川ふるさと総合特区の進捗状況と課題について伺います。林業専用道の新設整備を実施すると、町長の施政方針演説でございましたが、この事業の川上のほうを整備をしても、川下を整えなければ事業の水は流れていきません。今後、川下をどのようにしていくのかについてもお答えをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、森里海連環における考え方に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

森里海連環高津川流域ふるさと構想特区計画は、平成23年12月22日、総合特別区域の第1次指定となり、翌年1月から認定計画に向けた諸準備を進めてまいりました。内閣府に計画認定申請書を提出するためには、規制緩和か利子補給制度のどちらかににおいて了承を得ることが必要であり、計画認定を受けなければ財政上の支援措置を受けることができません。

こうした観点から、当計画では規制緩和において、森林利用、経営・管理のための長期契約制度の創設や自作農地における有害鳥獣捕獲に関する規制緩和、農地転用の規制緩和等さまざまに候補を上げ、協議を行ってまいりました。

しかしながら、国における規制の壁は厚く、特に総合特区を所管する内閣府の理解はいただけるものの、規制緩和の項目にかかわる各省庁の理解を得ることが困難であり、こちらが期待する規制緩和措置を受ける十分な結果となっていないのが実情であります。

ただ、新たに規制緩和として盛り込んだ通訳案内士育成事業について内諾を得ることができましたので、ことし10月26日付で認定申請書を提出し、11月30日付で認定を受けております。

このことにより、規制緩和項目の条件をクリアし、財政上の支援措置を受けることができることとなり、伴って、今年度事業として山林境界基本調査事業、クラインガルテン開設事業を、新年度より通訳案内士育成事業を予定しております。

また今後についても、路網整備や木質バイオマス等において総合特区の支援措置を受けるべく、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

なお、規制緩和措置をお願いしておりました猿の有害鳥獣については、警察庁からライフル銃で猿の駆除を行うことは規制していないとの回答を得ることができ、捕獲が可能となっております。

課題としては、全国の中山間地域の自治体は財政基盤が脆弱であり、総合特区制度において期待された財政支援措置が十分でなく、計画どおりに事業展開できない事態となっていることにあります。

続いて2番目の御質問でありますけれども、新年度において、林業専用道の整備のための予算を計上しておりますが、林業専用道は幹線となる林道を補完し、森林作業路と

組み合わせて、林業施業に用いる道を言い、10トン積み程度のトラックが通行できる規格となります。

国においては、平成32年、路網密度の整備目標を1ヘクタール当たり100メートルとしており、本町の路網密度が18.5メートルであることから、今後も、森林資源の活用のため整備を進めていく必要があります。

また、議員御指摘のとおり、川下の集材、加工、流通販売体制の整備も重要であり、用途別では、製材用材、合板用材、チップ・パルプ用材となります。

現在、流域木材の公共建築物への利用促進計画の策定や乾燥木材製品の供給推進事業、スギ準不燃材の開発研究、木質バイオ発電所の調査研究等が行われております。

また、西部農林振興センター益田事務所の呼びかけにより、木材の調達から運搬、販売活動までの一連の流れをつくり出そうと、サプライチェーンの構築のため林業関係団体等が集まり、協議を行っております。

いずれにいたしましても、川上と川下が連携をしながら流域木材の販売促進を行っていく必要があります、今後も町として支援を行ってまいります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この総合特区に関しましては、広域で取り組まれているということで、我々議会議員はなかなか、どういった状況なのかというのが見えてこなかったわけですが、森部会については、逐一いろんな報告がありましたけれども、海部会や里部会はどうなってるんだというのが私の当初の感想であります。

その中で、この森里海連環について少しながら勉強させてもらいましたけれども、ちょっと驚いたのが、通訳案内士育成事業というのが今年度規制緩和の対象に認定で、内諾を得ることができたということなんです、この通訳案内士育成事業というのが、どのように森里海連環における考え方につながっていくのかお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 総合特区のほうでいろいろと検討しておる関係で、町長の答弁にもありましたように、なかなか規制緩和が取りに行けないと、規制緩和を取らなくても利子補給制度があれば認定は可能だったんですが、内閣府のほうから逆提案で、津和野という観光地もあるし通訳士を規制緩和で取ることは実現可能ではないかということがありまして、それで通訳士のほうの規制緩和制度を利用しようという話になったといういきさつがあります。

この通訳士であります、試験を合格しなければならない、その合格率もかなり低いんですが、この特区の規制緩和を受けると、所定の時間の研修をして試験も受けていただくんですが、優遇的にこの地域であれば通訳士の仕事を行えるというようなそういった規制緩和になるかと思っております。

で、本来ですとその合格者でないとその資格をもらえないわけですが、この地域に限っては、その講習を受けて試験を受けた方は通訳士として認めてくれる。ただ、ほかの地域ではその仕事はできないということになるんだそうです。そういった形で、英語圏、それから中国・韓国語、それからドイツともゆかりがある関係でドイツ語も合わせて通訳士を今後養成していきたいという流れに今なっております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 僕は、ここはあんまり掘り下げたくないんですが、聞いた以上はちょっと確認したいんですけども、いわゆる森里海連環っていう中にこの通訳案内士というのが必要なのかと。今の話ですと、津和野町においてということとで内閣府のほうも多分言ってくるんだらうかと、津和野町だったら必要じゃないですかということだと思うんですけど、確かに外国人観光客多く訪れておりますけれども、年に、今この4月の流鏝馬の時期ですとか、例えば岩国の米軍基地の方々が帰られる前に一度観光で津和野に来られるとか、一定の決まった期間しか外国人の方がいらっしゃらないと思うんですが、この通訳士を誰がするんですか、例えば役場の職員さんなのか、それとも観光協会の職員なのか、それとも一般の方から募集をするのか、で、受けた方がいいが仕事はないですよっていう状況になるんじゃないかなと、これが規制緩和をしてもらったからと手放しで喜べるような内容でもないような気がするんですが、そのあたりの考え方についてお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 御指摘のとおり、これ、一般から公募しまして、それで通訳士の講習を受けていただくということになるんですが、果たしてその方がいらっしゃるかどうかというのもこれから公募してみないとわからないということがあります。で、町内には外国で住まわれてた経験がある方等いろいろいらっしゃいますので、そういう方々が一つの自分の仕事を見つける一手段として講習のほうを受けられる可能性はあるかなと思っておりまして、で、資格を有する限りは何らかに生かせる機会が発生すると思っておりますので、その辺を期待はしております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 課長もそういうふうに答弁するしかないのは私もわかるんですが、本当に正直言って、これ規制緩和されたからよかったというよりも、こんなのあってもなくてもどうでもいいっていう話だと思いますので、これについては、ちょっと掘り下げるのはやめておきます。

この川下をどうするかということで、今、町長の答弁の中で木質バイオ発電所という発言がございました。御存じのように、私ども議会議員も、岩国ミツウロコバイオマス発電所のほうに視察に行かせていただいております。また、有志の議員で、天橋立のあります宮津市のほうに赴きまして、そこでは竹のチップを利用したバイオマス発電所が、稼働してはなかったんですが、そういった勉強もさせていただきました。また、BDF

——バイオディーゼル燃料を利用した事業は、その宮津市周辺では行っておりまして、こういったことが、津和野町を含めた益田広域の連携の中でやっていきたいんだろうなという未来図が見えたような気がしております。

ただ、この総合特区事業の中では木質バイオマス発電所という計画は上がってはおりませんし、目指してるところでもないというのは私も承知しております。

ただ、この川下のゴール地点にしては、木質バイオ発電所というのは夢が広がると言いますか、可能性をもっと探っていかなければいけないものではないのかなと思っております。

今、担当課においては調査をされているとは思いますが、町長としましては、この木質バイオ発電所、広域のこともあると思いますので、町長単独ではできないということもあると思うんです。ただ一方で、町単独事業として行うことも考えていかなければいけないのではないかなとも思っておりますが、そのあたりの町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、御質問にお答えをする前に、先ほどの通訳案内士育成事業のことでございまして、そのあってもなくてもどうでもいいという、ちょっと非常に気になる御発言でございまして、これは、きちっと広域事務組合議会があつて、それで当然、本町からも議員が代表で出ておられますし、そうした中で御説明をさせてもいただくと、その中でまた皆さんの御理解をいただいて進めているものでありますので、あくまでも必要だと、そういう前提のもとで進んでおるということは、この場で申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、御質問のほうでありますけれども、当然、この木質バイオマスというのは目指すところではないとおっしゃいましたけれども、私は目指すところだという前提で今進めているところでもあります。ですから、担当課のほうにも指示を出して、この木質バイオマス実現に向けて、どういう課題があつて、その課題をどういう方法をもってクリアしていくのかということ調査研究をしていこうというところではございまして、実際、それに伴って、先日も担当課が会津のほうに視察にも行っております。そうした中で研究をしているという状況であります。そして、その研究成果をもって、この近隣の市と町に向けても、そうしたことをまた御相談させていただいて、御理解を得るように進めていこうということでもありますので、非常に今、ぜひ頑張るべきだという方針の中でやっておりますし、実際、今も研究を進めているという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） あつてもなくてもいいという発言については陳謝したいと思います。

ただ、今町長から目指すところであると、頑張っていくところだということは本当に心強い答弁だと思いますので、今後も研究を積み重ねて、津和野町が率先してやってい

くべきだと思います。県内には、雲南市ですとか江津市、さまざまところが努力をしております。津和野町も負けずに木質バイオマス発電所が稼働できるよう、私もできることから援助してまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

地域おこし協力隊及び大学生インターンシップ等についてお伺いをいたします。

このたび増員する計画となっておりますが、地域事情の把握と隊員が自発的に課題解決に取り組める体制が必要ではないかと思っております。これは大学生へのインターンシップ事業ではなく、地域おこし協力隊のことです。

次に、増員計画があるようですが、どのような理由からこの増員の必要性があると感じているのかお伺いをいたします。

次は、大学生のイノベーションフォーミュラ事業のほうでありますけれども、このイノベーションフォーミュラ事業の1年目が終了するに当たり、どのような評価を持っておられるのかお伺いをいたします。

四つ目に、このイノベーションフォーミュラの検証を踏まえ、来年度より実施されるファウンディング・ベース・プログラムは、どのような検証結果から実施されるのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域おこし協力隊及び大学生インターンシップ等に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊及びインターンシップ学生が来町し、地域の実情等を把握するための時間と労力は大変なものがあると思います。特に学生の課題解決に向けた取り組みは、地域の方々とともに作り上げ、それを継続していけるものとするのを大きな使命としておりますので、人間関係、信頼関係を築いていくことは重要で、また、行動するにも交通手段に限られる彼らにとっては大きな負担となっている部分もあろうかと思っております。

したがって、縁あって当町を希望された方々の思いや要望を受け入れ部署が事前に確認するとともに、課題解決に当たっては、関係する部署の協力連携とさまざまな場面でサポートが図れるよう努めてまいりたいと考えております。

また、地域おこし協力隊の派遣については、農業生産組合や認定農業者、新規就農者、農業法人等の意向を確認するとともに、要望に沿って対応しておりまして、今回の増員もそれに沿ったものであります。

農業においては、天候や栽培技術によって作柄が大きく左右され、農家としてひとり立ちするためには、ある程度の年月が必要となりますので、初心者である隊員には一定の期限を設けながら仕事に従事していただくこととなります。しかしながら、隊員が、活動を通して自発的に課題を見つけ解決していくことが活動の充実感にもつながると考えますので、地域課題を把握できる環境を整え、みずからが活動の中で、農業生産が

ら出荷・販売までの一連の取り組みが行えるよう環境の整備を図る必要はあると考えます。

このほか、町として派遣の際に重要であると考えていることは、作業中の事故の予防、依頼された作業内容の適正な履行、派遣先農家との人間関係、信頼関係の構築でありますので、インターンシップ学生と同様にさまざまな場面でサポートが図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、増員についてであります。大学生インターンシップ事業におきましては、今年度は7名を予定しておりますが、4月時点は昨年と同じ4名の学生でスタートし、10月に新たに3名を予定しております。

これは、昨年度取り組んだフットパス事業などのように、継続する事業をきちんと次年度へつないでいくことが非常に重要であるとの理由からであります。そうした観点からは、半年ずつずらしながら引き継いでいく形が事業遂行上ロスも少なく、また学生の不安も取り除かれると考えたところであります。

また近年、大学の年度始まりを欧米と同じ9月へ合わせる傾向にもあるため、10月からのほうが参加しやすい環境にあるとの判断からでもあります。

増員の理由については、4月からと10月からの2回の受け入れ体制としたことにより、学生のメンタル的な配慮から最低3名で新規受け入れが望ましいとの判断をしたものでございます。

また、農業分野では、現在、日原総合研究所を中心に2名が活動を展開しておりますが、新年度においては、基本的には3名体制として、1名を株式会社日原総合研究所、増員分を含め2名を有限会社フロンティア日原に配置して、活動を行うために予算計上しております。

また、隊員内に新規就農を志向している者がおりますので、年度途中で退職をする事態になったとしても、体制が維持できる人数を確保する目的もあります。

なお、配置先の各種作業の繁忙期には、隊員相互の配置を柔軟に対応していくことで、それぞれの生産活動が円滑に進むようにサポートを行ってまいりたいと考えております。

フロンティア日原では、夏場の労力不足を補うための人的支援を前提とした配置にもなりますが、同時に、地域農業の活性化に係る取り組みを展開していくための体制整備とも捉えております。

具体的には、増員することで、これまでなかなか取り組みができなかった育苗ハウスの有効利用や新規作物への積極的な実証栽培、その成果に基づく一般農家への情報提供・普及等への対応を図りたいと考えております。

失礼いたしました。続いて三つ目の質問であります。平成24年度のIFJ事業に対する評価については、4番議員にお答えをしたとおりであります。これに補足をするならば、IFJの募集から今日に至るまでの全ての活動を通して、さまざまな媒体を通

じて情報発信がなされており、本町の課題の一つであります全国の若年層への知名度の向上に貢献していると考えております。当事業を継続することそのものが、今後も重要な情報発信事業とも言えると認めております。

四つ目の御質問であります。次に来年度から取り組みますファウンディング・ベース・プログラムへ向けた本年度の I F J 事業に関する検証結果についてであります。よかった点は、4 番議員にお答えをしたとおりであります。改善すべき点もいくつか認めております。

まずその一つ目が、学生のメンタルサポートと事業のサポートが十分でなかったこと。

二つ目が、庁舎内各課との連携が十分でなかったことなどが挙げられます。

そのようなことから、これらの改善のプログラムとしてファウンディング・ベース・プログラムを開発し、このプログラムによって学生だけじゃなく社会人も呼ぶことができること、東京で活躍する専門家をプロジェクトに参加させることができること、他の地域や団体との連携を図ることができることなど、新たな取り組みを導入するとともに、4 月より行う機構改革と人事異動についても、各課の連携とサポート体制を考慮しながら検討を行った結果も反映させたものとしております。

○議長（滝元 三郎君） 11 番、川田剛君。

○議員（11 番 川田 剛君） まず第 1 に、地域おこし協力隊について質問させていただきます。

恐らくこれは農林課に配置されている地域おこし協力隊員だと思いますけれども、地域おこし協力隊の派遣について要望に沿って対応しているということなんです。隊員の派遣の前に、まず農業関係者の皆様にどういった要望があるかお伺いをするアンケートのようなものを配ったと思います。それはどういった内容だったのか、そしてどういった仕事を求められ、日々どういった活動をされているのかお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 農業の担い手に対して調査をいたしました内容については、派遣の有無、派遣してほしいのかしてほしくないのか。それと、派遣した場合にその作業内容がどういう内容であるのか。それから、時期的にいつか。期間がどの程度か。そういった内容について、一応書面上で調査をいたしております。ただほかにも、口頭でこの時期に来てもらえないだろうかというふうなこともありまして、それに沿って対応しております。

○議長（滝元 三郎君） 11 番、川田剛君。

○議員（11 番 川田 剛君） どういった内容かっていうのはちょっと抜けてたんですが、また後で。

それと今、この地域おこし協力隊と同じ制度を活用して大学生が来てるわけなんですけども、この大学生が来た当時どういった対応をしていたのかお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 今の。

○議員（11番 川田 剛君） 今、現時点で、隊って言うんですか、4名が大学生が来たときどのような形で地域に溶け込ませていったのかをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 昨年の今おられる大学生ということでございますかね。それこそ初めての受け入れでございましたので、いろいろな模索をしながらですけども、いろんな皆さんのプログラムに応じてフットパスというのを課題活性として与えておりましたので、町内の方々を紹介していくという、そこからがスタートになったかと思っております。特に津和野地域というかまちなかを主体にしたものでございますので、配置もそういったことで津和野庁舎にいる中で、私ども担当課だけではなく、やはり商工観光課なり、そういった方々にも御協力いただいて皆さんも動くような形になったというふうに行いました。そういったものをいろいろする中で、範囲もことしの場合には広がってきた活動をしておりますので、そういったことは次年度は少し考えていかなきゃならないかなというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 済みません。作業内容でございますが、最近でいけばワサビの関係、それからクリの選定、それと山菜の関係の補助作業等に從事しております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今、営業課長から御答弁いただいたわけなんですけども、私がその地域おこし協力隊に対して感じたことなんですけども、まず大学生、当時はまだどういうふうになるかわからなかったんでありますが、結果としてすばらしい結果を残してくれたなど。なぜかと言うと、地域に溶け込んで行ったから課題が見つかって、地域の人と交流して、そこで農業の体験プログラムをつくったり、教育に魅力をつけようと活動されたと思うんですけども、現在の地域おこし協力隊、商工観光課に配置されてる方とはちょっと業種、職種が違ってくると思うんですが、農林課における地域おこし協力隊のメンバーは、地域に僕はまだ溶け込めてないんじゃないかと思うんです。あくまでもアンケート調査によって対応していると。そこで、自分たちの自由に課題を見つけていこうにも、誰とどういう話をしていいのかわからないんだと思うんです。そういった意味では、大学生のプログラムっていうのはNPO法人さんがかんでいて、それでいろんな事業を進めるに当たっていろんな研修をしてきた、それで津和野に入った時点ではある程度のノウハウを蓄積した上で、どういうふうに事業を進めていくかというプログラムがなされていた。しかし、地域おこし協力隊は、そういったプログラムがないままに入ってきてますから、どうしても、どうしていいかわからないという壁にぶつかってるんじゃないかなと僕は感じております。

そういった意味から、もう少し地域おこし協力隊員を連れまわすと言いますか、いろんなところで人と会わせて、どういった農家があって、どういった物をつくって、どう

いった課題があるのかということ把握させるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 今課題として考えておりますのは、地域おこし協力隊を単なる労働力として見て対応される農家と、そして逆にそうでなくて、ある程度将来の担い手としてどうしようかという思いの農家とおられまして、やはり派遣した場合には後者のほうが地域おこし協力隊の隊員も充実感があるというふうなことも話しておりまして、そのあたりのところについては来年度の課題ということで、整理をしながら対応したいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） ぜひ、増員されるようでありますので、これを機会に、まずは今年度営業課が行ったようにいろんな人と会って、どういった事例があって、どういったことが失敗になるのかといったのも、地域おこし協力隊はほかの地域はどんどん率先してやっていますので、いい事例、悪い事例はあるはずなんです。それをきちんと把握した上で地域おこし協力隊を有効に活用していただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

桑原史成先生の作品の有効活用策について質問をさせていただきます。

昨年9月定例会において、当町議会は竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書を可決し、関係機関に意見書を送付したところであります。

御承知のとおり、桑原先生は1965年、津和野町出身の報道カメラマンとして、テスト飛行とうそをついて軽飛行機をチャーターして、韓国軍のレーダーを避けながら竹島の撮影に成功したということであります。この写真は、現在竹島の日を啓発するポスターなどで活用されております。

さて、竹島に関しては、問題意識が以前よりも格段に増していることは報道等を見れば明らかであります。これを契機に、津和野町においても竹島に関する教育を初めとして、先生の写真を活用させていただきながら、社会の諸問題等を各学校で扱わせてもらうべきではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、桑原史成先生の作品の有効活用策について御質問いただきましたのでお答えいたします。

桑原史成先生が撮影された竹島は、約半世紀前の1965年の写真作品で、現在も竹島を紹介する写真として、国、島根県などを初め、多くの機関がこの写真を広報媒体等に使用しております。

津和野町は、写真美術館にて貴重な写真を間近で見ることができる環境にあり、日常の学習に活用できる本物の資料があることを利点として、竹島についてだけではなく、

ほかのテーマについても学校の授業等に生かしていくことも必要であると感じております。

しかしながら、現状では、館への移動時間等を考えれば、なかなか写真美術館に直接行って授業を行うことは困難と思われまますので、地域めぐりなどの時間に、しっかり地域の文化施設を利用するよう指導していきたいと考えております。

議員の御提案につきましては、桑原先生とも協議した結果、基本的には町内の教育機関での利用については了解されておりますので、今後、その利用目的に沿って利用方法等を学校等と協議をし、I C T機器なども活用しながら、社会科などの学習の中に取り入れていくよう指導し、津和野町出身の報道写真家、桑原史成先生の紹介とともに、竹島等その作品を教育に利用していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この桑原先生の作品が、もう皆さんが目に見える竹島の写真ほとんどが桑原先生が撮影されたものであります。

以前、この議会で竹島に関する意見書を採択した際、松江市内で、隠岐の島町議会の竹島問題特別委員長の前田さんという方にお会いしました。この方は新聞なんかでもよく報道されてる方で、先日、あるテレビ番組の竹島の特集でもインタビューされておられました。その方が、今、竹島問題の特別委員長をされておられまして、その方とお話ししてる際に、実はあの写真は津和野の出身の桑原先生の作品なんだということをお伝えしましたら、本当に竹島に関してものすごく詳しい方ではあるんですが、その事実については全然存じておりませんでした。しかし、県内のそういった報道カメラマンの方がああいった写真を撮ったということに大変驚いておられ、また喜んでおられました。このことも、結構町民の方でも知らない方は多いんじゃないかなと思っております。せっかくあれだけ素晴らしい写真が残っておりますので、どうかこの津和野の未来を託す子供たちに、こういった方がいらっしやっただという教育の始めとして、この写真を利用していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時15分まで休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序6、3番、板垣敬司君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 平成25年3月定例会において、町長の施政方針が示されました。その方針の中から何点かお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、昨年の暮れ、政権交代ということで新たに自由民主党を中心とした安倍内閣が発足いたしました。長引く景気低迷とデフレ脱却を掲げた大型の補正予算が組まれました。総額は1兆3千105億4千万円にも及び、近年にない大型の予算となっております。中でも、施政方針の中にもありましたが、日本再生に向けた緊急経済対策として、成長による富の創出で3兆1,373億円、暮らしの安心・地域活性化として3兆1,024億円など、この地方にとって身近な省エネ再生エネルギー導入促進や社会資本整備総合交付金、地域の元気臨時交付金など、本町に対してこの予算がどのような形で内容が示されたのか、その予算額なり、そして本町としてはこのような中からどのような事業採択を希望しているのか最初にお伺いいたします。

次に、平成23年度に策定を見ました第2次津和野町行財政改革大綱実施計画による、指定管理者制度導入などによる公の施設の管理運営方法の見直しについて特に推進するというので施政方針にも掲げておられてありましたが、具体的にはどのようなことを検討されているのかお伺いをいたします。

最後に、広域行政のことでお尋ねをいたします。

少子高齢化や人口減少の進行、地方分権進展の中で、益田広域圏での連携を重要視されております。その中で、地域医療体制や幹線道路の整備促進、総合特区、環境問題、消防行政等を挙げられていますが、特に私はこの際、総合特区のことについて、その今日的課題と展望が述べられていないことが少し気にかかるところであります。当初、総合特区の計画の中ではラインガルテンを中心としたハード、そして地籍調査、路網整備等の計画が掲げてありましたが、現在、この事業計画がどのような推移で進捗を見ているのか、そしてこれから先、この事業計画をどのように変更されたり当初計画を推進していこうとされているのか、また、木質バイオマスを利用した再生エネルギー等の津和野町独自の調査研究はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、板垣議員の御質問にお答えをいたします。

まず、緊急経済対策に関しての御質問でありました。

緊急経済対策の内容につきましては、14番議員さんにお答えをしたとおりでございますが、国レベルでの予算額は、事業規模で20.2兆円、国の財政支出は10.3兆円であり、円高・デフレ不況からの脱却や雇用や所得の拡大に向け本経済対策が十分な効果を発揮するために、地方公共団体においては早期の事業執行に積極的に取り組んでほしい旨の通達が出されております。

現段階においては、県事業負担金等一部補正予算対応をしている状況であります。新年度における事業配分額など、そのものが示されておりませんので、詳細を申し上げ

ることができない状況であり、今後、各省庁で打ち出されております公共事業施策についてそれぞれ精査した上で、本町にとって効果的な事業を積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

続いて、指定管理者制度に関する御質問でございます。

公の施設の管理運営方法の見直しにつきましては、指定管理者制度を導入した平成18年度、平成20年度において、津和野町が所有する公の施設の全てを、一つ、直営により管理する施設、二つ、公募による指定管理者制度により管理する施設、三つ、非公募による指定管理者制度により管理する施設、四つ、民営化を検討する施設、五つ、廃止を検討する施設に分類し、管理運営方法の見直しを行ってまいりました。

平成25年度に実施する管理運営方法の見直しにつきましては、平成26年3月末で指定期間満了となる津和野共存病院や道の駅など、指定管理者制度を導入し指定期間を5年間とした公の施設19施設のほか、全施設について今後の管理形態を定めるものでございます。

三つ目に、広域行政に関する御質問でございます。

総合特区の進捗状況と課題等については、11番議員の御質問において答弁しておりますが、木質バイオマスの利活用が高津川流域の雇用の創出と経済の活性化に不可欠であると信じており、今後も調査研究を続けていく所存であります。

ただ、木質バイオマスを利用した再生可能エネルギーについては、発電事業を想定した場合、益田市と吉賀町も一体となって取り組むことが条件となりますので、両市町の御理解を得るべく、現時点では町独自に調査研究を続けております。

こうした中、2月には、議員の方々と御一緒に視察に参りましたミツウロコ岩国発電所や木質バイオマス発電所では、固定買い取り制度第一号となった福島県のグリーン発電会津に職員を派遣して、事業に取り組むために必要な事項を調査しておられます。

特に、福島県では、山を十分に活用することが山の健全化につながり、同時に未利用材といわれるC材・D材が発生して、バイオマス発電の原料が供給されるというシステムが確立されており、そうした観点からは高津川流域の木材の活用体制はまだまだ不十分であると感じております。

このように、当流域における木質バイオマスを利用した再生可能エネルギーの実現に向けては、木材、さらには森林の総括的な利活用と供給体制の整備が課題であり、現在、森部会においては木材の調達から運搬、販売活動までの一連の流れをつくり出そうと、「サプライチェーンの構築」のため、林業関係団体等が集まり協議を行っているところでありますが、こうした動きとあわせ、町独自でのバイオマス発電に関する研究を深めながら、最終的には総合特区の計画にのせていけるよう努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 緊急経済対策について、同僚議員からの質問に対しての答弁もありましたので、おおむねの状況等については理解しておりますけども、やはりそういうものがまだ直接紙ベースでの指示というか、具体的なあれがない中で、本町が今回予算をつけられた計画に対して、それでは、新しい、その緊急経済対策をもって財源振りかえができるものが何があるのか、そんなところまでまだ十分に精査はしておられないかもしれません。

例えば、私が思いますのの一つだけ、プレミアム商品券というものが今回も当初予算で上げておられますけども、これも、いわゆる過疎債のソフトを使った財源の中での事業実施というふうに理解しておりますが、やはりできるだけ、そういう有利な借金とはいいながらも、次世代にそのようなものを先送りすること事態は、できるだけ避けることが為政者の役割ではないかと思っておりますが、この緊急経済対策の中で、国から示された中の財源としてそういうものが振りかえられるなら、積極的にそのようなことを対応するのが私は必要ではないかと思っておりますが、まあその事業の内容がまだ国から示されてないというところで答えようもないかもしれませんが、やはり、来たときには何かをどうするかという、せめて緊急性なり重要性なり、その辺は常に構えておられる必要があると思っておりますが、その辺について、今日的に、もしかして国の経済対策が形としておりた場合には、これとこれとこれはできるだけそのような財源振りかえをして次世代に負債を残さないとか、もう少し、財源の振りかえだけじゃなくて事業の積極的な拡大、そういう新たな事業展開にもその予算を組み込むべきではないだろうかと思っております。

特に、後ほどの質問にも影響がありますが、山林の、まあ山林だけではありませんが、地籍調査事業等についてはなかなかこれからの事業展開の中で一番基本となる事業だと思いますが、そのようなものにこの緊急経済対策の予算を重点的に充当して、面積の拡大、事業量の増というものを私は取り組むべきだし、取り組んでいただきたいと思っておりますが、この辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っておりますし、もちろん、今回の予算の中でも説明がありました、共存病院の療養病床が地方交付税の算定から少し落ちたというようなこともありまして、その辺についても緊急経済対策とその交付税の減額についての相関は、詳しくはわかりませんが、将来における財政見通しからいえば、今、何かをその緊急経済対策の中で取り組むことがあれば、そういうものに積極的に取り組むべきではないかと思っております。

少し抽象的ではございますが、とりあえず、この膨大な緊急経済対策の国の予算をいかにこの本町が取捨選択をしながら取り組むかということが求められておると思いますが、その辺について現在検討しておられることがあれば御回答いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） このたびの緊急経済対策につきましては、基本的には建設公債、建設事業的なものが該当になると思います。ですから、先ほどおっしゃられましたプレミアム商品券、これはソフト事業ですので建設公債には当たりませんので、こういうのは該当しないと思います。

ただ、当初予算で普通建設事業で充てている事業、こういうのはひょっとしたら振りかえられる可能性もありますので、そういうのは、先ほど議員さんがおっしゃられたように、将来に負債を残さないためにも財源を確保して起債を少しずつ落としていくと、そういう対応はしていきたいと思います。

あと、詳細につきましては先ほど町長も申しあげましたように、今のところはっきりしませんのでここで申しあげることではできませんけど、なるべく、事業を選択して、当町にとって効率的な事業を取り入れていきたいとは思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 財政課長の答弁で、そういうものかというふうにも感じましたが、インターネット等で取り寄せた資料によりますと、一番最後の中にもありますが、地方の資金調達への配慮と緊急経済対策の迅速な実施ということで予算も1兆3,000億円というものでくくられておりますが、その中には地域の元気臨時交付金という表現で地域経済の活性化、雇用創出臨時交付金というような、何となく、先ほど申しあげましたようなプレミアム商品券のようなところにも充当できるのではないかなと私は一人、早合点しておりますが。

質問というよりは、できるだけ借金をしないでいろんな社会資本整備がうまく早期に確立する、そして住民の負担が軽減されて福祉の向上につながることを期待しておりますので、財政課長のほうに要望してこの質問は終わりたいと思います。

続いて、指定管理者制度の導入等による公の施設の管理運営方法ということで、私は今日に至るまで、この一般質問の中で、いろんな、行政が抱えている事業、そういったものについてできるだけ民間ベースで事業展開することがベストではないかというようなことで、それぞれの施設についてその管理運営方法は適宜見直すべきではないかというようなことで質問をさせていただいておるつもりでございます。

今回、この答弁を見ますと、特に、期間が過ぎたから、まあ、新たに指定期間を更新する、その中で少しは従前の管理料等の文面については削減も検討もあるかと思うというようなことで答弁になっておりますが、私は、民の力というか、官でなければならぬその辺のことについて一つ二つ例を挙げながら町長の所見をお伺いしたいと思っておりますが、従来から、総務常任委員会で教育施設の管理運営等についての見直しについて、委員会報告として町長のほうにも報告をさせていただいておりますが、その辺について、より具体的な、今回の指定管理者制度の見直しとは直接は関係ないところも、やはり民間で民営化を検討する施設、例えば保育園のことも幾らか検討しているというようなことも今までの検討結果の報告の中にもありましたし、教育施設のことについて、

一部は直営でなくてもでき得る事業内容ではないだろうかというようなことも答弁でもいただいとるように気がしております。

昨日は、安野光雅先生におかれましては永年の芸術活動が認められて、津和野町民の大変誇りでもありますけども安野先生が文化功労者表彰ということで受賞され、その顕彰祝賀会に私も同席をさせていただきました。そして、安野先生に、とんでもないことですが私のほうから握手を求めて、先生のこれからの活動に対して、御壮健でますます頑張ってくださいたいということの思いはお伝えいたしました。その先生の活動と館の運営のことについて、いささか従来から財政負担があり、さらに、その財政負担を軽減するために職員が一丸となって、何らかの形で館外展なり物販の販売なりに努力しておられることについては大方承知しておるつもりでございますが、何かやっばり町の直営、町の職員がやるべきことなのか、民間の英知を絞り努力のもとでもう少し発展する部分もあるのではないかと、その辺について少し私は従来から思っておることについて、町長は全く現行の直営でいいんだとかどうだとか、その辺について御見解をいただきたいと思っております。

さらに、もう少し長くなりますけども、鹿足郡における事務組合の中でも、従来から鹿足郡の環境衛生組合なり不燃物組合の事業が、これもやはり直営というか組合でございますのでそのような形をとられていますが、現場の施設を利用した運営については、まだまだ民間の力に委ねるほうがこの人口減少の中で、合併当時約1万人おった人口が今8,000人をぎりぎりのラインまで減少してる中で、私は単純に、イニシャルコストは、確かに施設としては修繕するところは修繕しなければならないし、改良していかなければいけないところはあると思っておりますが、ランニングコストについて、これが究極は人口減少の中では1人当たりの負担というものは、単純にふえるものだと私は思いますが、その辺について、このまま手をこまねいて、これは当然だと町長はお考えなのか。やはりいつかの時点ではそのような処理というか、事業を民間に委ねるとか、そういうことが私は必要ではないかと思っておりますが、その辺についてまず所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 現在、町のほうで直接的に運営をしておりますさまざまな施設等の、民間委託に関する御質問であったというふうに受けとめているわけでありまして、御質問の中で少し具体的なものが出てまいりましたので、それに即してお答えをさせていただこうとは思っております。

まず、一つ目の保育園の関係でありますけれども、これについては民間委託を検討していくということ、これはやはり一つの俎上にのるものだとおは思っております。特に、この組合交渉等もやりますと、保育をしていく上で正職員での保育士の雇用というような話も組合からいただくわけでありましてけれども、一方で定員管理計画もあるという状況の中で、やはりそうしたところが管理計画との整合性の中で非常に矛盾を抱え、どう

しても難しいところがあるという思いがあります。そうした延長線上の話の中で、行く行くはそうした保育園の民間委託等による、そうした定員管理計画上の整合性ということもとるといことも検討していかなきゃならん、そういうふうにも思うわけでありませけれども、ただ、いずれにいたしましても今の段階では、やはりこの保育園業務というのは直営で進めていくと、そして町の責任において保育をしっかりやっていきたいというふうに思っております。ただ、そういう中でまず第一段階としては、保育園の統合というところをこれからいろいろと議論してまいります。そういう中で、まずは保育園の統合を考える。そして、その保育園の今後のあり方を踏まえた中でいろいろな選択肢の中で議論していくことであろうというふうに考えているところであります。

保育園の統合につきましても、いろいろと園の広報も出てきておりますけれども、ただ、ああして御承知のとおり中山間地域の園がどうしても中心になってまいります。そうしたときに、これは御承知のとおりでありますけれども、小中学校、これを廃校したという、今本当にその直後でもありますので、地域の皆さんが思われてる不安、寂しさ、そうしたものが今非常に強い段階でありますので、さらにそこに保育園ということにもならないだろうというところから、現在少し様子を見させていただいておるわけでありませけれども、しかし限られた保育士の資源というものを、よりいい保育をしていくためには、ある程度の統合というのは今後必要になってくるだろうというふうに思っております。そういう観点から、まずその部分からこの保育園問題については検討していきたいと考えているところであります。

それから、教育関係施設ということで、特にこれ、博物館あるいは美術館、そうしたことであります。安野先生、安野光雅美術館というところの御質問の中にも出てきたわけであります。

ただ、私はやっぱりこの安野光雅美術館については直営でやっていくべきだというふうにも思っております。特に、やはりこの安野先生の御理解のもとでこの美術館運営ができていますわけでありませけれども、やはり町営で町がしっかりそこを支えているという信頼感の中で、やはり私は、安野先生がこの美術館に対していろんな目をかけていただいているというふうに理解をしております。

きのう、ちょうど祝賀会、安野先生の御本人のお言葉の中にも、少し冗談めいた中での話ではありましたが、山口に建てようか、津和野に建てようか、そう考えたときに、やはり津和野のこの理解の大きさというものに気持ちが動いて津和野につくったということでもあります。それは、私も町長就任して安野先生と何度かお話をしている中においても、やはり津和野の町がきちっとこの安野光雅美術館を支えているということ、それが先生との信頼関係にもつながっているということを私自身もしっかり気持ちとして感じているところでありますから、当面そうした信頼関係の中では、今後もやっぱり頑張っていきたいというふうにも思っております。

ただ、当然1年間の運営費、ここの部分については少しでも経費を下げていくように努力をしていかなきゃならんわけでありますから、今後もそうしたことを踏まえてどうした形がいいのかということを検討していきたいと思っておりますし、また、現在ここの安野光雅美術館の運営については、正職員と、あとの嘱託員とで対応しているという状況でございます。今後、この正職員が、今、技術系ですね、先生の絵を忠実に再現をする技術を持った職員も当たっているという、そういう状況でもあるわけでありますから、また今後もその職員もいつもでも正職員として、定年が来るという状況でもありませんから、そうした人員の今後入れかわりといいましょうか、そういう中で、やはり今後安野光雅美術館をどういう体制で、人的な体制で運営をしていくのかというのは今から議論していかなきゃならんと思っておりますし、実際、大矢館長さんとは、私のほうからも、その辺を率直に投げかけさせていただいて、今後のそうした人の入れかわりを想定した中での、今からの人づくりのところにも現在検討させていただいてるというようなところであります。

それから、ごみ処理の関係でございます。

やはり私は、このごみ処理関係というのは、広域的な事業として行政がしっかり責任を持ってやっていくべきだろうというふうにも思います。鹿足郡のほうには六日市のほうに不燃物処理もあります。益田市には焼却場、それから津和野にはクリーンパルということで、それぞれが行政的な機関として運営をしているということでありまして、この点についてはしっかりとこれからも行政の責任においてやっていくというスタンスは、私は、変えるべきではないというふうにも思っております。

ただ、一方で、鹿足郡の中でやっております養護老人ホームの組合があるわけですが、これについては将来的に民間委託ということも考慮に入れていく必要もあるだろうと。それはそういう事業の性格上、民間委託でもやれるものだという思いを持っておりまして、今後、吉賀町さんとも検討していきたいというふうにも考えておりますし、このことは中谷町長さんとも以前にもお話をした経過があります。

大体、そういうところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 町長の見解をお聞きして、まあ、そうかな、と思う部分もあるし、例えば、先ほど、直営だから信頼がある、そしてごみ処理についても、直営でしっかりした、住民サービスは直営で確保することが大切だというようなことも言っておられましたが、直営でなけんにや信頼がいただけないというのは、私はどうも理解しがたいところであります。私も、ここで、それはならないとかなるとかいうようなことは申し上げませんが、今後の課題として、常に財政との関係もありますので、その辺については私どもも議会側として十分精査してまいりたいと思います。

ただ、1点だけ、グッズの絵画の複製画というところに卓越した技術を持っておられて、その方以外ではなかなか複製画をつくることも容易でないというような現状の現場

での実態が報告されましたが、今日のデジタル化の中で、そのような技術を要する世界がやっぱりあるのでしょうか。私は、ちょっとどういうものかなと思うんですけど。まあ町長に直接お伺いするのもどうかと思いますが、何か、そういうところをむしろ民間ベースでやるべきだと私は思います。

そのことについてのみ、お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、ごみ処理の関係でありますけれども、この問題について、町がやることで信頼感をという、そういう意味で言ったわけということではございません。これについては、安野先生との信頼関係の中でのという話を申し上げたつもりであります。

特に、やはりごみ処理の関係は広域性を伴うものであります。やはり行政がしっかりかかわって、そして実際この負担金をそれぞれ両町が出し合いながら運営をしているということであります。そうした中で、最終的には住民サービスとしてそこにはね返ってくるということになりますから、これが民営化になって、ごみ処理費がまた負担がふえて住民のほうへ御迷惑かかるということになってはいけないわけであります。その辺の部分が、公共的に支えていく上での、まさに住民負担を軽くする上での意義があるということでありますので、そういう面で、やはりこうしたごみ処理の問題というのは、私は、広域的なところからも行政が今後も携わってやっていくべき事業ではないかと思いを述べさせていただいたというところであります。

それから、先ほどの技術。これは安野光雅先生、美術館の関係でありますけれども、決して全国にその者しかいないというわけではございません。当然、そうしたプロが全国探せば必ずいらっしゃるわけありますから、そういう中で人材は求めていけるというふうに思っておりますが、ただ、現実として現在のところ、この安野光雅美術館、町の職員が運営をしとる。そして、それを安野先生の思いに沿った色を忠実に再現ができる者というのは一人しかいないという実情であります。そして、彼もそのうち、やがてはまた定年が近づいてくるということでもありますから、そのときにその技術を承継をしていかなきゃならん。そのときに、町内のまさにその職員から同じような形態でそこに人材を求めていくということではなくて、やはり外からのそうした専門的なところを優れた人材を求めていくと、そういう議論が起きてくるだろうということを申し上げたというところあります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） それでは、広域行政の中でのということと最後の質問でございますが、前段、同僚議員からもほぼ私の思いと同じ質問が出され、適切な、まあ適切というか現状の中での課題なり展望はお聞きしたところでございますが、私自身も、もうこの木質バイオマスということだけで少し突っ走った嫌いもありますが、そうした突っ走る中で、どうもその総合特区構想というものが大きな住民にとって希

望と夢を与えてもらえるものだと思って、私はこのことを強く、官民挙げて推進すべきだという思いで見守っておりました。そして、きょうに至るまでそのことについて、総合特区がどのような形で計画が策定され、これをどういうふうな手順で進めていくのかというようなことについても幾度かお聞きしました。そして、当初の計画はあくまでも高津川の森里海の連環学の中から派生した、いわば物語をまず最初に掲げて、それに必要な可能な限りの事業をメニューとして掲げた、その中では、ちょっと時間的に十分検討がなされないがために頭出しもできなかった当初計画については、常に変更も可能であると、そのようなことを担当課長からも聞きましたし、この際、そうした場合にはぜひ木質バイオマスというようなものがハードの事業として事業計画に上がるような、そのような努力をするべきだというふうに私は思っておりました。そして、いろいろ勉強していく中で、ただやたらと、バイオマス発電所が最初にありきで、これをやってください、やりましょう、なしてできんのかと、そういうない物ねだりを少しはしたような気もしますが、やっぱりその発電所を開設しようと思えば、5,000キロワットの発電所をつくろうと思えば、それなりにどれだけの条件整備が必要かということも十分だんだんわかりました。

そして、その条件整備の中で一番大切なのは、その原材料たる木質をどのように搬出するか、そのためにはどのように条件整備をしていけばいいのか、山林の地籍調査でも一番大切でありましょうし、さらに路網整備についても当然必要であります。そういうものが、当初計画にも一応上がっておりましたけども、それが年次的にどのような、とりあえず5年間なら5年間で予算を先にくくって、それをこのような形で1年間にできる事業量はこの程度だろうということに数字を並べてあるように感じ取りましたが、私はやっぱり森を生かすとか、何か地域に雇用を生むというその観点からすれば、その地籍調査の面積をただ単純に5年間に振り分けるんでなくて、もっと前倒して、将来30年先のことを言うんでなくて、この計画をもっと手前に引き寄せるためにはその条件整備をやはり地籍調査を加速度的にふやし、路網整備も、先ほどの同僚議員からもありましたが、現在ヘクタール当たり18.5メートルしかないものが、今後10年間で100メートルまでにふやすというような、そういうことも先ほどの同僚議員の質問の中で回答としてありましたので少し心強く思ったところではありますが、果たしてこのような10年スパンの中で路網整備がなされたとしても、今の雇用というか、この地方の疲弊した経済がそのようなテンポで回っていくのかな、その辺について大変残念な思いをしておりますが。

けども、きょうの答弁の中ではサプライチェーンの構築、いわゆる供給連鎖、何か山を切り出してそれを消費して地域経済にということに林業関係団体等も集まって協議を行っているということでございますが、その協議とか成果品というか、進捗がなかなか私にはまだそのことが伝わりません。というのはなぜかといいますと、ある、そういうことを森里海連環学から派生した総合特区に深くかかわったいろんな方々から、こ

の流域の総合特区の中でのこういうものがある、こういうものがあるといういろんなことでお知恵をいただいとるものが、しっかり行政として受けとめて、それも流域の1市2町が連携してその価値を認め、事業に結びつけていくという、そのプロセスが非常に欠如している。その辺について、町独自でもやるんだという、下森町長は決意を語られました。そのためにも勉強も調査も担当課を中心にやらせとるんだ、私もその思いはあるんだというような強い発言もありましたが、最後に、最後っちゃおかしいですが、改めて町長がこの構想、発電所ありきじゃないけども、山を生かすために、それじゃ地籍調査はどうするんだ、路網整備はどうするんだ、その辺について、緊急経済対策等との関連も含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 結論から申しますと、こうしてバイオマスを中心に実現するべく取り組んでいきたいということであります。

基本的に、やはりこのバイオマスをやっていく上で一番のネックは、供給体制をどうしていくかということに現在大きな課題としてぶつかっているという状況であります。

といいますのも、山にある木を全てバイオマスに原料として出すということにはなりません。それは、木材の有効活用とはならないわけであります。現行は、やはりA級材、A材は建築材等に使っていく、そしてB材等もそれに応じた用途のものに出していく。そして、同じくA材、B材が出れば、あわせてC材、D材がまた出てくるわけ、一つの山から出てくるわけですから、そうしたC材、D材は、例えば木質バイオマスに使っていくという、それぞれの用途に合わせた出口部分をきちっと詰めていかないと、このバイオマス関係も供給部分が解決できないと、そういう流れになっているということです。

ですから、このA材、B材、C材、D材を総括的に活用していく方法、それをそれぞれの分野でさらに供給量をふやせる、そのためには需要が上がるということでありますから、それを考えていこうというのが、このサプライチェーンの構築をしていこうということであるわけであります。

ただ、その流れもきちっとやっていかなきゃならんわけでありますけれども、要は、こういう話をしていくと鶏と卵の話でありまして、どこかにやはり突破口を求めていかないと私は実現していかないという思いがあります。ですから、まずは一つ、この木質バイオマスを実現をできないか、そういうところの中で、まずC材、D材の供給量をふやしていける出口部分の解決をつくっていこうと、その後で、またA材、B材も考えていこうということでも考えていかないと、なかなか前へ進んでいかないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、そうした中で、このまずはバイオマス発電というものを実現ができないか、町独自で考えてやっていこうというふうに私自身考えているわけでありまして、ただ、そうは申しまして、30億円という相当な事業費用を伴うものでありますから、決して失敗は許されるわけではございませんので、そうした中で、

やはり慎重にこの部分というのは議論をしていく必要があろうかというふうに思っております。

いろいろ供給、現在の今の高津川流域の山林あるいは林業業界の現状で言いますと、この木質バイオマス、30億円の事業に耐え得る供給量はとても難しゅうございます。ただ、その供給が足りない部分を代替材で当面補って、そしてその代替材に、あと範囲で、あといける部分の供給材とで当面は始めていけないかとか、いろんな検討をしているという最中でありましてけれども、なかなかまだしかし乗り越えていかなきゃならん壁は非常に大きく、また高いという状況でもありますが、やはりどこかで突破口を開いていかないと林業業界の活性化にもつながりませんし、また中山間地域、特にこの林業関係と申しますと中山間地域の農業とも一緒に結びつく、そういう問題でもありますから、そういう一つの夢を持った事業としてこれからも町としていろいろ研究を続けていきたいと思っておりますし、しかも現在のこの津和野町の経済の状況、農林業を取り巻く環境を見ますと、そんなに長いスパンで考えておったんでは、まさにいけない話でありますから、そういう非常に危機感を持った中で、できるだけ早い結論を出していけるように努力をしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 来る23日には、本町において全国からこの課題について卓越した知識、技術なりをお持ちの方が会されて、講演会が持たれるようでございますが、私どももその会に参加して、よりこの事業の優位性と困難性を見きわめながら、進めるときは進める、何をどう解決していくかという問題点を掘り起こしながら取り組んでまいりたいと私は思いますので、町長におかれましても御理解をいただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れでございました。

午後4時03分散会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 25 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 25 年 3 月 22 日 (金曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 25 年 3 月 22 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

3 番 板垣 敬司君

5 番 道信 俊昭君

7 番 三浦 英治君

9 番 斎藤 和巳君

2 番 村上 英喜君

4 番 竹内志津子君

6 番 岡田 克也君

8 番 青木 克弥君

10 番 河田 隆資君

11 番	川田	剛君	12 番	小松	洋司君
13 番	米澤	宥文君	14 番	後山	幸次君
15 番	沖田	守君	16 番	滝元	三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	長嶺 常盤君
教育長	.....	本田 史子君	参事	.....	右田 基司君
総務財政課長	.....	島田 賢司君	税務住民課長	.....	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	.....	大庭 郁夫君
地域振興課長	.....	久保 睦夫君	健康保険課長	.....	齋藤 等君
医療対策課長	.....	下森 定君	農林課長	.....	田村津与志君
商工観光課長	.....	長嶺 清見君	建設課長	.....	伊藤 博文君
環境生活課長	.....	長嶺 雄二君	教育次長	.....	世良 清美君

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、おそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番、河田隆資君、11番、川田剛君を指名いたします。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次、発言を許します。

発言順序7、12番、小松洋司君。

○議員（12番 小松 洋司君） おはようございます。12番、小松洋司でございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、最初に、若者定住促進奨励金制度について、お伺いいたします。

町長は、施政方針で、平成25年度の重点施策として、定住対策等、健康を柱として特に配慮されたと述べられました。そして、定住施策の一つとして、若者定住促進奨励金制度を取り上げられ、より効果を発揮できる制度を目指して、制度改革の検討が続いていると言われましたが、どのように制度を改革されているのか、昨年も同様なことを言っておられますが、現在どこまでこの制度改革を検討されたのか、お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。

一般質問、2日目ということになります。本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12番、小松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住奨励金制度に関しての御質問でございます。

現在、若者定住促進奨励金として、「ふるさと就労奨励金」「若者Uターン奨励金」「若者転入奨励金」、「恋・鯉祝い金」「出産祝い金」の5種類の奨励金にて制度を実施しております。

平成22年の国勢調査の結果では、本町の15歳未満の人口の割合が9.1%という数字が出ており、それを踏まえ、少子化対策として第3子以降に交付される「出産祝い金」を第2子から交付してはどうかとの検討をいたしました。限られた財源の中、現行の制度にプラスする形での改善では不十分との判断をしたところであります。

また、これまでの取り組みの結果を見ると、例えば合併後の平成19年度に交付した「若者Uターン奨励金」については、42%が5年未満に転出しており、奨励金の返還を求めています。

その他の奨励金についても、2から3割の転出があり、本来の目的である「定住」に効果が出ているかという点、少々疑問を抱くところでもございます。

残念ながら、新年度予算に向け、制度改革を盛り込むことはできませんでしたが、現行制度の結果分析をさらに進め、真に効果の出る定住奨励金制度の見直しを進めたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 例えが悪くて大変申しわけございませんけども、私はこの制度はもともと、どうしてもお金で釣ってるというようなことに思えてなりま

せんので、基本的には私はこの若者定住促進奨励金制度というのは、廃止したほうがいいと思っております。

答弁にもございましたが、若者Uターン奨励金について、42%が5年未満に転出しており、返還を求めているというようなことですので、どうしてもこの制度を継続するというのであればですね、思い切って出産祝い金だけに改めて、第2子と言わず、第1子から祝い金を支給されて、現在第3子からの保育料の軽減が行われておりますが、これも第1子から適用し、また子供の医療費の無料化とあわせてですね、本町が、子育てに手厚いといいますか、優しいまちづくりを目指すと、こういうふうに向向転換されてはいかがでございましょうか。

町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まあ、あの、最初の答弁でもお答えをしたとおりでありますので、この奨励金制度につきましては、もう一度その効果ということをしっかり洗っていかなきゃならんと思っております。

同時進行で、行政評価制度、こうしたものも取り入れておりますので、より客観的に、またデータ等にも基づきながら、やはり今後効果を検証していくということをしたい。そういう意味で行政評価制度を取り入れているというところであります。

現在、試行的な取り組みでありますけれども、できるだけ、今、早くというところで、本格的なこの行政評価制度、取り入れていくという予定であります。

そうした中で、この定住奨励金制度も、より客観的な数値というところからも判断ができるような形にいたしまして、そして今後これをどういうふうな形にしていくのか、検証してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 行政評価制度の活用、並びに客観的な検討ということでございますが、いずれにしても、真に効果の出る制度に見直すということでございますので、早急にこれらの見直しを行われ、来年度、26年度の予算には、これが必ず反映されますよう要望して、次の質問に移りたいと思います。

それでは、超微粒子状物質「PM2.5」についてでございます。

この質問につきましては、去る3月19日午前10時42分、島根県内で初めて「PM2.5」の注意喚起情報が発表され、それに基づいて本町では、11時37分には、告知端末で町民に注意喚起が出され、ケーブルテレビでは、その情報が放送されており、今さらここで改めてお伺いするということはないとは思いますが、一応確認のためですね、二、三お伺いをいたしたいと思っております。

まず、「PM2.5」などの大気汚染に係る担当課はどこで、そういった注意喚起情報等、情報を入手後、町民や学校、保育園などへの連絡、そして連絡を受けた学校や保育園などでは、どのように対応をしておられるのか、またこの注意喚起情報がどこまで

有効な、要は有効時間ですか、どの程度までなのか、とりあえずそれをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、超微粒子状物質「PM2.5」に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

中国で発生する排気ガス等が主な要因とされる大気汚染有害物質「PM2.5」は、黄砂とともに偏西風により我が国にも多大な影響を及ぼしていることが連日報道され、数値が高くなることによる健康被害を危惧しているところでございます。

我が国の環境基準や、注意喚起の基準等につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでありまして、本町における担当部署は大気汚染を所轄する環境生活課としております。

島根県では現在、隠岐、松江、浜田の3カ所で観測をし、その情報は県のホームページで公開しており、本町のホームページともリンクさせておりますし、CATVテロップでもお知らせをしているところでもあります。

県の観測地点において、健康に支障があるとされる暫定的な指針「日平均が70マイクログラム、1立方メートル当たり」を早朝時において超えるおそれがあると判断した場合の対応につきましては、県はホームページに掲載されると同時に、各自治体の環境部局、防災部局、教育委員会に数値や注意喚起情報を出し、それを受けて本町は環境生活課から福祉事務所、医療対策課等に流し、各部署から関係施設へ連絡、また各学校へは教育委員会から連絡する体制とし、学校初め各施設においては、あらかじめ配付しております島根県が示した「注意喚起のための暫定的な指針」を参考に対処することとしております。

なお、本町及び吉賀町全域に告知端末放送、及びテロップ放送を行い周知する体制をとっております。

注意報の有効時間につきましては、午前8時に出された県の数値情報は、午前0時をもってリセットされると聞いております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 今、御答弁あったとおり、まさに3月19日、マニュアルどおりといいますか、そのように対処されておりますので、これについてこれ以上何ら申し上げることはございませんが、一つ、環境生活課長さんにお伺いしたいと思うんですが、同じ3月19日15時50分に黄砂に関する島根県気象情報第1号が出され、20日の6時37分には第2号が出されましたが、課長さんはこの情報をいつ、どのようにして入手されたのかお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 先ほどの議員さんの御質問の件でございますが、この情報について、申しわけございませんが、情報を仕入れておりません。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 今、こういった大気汚染等における担当部署は環境生活課ということをお聞きしたんですが、この黄砂に関する情報については御存じないということでした。

なぜ私がここでこのような質問をしたかといいますと、御存じのとおり島根防災メールというものがあまして、そこに登録しますと、気象情報や地震、津波、水防情報、大気汚染情報などが携帯にメールされてきます。

私の携帯にも3月19日11時33分には、「PM2.5」の注意喚起情報がメールされてきました。

このように、この防災、島根防災メールに登録しておきますと、いち早く情報を得ることができます。ちなみに、この防災メールには現在8,000人の方が登録しておられるそうでございます。

当然、町長さんは登録されているとは思いますが、災害対策本部員である課長さん方、環境生活課長さんは登録、どうもしておられないようですが、総務財政課長さんにお伺いしますが、現在、課長さんが何人、この島根防災メールに登録されてるか、人数を把握されているでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 大変申しわけありませんが、人数の把握はしておりません。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） これは、島根県のホームページ行きますと、簡単に登録することができます。ぜひ、各課長さん方、そこへ登録されてですね、こういった、大気汚染情報はもちろんですが、災害と風水害等々の注意報、警報等がいち早く入手できますので、ぜひ登録をしていただきたいと思います。

「PM2.5」につきましては、御存じのとおり、花粉や黄砂と結びつくことで、さらに細かい粒子に変化し、肺がんや呼吸器への影響に加え、循環器への影響も懸念されております。今後とも、迅速な対応をお願いして、次の質問に移ります。

政府は、東日本大震災の復興財源にあてるとして、国家公務員の給与を2カ年、7.8%削減し、地方公務員にも国に準じてカットを求め、地方交付税を削減した予算を組んでおります。

まず、その措置について町長はどのように思っておられるのか。例えば、今回の措置は国の一方的な押しつけと思っておられるのか、それとも、これは当然といえますか、仕方がないと思っておられるのか、お伺いいたします。

また、今回の措置について、もし、職員の給与の削減を行わなかった場合、国、県からのペナルティーがあると思われるのか、あわせてお伺いいたします。

そして次に、本町の職員給与は、町財政健全化のため、過去に既に給与カットを行っております。今後、組合との協議もあると思われませんが、今年度から新たにカットするお考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地方交付税削減に伴う職員給与の減額に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

7.8%の給与削減を行った国家公務員と同様の給与削減を、地方公務員においても、平成25年7月から実施することを前提に、地方交付税の減額措置を行ったこのたびの国の対応についてであります。政府においては、日本の再生のため国と地方の公務員が一体となって「まず権より始めよ」との考え方から地方公共団体をお願いするものとの説明を行っているものの、残念ながら実質的には、国による地方交付税を用いた、地方のコントロールとしか受けとめられないというのが、率直な感想であります。

全国の市区町村においては、過去10年間において、約13万人、16%の職員の削減を行うとともに、職員の削減と給与カットにより、総人件費において1兆6,000億円超えの削減効果を実現しております。

これは、国の削減率、額を大幅に上回るものであり、平成24年度、25年度の国家公務員の7.8%カット分を含めても地方の削減効果に遠く及ばない実態であり、「まず、権より始めよ」との言葉はむしろ地方から国へ投げかける言葉とも言えると思えます。

津和野町においても、合併以来、昨年度まで継続的に3から5%の給与カットを行い、職員数においても定員管理計画に基づいて20名の削減を行うなど、行財政改革に真摯に取り組んでまいりました。

それでもまだ給与水準が高いとの声が民間においてあることは承知をしておりますが、このたびの国の対応は、国と地方の関係性において、素直には受け入れがたい心情であります。

給与削減を実施しなかった場合のペナルティーについてであります。総務省は、ペナルティーを課すとは、名言しておりません。しかしながら、給与削減を実施しない場合には、基準財政需要額のあるべき歳出水準を上回り、財政的に余裕があるとの判断から、特別交付税の算定に反映、つまり削減されることになるのではないかと推測がなされることから、自治体側から見ればペナルティーとも解釈できると考えております。

こうした状況において、平成25年度の給与についてどのような対応をとるかとの御質問であります。国においては、7月からの地方公務員の給与削減を前提としておりますので、それまでに国の考え方をさらに検証するとともに県内の他市町村の動向も鑑みながら判断をしてみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 今回の措置についてどう思っておられますかとお伺いしたところ、やはり私たちと同じような思いだということをお聞きして、私も安心しました。

本当にこれは、国からの一方的な押し付けでございまして、地方としては何とも憤懣やる方ないわけですが、総務財政課長さん、予算審査特別委員会でも一応交付税の削減がある等についてはお聞きしたんですが、いま一度、どの程度影響があるのかひとつお教え願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先日も御説明しましたが、普通交付税で当町の試算でいきますと5,400万円ばかり影響が出ます。

そのうち、今までに行ってきた給与カット、その反映分が約2,100万円、差し引き3,300万円程度が津和野町の影響額となります。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 今、課長さんがおっしゃいましたが、3,300万円が、影響するということでございます。

けさも新聞を見ましたところ、隣町の吉賀町では、職員の給与削減を、というような記事が載っておりましたが、先ほど、職員の給与のカットについては、しばらく国の考え方を検証し、県内の他市町村の動向を見きわめるということでございますが、7月からの削減ということになれば、正直、組合等との協議を考えれば、そう時間はないと思います。

町長は、そのように、今、認識をされておりますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 一応、私も町長を就任して3年を超えておりますので、こうした中で、これまでの組合交渉等も下手ながら、どういうスケジュールでやらなければならないというのは、重々承知をしているところであります。

特に、この給与カットというのは、非常に、やるとしたら、厳しい提案になるわけですから、相当な時間を要するということも認識をしておりますので、そうしたことも踏まえながら、今後のことも考えていきたいというふうに思っているところであります。

吉賀町さんのように、先ほどのお話も出ましたように、吉賀さんいち早く、この4月から合わせられて、少し、期間は10月ぐらいまでというようなお話でもありました。

私どもは、もしやるとしたら、7月から3月いっぱいまでというようなことになろうと思いますので、最終的には期間はそろそろというふうにも思っておりますが、ただ4月1日からされるということは、ラスパイレスに影響いたしますので、そうしたことも吉賀町さんのほうでは配慮されたんだろうというふうに思っております。

津和野のほうは、そういう意味では、4月には間に合いませんので、一時的にやはりラスパイレスは100を超えるままということになります。

それは、もうやむを得ないことだと思っておりますが、ただ7月からどうするかということは、先ほども申しましたように、3,000万円の影響も出ているということでもあります。

前段として、国との関係性においては、私は本当に残念な思いで、そういう心情を持っておりますけれども、しかし現実的なところで、この津和野町のいろいろ財政も考え合わせる中で、この提案ということを考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） いずれにしても、職員の給与カットというのは、どうも避けられない状況ではございますけれども、これが実施されることにおいて、職員の意識といいますか、仕事へのといいますか、こんなことがあっちゃいけませんけれども、それが少しでもダウンするようなことがないようにですね、ひとつよろしく願いしたいと思います。

また、町長さんの思いも、個人ではなかなか国に対してはいかないと思いますので、町村長会等を通じてですね、こういった理不尽な措置が、今後二度と行われぬよう強く働きかけ、地方の実情を国に要望していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、子供たちの通学路の安全対策についてでございますけれども、2月26日、私、車で益田のほうへ出かけておったときに、たまたまですけども、二俣口から少し益田寄りの国道9号線の歩道で、恐らく家族と思われる猿3匹が、車道を通る車を眺めておりました。

今や、国道といえども動物園のような状況でございます。子供たちは毎日、熊よけ鈴を持って、通学路の周囲に鈴の音が聞こえるように、周囲を喚起しながら、通学しております。

まだ、猿が子供たちに悪さをしたとは聞いておりませんが、全国では観光地などで悪さをする猿に悩まされているところが、数多くございます。

農林産物の被害も、大変深刻ではありますけれども、通学路、までに出て、例えば悪いんですが、くつろいでいる猿を見ておきますと、通学路の安全対策はどうなっているんか心配でなりません。

現在、どのような対策をとられているのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、通学路の安全対策の御質問についてお答えいたします。

町内の小中学校に2キロメートルを超えて遠距離通学する児童生徒につきましては、スクールバス等を運行し、児童生徒の安全対策に配慮しております。

徒歩により通学する児童生徒に対しましては、日ごろから関係課より、熊や猿などが通学路付近で発見された旨の連絡を受けた場合、学校に対し注意喚起を行い、児童生徒の安全対策に十分な配慮を行うよう指示をしており、あわせて近づかないよう指導しております。

また、通学路が山肌にあり、猿等に会う可能性が高い箇所につきましては、遠くからその存在がわかるよう、視界の妨げになるような雑草や木の枝等については除去していただくよう関係機関と連携をとりながら、児童生徒が被害に遭わぬよう努めております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 先ほど申しました通学路というのは、まさに青原小学校の子供たちが小瀬の方向へ向かって歩いて登下校する歩道でございます。

そういった歩道でございますので、先ほどありましたように、視覚を遮る雑草木の除去等々、関係機関と連携をとりながらやるということでございますけども、私いつも思うんですが、この歩道等の雑草木の除去というのは、なぜか知らんが適期に行われたことは、ほとんど見受けられません。

何で今ごろやるのというようなときに、よく行われておりますので、今後、子供たちの安全確保のためにも、関係機関との調整を十分に図られまして、より安全な通学路の確保に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2月22日は、既に皆さん方御存じのとおり、島根県が条例で定めた竹島の日でございます。現在、島根県内の小中学校では、島根県、島根県教育委員会、竹島北方領土返還要求運動、島根県民会議が作成した竹島学習リーフレットを使って、竹島は日本の領土であることを学んでおります。

リーフレットの内容を見ますと、かなりわかりやすく説明してありますが、それでもととも一、二時間の学習で理解できるというようなものではございません。

町内の小中学校では、何年生からこのリーフレットを使用して、どのような学習をしているのかお伺いたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、竹島学習リーフレットの御質問についてお答えさせていただきます。

県等が平成24年2月に発行した竹島学習リーフレット「竹島」の活用につきましては、学校間で差はございますが、おおむね以下のとおりの活用をしております。

小学校におきましては、5年生からの社会科の授業で使用をしており、教科書、DVD、リーフレットを使って領土、国土についての学習で活用されております。あわせて

ふるさと教育の一環に位置づけ、竹島は日本の領土であるとともに、島根県の土地であることの認識を深め、同じ県民として考えていく課題であることを学んでおります。

中学校におきましては、中学1年生から「島根県のことを知る」という狙いの授業の中で、島根県の現状や課題を、リーフレットを活用しながら行い、領土問題の学習をしております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 小学校では、5年生からの社会科で、中学校では、1年生から「島根県のことを知る」という授業で学習をしているということでございますが、昨日も同僚議員が言っておられましたけども、リーフレットのほかに桑原先生の写真なども活用してですね、子供のときから正しい歴史を学ぶ学習を実施されますよう要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、12番、小松洋司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で9時50分まで休憩いたします。

午前9時34分休憩

午前9時50分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序8、8番、青木克弥君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

町長は施設方針の中で、特に今年度の重点施策ということで、定住と健康ということ述べられました。したがって、今回、私はこの重点と考えられている定住と健康の施策についてお伺いをしたいと思います。もちろん、健康の問題も定住に結びつくものではございますけれども、一応、二つに分けて質問させていただきたいと思っております。

まず、定住施策についてでございますが、今まで同僚議員の質問の中にも、あるいは答弁の中にもいろいろ出てまいりました本町の現況がございます。特に問題なのは、やはり、今の人口減少、あるいは高齢化率、そして一番憂慮すべき問題は若年層が著しい減少だというぐあいに思います。今までの話の中にもございました15歳以下の占有率が9.1%だということをお考えますと、非常に今後の人口体系、あるいは定住施策についての問題が浮かび上がるんじゃないかというぐあいに思います。

もちろん、この定住施策については、さまざまな取り組みが今までなされてまいりましたし、今年度もいろいろ施策が述べられてございますけれども、肝心の就労の場、あるいは産業の創出といったところには触れられてないというぐあいに思います。最も大事なものは今、申し上げましたように人口のいびつな構成等から見てもいわゆる生産年齢

といますか、人口でいいますと就業人口ということになるとと思いますけれども、その間の者をどういうぐあいに定着させるかといったものが一番大きな問題だろうというぐあいに思います。

したがって、その一番大きな問題を解決するためには、何といたっても働く場所がないとどうにもならないというぐあいに思います。そこで、本町が今、この就労の場をどう創出していくかということを実際に、そしてまた大胆に決断をして前へ進むべき時期だというぐあいに思います。そういうことを考えたときに、そうすると、本町がその就労の場を創出するのに、一体どうということが考えられるのかということを考えてみますと、やはり、この状況の中では、自然を利用した、いわゆる未利用資源をどう活用していくかと、そのことに尽きるんじゃないかというぐあいに思います。つまり、森を利用したり、あるいは田畑を利用したり、そのことから創出の場をつくり上げていく、あるいは産業をつくり出していく。町長は、この施政方針の中にも、現行の産業を見直すというようなことにも触れられてございますけれども、それはそれとして当然でございますけれども、見直す中で前へ進む創出ということを手がけなければならないというぐあいに思います。

今、申し上げましたように、現行住んでいる我々のところは林野率が90%なんなんとしているところでございますし、それに含まれているいわゆる産業資源といったものが多くございます。しかし、現行では、残念ながら利用されているのは、その一部でございます。その辺は後ほど議論するとして、そうしたことで、この産業を創出する上で、どういうぐあいに本町が今考えているのか。一例として、私はその中で山が、あるいは森が、いわゆる木だとか竹だとか、あるいはさまざまなバイオマス、そういったものを利用することが大事だということを申し上げたいわけでございますけれども、議論の進め方として、まず、もろもろの産業を基本的にどういうぐあいに創出しようとして考えているのかというのが、まず第1点でございます。

それから、そうしますと、その中で私は、今、申し上げましたように山を利用することが一番近道だろうということを含めて、いわゆる森林の基盤整備といったものはやはり行政の責務だというぐあいに考えていますから、そういった面で森林の基盤整備についてはどういうぐあいに考えておられるのか。

それから3番目には、当然、その森林資源を利用した場合に、具体的にどういうものが産業として創出されるのか、その創出される産業の具体策といったものについて、今現在どのような検討をされているのか、あるいは研究をされているのか。今までの町長の答弁の中にも木質バイオマスのことについて職員を派遣したというようなお話もございましたが、木質バイオマスだけでなく竹もございまして、それからいわゆるBDFの材料になりますいろいろなバイオマスがございまして、そういったものを含めて、どういうぐあいに考えておられるのか。

4番目には、それを進めていくためには、いろいろな有利な事業を導入してやるということが、やはり一番近道だろうということを考えますと、今現在、最も有利な事業として考えられる国の施策、県の施策を含めて、森林林業再生プランの関連した取り組みだろうというぐあいに考えております。そういうような事業を取り組む上での具体的な対策を今とっておられるのかどうなのか。予算書の中にも林道整備等々の新設等々が挙げられてございますけども、その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

それから最後には、今、広域で取り組んでいる、総合特区の問題がございますけども、その中で津和野町は森部会ということを担当しながら、今この特区のことについて具体的に進められておるわけがございますけども、今まで若干の、この特区の進捗状況については説明がございましたけども、少し具体的な説明に欠けているというぐあいに思いますので、その辺について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをいたします。定住施策に関しての御質問でございます。

まず、就労の場の創出についてでございますが、町の面積の90%を森林が占める本町では、森林をいかに活用するかが重要な課題の一つであると考えます。林業による雇用の創出のためには、採算性の向上が何よりも重要であると考えております。国産材価格がピークであった昭和55年を基準に考えた場合、製造原価となる労働者の平均賃金や苗木代は大幅な上昇をしているのに対し、売上額となる木材価格の下落率が大きく、特に丸太や立木価格が製材品に比べ落ち込んでおります。

厳しい環境の中で林業経営の健全性を確保するためには、森林施業や経営の集約化によるコスト削減とともに、木材の流通、加工などの各段階を含めた対応により、林業所得の確保を進める必要があります。森林、林業の担い手である森林組合が中心となり、林業、木材産業等関係者の連携を図り、生産、流通、加工に至るトータル的なコスト削減が重要であり、そのことが雇用の場の創出へつながっていくと考えております。

続いて、森林の基盤整備についての考え方と対策であります。今後の森林整備を推進するためには、森林所有者の境界確認や路網整備、高性能林業機械の導入などの基盤整備が必要であると認識をしております。施業を行うためには森林所有者の境界確認が必要であり、本町においては人工林割合が高い地区を選定して地籍調査事業を中心として境界確定を行い、その後の林業活動に生かす取り組みを進めております。

路網は素材生産のコストに与える影響が大きいばかりでなく、森林整備や管理に欠かすことのできない経営の重要な基盤であります。このため、効率的な生産基盤の整備を行うためには、林道、林業専用道、林内作業道の計画的な整備が必要となります。

林業専用道は山地内での基幹となる路網であり、森林作業道は林業専用道から分岐して、人工林での間伐材を搬出するために開設する路網であります。新年度において、林

業専用道開設により木材生産が推進できる箇所を検討した結果、町有林や町行造林地が存在することから、町が事業主体となって取り組むこととしております。

他市町村では、森林組合を初めとした林業事業体が林業専用道開設に取り組んでいるところもありますので、町と事業体とが連携をして、より有効な路網整備の計画づくりを行い、現行の補助事業を活用した基盤整備を推進することが重要であると考えております。

高性能林業機械については、国の森林整備加速化・林業再生事業により高津川流域の林業事業体が導入しており、機械をフル稼働させ、さらなる低コスト生産を進めていくためには、作業量の確保、機械の改良・汎用化、機械の更新・メンテナンス管理などの課題を解決する必要があります。

このほか、林業、木材産業等関係者の連携を図るためには、低コスト化による原木の安定供給が必要となると考えております。

森林資源の利活用における産業の具体策を検討しているかという御質問でございますが、具体策について検討しているかとの御質問であります。現在のところ情報収集の段階でございます。今後、森林資源を利用した産業が創出できるかどうかについて採算性や事業主体、将来性等について調査研究を行い、情報を提供するとともに、民間において取り組みが開始された場合、最大限の支援を行う必要があると考えております。

続いて、森林・林業再生プラン関連の取り組みについての具体策は何かとの御質問であります。森林林業再生プランは、強い林業の再生に向け、路網整備や人材の育成などを集中的に行い、今後10年以内に外材に打ち勝つ国内林業の基盤を確立することで国産材の安定供給体制を構築し、木材自給率を50%にすることを目指しております。

町の具体的な取り組みとしては、森林経営計画を作成するために有識者を招聘し、町と森林組合とで研修、協議を行い、5年後を目標に、森林組合が町内の全てをエリア作成して森林経営計画の策定を行うことにより、林業事業体だけでなく個人の森林所有者も有利な補助金制度が活用できるようにすることで、森林資源の付加価値を高めることを目指しております。

また、路網整備につきましては、総合特区の森部会で壊れにくい作業道づくりについて検討を重ねており、国との協議を繰り返しております。

このほか、平成26年度まで実施される森林整備加速化・林業再生事業により、林道を補完する林業専用道の開設が可能であることから、新年度において林業専用道の開設事業に取り組み、基盤の整備を行います。

さらには、森林の集約化や路網開設のオペレーター、フォレスター等の育成について、総合特区の森部会や高津川流域林業活性化センターの事業等で取り組むことを検討しております。

続いて、地域活性化総合特区における森部会の進捗状況に関してであります。総合特区の進捗状況につきましては、11番議員にお答えをしたとおりでございます。

森部会に関しましては、平成24年度に実施した国土交通省直轄事業の山村境界基本調査では、年度中途ではありましたが、総合特区であったことが有利に働き、津和野町と吉賀町で1地区ずつの事業採択があり、津和野町では新年度においても事業採択を受けて取り組みを行うこととなっております。

今後についても、路網整備や木質バイオマス等において総合特区の支援措置を受けるべく引き続き努力をしまいたいと考えており、あわせて、木材の調達から運搬、販売活動までの一連の流れをつくり出すことを目的としたサプライチェーンの構築のため協議を続けてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、今の答弁をいただきましたので再質問をさせていただきますと思います。

最初に産業の創出のことの、いわゆる就労の場の創出についての考え方でございますが、今の答弁では、いわゆる森林をいかに活用するかが重要な課題の一つだろうというぐあいには答えられてございますけども、就労の場をどうやって創出するかについてはお答えになられておりませんが。就労の場というのは、私は森を利用したものが最もいいんじゃないかというような提案をさせていただきましたけども、就労の場そのものは、いろんなことが考えられるというぐあいに思います。他産業のことも含めて、いろんなことが考えられるというぐあいに思いますけども、その辺について、もうひとつ町長のお考えを聞かせていただきたいというぐあいに思います。

それから、何と申しましても、検討、あるいは表に出ている木質バイオマスの発電所の問題が出てございますけども、もちろん、それはそれとして考えなければならぬ一つの施策だろうとは思いますが、基本的には、そこに供給する材が出ないとどうにもならないというのが現況だろうというぐあいに思います。

しかし、現行では、現在、この流域で出される木材の量というのは、当然、担当者の方も御存じだろうというぐあいに思いますが、2012年に検討されております、ここで特区の中でお話ございました高津川流域の森林資源を活用した、いわゆる林業サプライチェーンの構築ということの中でさまざまなことが提案をされておりますし、現況が述べられてございます。

その中を見ますと、現在、この地域で出されている材は、その売り先がないわけじゃなくて、売れているわけですね。例えば、A材、B材というぐあいに考えてみますと、いわゆるA材については現行、丸太市場で取引をされておりますが、若干の値上がり、価格が上がってございまして、今、立米当たり杉で1万円前後だろうというぐあいに思いますし、ヒノキで1万5,000円程度というぐあいに言われてございますが。

問題は、A材はそれとして、B材についても現在は出せば売れる状況にあるわけですね。つまり、特にB材を利用している合板の状況を見ますと、まだまだ必要量に十分に達してないというのが現状であろうというぐあいに思います。で、この中で

述べられている数字を見てみますと、供給量が16事業体の中で3万3,000立米いうぐあいになってございますけども、その中で、恐らく高津川流域の供給量は、その半分ぐらいたらうというぐあいに思います。で、現在、必要量、つまり針葉樹を使っている合板会社が必要とする量は、今、17万立米というぐあいに言われております。そのほとんどが、どこから今来ているかという、大分県、あるいは鹿児島県、その林地材が来ているわけでありまして。

したがって、そういうようなものが流通をされる状況にあるわけでありましてから、もちろん、その辺のことを、まずは検討する必要があるというぐあいに思いますし、それから出てくるいわゆる端材でありますけども、林地残材、枝葉、それからC材、D材のことになろうかと思いますが、その辺の利用をどういうぐあいにしていくかということも十分考える必要があるというぐあいに思います。

そして、もう一点は、今、林地を悩ましている竹の問題がございます。この問題も、竹をどういうぐあいに利用していくかというのを、これも今現在、大きな課題だろうというぐあい思っておるところでございます。

これについては、現在、日本で唯一、竹の発電所というのが今現在、試行されてモデル事業として取り組んでございますけども、農林3号とかいうような発電所でございますけども、まだ実用段階ではないようではございますけども、そういうような方向性はあるというぐあいに思いますし、竹の利用は、当然その利用過程でさまざまな取り組みがなされます。つまり、竹だけで申し上げますと、竹の皮、実、それから畜ふんを混ぜた堆肥、あるいは竹を炭化した炭材、そういったものが現行では流通をし、取引をされ、産業が成り立っているわけでございます。

ここでは、今お答えの中には、そういったことのいわゆる調査ですか、具体策について情報収集の段階であるというぐあいに述べられてございますけども、その情報収集の段階の中で、今どういうことが収集されているのかということについてもお答えを願いたいというぐあいに思います。

それから、総合特区の関係でございますけども、今、述べられましたように現行の基盤整備の問題の中で境界確認が必要でございますし、そのもとにいわゆる路網といったものを入れるわけでございますが、具体的に、現在、路網はどのような、いわゆる路網密度は、一体どこまでいっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

きのうの、この関係の質問の中でお答えになりました林道密度というのが、23年度現在で18.5メートルというぐあいに述べられてございますけども、多分、これはいわゆる公道を含めた林道のことだというぐあいに思いますが。いわゆる路網密度としてではないというぐあいに思いますが、その辺のことが私の認識違いだったら、またお知らせいただきたいというぐあいに思います。まず、そこまでお答え願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御質問の後段の部分、この林道密度の関係、それから森林資源の利活用に係る情報収集の具体的な内容については、正確を期しまして、また、後ほど担当課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは、この森林等を利活用してどういうふうに就労の場を創出をしていくのかと、もっと具体的にという御質問であったわけでありまして、基本的には、やはり山を通して所得確保をどうしていくかということ、これが、いわゆる、まさに就労の場でもあると考えておるわけでありまして、その具体論としては、二通り、まず考えられるかというふうに思っておりますが、まず一つは、やはり林業事業体を経営強化をして、そして基盤強化を図りながら、そこでの雇用を確保していくということになると思います。

ただ、なかなか、これだけ木材価格が低迷する中で、民間において林業事業体、非常に厳しい経営がされております。そうした中でも、やはり一番そこに期待を私どもが寄せるのは森林組合であるわけでありまして、この森林組合がいろんな事業の集約化を図る、あるいは高性能林業機械を導入をしていく、そうしたことを通しながら生産基盤を高めて、そして強化をして、そして生産性を高めて経営を強化していくということ。これについての支援というものも、町としても一生懸命、これまでもさせてきていただいておりますし、今後も、そのことはさらに強化をしてまいりたいと思っております。

森林組合も、ちょっと正確にはを年限を覚えておりませんが、大体、七、八年ぐらいまでは本当に冬の時代が続いておりまして、非常に経営的にも赤字経営が続いてきておったわけでありまして、その中で非常に強い合理化を図られました。そうして、この数年、黒字経営が続いているということでありまして、過去のそうした赤字等の負の財産というものも、ある程度整理をされてこられているという状況でもありますから、今後そうした経営体力を高められる中で、この森林に対する役割というものは一層期待ができるというふうにも思っております。

森林組合等、またさらに町も連携をし支援をさせていただきながら、そこへの雇用をさらに増大をさせていただく、そういう取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それから、やはり個人の林業者を育成をしていくということも大変重要な視点だろうと思っておりますが、これまた、やはり林業不況の中で、個人でやるという方がもう非常に少なくなってきたという状況であります。

ただ、これは、いろいろな場面でお話をしてはいるわけでありまして、林業だけで、1年の所得を稼いでいくと、そういうのは現実的に今の市場では難しいわけでありまして、やはり農業、林業、そしてプラスアルファと、そういう兼業の仕組みをつくっていくという。そういう総論の中において、林業をどう位置づけいくかと、個人の林業者がどう所得を林業から確保していくかということをやっつけていかなきゃならん問題だと思っております。

そうした面から、山の宝プロジェクトといったものも町として始めたというのは、そういう観点からでありまして、今まで林地に捨てていたものを、より効率的に、少しでもお金にかえていければ、まさに兼業の中での一つの林業としての役割が機能を発揮していけるんじゃないかと、そういう部分の山の宝プロジェクトというのは取り組みでもあるわけでありまして、今後さらに、これを資材、林材を利活用を広げていくためにということでバイオマスの研究にも入っているというところでもございます。こうしたことを進めていきながら、少しでも山から林業所得が上がっていくようにということ、こうしたことを取り組みをしていきたいと思っております。

また、あわせて、これも検討段階の話ではありますが、きのうも一般質問で、やはり建設業界が事業が非常に減ってきて、それぞれ経営が大変だという話を受けました。それは、やはり経営が縮小されて雇用の場が非常に減ってきているという、そこにも大きな一因があるというふうにも思っております。なかなか、国も地方も大変な状況でありますから、公共事業全体のパイがこれからふえていくという状況にはないわけですが、そうした現実を捉えながら、また、建設業者の皆さんが、より、やはり今後経営を安定的にやっていただけるような、そういう取り組みも我々も応援ができないかというのはずっと考えてきているところであります。

そういう中で、例えば林業部門とかかわることができないかという考え方が立つわけでありまして、それはここ数年、少し動きが出始めてはきておりますが、例えば林道の開設をしたところへ建設業者の皆さんにも一緒にかかわっていただく、そういう中で建設業者さんの新しい事業を確保していくということも、これは、まだまだ検討していかなきゃならん問題だろうというふうにも考えてるところであります。

ただ、これは、ここ数年やってきて、やはり一つの課題は、その林道の作業路を開設するための単価、これが余りにも、林業業界と建設業界とのお考えになられとる、非常に単価が乖離があるという状況でありますから、それを解決していかないと、なかなか建設業者さんの取り組みが進んでいかないという状況でもあります。

こうしたところも、やはり解決をしていかなきゃなりませんので、これはまた国の制度のほうにもいろいろと変えていただくということを考えていかなきゃなりません。これまで、いろいろ林野庁との懇談会、そうしたところでも私自身もそういう訴えはしてきておりますけれども、そういう行為をもっと広げていきながら、そういう国の制度を変えていただいて建設業者さんが参入ができるような、そういう仕組みにもしていきたいというふうにも思っております。

国のほうも、一昨年3月11日、東日本大震災、そして、その後の復旧の状況を踏まえまして、建設業者さんが非常にこれまでの公共投資のカットで、もう人員が不足している、だから災害復旧が思うように進まないという現実を見られております。そういう中で、ある程度それぞれ地方に建設業者さんがしっかり根を張って日ごろから経営をされているという、それはまた災害時にも非常に効果を発揮するという認識が変わって

きておられますので、こうしたことも踏まえながら、それぞれの地方の建設業者さんを守るという観点からも、やはり新しい仕事を見つけていかなきゃならんという、そういう中での国の制度も考えてもらいたいということは引き続いて訴えていきたいというふうに考えているところであります。

それから、もう一つ、バイオマス関係のお話でもございます。A材、B材、そうしたものも今非常に需要が高いというような事例もお示しをいただいて御質問をいただいております。まさにそういう状況もあろうかというふうに考えているところでもありますけれども。ただ、やはり、一つの山を仕事を考えたときに、当然A材、B材、C材、D材、それぞれがやはり均等といいますか、A材だけが出せるということじゃなくて一つの山の作業をすれば、A材も出れば、C材、D材も出る。それを総体的に、どう有効活用していこうかというのが重要な問題になるわけでございます。そういう意味も含めてこの、サプライチェーンを林業事業体にかかわる皆さんに、総合的にいろんな分野のものが集まってそこを解決をしていこうということで話を始めているというような状況であります。A材、B材、需要は高まっておりますけれども、現在の供給量ではそれをまたバイオマス建設をして、C材、D材に持っていけるほどの供給には、まだないという状況であります。

ましてや、三隅火電のほうが、現在——まだ、ごくわずかではありますが——木質バイオマスを原料として使われております。そして、そこには、この流域の林業事業体が一定の供給をするという契約を結んでおられますので、いきなりここで木質バイオマスの発電所をつくったからといって、流域の現在のチップが、そこにバイオマス発電のほうに供給できるという体制にはなっておりませんで、そういうことも解決しなければならない課題があるというようなところでもあります。

それから、合板材等も非常に需要が高まっているというふうに聞いておまして、私自身も、たしか県東部のほうでは、そうした合板を扱う会社が9,000円、トン当たりで引き取りをするというような話も聞いております。そうすると、うちの場合は、山の宝では補助金を出しても6,000円という状況でありますから、9,000円で合つとれば——当然、そこへの流通コストはかかってまいりますけれども——それぐらい合板の分野の需要も高まっているというのは私自身も認識をしているところでもございます。

そうした中で、じゃあバイオマス発電というのは、まさに、きのうも申し上げましたように30億円という大変大きな費用を伴うものでありますから、あくまでもそれをやる前提で考えるということではなくて、今のように合板の場合はもっと高いところで引き取ってくれるところがあれば、むしろ、そういうほうを活用していくほうが、より、この流域の供給体制を考えたときに現実的ではないかとそういう考えも持っている次第であります。

そうしたことも、いろいろ状況や解決すべき課題がありますので、少し長くなって恐縮でありましたが、サプライチェーン、まず今どういうふうに、A材からD材まで含めて、この供給をどうしていくかということそれぞれ、かかわる者が一堂に会して、今、話し合いを進めているという状況であるわけであります。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 森林資源を利活用した産業の具体的な策ということで、その検討状況についてでございます。ただいま町長が答弁されましたように、民間の方がおられる場合に、その活動が十分になされるように、行政はそれを支援していくということを基本的な考えとしております。それで今、検討するに当たって、今年度、美しい森づくり事業ということで京都大学の名誉教授の竹内先生に7回ばかりお越しをいただきまして、特区的関係も含めたり、壊れない道づくり等について御指導いただき、森林組合についても森林経営計画の立案に関して助言等をいただいております。

その中で話が出ておりますのが、やはり路網の密度というのが津和野町が低いというふうな状況もございまして、実際にヘクタール当たり18.5メートルというのは確かに議員御指摘のとおり公道を含めておりますが、津和野町の場合、林行作業路で6.9メートルというふうなことになっております、ヘクタール当たり。このあたりのところで、やはり今後、路網整備を進めないと生産コストは削減できないという問題もございまして。このあたりのところで、今、路線の選定なりを検討しておるといふふうなところもございまして、また、高性能機械による、やはり、省力化も必要でございまして、管内で今、1日当たりの処理量といいますか、労働生産性を考えた場合に、1人、1日、2から5立米さばけるかというふうなところもございまして、林業先進地に行きますと1人当たり12から13立米ぐらい処理をしているというふうなこともございまして、このあたりのところで、生産性を高めるためにどういうふうにしていくのかということも考えていかないといけないところであろうかというふうに思っております。

それから、視察等にも積極的に出かけてございまして、地域振興課がバイオマス発電の関係の視察に行く際には担当が同行しております。で、このあたりのところで、やはり問題となるのは、発電をするための買い取り価格というのがトン当たり1万2,000円ぐらいの算定で今、発電をしておりますが、その製品となるC、D材については、今5,000円ぐらいの買い取りであるというふうに聞いておるところでありまして、やはり、そのあたりで5,000円というのが適正かどうかということも含めて、やはり5,000円で引き取るということであれば、それに対していかに労力を減らしていくかということも課題であろうかというふうに思っております。

それを減らすということになることが、山元の買い取り価格が向上するというふうなことで、森林所有者の手元に残るといふふうな図式にもなっておりますので、そのあ

たりを全て含めてサプライチェーンというふうな考え方の中で対応していかないといけないであろうというふうに検討をしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 総合特区のほうの森部会の関係しております関係で、先ほどの農林課長が申したバイオマス発電に関してはトン当たり1万2,000円という数字でございますが、これは、あくまでもチップにした状態で、含水率が40%以下になった状態のトン当たり単価であります。

で、先日も福島県の会津若松のバイオマス発電所へ行ってきましたが、そこでの方法として森から出される——これ、含水率、関係なしであります——それは5,000円で買い取っておると。それを加工をし、乾燥して、発電のほうに使ってるとというのが福島方式の単価であります。

で、もとに戻りまして、この流域の森林面積を言いますと12万ヘクタール、高津川流域の森林面積12万ヘクタールのうち33%が針葉樹、それから60%が広葉樹という今の樹種の割合になっておりまして、その割合で成長量を計算しますと36万から38万立米の成長があると言われております。そのうち、昨年までの利用実績を言いますと7万6,000立米程度しか使ってない、実に20%しか活用のほうをしてないという現実があります。その現実から言いますと、とてもバイオマスに持っていくまでの数量が出てこない。で、これを20万立米の生産をしますと、先ほどからA材、B材、C材、D材の計算がありますが、その割合でA材、B材が50%。C材、D材が50%と言われておりまして、20万立米出せば10万立米がC材、D材になると、そういう計算式を出しますと十分5,000キロワットのバイオマス発電には足りる資源が発生するということになります。

ただし、先ほどから申しましておりますように、林業事業体のほうはA材、B材の低迷によりまして、なかなかその材を拡大しようというところまで至っておりませんので、総合的な形で、この辺の実行ができないかということ森部会のほうは検討しております。そのためにも作業道整備が必要でありますし、林地境界確認が必要であると。それを今まで計画していることを前倒ししてでもやっていきたいというのが森部会の希望しているところであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、町長初め担当課長も答弁をしていただきましたけども、重要な、いわゆる産業の創出のところに結びつく、特に発電所の関係のことでお話がありましたけども、若干、町長が触れられましたように、いわゆる段階別の材をどう利用していくかというのが最も重要だというぐあいに思いますけど、その辺で、つまり産業が創出されていくということが1点と。

いわゆる、一般的にカスケードの利用と言うぐあいに言われてございますけど、段階の時点で皮は皮、実は実、あるいは枝、そういったものが段階的に利用されるということが重要だというぐあいに思いますし、産業そのものは、現行ではあちこちに今あるわけです。そういうことの研究、あるいは情報をもう少しつかんでいただきたいというぐあいに思いますし、そのことが早く、その産業を創出して定住に結びつくというぐあいに思います。

一例で恐縮でございますけども、例えば他産業が、今の農林業に出るといような例は近々の例では美都町にございます。ある建築会社が、広島にあるカキ棚の竹の廃材を利用して竹粉を製造しております。その竹粉にぬかを混ぜて、いわゆるぼかし肥料というのをつくっております。それを、主として北海道に出しておるわけでありましたが、これを見に行きましたときに、そこに雇用されている、ちょうど、その日に見に行ったときに20代の男女6人が働いておりました小さな工場でございますけども、20代の者が6人もそこで働くと、大変なことだというぐあいに思います。それも、しかも24時間稼働だというぐあいに話をいただきまして、やはりそういうことが今後、非常に考えなければならない、いわゆるカスケード利用だというぐあいに思っておりますし。

それから、町長も御存じの、日原町にありました粉炭の工場が美都町に移ってございますけども、それはもとの、いわゆる炭窯といえますか、その製造方法が——たしか平成20年だったと思っておりますが——特許申請をされまして、現在、研修生がちょうど3人来ておりましたけど、そのこと自体が、既に研修をすること自体に、もう雇用を生んでいるわけでありまして。

今、申し上げましたように、しまいのD材とかC材を炭化することによって、それが土改材になったり、あるいは乾燥材になったり、あるいは肥料になったりということも十分考えられるわけでありまして、その辺のことも十分検討していただきたいというぐあいに思っているところでございます。

そして、今の特区内で取り組んでおります路網のことで、前倒しにしてでもというぐあいに話がございましたが、ぜひとも、これは前倒しどころじゃなくて加速的に進めていってほしいというぐあいに思います。

予算の中にも説明がございましたように事業名が出てございましたけど、森林整備加速化・林業再生事業と言う事業の中に、さまざまなメニューがございます。そういったものを、もう少し積極的に取り入れて十分に活用していただきたいというぐあいに思いますし、もちろん、そのためにはいろいろな手立てが必要だとは思いますが、そこで、いろんなことが生まれてくるし、いろんな知恵が出てくるというぐあいに信じておるもんでございますので、その辺についても、いま一度、十分な精査をしていただいて前に進めていただきたいというぐあいに思います。

今、担当課長のほうから、いろいろな説明ございましたが、要するに何を言っても、どうやって、そこへ現実にもっていかかということが一番大きなことだというぐあいに思いますので、ぜひともその辺を進めてまいっていただきたいというぐあいに思います。

現行、バイオマスの発電所のことについては、今、町長が申されましたように若干の研究の余地がある、あるいは考えなければならないことがあるというぐあいに申されましたので、私もそういうぐあいに思っております。

三隅の火力発電所の中に入れておるチップだけでも2%ですよ、3万トンだというぐあいに言われておりますけども、これは27年までの契約だというぐあいに言われてございますが、それだけでも現在では、とても賄うのにきゅうきゅうな現状だというぐあいに思います。それは、やはり、それまでに出るまでの手立が足りないからだというぐあいに思ってますので、それをどうやって進めていくかということを真摯に考える必要があるというぐあいに思います。

そして、もう一つは提案として聞いていただきたいんですが、現行、今まで、いわゆるその畜材量、成長量、それから生産量というぐあいに数字で出されてございますけども、実際の実測値といったものは、今現在、出されておりません。もちろん、面積当たりの密度、あるいは広葉樹の割合、あるいは成長量、計算した数字がございまして、実際にそこがどれだけ利用されるかといった計算はなされてございません。

したがって、モデル地区でもつくって、そこを正確に把握する、いわゆる、調査事業といったものを取り組むことによって、そこでまた雇用が生まれるというぐあいに思ってますので、その辺についても、ぜひともお考えを願いたいというぐあいに思います。時間が押してますので、次の質問に行きたいと思っております。

次は、これも定住に結びつくことでございますけども、町長申されましたように健康の問題はさまざまな要因が作用いたしておりまして、非常にそういう点では難しい課題の一つだというぐあいに思いますし、特に本町にとっては高齢化が進んでまいっておりますので、その辺の対策は最も重要な対策の一つになるかというぐあいに思います。

現況では、今、津和野共存病院の大変な御尽力の中で、この地域医療が中核的な役割をされて守られている現状でございますし、組織改革も含めて、行政としては包括的な健康づくりといったものについての取り組みがなされているように認識しております。この中で施政方針の中でも、今の健康が2番目に大事だというぐあいに言われてございますけども、その中でいろいろな取り組みが紹介をされております。

しかし、それじゃあ、それを進めるのにどうするかということについては、若干、論点が不足しているというぐあいに思います。そこで、現行、今、進められております機構改革も含めてやっぱり、何といたっても住民と行政と、そういうものが一体となって守っていく、いわゆる地域医療を守っていくような組織といったものを構築していかなければならないというぐあいに思います。他所では健康を守る会とか、いろんなものが立ち上がってございますけども、現実内容を見てみますと、それは民間レベルで立ち上が

っておるわけですが、現行は、やはりそこに行政が大きな役割を果たしているのが現実でございます。

したがって、今、健康にまつわる本町が持っているさまざまな組織がございますけれども、それらを、もう一度よく整理検討して、その中で今言ったような官民一体となって進めるような組織、それはその中にある既存の組織の中での部会でいいというぐあいに思いますが、そういったものをつくっていく、今、時期ではないだろうか。それが、すなわち出ていく者、あるいは入っていく者に安心感を与える、医療対策、保健対策だろうというぐあいに思いますが、その辺についての見解をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、保健・医療に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

平成20年9月に策定いたしました病院等基本構想の中でも、今後、津和野共存病院を津和野町唯一の入院施設として、高度な医療を除き機能を絞ることをせず、町内の医療を担う中核施設、在宅医療・僻地医療の支援病院、津和野町の特定健診・保健指導・予防医療などの町民の健康管理センターに位置づけ、地域の診療所や保健福祉施設等と連携し、住民健康支援のためのネットワークの構築を目指しております。

現在、御指摘のとおり、医療対策課、地域包括支援センター、訪問看護ステーションが病院内にあることで、医療、介護とのスムーズな連携や情報交換ができつつあります。

さらに、地域住民が住みなれた地域で安心して過ごすためには、一人一人のニーズに応じて、医療や介護のみならず、さまざまな生活支援サービスが日常生活の場で用意されていると同時に、サービスがばらばらに提供されるのではなく、包括的・継続的に提供できるような地域の体制ができていることが必要であります。こうした包括的サービスを提供する場として、病院施設の活用ができないかということについて、指定管理者である医療法人橘井堂と協議検討してまいりたいと考えております。

続いて、健康で生きがいのあるまちづくり会議の中の3部会は、食と歯部会、こころの健康部会、介護予防部会があります。現在は、橘井堂と連携を図りながら地域の高齢者や入院患者の状況調査を進めている状況にあります。

今後においては、その結果を踏まえて、町内で協議する場としても、御提案の地域医療・保険部会を立ち上げ活用できるかなどについて、健康で生きがいのあるまちづくり会議において協議検討を行いたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、町長の答弁では、そういう方向へ向けて検討し、考えていきたいという答弁でございましたが、そこで具体的に、担当課長、お考えがあると思しますのでお伺いをしたい。その件について、どういうぐあいにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 津和野共存病院の療養病棟が休止して、丸4年が過ぎようとしております。そのような状況の中で、町として、これまで4年間の入院の受療行動、あるいは外来がどういうふうになっているか、あるいは70歳の高齢者の人が75歳になったとき、どういう状況の中でおられるかといったような状況を、今、橘井堂と調査検討をしている状況であります。その状況の中で、療養病棟というのは必要ということは、今までの状況の中でわかっています。

ただ、この4年間の中で療養病棟が休止された場合、老健、あるいは介護施設等に移っておられる方もおります。その状況の部分を分析をいたしまして、今後、津和野町にとって、保健、医療、福祉、これの優先順位をまず決めて、そのような状況の中で検討を進めていきたいと思っております。その中で、具体的には在宅診療所の充実ということで、国も進めているように在宅重視、いわゆる在宅でみとりができるような状況の部分があります。

ただ、これには、やはりドクターが少ない部分がありまして、現在の状況の中で津和野共存病院は救急告示はしておりませんが、年間約200件の救急を受けております。その状況の中で、在宅医療が何ができるのかということも踏まえながら、今後、検討をしてみたいと思っております。

それと療養病棟の部分で津和野共存病院が、今、やはり住民が受診をして入院をされる。この入院の施設は当然、今、一般病床50床の中で、今後、人口減少も考えられます。そうした中で入院も70%稼働、35床、それ以下になる可能性というのは十分考えられます。その中で津和野共存病院のこの場をいわゆる生活の拠点として、病院にあれば、ある程度の部分の生活はできますよというような介護用品、あるいはそういう状況も踏まえた中で、関係課と今後、協議しながら橘井堂と検討して、そのような方向も考えたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 議員御指摘でありました既存の組織を活用しての部会の立ち上げでございますが、住民一体となった取り組みということでございまして、町長の答弁にもありました町の中で該当する組織といいますと健康で生きがいのあるまちづくり会議ではないかと思っております。

その中で、これにつきましては町民の、住民の代表であります老人会とか婦人会並びに各地域に発足しております健康を守る会、学校のPTA関係等の皆様に集まっていたいで会議を開催しております。特に、この会議につきましては保健師が事業しておりますものを中心に部会をつくってやっておりますが、健康づくりとか疾病の予防等について行っております。

そのほか、年に1度、健康まつりというのを実施しておりまして、保健所の所長さん並びに病院の院長先生等に講演会を開いていただきまして、地域医療を守っていくにはどうしたらいいかというような講演会等も積極的に取り組んでおるところでございます。

す。本年25年度より、今まで住民代表なり関係機関等の代表者等で会議を行ってまいりましたが、本年度4月より須山先生、それから財間先生と先生方2名に入っていただきましてアドバイザーという立場で御意見等いただいていく予定にしております。

そういった中で、議員の御指摘、部会等の懸案につきましても、議員さんから内容等を聞かせていただいて、会の中で、提起をしていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、答弁いただきましたのべ、いわゆる健康センターとしてのそのような位置づけのもとで、官民と一体となった組織ができていくということを望みます。

終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時まで休憩といたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き、続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、6番、岡田克也でございます。通告に従いまして質問いたします。

まず、第1点目でございますけれども、PM2.5の測定器並びに電気自動車用急速充電器の設置についてであります。

中国の深刻な大気汚染により有害物質PM2.5が飛来しており、国の基準値を超える数値が観測されております。このPM2.5は直径2.5マイクロメートル——それは髪の毛の太さの30分の1程度——以下の非常に小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや肺がんなどの呼吸器や循環器などの疾患の原因になると言われております。

島根県では松江と隠岐、浜田に測定器が設置されており、先日も益田等の市に設置されるということが報道にありました。他の自治体では、県とは別に独自に導入された自治体も多々あります。学校や保育園、家庭などにおいて安心して日常生活が送られるように津和野町独自で測定器を導入し、ケーブルテレビや音声放送にて、数値が高い日には警報などをすべきだと考えます。町の意向を尋ねます。

また、環境意識の高まりから、最近では太陽光発電と組み合わせて自然エネルギーで自動車を動かすなど、電気自動車が普及してまいりました。しかし、ガソリンスタンドのように充電設備が十分でない、そういう状況もあり、特に津和野町においては、現在その充電施設がありませんので、こちらのほうまで電気自動車で来るということはなか

なか容易ではなく、そのことに対しまして、先ごろ経済産業省で電気自動車の普及にあわせて全国で3万6,000基の急速充電器の導入計画を公表されました。道の駅へ急速充電器を設置する場合、購入費、設置費の3分の2の補助を行うとあります。津和野と日原の両道の駅に約15分で充電できる急速充電器を設置して、電気自動車のユーザーが観光に、また、津和野町に来られるように対応すべきであると考えますが、町の意向をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

PM2.5測定器にかかわる御質問でございます。大気汚染有害物質PM2.5の情報伝達や対応等につきましては、さきに12番議員にお答えをしたとおりであります。観測機器の配備につきましては、議員御紹介のとおり、現在のところ県内3カ所で、島根県としては今後、安来市、雲南市、出雲市、大田市、江津市、益田市に増設をし、9カ所で常時観測の計画と伺っております。

津和野町独自での測定器の導入をとの御質問であります。県により益田市への配備がなされることとありますので、当面は県との連絡を密にし、県からの情報を得ながらの対応を続けてまいりたいと考えております。

続いて、電気自動車用の急速充電器の設置につきましては、町内二つの道の駅に設置を検討しておりましたが、政府が経済対策事業として補正予算に盛り込んだことから、平成25年度に設置を検討したいと考えております。

近隣町村を見ますと、益田市においては自動車メーカーの店舗内に設置があり、また、山口市の道の駅長門峡には、昨年、設置が完了されております。これらの中に当たる津和野町に急速充電器を設置することにより、観光地である津和野へのアクセスが容易になり、EV車の普及にも協力できるものと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま御答弁がありましたけれども、後のほうから再質問したいと思います。

先ほどの答弁の中で、平成25年度に設置を検討したいと考えておりますということでもありますけれども、先ほどの答弁からすると、やはり津和野町に設置して電気自動車のユーザーに対応することが観光振興にもつながるといふふうを受けとめるわけでもありますけれども、設置を検討したいという、その検討課題とは何かと、そして設置のめど、またスケジュール、どれぐらいのところでは設置が可能か、または経済産業省に申請等があると思いますが、その辺のめどがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 今回の経済産業省の補正予算であります。この予算につきましては25年度に繰り越して使用するもの、それから補助の採択としまし

ては25年度中に補助の決定を受けることとなっております、若干、26年に向けての猶予もあるように文書のほうでは書いてあります。

議員がおっしゃられた3分の2補助をもらうためには、急速充電器が必要なビジョン作成が必要となっております。このビジョンにつきましては、各町単位でつくるのではなくて県単位でつくるようなことが最終的に必要となるように書かれておりまして、この件につきましては県と協議しながら県全体で配置等を検討していただいて、ビジョン作成後に、町のほうでもこういうところを設置したいという要望を上げながら、4月に要望の収集を行うという流れと聞いております。それによりまして、そのビジョンに採択され3分の2補助が受けれるような体制になりましたら、できるだけ早急に設置できるように、この協議のほうを進めていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 経済産業省では3万6,000基の設置を目指しているということですので、多分採択がされてくるのではないかと思いますので、計画立って進めていただきますようお願いしたいと思います。

続いて、PM2.5の測定器であります、先ほど益田市へ設置されるということがありましたけれども、私が実感しておるのは、やはり海岸の都市と、そして山間部の都市とでは風向きが違うように感じております。益田が数値が高いから、また、益田が数値が低いから、必ずしも津和野の数値が低いとも限らないのではないかと、これは予測をするところでありまして。私は、やはりまず一つには県に、津和野町にも、このPM2.5の設置をぜひともお願いしたいということをお願いすると同時に、やはり何でも県に頼るのではなく、もしできないということならば町単位でも、町民の命を守るために、町民の命は町で守るんだという強い意志を持って、この設置も考えていってはどうかと思うわけでありまして。

例えば、このPM2.5の機械の導入には500万の経費がかかると、大体、いろいろ調べてみるとあります。例えば合併特例債、過疎債などを使うと7割部分が交付税措置で、実質3割の償還になると150万程度の費用で設置が見込めるとは思いますけれども、この過疎債並びに合併特例債というものも、これに適用することができるのか、これは総務財政課長にお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） この測定器の起債の対応ですが、この測定器は全国一律のものでありますので、まず過疎債は適用になりません。現在の一番有利な起債としましては合併特例債しかないと思います。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 私としましては、できましたら、例えば先日も大変高い数値が出ておるときに、環境生活課のほうからケーブルテレビや有線放送などを使いまして、非常に本日は数値が高いのでという警報が流れたと聞きます。

例えば保育園児などが外で遊ぶ、そういうときに、やはり測定値が高いときにはできるだけ外遊びを控え、中で遊ぶ、もしくは外に行かれる場合にはマスクを着用しながら出てくださいというそういうことも、やはり健康を守っていくためには必要ではないかと思っております。

具体的には私は、やはりケーブルセンターのところに測定器を設置しまして、そしてその数値を随時ケーブルテレビや、そして音声放送で流すことによって警告を促す、それならば津和野町のみならず吉賀町にも、同じような山間地であります吉賀町のほうにもその数値というものが流れていく、そういうふうにするわけでありまして。

これは町長にお聞きしたいと思っております。このことについて、私の提案について感想、または考えるところがありましたらお答えをお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、県へのお願いをしてみてもどうかということでありまして、基本的に津和野がもしやれば、県の立場に立てばという話でありますけれども、全市町村という話にもなるかと思っておりますので、それはなかなか、お願いすることはできますけれども、ある程度の結果を考えたときには、そこまでというのはどうだろうかと思っております。

ただ、町独自で導入するかどうかということでありまして、いろいろ御質問も踏まえた中で、また機器を導入して運用できる体制が整わないと宝の持ち腐れになってしまいますので、そうしたことも踏まえ合わせながら検討をしてみたいというふうを考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 町長におきましては、そのように検討されるということでありまして、町民の命は町が守るという強い決意をもって検討されることを期待しております。

引き続きまして、2番目の質問であります。近自然工法による清流の再生についてであります。

高津川が清流日本一に4度も輝きながら、アユなどの生息数は、昔の高津川とは大きな隔りがあると聞きます。また、津和野川もかつての流れがなく、水がよどみ、藻が生い茂り、昔のような、鯉が大橋の下から見たときに泳ぐというような、そういう景観ではなくなってきたという、そういう話も聞きます。

現代の河川はコンクリート護岸工事などにより本来の曲がりくねった自然の流れを、治水のために人工的に真っすぐの川に変えてまいりました。それはそれで治水の目的を思ってやったことでもあります。しかしながら、現代の状況は、例えばゲリラ豪雨などがありましたら、その真っすぐな河川というのは一気に鉄砲水を生み、そして護岸をコンクリートで固められたその河川は水の勢いを増してまいります。

自然の川は瀬とふちが続き、本来の曲がりくねった流れの川が生み出す急流が、アユの餌である良質なコケを育みます。近自然工法は石を組むことによって瀬とふちをつくり、流れの幅を狭くして水の速度を早くし、泥砂を落として出てきた玉石にコケが付き、アユの好む格好の魚場となります。この工法で全国の多くの河川で清流が再生し、アユが劇的にふえ、清流がよみがえってまいりました。この近自然工法を津和野町でも取り入れ、豊かな河川を再生すべきと考えますが、町の意向をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、近自然工法による清流の再生に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

清流高津川のアユの漁獲高は、思うほど伸びていない現状があります。その原因については高津川漁協を中心に研究されており、産卵場の整備や魚道の改修工事等を積極的に進められております。

また、議員御質問の近自然工法の第一人者である福留脩文先生は、国土交通省より依頼を受け、高津川河口の近自然工法による再生に関与しておられ、今後についても高津川流域全般にわたり、先生の御指導を受けることが可能となるような取り組みを検討したいとも考えております。

また、高知県馬路村では農業協同組合が事業主体となって、河川の近自然工法を福留先生にお願いし、地域の川を再生しておられます。ユズ製品の販売拡大に合わせた環境整備事業により、観光地としても多くの方が訪れているとお聞きします。

津和野町も多くの観光客を迎えておりますが、町の中心を流れる大橋周辺の津和野川は、昔のように鯉が数多く泳ぐ姿を眺めることができなくなり、大橋から見おろす華やかな鯉の復活による観光名所としての再生は課題と受けとめているところでもあります。

そうした課題の解決策としても近自然工法に着目しているところであり、現在検討を行っておりますが、具体的な方法が見出されれば歴史的風致維持向上計画に盛り込み、国交省事業である社会資本整備交付金等を活用しながら整備を行いたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） この河川の清流の再生でありますけれども、当然、河川法や県の土木事務所とのいろいろな連携などが想定されますけれども、これは建設課長にお聞きしたいと思います。この工法をしていく上で、河川法などによって課題等があるのか、また、進めていくということについて何か課題等があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 私も先般、福留先生とお会いして、いろんなお話を聞きました。今までの実例等々お聞きしたところではありますが、特に河川法にどうこうというような工法ではないように私は感じております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 商工観光課長にお尋ねしたいわけでありませうけれども、商工観光課長は三十数年の役場の勤務の中で津和野川のさまざまな変遷も見ながら、そして今は商工観光課長ということで町の観光振興のために、私はこの津和野川の清流の再生ということは非常に大きな意味を持つのではないかと思っておりますけれども、商工観光の面から商工観光の御意見をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 私も一緒に拝見させていただきました。本当に理論的な工法と、まさにその実績がきちと出ているということで、おっしゃいますように大変期待できると思っております。

特に、ああしてふるさとの川整備事業で、景観的には非常に立派になってまいりました。やはり一番の、河川が持つ本来の機能であります浄化作用、そういったようなものがこの工法で復活できれば、本来の意味の豊かな美しい水というふうに思っています。

ハードのインフラをやるわけですが、まさに原点はきれいな水がまず第一ということで、まさにインフラをやるんですけれども、「仏つくって魂入れず」というようなところに、何かそういうふうな似たような例かなと思っております。

本当にあそこの大橋につきましては大変期待をいただいております。何とかこの近自然工法によって、かつての大橋上下流の豊かな、鯉が泳ぐ、あるいは小魚が戯れるような場所に復元できますように。現在、昔の、当時の写真をいろいろ探しております、先生のほうにぜひ提供して、どこにどういうふうな工法をするということにも対応しておるところでございますので、ぜひ実現ができればいいなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今、商工観光課長のほうから、昔の津和野川の写真も福留先生のほうにお送りし、そして、やはり昔の清流を取り戻していきたいという、そういう力強い言葉も聞いたことでもあります。

また、この清流の再生は、特に漁業、この高津川流域にはアユ漁師もたくさんおられます、やはりこのアユの豊漁が、その地域の人たちにも大きな影響を及ぼすことだと思っております。

地域振興課長は、先日の発表では4月から農林課長にということでもあります。地域振興課長として、また、農林業、漁業再生、漁業の面からも、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 今回、議員が提案された近自然工法というのは、まだこの町内には実践地がございません。先ほどから商工観光課長がおっしゃっておられるように、まずは津和野川の再生をしていただいて、その効果とか変化を確認した上で、高津川本流であるこちらのほうの川も、もしその工法によってアユの再生に可能性が高いということであれば、引き続き行っていただくということが続けながら、高津川全域の自然再生といたしますか、そういった形に持っていったらと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 最後に、今、商工観光課長や、また建設課長も河川法では問題がないと考えるということでありますので、ぜひともこれは高津川、津和野川の清流の再生のために、強く町として進めていくべきだと思いますけども。

最後に町長の、先ほどのいろんな意見をもとにしまして、所見、そして思い等があれば、お聞き、お尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、津和野川のほうの取り組みでありますけれども、以前にも、そして何人かの議員さんから一般質問等で大橋川下、昔は本当にたくさんの鯉が泳いでおりました。私も津和野高校出身ですから、高校時代も自分の目でもよく見ておまして、それがまた一つの観光客の皆さんに楽しんでいただく、また、鯉が本当に間近に見える中での津和野らしさという面、非常にいろんな面でのいい効果があったと思っておりますが、残念ながら現在では大橋の下から、多少は見ることもできますけれども、昔のような華やかな光景というのは見れなくなってきたわけでもあります。繰り返しになりますが、複数の議員さんもその辺を非常に心配をされておまして、何とかあそこへ鯉が復活できないだろうかという話を受けてきたという状況であります。

町としても、いろいろ県等ともお話をしたり、解決策に向けて努力をしてきたわけがありますけれども、普通の河川事業でありましたら、たとえ掘削をして鯉だまりを一時的につくったとしても、やはり水が増水をしてしまうと、そこの掘削したものが、またもとのもくあみに戻ってしまうということで、やはり効果的にどうだろうか、そういう中でなかなか解決策が見出されてなかったわけがありますけれども。今回こうして近自然工法というようなもの、これが本当に、導入をして、しっかり鯉だまりが復活ができるのであれば、それが確証が得られるような形になれば、ぜひその導入をしてやっていきたいという思いを持っているわけがあります。

お聞きしたところというか、私自身もいろいろ勉強させていただく資料をいろいろ皆さんからもらうわけですが、どうも平成26年が、津和野でいわゆる鯉が入り始めて、ちょうど80周年に当たる年が26年というようなこともお聞きをしております。

そうした節目の年でもありますので、それに向けて何かそうしたことが実現できればいいなという思いは持っております。

ただ、やはり税金等投入して事業を行うわけでありますから、ある程度の効果が見込まれるということを実証された上で、実証というか、ある程度のめどがついた上で取り組まなければならない問題だと思っておりますので、もう少し検討を深めさせていただきたいと思っております。

それと同時に、高津川のこうした活用というものも、非常に期待を込めて、今この工法を研究しているところであります。先ほど申し上げました漁獲高の確保、そうした面に向けての漁業振興と、これはまさにアユやツガニといったようなものも関連をするわけでありますが、そうした面からも頑張っていきたいと思っておりますし、せっかくああして水質ランキング日本一になって全国的にも知名度が上がっている高津川でありますから、今後も体験型観光等もいろいろ考えていきたい。そういう中で訪れた方々が水質ランキング日本一という、それをまさに実感できるようなもの、そうしたものが河川整備として進めていかなきゃならないというふうにも思うわけでありますから、当然この問題は町だけが事業主体になれるものではありませんので、国、県、そうしたことともしっかり話し合いをして進めていきたいと考えてるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 町長並びに担当課長の皆様方の強い思いと、津和野川、高津川に対する熱い思いを聞かせていただきましたので、これから町一丸となって、この工法を推進されるように期待をしております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次の質問は、安野光雅美術館などの文化施設の入館者数増員施策並びに行政効率の向上対策についてであります。

この一般質問の質問状を出してから、ちょうどおとといの日であります、安野光雅先生の文化功労者顕彰祝賀会が島根県知事や作家の澤地久枝様、そして益田市長や吉賀町長などのたくさんの方々の御来賓をいただきまして盛大に祝されましたことを、まず文化功労賞という、この国の文化に寄与されたという、その安野先生の功績が日本で認められましたことに、非常に津和野に住む人間として誇りに思いますし、その顕彰祝賀会が町長を発起人として盛大に行われましたことに深く感銘いたし、そしてそのことに対して、まずもって皆様方の祝賀会の準備並びに開催についての労に対して敬意を表するところであります。

さて、安野光雅先生は、昨年2012年の文化功労者として選ばれました。これは、私は森鷗外や西周に続くような、この日本を超えて世界に影響を与えるような、その文化の功労者が津和野町から出たことに何よりも喜びを感じ、これは町の名誉でもあり大きな慶事であると思っております。私の出した質問としましては、津和野駅や安野光雅美術館の周辺に「祝安野光雅先生、文化功労者」というようなそういう看板や垂れ幕などを掲げて町として祝福するという、そういう姿勢を町内外に示していくということも大切な

のではないかと感じておりますし、それがまた、安野先生の文化功労者受賞というものを多くの方々が知っていくことになるのではないかと感じております。

また、私は安野先生の作品に一人でも触れられていきたい。きのう家に帰りまして、自分の家の本棚を見ておりました。一体、安野光雅という先生の書かれた本が何冊ぐらいうちにはあるのだろうか。わざわざ買い求めたことはないのですが、子供の教育の上で何冊ぐらい買ったのだろうかと見ておりますと、延べ10冊余りの本がありました。思うと思わざるとにより、この安野先生の絵本によって子供たちが今まで育ったことを本当に感慨深く思いながら、きのうも書棚を見ながら思ったことであります。

また、その安野先生の作品に触れていく、この安野光雅美術館の入館者の増の計画、そういうものをどのようにしていこうかというふうに考えておられるのか、その点を聞きたいと思います。

また、清流日本一に輝いた高津川も、例えば吉賀町の大野原の運動公園のところには「清流日本一、高津川」という、そういう看板が出てまいります。そういうことも、やはり内外に知らせる上では必要ではないかと感じております。

今後、合併特例債の交付税の減少や町財政が厳しくなる状況を想定しながら、やはり歳入の面でもそういった取り組みをしながら入館者数をふやし、そして聞くところによりますと館外展でもたくさんのグッズが売れておるといいます。そのように収入増を図っていき、町有文化施設をふやしていくためのその施策について、まず聞きます。

また、町役場においても課の再編が行われ、また議員定数も16人から12人に、次の改選時期ではなるという、町も、そして町議会も身を切るという形で今改革が行われております。効率のよい大課制も採用され、公民館体制も地区民の人口等の推移などによって兼務や非常勤体制、自治も検討していくべきと考えます。社会教育委員の会においてもさまざまな議論がされたとお聞きしますが、そのような議論はあったのか。また、町執行部の将来的構想をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 2点御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まずは、安野光雅先生の文化功労者の顕彰につきましては、大変おめでたいことでもあり、町としても名誉なことであり、議員の言われるとおり町を挙げての祝福を行うべく、顕彰直後に祝意をお伝えし、祝賀会や町内でお祝いムードを盛り上げたい旨を安野先生にもお伝えしたところでございます。

しかしながら、安野先生からの御要望で、屋外の掲示につきましては行ってはおりません。祝賀会につきましても、最初は御遠慮されておりましたが、ようやく3月20日に設定する運びとなったところでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

文化施設の入館者の推移につきましては、毎年、決算審査時の資料で提出しておりますので御確認をお願いしたいと思います。また、入場者数、入館者数増の対策につきま

しては、基本的には広報宣伝費が十分に確保できない中、津和野町への観光客数の推移が一番影響すると考えております。もちろん、教育委員会内でできることにつきましては努力してまいりたいと考えておりますが、津和野町全体への集客をふやすことが最も重要であり、その底上げができれば、各施設への入館者は割合的に伸びていくと考えております。

津和野の観光は文化施設や文化財、景観など、さまざまな複合要素が求められ成り立っていると思っております。ことしからJRの便数やSLの運行回数の減、観光バスの運転の規制強化など、津和野町の集客についての不安要素も大きいものもございますが、反面、昨年末に岩国錦帯橋空港も開港し、片道90分圏内で3つの空港が利用可能となるなど、新たな交通形態を考え集客に結びつける必要もあると考えております。

館としてのできることにいたしましては、安野光雅美術館の館外展を利用した町の観光パンフレットや、美術館、記念館等のチラシ等の配布、来館いただいた方が気持ちよく過ごされ、また津和野に行ってみようと思われるような来館者への接客対応や施設環境整備を心がけるなど、基本に立ち返ることが最大の対策かと思っております。

一方では、安野光雅美術館につきましては、館外展を年間を通じて行うことでグッズ等の販売による収益や作品の貸出料等、いわゆる外貨の獲得にも力を入れております。しかし、そのためには少ない職員で、自館での通常の業務のほかに館外展の業務を行うことになり、かなり職員が負担となっている状況でもございますので、おのずと限界があると感じており、そのバランスをとりながら館外展の企画を行っております。

2点目のほうでございます。公民館体制につきましては、社会教育委員の会より12月議会でも答弁している答申を受け、現在、教育委員会で数度にわたって検討をしております。公民館は地域振興の核となるべき施設としての責任もあると感じており、地域の実情も考慮し、教育委員会としてのよりよい公民館体制の方向性を出し、地域の理解を得ながら、できるだけ統一感のある体制を模索したいと考えております。

社会教育委員の会では、公民館現場の意見を交えると、どうしてもその意見が影響を受けるという考えから、できるだけ客観的な立場で検討するというところで10名の委員の方で議論され、その過程では、議員の言われますとおり人口等の推移によっては主事の兼務を考えてもいいのではないかという意見や、非常勤体制でも、自治公民館でも十分活動できる公民館もあるのではないかという意見もあったようです。

しかし、社会教育委員の会で協議を重ねていく中で、結果として常勤主事体制や館の統合等の必要性について意見をまとめられ、さきの議会で御説明したような内容での答申をいただいております。

主事の常勤化により、常勤公民館での共通の話題や悩みについて理解ができ、より充実した議論がなされることや、より協力し合った事業展開ができ始めており、先日の館長主事会では、公民館からも「常勤化により公民館にかかわりを持つ住民の数が多くな

った」「学校と住民と公民館の連携がとれるようになった」等の意見もいただいております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公民館体制にかかわる町執行部の考えという御質問についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

公民館体制に関する町執行部の考えについてであります。公民館は社会教育法に基づき、住民の生活に即す教育、学術、文化に関する各種の事業を行う教育施設として、教育委員会部局においてその使命を果たしてまいりました。

近年では役所機能と公民館機能を統合させ、市民センターや行政センターとしてさまざまな活用を図っている自治体もふえてきているようであり、本町においても今年度より着手したまちづくり委員会とまちづくり計画を初めとした住民と行政との協働のまちづくりを進めていく上で、公民館との連携は今後の重要なテーマであると認めております。

現在、教育委員会においては、答申を踏まえた公民館体制の検討をなされている段階であり、検討過程についても逐次報告をお願いをし、町長部局としての考え方についても参考にしていただけるようお願いをしながら、連携をし検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） まず、安野光雅美術館でありますけれども、ちょうど昨年の3月に東京の美術館で安野光雅の絵本展というものが開催され、そこに美智子皇后陛下がお越しになりました。

これは、「どうぶつたち」という、まど・みちおさんの詩集を美智子皇后様が選・英訳をされた、そしてまた「ふしぎなポケット」という、それもまた、まど・みちおさんの詩集であります。これを英訳されたというそういう縁などによるものでもあり、また、平成15年に天皇皇后両陛下が当町にお越しいただいた、そのきっかけにもなったものとお聞きしております。

先ほどの文化功労者としての受賞というのは、国内のみならず海外、そして天皇皇后両陛下が本当に心から安野光雅先生を信頼しておられる、その姿を思うときに、町長もこの「東京つわの会」の冊子の中でも、「津和野町では約10年前より安野光雅美術館を開館しておりますが、その名を汚すことがないように施設の充実に努めていかなければならないと責任を感じております」というふう述べております。

私も、天皇皇后両陛下も大切にされ、そしてまた国内外で高い評価をし、日本の文化の向上に貢献されました安野光雅先生のこの美術館は町がしっかりと責任を持って守り、また、しかしながら一方で町財政が厳しくなる、そういう面もあり、できるだけ収入の増を図り、そして支出の減を進めていく。今回、プラネタリウムの保守料なども大幅な減額という形で出しておられます。そのように努力もされ、グッズも売れてきてお

ります。今後、この館をずっと大事に守っていくためには、やはり職員一人一人のその意識、そしてまた町を挙げて安野光雅美術館を大事に守っていくべきと思うわけでありますけれども、町長の、この施設の充実に努めていきたいというその思いについて所感がありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） ああして安野光雅先生の、今回、文化功労者受賞の祝賀会等も20日にやらせていただいたわけでありますが。以前にも、どこかの場で議会にもお話をさせていただいたことがあるかもしれませんが、私も昨年3月では京都の高島屋で行われました展示会、そうしたものにもお邪魔をさせていただきました。というのは、そのときにそうした館外展、あるいは展示会等の様子というものも、この目で見させていただいたわけでありますけれども、やはり相当な集客力を持っておられます。安野先生のファンというのは全国へたくさんおられるという中で、大変なにぎわいでありました。

そして、その会場では安野先生の絵のみならず、一角をお借りをして津和野町のさまざまなPRをさせていただいております。特に津和野のいろんな自然等、あるいは人や文化や、そうしたものを収録をしたビデオ等も一角へ流しております。それは、そこへ、展示会に来られた皆さんがその絵を見る、また、あわせてそうした津和野のビデオ等も見ていただいているということでありまして。そういう意味で、まさに津和野のビデオから見る実際の自然のすばらしさ、それとまた先生の絵の、それもまさに自然を題材としたもののが重なり合って、それを見られた方は本当に津和野に行ってみたくて恐らく思われているだろうというのを私自身も実感として受けて帰ってきたということでありますから、そういう面で安野先生を通した津和野の、まさに観光振興等に影響を与えるという効果というものは相当なものがあるというふうに感じているところであります。

ただ、そうはいつでも、日ごろの安野光雅美術館の運営、だからといって経費も相当に出ておりますから、それをこれからもずっと続けるということは財政上からもよくないわけでありますから、先ほども議員御指摘のように収入をふやす、それから支出を削るということを、しっかり、また今後とも努力をしていきたいというふうにも思っておりますけれども。

あわせて、今後、まさに安野光雅先生の、町外で見られた方がやはり安野光雅美術館を目指して来られるわけでありますから、そうした方々にとってきれいな施設でなければ、まさにそれは安野先生のこうしたお名前を汚すことにもなるというふうにも考えておるところであります。

ほぼ12年ということになりました、開館以来。相当な、建物も、ある程度やはり経年によりまして老朽化もしてきているところもあります。そうしたところは、また大矢館長さんとも、今回20日の日にもいろいろと、少し相談をさせていただいたところであ

りますが、整備するべきところはきちっと整えて、今後もまいりたいというふうを考えているところであります。その分、経費もかかるわけでありますから、くどいようではあります、ほかの面での効率化、合理化、そうしたものへは努力をしてまいりたいと思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先日は島根県知事さんから、大変、県の誇りであるというふうにおっしゃっていただきました。やはり県とも連携しながら、この安野光雅美術館というものを、より発展し、また、先生の作品が末永く人々の心の中に伝わっていくような、そういうことを期待いたします。

それと、もう一点質問しました件でありますけれども、社会教育委員の会においては、大体600人以上の人口で常勤主事をという、そういう検討がされたということでありましたけれども、事務局のほうで、今回、話されたことが、次回には全く反映されていなかったというようなことも社会委員教育委員の会のほうからも聞いております。時間がないので逐次聞くということはいたしませんけれども、やはり皆さん方の声には、本当に町の財政を考え、より効率的な公民館体制も考えてであります。皆さん方のいろんな意見を聞きながら、また町長としても教育長としましても、どうしたらこの公民館の体制がよりいい体制になるのかということを経営的に話されながら町自体としてこうしたいんだというものを、最終的には私は、希望するから常勤にする、希望しないから常勤にしないというのではなくて、やはり町自体としてこうするというものを打ち出していくべきだと思っております。

それと、一緒に聞きました件で公民館でありますけれども、町立の公民館と同時に地区の集会所というものが、地区公民館としてさまざまな活動をしておられます。それは、町立公民館に遜色がないような活動をしておられるような集落もたくさんあります。今回、町長が笹山集会所の建設に1,700万円の当初予算を計上されまして集会所を直していかれようとする、これはまさに住民の生活のよりどころである集会所を町が責任を持って守っていくんだという、そういう期待のことだと私は期待をしております。

これから、大変人口の少ない集落などもあります。床が腐食して、もう床が抜けそうだとこのころも、この間まちづくりの補助金で直したところもあります。トイレが和式で、お年寄りが集会所に行きにくいというところもありますけれども、しかし、先日の過疎債を使ったまちづくりの補助金では、なかなか和式を洋式にということは難しいというそういうお話も聞いたので、そこを断念した集落もあります。これから集会所が、そのようにトイレや屋根、床、そういう根本的なところが腐食したり壊れたりというようなことになると、やはり町が責任を持って住民のよりどころである集会所を笹山集会所同様に保全していく、それは、私は町の責務でもあろうかと思っております。担当課長と町長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 通告事項とちょっと離れてますので御遠慮ください。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、最後の質問にまいります。在宅の医療の充実についてであります。

この件につきましては、平成24年度在宅医療連携拠点事業者に、島根県では唯一、川本町の加藤病院が採択されました。国民の60%以上が、住みなれた自宅での療養を望んでおられます。しかし、自宅で命終する人は1950年に80%であったものが、2010年には12%まで低下し、入院期間はアメリカの5倍、ドイツの3倍とお聞きします。厚生労働省では、在宅医療供給体制の整備を行うための施策を講じておられます。

津和野町において、最期まで自宅で安心して暮らせるために、24時間対応の訪問看護や訪問介護、介護予防、生活支援サービスなどが必要であると考えます。在宅医療における津和野町の現状と課題をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、在宅医療の充実に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

今日では、自宅で亡くられる方は年々低下しております。津和野町においても同様の傾向にありますが、一方では独居の高齢者が800人を超えている現状であり、最期まで自宅で安心して暮らせるための体制を早急に構築していかなければならないと考えております。

また、御指摘の24時間対応の訪問看護については、既に訪問看護ステーション「せきせい」において、休日及び時間外の相談や訪問要請に応えることができる体制をとっており、望まれる方へは在宅でのみとり支援も、かかりつけ医と連携して行っております。約60名の方が利用されております。

こうした在宅医療を、より一層推進していくため、在宅でのQOLを高めていく体制と同時に、終末期の高齢者に対するみとり、特に在宅みとりということが、今後における極めて重要な課題となると考えます。終末期の高齢者のケアプランを作成する介護支援専門員だけでなく、訪問看護ステーションによる訪問看護、町内の訪問介護との連携を進めて、在宅における終末期の高齢者のみとりを進めていく体制をつくっていかねばならないと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 私のお聞きするところによると、独居老人の方が、今、一人で生活するということが大変困難になってきている場合もあり、町外、子供さんのところなどに行かれるということもあると往々にしてお聞きします。これは、やはりお年寄りが一人で暮らしていくという、そのことに対してさまざまな、医療のみならず生活の支援なども必要かと思っております。そのことにつきまして、もし所見があれば、福祉事務所長のほうからお聞きしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 福祉サイドからは、今、取り組みをしておりますのが65歳以上のひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者等に緊急通報装置を貸与いたしまして、急病や緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として緊急通報システム設置事業を行っております。本年からは、昨年、ケーブル電話の告知端末が整備されましたので、それを活用していきたいと、それと従前の機材をあわせて継続して使ってまいりたいと、そういう支援をしておるところでございます。

それと、配食サービス等についてもずっと続けておりますが、不自由な方々に対しても、そうした支援もしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまお聞きいたしましたことについても、お年寄りが一人で暮らしていくためには大変重要だと思っております。

あと、在宅医療の充実に向けては、最終的にはやはり医師の往診ということも大切ではないかと思っておりますが、現在の医師の状況では、とても往診まで、夜間往診等はなかなか困難な状況だと思っております。例えば、将来的には往診専門の医師というような方が配置されたり、それだけの方々の医師の確保ができる、そういう状況になれば、また状況も変わってくるかと思っておりますが、医療対策課長のほうに、今後の在宅医療の充実について、医師の面も含めまして、往診等も含めまして、考えるところ、所感をお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、議員さん言われますように在宅医療、いわゆる診療となりますと医療従事者、ドクターはもちろんですが、看護師等も必要になります。その看護師においても、やはり入院病棟を見る看護師、あるいは外来等というような状況では、やはり訪問看護の場合においてはそれなりの技術等も必要になります。その中で、現在、脳血管疾患、あるいは糖尿病、あるいは人工呼吸器等を装着された患者さんに対して何ができるのかということになると、やはり限られた人数の中で、今後、津和野町がやらなければいけないものは何かという状況になった中で、やはり非常勤医師の確保が、私とすれば今後においては、より在宅医療を重視させる部分で重要なものとなると考えております。

それはなぜかといいますと、今、救急等で須山院長を初め各常勤の医師が病院におられます。その中でグループホーム、あるいは特別養護老人ホーム等、訪問診療も重ねて約200件の、津和野町ならず山口市の阿東町まで出かけておる中で、やはりその先生の片腕となるように非常勤医師の確保が、今後は重要であると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先ほども申し上げましたけれども、やはりお年寄りが最期まで自宅で安心して暮らされるためには、さまざまな医療の充実、そして福祉の充実、こういうものが重要だと思っております。人口の減少というのは、一人で暮ら

すようになった人が、この地域で最期まで暮らしていられる施策というものを推進していくということが大切だと思っております。

最後に、町長のほうからこのことについて所感があれば、福祉医療に総合的なことについて所感があれば、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今後、医療、あるいは福祉の方向性を考えたときに、やはりこの在宅ということは非常に重要になってくるというところであります。そうしたことも見越しながら、今回この医療対策課を設置をし、共存病院内に事務局を移して医療機関との連携をさらに深めていくというような措置もとってきているという状況でもあります。

こうした動きというのは、この島根県内では、今、津和野だけの取り組みということもあります。今後も、やはりこうした連携策というのは深めていきたい、そういうこともあって、この4月1日からは福祉事務所と健康、保険課を一緒にして健康福祉課とした、これらも、そうした今後の医療福祉を見越しての動きであります。

現在、国のほうの動きも、今回、県というか地域医療再生交付金というものを各都道府県に配っておるわけでありますが、これを500億円、全体で拡充をするということになっております。それを踏まえて島根県が——500億円のうちのどれだけ持ってこれるかはわかりませんが——いろんな県内の医療の状況を見ながら計画を立てて予算を獲得に行くという状況であります。

そうした中で、こうした津和野の取り組みというのは非常に県のほうにも注目をしていただいております。そうした中で我々が先進的にこうしたことを進めていくということが、また、そうしたいろんな事業費、財源を獲得をしていくということにもつながるというふうにも思っておりますので、ここの分野については先進的にという思いの中で、津和野町がさらに進めていきたいというふうに非常に強い思いを持っている次第であります。

やはり、この医療というところ、それはまさに医療の体制が整ってない町というのは、本当に町としての体をなさないというぐらいの、私自身は危機感を持っているわけがあります。特に、病院の先生方からも最近お話をする中では、人口減少の中で今後の医療法人の経営も考えていかなきゃならんという、本当に経営が成り立つのかということ是非常に重要な課題になってきております。ですけれども、医療がないということは考えられませんから、その辺を町がどう支えていくのか。当然ながら橘井堂が、やはりいろんな経営の合理化策を考えていただきながら経営体質を強めていただくという、その前提はあるわけでありますが、そういう信頼関係のもとで、今後、不採算の部門を町としてしっかり医療等支えていかなきゃならんという状況でもありますから、こういうことも踏まえながら、今後やはり在宅の分野での福祉医療政策というのは、さらに進めていく必要があるだろうというふうに考えておるところであります。

そして、先ほども課長のほうから申しあげましたように、そうした意味でやはり非常勤の医師、どうしてふやしていくかというのが非常に重要であります。前段では割と、何かこう理想論的なことを申しあげたけれども、やはり医師をふやすということは現実論としては厳しい状況であります。

ただ、これは島根県も、県内どこも同じような状況でありますので、オール島根で頑張ろうという考え方の中で、県の皆様、あるいは県内の医療機関の皆様が本当にみんな考えていこうという取り組みが始まっているわけであります。その一端が奨学金制度でもあります。これは町もやっていますが、県もいち早くやっておられまして、そうした奨学金をもらった方が、いよいよ一人前になれるという時期に来ておりますので、今後こうした方々が徐々に、この県内の医療機関で従事をしてくださると、少しずつではありますけれども、そうした県内全体としての医師不足というのは解消されていくというふうにも考えておりますので、そうしたところから我々も医師不足を解決するための努力をして、またそうした面で非常勤の確保、そうしたものにもつなげていく、あわせて努力もしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 終わってください。

○議員（6番 岡田 克也君） 終わります。

以上を持ちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

.....  
○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時02分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

一般質問に入る前に、皆様方にお諮りをいたします。

先ほどの6番、岡田議員の一般質問の中で、笹山集会所に関する事の中で、通告外でもございますし、若干誤解を招きかねないような内容も若干、あったので、削除、議事録からの削除をお願いをしたいという申し出がございました。したがって、これを認めたいと思いますが、削除したいというふうに思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、そのように扱わせていただきます。

一般質問を続けます。発言順序10、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、通告に従いまして、二つほど質問を今回いたします。

今回の質問は、ちょっとなじみのないというか、という形になろうかとは思いますが、ぜひ耳を傾けていただきたいと思います。と思っています。

まず、入札制度についてでございますが、普通の一般の町民の方はこの入札に参加するということはありませんので、ましてや、今から言います予定価格とかいうようなこととなりますと、なおさらということがありますが、入札というのはやっぱり町のいろいろな工事等々も含めて非常に重要なことでもありますので、この入札制度に関してちょっとお聞きしたいというふうに思っております。

予定価格とは何ぞやというところから入るんですけども、発注を町がするわけですけども、これのどのぐらいでこれはできるんじゃないかと、どのぐらいしたらいいかなというようなものを、やっぱり金額等々決めなければいけませんので、町が決めるというか、その見積金額というのがこの予定価格というふうになるわけですけども、この予定価格は、工事が始まる事前に発表する場合と、それから終わった事後に発表する場合と二通りありまして、津和野町は現在のところ、事後に発表しております。

それに対しまして、島根県とか、あるいは吉架町は事前に公表をしております。

私は、常日ごろから公共団体は情報公開というか、この見積予定価格に関しては透明性というか、公平・公正というか、そういうものを求めておるものでありまして、私が取材したところによりますと、町長が就任されたときは、「事前に予定価格の事前公表をしたい」という旨のことを言っておられたということを知っておりましたので、私自身も事前公表がいいんじゃないかなという思いが今もありまして、ですから基本的にこの質問は「事前公表をしませんか」という形になるわけですけども、何でそういうことを言いますかと言いますと、平成13年頃に、ここに県の土木部長が各本部長に宛てて出した「建設工事の予定価格の事前公表について（通知）」というのがあるわけなんですけども、これなんかを見ておりますと、当時は予定価格が、ちょっと余りいい言葉ではないんですけども、漏れてしまったというような事例等々がありまして、それで県も事前公表という形に踏み切ったと。

これは島根県だけではなくて、私が調べましたら、かなりのところが事前公表を行っております。ホームページ上で見ましたら、私が考える以上に事前公表の市町村やら、それから県やらというところがありまして、その事前公表をずっといまだにやっておるところを勉強してみますと、やはり先ほど言いましたように、業者としたら、やっぱりその数字ができるだけ早く知りたいということがありまして、何とかその数字を知ろうというようなことにどうしてもなるわけですし、そこでいろいろさまざまなトラブルが出たと、出るということだからかなりのところが事前公表を行っております。

それで、ここにもう一つ、これは閣議決定というんで、平成13年の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための処置に関する指針」というのが閣議決定っていう文書がここに、ちょっと私もばらっと読んでみたんですけども、あれから月日がたってますんで、さまざまな動きは確かにあるんですよ。ですけども、やっぱりいまだに事前公表

をしているということがある以上、そういうような問題がそれぞれに、いろんなところにあるということで、こういう現状を踏まえたときに、冒頭申しましたように、私自身は事前公表をということを考え、そっちのほうがよりいいだろうと。それは当然いろいろメリット・デメリットはあることも重々承知しております。ですけれども、その中において事前公表をすべきだということを、ここで町長にどうでしょうかということを、まず質問させていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

入札制度に関する御質問でございます。

予定価格の公表は、入札契約適正化指針により、事後公表への意向が努力義務として上げられております。入札予定価格の事前公表あるいは事後公表については、人それぞれに賛否があるかと思いますが、予定価格を事前公表することで、最低制限価格を類推し、その価格が目安となって適切な積算を行わずとも入札参加が可能となり、真の技術力、経営力による適正な競争を損ねるという弊害を認めております。

本町では、現在、予定価格の事後公表とあわせて最低制限価格の事後公表をしており、入札結果についてもホームページを利用して広く公開をしております。今後も引き続き国の示す事後公表をすることが、公平・公正な入札を執行していく上で最善な方法と考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私、先ほど言いましたように、短所・長所、メリット・デメリットがあるということを申しましたが、そういうメリット・デメリットを、ある意味じゃ両極端になっているというふうに思うんですよ。

「ほいじゃ、こっちをとるか、こっちをとるか」ということでいきますと、やっぱり何かこれからの入札に関しておもしろくないなど、右か左か白か黒かというところでは、事前公表派と事後公表派の二つに分かれて綱引きが始まるという形は、私としたらそういうことは避けていきたい。何とかできる限り、その長所と短所を補うべくというか、その短所を逆に消していくというべきかですね、そういうものを何とかここで構築していくべきじゃないかというふうに考えておるわけなんです。

私自身がその入札に入ったことがありませんので、その詳細に関して、ここはこうすべきだとかああすべきだとかかっていうのは、現実、説得力がないって言えば説得力がないんですけども、町として、こういう案があるというか、こういうふうにもっていったらどうだろうかというような、そういうところを、もしあったらというのが、正直なところ私の素人っぽい質問ではあるんですけども、このところ、専門家である町のほうに、何かないかという形で、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 改善していくという考え方の中で町として何かいい方法はないかということでもありますけども、私が考えますところは極力ルールというものは変えるべきではないと、それが一番いい方法だというふうに思っております。

道信議員もお認めになっておられますけれども、こうしたものはもう人それぞれ考え方があります。当然、業者さん、入札で結果として、それをとられた業者さんはそれでいいかと思いますが、やはりとれなかった業者さんは悔しい思いをされますから、いろいろな悔しい思いというのが、時に言葉に出るのかもしれませんが、しかしいろいろな皆さんのそうした考え方をお聞きして、そしてまた入札のごとにその方法を変えるということは、逆に言うと、それはまた公平・公正さを欠くということになるというふうになると私は受けとめております。

津和野町の場合は、こうして事後公表というやり方をやってきております。

そして、国のほうも先ほど閣議決定の話は相当古いお話でありまして、現在は国のほうもこの事後公表を努力義務としてうたってきているわけでありまして、そうした方向にももう町は沿った動きになっているわけでありまして、あえてこの方法論を変えることはないというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今、平成13年のころの古いというふうに言われましたけども、ただ私がいろいろ勉強してみたところ、これは古いというよりも、時代が変わったかな、あるいは時代の流れで事後公表を政府・国のほうが推奨し出したと。でないと、あれだけ平成13年のころに、そういうものが事前公表にシフトしたということは、やっぱり私言いましたような、数字が事前に漏れるんじゃないかというような、そういう危惧というか、当然漏れるということはそれだけのいろんな問題が、圧力がかかったりとか、いろいろなことが出たりするんでしょうけども、職員においても、そういうようなものに対してガードを固めていかにやいけんという気苦労ということもあったりするんで、これが現在それが事後公表になった推移というのは、今の経済事情というものが、できるだけ活性化していく、入札というものを、工事をできるだけ出していくというふうになったというふうに、これは私の解釈ですから、だからこれがそういうふうになったということを私としては感じておるんで、確かに今言われるように、とれなかったところは確かに今のようにルールを変えてほしいというふうに言うのは当然のことで、現在にもやっぱり地域の問題、今の入札に関してとれる・とれんというところを、どうしても私のところにはとれない人たちが言うてくるわけですから、その人たちの声もやっぱり代弁していかないと、特に今のようにソフトというか、コンピューターが精度ががと上がってきますと、非常にいいソフトを持つてるところは、現実問題としてはとりやすくなるというようなこと等もありまして、それで私が先ほど言ったように、何か少しでもいい方法はないだろうかという提案をさせてもらったと。

だから、すばんと切ってルールを変える必要なしということではですね、やっぱり今の津和野町の入札に参加する人たちの声を少しでも酌み取っていくということで、申したわけですから、何かないかということが私としては再度お尋ねしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 再度と言われましても、先ほどもお答えしたとおり、その方法論というのはその、ないわけでありますから、もう一度再質問されても答えは一緒ということであります。

基本的にこの入札制度については、その信頼性を高める上でも、基本、町としては一つのルールに従って粛々と進めていくべき問題だというふうに思っております。いろんな声というふうなことも聞くことも大事かもしれませんが、大きなこの制度としても問題がない限りは私は継続をするということが、信頼性を得る上でも非常に重要だというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） じゃあ、その件はわかりましたが、一つちょっとお聞きしたいのは、電子入札というのを我々としてはよく耳にするんですけども、この電子入札なんかは、どういうふうに考えておられます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 電子入札につきましては、現在、予算にも計上させていただきまして、25年度で開発をいたしまして、26年度稼働を目指しております。参加、島根県内では、11市町村で行うこととなっております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それとこれは、これもちょっと私の素人としての勉強なんですけども、確か最初の基礎設計のところ、それをもっと専門家に任せて、それからある程度の数字をたたいていくというようなことなんか私として勉強したということがありますが、というのは、この最初の基礎設計のところ、これはちょっとこの金額とはちょっと違うんですけども、基礎設計をやるときに職員の方がやられていくと、専門家じゃないんでどうしても後ろへずる下っていくという、こういうようなこともあつたりしますし、それが事前公表云々と直接結びつくかどうかちゅうのはちょっとわからないんですけども、そういうようなところで基礎設計をもっと専門家に任せて、ある程度の数字をたたいていくというようなことなんか、私としてちょっと勉強してみたんですけども、そういうような仕組みっていうのはないかなというふうな気もしてるんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先般の予算委員会の中でも御説明しましたが、25年度から入札や技術支援の援助を受けるために委託料を組まさせていただいてお

ります。中国電力のコンサルの関係なんです、そういうのを町は活用していくことを今考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 済みません。そういえば、そういうことを聞いたという事で、そのあたりがちょっと私も今のことが結びつくかということがよくわからなかったんで、それではこういうような今の電子入札等を、それから基礎設計をやっていくと、専門家に任せていくというような等々も含めながら一歩ずつ一つずつでも、今の事前と事後の業者の間に入っていく私としても、そういうことで階段を上っていききたいというふうに思っております。

やったこともない者が何を言うわけかということで、お叱りを受けるという感じもせんでもないんですけども、このことを、今後も私もしっかりと勉強しながらということで、この入札制度に関しては終わります。

それから次は、前の一般質問でさせてもらった法定外公共物と。具体的に言えば、風呂屋井堰のところから、それからその水を受けて、水路にずっと水が流れていくわけですけども、その水路に流れていく水に関して、これ、いわゆる法定外公共物ということになるわけですけども、この法定外公共物というのが、これもちょっとなじみのない言葉でして、一応ざらっと言いますと、道路や河川などの公共物のうち、道路法・河川法の管理に関する法律の適用または準用を受けないものをいう。一般的には里道や水路で法務局に備えつけの公図などで、赤色や青色で表示されているので、青線・赤線と呼ばれていると。

普通、よく青線・赤線というふうに聞きますんで、このことですけども、前回のとき私、ここも先に堰のほうばかりにかかわってたんで、このことに関して、いま一度勉強してみますと、ちょっと回答に疑問を持ちましたんで、また改めて質問させていただきたいんですけども、これはただ単にそこの鷺原2の地区のところを走っている青線だけということではなくて、その全般といいますか、いろんなところへこの細い水路というのが走ってますんで、このことに関してと、それからそれにかかわってくる法律ということですよ。

ここは議場ですんで、いろんな意見とか認識とかあるとは思いますが、法律と条例を、ここをきちっと押さえた上で議論したいというふうに思っています。それで、前回の回答の中にありました文言を、一応、具体的な例ですから、これを述べさせていただきますながら、質問というふうにいけます。

ですから、例としては細かいですけども、基本的には法定外公共物に対しての法律・条例等々、あるいはそれに対しての心構えとか、あるいは取り組み方とかいうもの全般になりますんで、そこのあたりから議論をしたいというふうに思っております。

まず一つ目が、前回のときに回答が「水路及び里道は町管理条例を設けております」と。条例がありますよね、これね。「管理条例があるとはいえ、町がこれら全ての法定

外公共物の機能を維持することは、現実問題として対応は困難である」と。こういう答弁でして、これに対して私の今回の質問ですが、今の言葉を逆に読むと、「現実が困難なので、条例には書いてあるができません」というふうに読めます。

そして、これは、私が調べたところでは、地方公務員法第30条のサービスの根本基準に「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあります。

したがって、これの回答が、こういう先ほど言ったような回答ではなくて、こういうふうに書いたら私も納得したんですけども、「現実には大変困難ではあるが、地道に対応していきたい」と。こう書いてあったら、そら大変だろうなというふうにわかるんですけども、先ほども言ったように、現実はだめなんで条例はあんまり頭にありません的な感じに私は受け取ったんですよ。そこで今のようなことが第1番目の質問。

2番目は、維持管理については主に利用者が行ってきた、水路の利用者が行ってきた。町も管理条例を制定しているが、制定の目的は、法定外公共物の工事及びその他の行為を管理し、その利用を調整して公共の福祉を目的としており、機能については、国の先例により対応することを基本としていると。

これを読んで、わかったようなわからんような回答だなと思いながらも、質問なんですけど、もともと江戸時代から明治になったときに、明治政府は、この青線・赤線の所有権は国が持ち、財産管理は県、機能管理は市町村と定めております。さらに、平成12年の地方分権一括法により、所有権管理権の全てが市町村に移譲された。

法律に基づかない、移譲されておるんですよ、それで私からしてみれば、これは法律に基づかない個人的な感覚ではないのかなというふうに感じたわけです。

それで、この中に国の先例に基づいてと、国の先例にもあるようになっていうこと、国の先例により対応ということが書いてあるんですけども、国は所有権を持ちましたが、維持管理権に関しては全く持ってないわけなんで、この国の先例というのが意味がようわからん。どういう先例があったからということが私にはよくわからないんですが、この国の先例ということ具体的に説明していただきたいというふうに思っております。

それと次ですが、機能維持の責任が全て町にあるとは考えていないということですが、私どもが使う責任という言葉は、最終責任というふうに感じるんですよ。最終的にはどこにあるのかということ聞いておまして、質問としては最終責任は誰にあるのかということが質問です。

それと最後に、町の答弁では、地元において水路が必要とされず、利用されない状態となった場合には、大変残念ですが、機能が喪失することもいたし方ないと考えております。

これが結びになっていたんですけど、鷺原2地区の風呂屋井堰の堰から水路がこうあった。

この水路において、水路が必要とされず利用されない状態になるというのは、具体的にどのようなことが起こった状態をいうのかということをお説明していただきたいと。

これは多分そのときの前回の風呂屋井堰との関連の中で出てきた回答ですので、この具体的なものをお尋ねしたいということでございます。それでは、よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、法定外公共物に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

国が所有しておりました法定外公共物ですが、全国的に財産管理台帳がほとんど整備されておらず、本町に譲渡された際に台帳の引き渡しはありませんでした。このため、里道・水路の幅員、延長がどの程度であるのか、正確な位置等も本町において完全に把握できておりません。

町内で把握できているものは、史跡調査が完了した地区内の法定外公共物であり、延長についてもおおよその数値が把握できます。このデータをもとに、町内の総延長を今回算出しましたところ、最も少なく見積もっても里道延長が950キロメートル、水路延長が2,200キロメートルとなり、現在の町道総延長が286キロメートルですので、いかに法定外公共物が長いかわかりをいただけたと思います。

これだけの距離を町が機能の維持をすることは、莫大な財源等を必要とすることから、町がこれら全ての法定外公共物の機能を維持することは、現実問題として対応は困難と考えており、こうした実情を率直に述べさせていただいたところでございます。

二つ目の御質問であります。議員御指摘のとおり、国有財産法により法定外公共物の管理事務は法定受託事務として都道府県が行い、機能管理は地方自治法により市町村とされてまいりましたが、一方で、機能維持のための財源措置は講じられておりません。このため津和野町においては、財源を法定外公共物の維持管理に費やすのではなく、他の優先すべき公共的施策に使用するとともに、法定外公共物の管理は利用者にお願ひをしてきたのがこれまでであり、こうした実情に即して述べさせていただいたところでございます。

国の先例と申し上げましたのは、法定外公共物の譲渡により所有権は町に移りましたが、これまでどおり地元利用者に機能管理をお願ひしたいとの考えに立っております。

三つ目の質問であります。農業土木事業により里道や水路等の整備工事を行った場合、関係受益者に対してこれまでも工事分担金をいただいております。議員におかれましては、所有権を持つ町が全額負担すべきとお考えをお持ちかと拝察いたしますが、過去においてそうした対応とはなっておらず、これまでも当初予算の歳入の部に地元工事分担金を予算計上し、議会でも承認をいただいております。

このようなことから、機能の維持管理の責任が全て町にあるとは考えておらず、こうした実情を述べさせていただいた次第であります。

四つ目の質問でございますが、風呂屋井堰、水路が必要とされず利用されない状態とは、具体的にどのような状態かとの御質問であります。現在、当水路についてそのような事態を想定しているわけではありません。

よって、一般論としての考え方をお答えいたしますと、地域によっていろいろな要因が考えられると思いますが、例えば新たな水路の新設や既存水路が活用され、現在の水路が利用されなくなったとき、利用する農家や家庭がいなくなったときを想定しております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 最初に質問したように、私は法律に基づいてと、法律や条例に基づいて質問したいというふうに言ったわけですが、この回答が、現状、最初のほうのころの「こうした実情を率直に述べさせていただいたところ」と、それから次も、「実情を述べた」というふうに言っておられるんですけれども、実情はわかっています、実情は。それで、町としてこれをどうするのかと、どういうふうに思うのかという質問をしてるわけなんです。

だから、再度繰り返す形になるんですけれども、現実が困難だから、いろいろなこんなキロ数がどうだこうだとか書いてあるんですけれども、現実が困難だからこれできませんとは書いてないんですけれども、「実情を率直に述べております」。これは「どうしてもできません」というふうに読みざるを得ないんですけれども、このあたりもうちょっと的確にお答え願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） この青線・赤線についてですが、そもそもこの青線・赤線という呼び方が始まったのが明治の初め、議員さんも御存じのように。実際にこういうものができたのは、もうその農耕が始まって、それぞれの田んぼ等に自分たちの必要な水、それやそこに通う道というように、その発想といたしましては、その利用者、私達は今受益者と言っておりますが、そういう方々がつくって、明治の初めごろに法律によってそういうふうに保護といいますか、確定をしてきたわけでございます。それで、その利用者、受益者の方が現在まで脈々と田んぼに長い水路等がある場合、その水係りといいますか、受益者の関係諸氏でいまだに維持、機能の維持管理をしております。道についてもそういう状態でございます。

その中で法律といいます、条例では読み取れるのは確かにそういう読み取り方がしておりますが、現代でも私が建設課おる間でも、ここは町の管理責任だからやってくれというようなことは一回もありません。地元でそうした機能管理は綿々として現在までやっております。

風呂屋井堰のあの水路につきましても、あそこで取り入れ口のほう等の清掃関係者でしているところも見たこともあります。ですので、他町村でもそうでありますが、機能

管理につきましては、財政的な等々色々な問題があるんですが、関係利用者の方をお願いをしているということが、現状です。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） だから、私が最初に、法律、法的にということをやったんでありまして、地方自治法の第2条の第2項によって、水路の機能の管理は、市町村の事務とされていますと。というふうに明記されているわけですよ。さっき農村の云々ということは、これは確かに津和野町の場合の条例は明確には書いてない。だけど私、いろんな町村のあれを見ていくと、明確にこのことが記してある条例もあります。だから、市町村が機能管理をするというふうにきちっと明記されているところもあります。だから、そこがちょっと曖昧になっている部分もあるんかなと、条例の読み方によっては曖昧なってるんかなという部分があるんですけども、地自法に今のようきちっと書いてあることを、現実にはこうだから、地自法は要りませんというふうな解釈に今なっているんですよ。

だから、ここの部分を、さっき鷺原のところ言われましたけど、重箱の隅をつつくような形になっていくので、私もこれに触れたくはなかったんですけども、じゃあ誰があそこを管理しているか、どこの何という団体があそこを今のように管理する。草を抜いたりとかというようなことは私が言う法律に基づく機能管理とは違いますからね。だから、そこを明確に分けて、私はあくまでも法律に基づいた機能管理のことをお尋ねしていますんで、だからその件をもう一度、どういう意図で言われたかちょっとお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） どういう意図と言われましても、現実を述べただけでございます。今、風呂屋井堰のところが出ましたが、その私がどういう団体かわかりませんが、私の知っている限りでは、水路を掃除するということは、普通受益者の関係の方がずっとしておりますので、その関係の受益者だと、団体名というのはよくわかりません。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 鷺原の水路の関係でございますが、もともと平成10年ごろであります、鷺原の水利組合というのを作りまして、それを管理をしておられました、その後農業をやめられ、周辺部の住んでおられる方が一緒になって維持管理をしておるというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 法律に基づかないで今のような答弁をされると、私が知っているところではこうですというようなことは、議会で通用するんかっていうのが今不思議でかなわないんですけどもね。で、重箱の隅をつつくようなことは私は言いたくないということで、法律に基づいてどうなんですかということをやっているの

を、私の周辺ではと、私が知っている限りではということ、これで済むんです。これでオーケーという形で考えておられるか、そのあたりはどうですか。（発言する者あり）

ちなみに、ここに財務省の財務局の文書を出しますと、なお、法定外公共物のうち、その機能を有しているものは、法定外公共物で市町村が管理していますと。いうふうに書いてありますね。それで所有権を持っているわけですよ、町は所有権を。所有権を持っておるものに管理権、管理するあれがないと。こんなことがあると思います。だから、そのあたりを、個人的な感覚ときちっと法律とそういうものを踏まえた感覚で物を買ってもらわないと、先ほどの水利組合のところちょっと戻ってしまうんで、まずそのあたりからちょっときちっとしていただきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） いきさつ上、私のほうから答えさせていただきます。

通常、民法上、所有権を持っている方については、当然その管理維持・機能というのが行われるということになっております。ただ、この法定外公共物に関しては、所有権は、所有権を国が持っております。そして県のほうに機能管理、そして町村のほうに維持管理というふうなことで、通常社会、一般の中の常識としては、普通でない状態であると。結局のところ、その機能、法定外公共財産の全機能がなくなった場合にどうなるかということ、払い下げる場合において、その代金は全て国のほうに入ってくるというふうな状態でした。そういうふうな状態がありまして、結局、地方分権一括法等において、その辺の状況が全国の市町村から出され、結局のところ、国のほうで権限移譲というふうなことになってきたというふうなことでございます。

確かに、法律上は議員がおっしゃるようなことでございますが、それというのは通常ではないことでございます。で、あくまでも所有している人が管理をし、機能維持をするというのが社会通念上のものがございますけれども、それがなっていないということで、譲渡等になってきたというふうな状況だと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） ちょっと揚げ足を取るようで申しわけないんですけども、機能管理と維持管理っていうのが違うような言い方をされましたけども、機能管理と維持管理は一緒ですよ。一緒ですよ。で、あたかも何か機能管理と維持管理が違うから違うという言い方は間違ってますね。所有権も財産管理も機能管理も全て市町村に移譲されておりますんで、だからすべからく市町村が最終責任を持つということですよ。私はこの全てっていう言葉がちょっとおかしいところがあるんですけども、最終的な責任は持ちますと。

ただ、草が生えてどうかというようなことがありますよね。こういうことはお互いに官民の協働っていうことありまして、お互いにそういうところはやりましょうということありますよ。だけど、それは町からしてみればお願いになるわけですから、私が

言っているのは義務として責任は町が最終的には負いますと。ですけども、もう一度繰り返しますけども、町民の方、その周りの方はそれに対して協力はしてください。町民、住民の方も協力をしましょうという、そのお願いの関係には確かにあります。ですけども、私が今回これはしつこく言っているのは、最終責任はどこにありますかということ聞いておりますが、まず最初に機能管理、今維持管理があるっていうふうに言われましたけど、維持管理というのはない、法律上はないんですけども、そのあたりどうですか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 申しわけありません。財産管理についてのことでございまして、維持管理は町村、財産管理は都道府県知事というふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 維持管理という言葉はないんですよ。機能管理ですよ、機能管理。だから、今のような形で所有権を持つ者が最終的にはっていう民法上の、そこは全く別だという、この法定外公共物に関しては、今の民法は全く通用しませんっていうこと自体がおかしいことでしょう、法律が適用しないということが。

今、課長の言われたことは、私が何を危惧するかというと、さまざまに今、町民と住民と行政がお互いに協働でいろんなことをしましょうと、これが町長の基本的な考え方ですよ。だから、私はそれを推奨しておるんですよ。それを推奨する上で、において、きちっとした線引きをしておかないと、これはほかの問題でも一緒なんです。その場その場であちはオーケーだけでもこっちはだめとか、それから前はよかったが今はだめとか、それから地域によっては地域ごとに違う。それから担当者の一存でころっと変わる。これを危惧するんですよ。

これを一番危惧するから、私はこれを大きなくくりで議論したいというふうに言ったんです。それで線引きをどっかできちっとして、すみ分けをきちっとして、「あ、これは町がやりましょう、これは住民の方お願いですねっていう」、そこをきちっとしないと、今の私が幾つかの例を挙げましたけども、ぐちゃぐちゃになってしまうと。そうすると、官民が協働でいろんなことをやりましょうというところに支障が出るから、だからこの問題を一つの例にとって、そうして次のステップに行きたいというふうに言うてるわけなのを、法定外公共物に関しては民法は適用しません的なことを言われるという、そんな無茶苦茶な理屈。

それと再度繰り返します。私の地域っていうふうに言われたんですけども、ほかの今の農業用水を使っているところのところで私も取材に行きました。同じような条件のところ、そうするとそのところは、これは私が今言うたように、最終的には町なんだけども、我々はそれに協力しておるんだというふうに、私はたまたまそういうところ2ヵ所やったんですけども、そういうふうに言われた。それは農業用水使っているところですよ。

もう一つは、これは前回のときに言ったんですけども、津和野の町なかを走っておる水路がありますよね。あれも法定外公共物ですけんね。今農業のことばかり言われているけど、町の中を走っている水路も同じような状況になるんだけども、それじゃどこからどこまでがこの地域で、どこからどこまでがこの地域なんて、全く特定ができないでしょ。だから町が最終責任は持ちましよう。膨大な金がかかるって言われるけども、そんなにほいじゃここを直せじゃ、ああだこうだというのをあんまり聞いたことがない。そこがやっぱり今のお互いさまですよっていうところが働いてるからということに私はなると思うんですよ。だから、今のこれには法律が云々というところをもう一度ちょっと言っていたきたい、答えていたきたいんですけど。

それと確認になりますけど、所有権があれば所有する者は維持管理するのは当たり前というのを、何か常識論ではそれが当たり前じゃないみたいな、私に常識がないというような言い方でされたんですけど、私は当然それが常識でもあるし、法律でもあるというふうに思っておるんですけど、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） まず、私が申しましたこととございますが、自分が土地を持っておりまして、その境界なりその土地を管理するのは通常の場合に私が行ってまいります。ただ、法定外公共物の場合の例でしますと、私が土地を持つとって、隣の方に管理をしてもらうというふうな形でございます。売るときには自分のところにその売上代金が入るということを申し上げておることで、これが今、後者が法定外公共物、前者が通常の場合の状態を申し上げておることでございまして、日常的にどうこうという話ではないということでもあります。

それと、町内全域を見渡しましたときに、農村部においてはその集落なり、利用される方が管理をするというのが通常でございます。町の中に水路があるのも、それも当然、青線ということになってまいります。この辺のところは観光等のそういう利用というふうなことになると当然、町が絡む場合もございます。それから、里道についても、生活道とかそういうふうなものについては町が携わる部分もございましょうし、青線の中でも普通河川、準用河川というのもございますので、その辺のところでは災害が起きた場合に、当然その対応というのは町が行っておるということとございまして、いろんなケースが想定されるというふうなことです。全町を通して申し上げますと、その利用者がその水路・里道を管理していただいておりますということで、ルールづくりはできておるといふふうに解釈しております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私ごとで物を言われているんで、これどうにもならんのですけども、もう時間もあんまりないんですんで、町長どうです、そのあたり。どっち側が正しいか云々は別としても、どういうふうに、これはここで解決しようとい

う形で思っているわけじゃないんで、私はどっかできちっとしたものをつくっておかないと、今の町民がやる部分と、それから町がやる部分の線引きができない。

ちょっと前のときに、ほかの議員さんのときに集会所の問題が出たときに、どこが、これ住民がどのくらい負担するんで、「いや、あそこはお前、よそのところは町が出してくれたで」とかね。だから、私そこへこう全部引っかかってくると思うんですよ。だから、決して今の重箱の隅つついているわけじゃないんですんで、今の感覚だけで結構ですんで、町長の考え方を。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変失礼なことかもしれませんが、ちょっと質問の趣旨が私自身が確実に把握できません。理解できませんでしたので、そうした中で十分なお答えになるかわからないというわけがありますけれども、そのいわゆる法のもとの中で考えようとする道信議員のお考えと、ただ我々はやはり執行部として、現実にはまちづくりを実現をし、そしていろんな調整をしながら進めていく、それでないと実現ができないという、そういう身近な課題を毎日対処している執行部でありますから、そうした考え方の中で現在の実情に即したことを理解をいただきたいということで、お話をさせていただいているということでもありますから、そこにいま一つかみ合わない、大変な客観論的なことを申し上げて申しわけないんですけども、そういう状況になっているんじゃないかなと思っております。

協働のまちづくりを私も進めていく上で、ある程度のそのルールづくりは必要であるわけですが、しかしこのまちづくりということに関しましては、私は誰もが必ずわかるような、数字で割ったようなそういうルールづくりというのは、これまちづくりにおいては基本的には難しいというふうに思っております。

ただ、やはり多くの皆さんが最大公約数として理解をしていただけるような、そういうルールづくりは当然必要だというふうにも思っておりますけれども、そのルールづくりの部分もどこまで求めていくのかという考え方に、もやはり道信議員さんと我々にも差があるんじゃないかなというふうにも感じているところでございます。

最初のきょうの入札制度の問題も、お互いの考えがもうぜんぜん隔たりがあるというか、そういう中でお話がかみ合いませんでしたけれども、この二つ目の御質問に対してもかみ合うような御回答ができなくて大変に申しわけなくも思うわけがありますけれども、我々はやはり我々の立場のスタンスの中でこうした回答をさせていただいているという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 課題としましょうか。これを課題として、私はやっぱり先ほど言いましたような形で進んでいきますんで、このことだけじゃなくて、だから課題として、一つの問題提議として、これを耳にされた町民の方が自分だったらど

う思うんだというような一つの投げかけという形で終わりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで後ろの時計で2時15分まで休憩といたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序11、15番、沖田守君。

○議員（15番 沖田 守君） 議席番号15番、沖田守であります。3月定例会に1項目大きく上げて、町長にその所見をお伺いするわけではありますが、既にきのう、きょうと同僚議員が私がいささか質問したいというようなこともしており、さらに執行部からもそれらしきお答えがある、こういうことありますから、重複をする場合があるかと思いますが、しばしお許しを頂戴してこれから質問に入らせていただきます。

私は、町長のまちづくりの基本姿勢という、こういう項目で質問をかけるわけではありますが、町長が就任をされたあのおときの気持ち、初心、そしてことしの25年度の主要施策を初めとして所信施政方針を述べられた。こういうことありますから、その中身の中で、特に、もう少し町長の真意というものをただしてみたいと、こういうことについてお伺いしてまいりたいと思います。

前段、我が国というのは、今や都市と地方、とりわけ過疎・少子高齢化が著しいこの農村社会というのは、その存続さえ極めて危惧される重大な局面を迎えていると。こういうことありまして、本町においても平成17年の合併時にあの人口が9,804名と、こういう人口が、ことしの1月末で8,339人ということで、7年と4カ月が経過した今日1,467人、実に率にして15%人口が減少してまいったと、こういうことありますし。

さらには、高齢化率も42.6%、限界集落、私が言うこの限界集落というのは、約115行政区があると思いますが、限界集落の定義というのは、私どもが通常言う定義とはいささか違いますが、65歳以上の高齢化率でもって限界集落というふうに単純に捉えて申し上げるわけではありますが、それも四十五、六%台の集落も含めて、既に約半数50%近くになると、こういう状況というのは、きのう来から町長や同僚議員等々の質問でも多々出てまいりましたが。

今さら申し上げるまでもないわけではありますが、そういう現況にあると、そして、これから10年先というのは、人口が6,000人台になろうかと、こういう予測である

ので、極めて憂慮すべき事態であるんだと。こういうような現実、そして、町長就任以来申し上げますように、この事態を何とか克服せにゃならんということで、庁舎内、役場の幹部職員の皆さん方と一緒に英知を結集されて、さまざまな施策を今日まで打ってこられました。

その代表的な施策が、1つには、きのうもきょうも同僚議員からいろいろ質問が出ておりますが、具体的に集落の維持や再生というものを目的に、地域提案型助成事業というものが打ち出されて、これには私を初め、多くの町民が大きな期待をかけていると。こういう事業であります、残念ながら平成24年度は、各集落、各自治会等の、いかなればリーダーの皆さん方にこの趣旨の徹底がいささか時間をとってしまったと。

これまでの執行部の説明を聞きますと、既に受け皿であるまちづくり委員会が各地域にできて、そして平成24年の事業実施をされる集落計画をまとめて、それぞれ交付金も交付をされた、ということでもありますから、一通りのこの事業の成果というのは出たんであろうと、こう思うわけではありますが、ことし、来年2カ年がまた続くわけがあります。特に、もう25年の当初予算は、我々にも既に提示をされて、その予算審議も終わった今日の段階ではあります、そこら辺に重きを置いてこれからいささか質問をしたいと思うのであります。

前段申し述べたように、国策の結果が今日の地方の衰退を招いたと、私は言っても過言でないこのように思いますが、そうはいいましてこのような状況下を踏まえて、できるだけことしの町長の施政方針でも、前段の同僚議員も申し上げましたが、定住あるいは健康というようところに重きを置いて、これからの、ことしの25年度の施策を展開していきたい、こういう熱い思いが語られたわけがあります。

私は、後ほど少しこれについては触れてまいりたいと思いますが、定住対策というのは、非常に本当重きを置いてやってもらわにゃならん、こう思います。そのためには、さまざまなUIターンの促進策でありますとか、そして、町長も所信で述べられておりますように、施政方針で述べられておりますように、今、この地に住んで精いっぱい生きている若者たちに、安心して将来ともに暮らせるような施策を講じていきたいと、こういうことでもありますから、そういうところにもいささか重きを置いて提言をしてまいりたいと思います。

そして、さらに定住の大きな要因は、前段の同僚議員も一生懸命申しておりましたように、まずは就労の場、仕事なくては定住にはつながらないと、こういうことでもありますから、そういう産業振興ということにも一生懸命努力をしていただきながら、私が申し上げるのは、そういう現実社会というものをきちっと捉えていただいて、現実社会とともに歩む施策というものに、積極的、果敢に施策を講じていただきたい。このようなことをきょうは申し上げていきたいと、このように思います。

地域提案型まちづくりの事業で、以下何項目か述べて申し上げますが、このことについてもきのう、きょうと若干重複をいたしますが、あえて申し上げてみたいと思います

のは、1つには、ことしと26年度の地域提案型事業の予算規模と財源について御説明をいただきたい。そのことについて、また御提言も含めて申し上げたい。

そして、2つ目には、各集落、いうなれば自治会であります、集落計画の樹立というものが、3カ年の計画が出たと、こういうふうに担当課長からも説明が今までありましたが、この集落計画というのが本当に十分に各集落で協議がなされて、そして、提出されたものかどうかというのが非常に気にかかることでありますので、そこら辺もお伺いをしたい。

そして、3つ目には、職員をそれぞれ地域担当職員として任命をしておいでになりますが、その役割がいささか明確化がされていないのではないかというふうに感じますので、そこら辺についてもお伺いをしたい。

四つ目には、集落や地域に、国や県の補助事業の提案というものがなされておらなければ、なかなか集落内でどのような国の事業があり、県の事業があるかっていうのが把握はできません。そういうものを提案をしてやるというのが、担当課の役目であり、地域担当職員の役割で私はあると思います。特に、ここで気をつけなければならないのは、町職員のいない集落、たくさんあると思いますが、そういうところに気配りをして、職員の地域担当というものをきちっと明確化していただかなくてはならない、このようなことを思います。4番目は、今申し上げたようなこと。

そして、5番目に、せつかく出していただくこの補助金が、使途が自由化にならないという、これは後ほどまた申し上げますし、お答えも頂戴いたしますが、いささか財源に大きな問題があるのではないかとすることは私は危惧するわけではありますが、集落や地域の自主性に委ねるといことがないと、せつかく出される補助金、こういうものが集落民や自治会にとって本当に助かったな、あの事業が3年間続いたから、あのおかげで今日何とかこの集落自治会が守ってこられるなあというような、そういうものにつながらないと、せつかくの財源が非常に無駄になるのではないかと、このようなことを思います。

それから、地域提案型助成事業の補助金の交付要綱のことでありますが、これについてもいささか問題を抱えておるのではないかと。特に、この中で1行政区一律に30万円であるというようなことが明記をされて、そして、それぞれの地域のリーダー、集落のリーダーに説明がなされております。まちづくり委員会にもなされておりますが、もう少し出される三千数百万の予算、それに、一つには平等割というのがあってしかるべきですから、平等割を掛け、そして、戸数なり、人口なりというような形でこの予算の配分がなされないと、具体的に上げれば、10戸の集落も一緒、100戸の集落も一緒、こういうようなことでは、どうしてもこの補助金というのは有効活用されないのではないかと危惧を持っております。そういったところもお伺いをしたい。

そして、以上六つばかりこの地域提案型の事業についてはお伺いをして、とりあえずの町長の所見をお伺いして、随時、定住や産業振興も含めて追加的に質問をしていきたいと、こう思いますのでよろしく願いたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、15番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まちづくりの基本姿勢に関する御質問でございます。

まず、1番目の25年、26年度の地域提案型助成事業の予算規模、財源についてありますが、平成25年度当初予算につきましては、過疎債を財源とし、積算基準として121地域に30万円を乗じた3,630万円を予算計上しております。

なお、平成26年度の予算規模につきましては、平成25年度と同様の予算となる見込みであり、財源についても過疎債を基本と考えております。

二つ目の各集落（自治会）の集落計画の樹立の徹底についてであります。集落計画は、まちづくり委員会を構成する自治会等の団体ごとに、3年間の中期的な視点で作成することとしており、集落計画をとりまとめたものがまちづくり計画書でございます。

まちづくり委員会は、自治会等構成員の高齢化、世帯数の減少などの現状を踏まえ、自治会等の単位では解決できない課題などを公民館等の範囲で検討する仕組みをつくることにより、地域課題の解決を図る目的で設置をお願いしたものであります。

まちづくり計画書のベースとなる集落計画は、まちづくり委員会の核となる重要な計画と位置づけており、今後についても、集落計画の作成について、徹底を図ってまいりたいと考えております。

三つ目の地域担当職員の役割の明確化であります。地域担当制度の導入につきましては、平成24年9月1日より、各まちづくり委員会を単位として59名の職員を配置いたしました。

地域担当職員は、その職員が居住する地域のまちづくり委員会へ配置することと、基本にしておりますが、職員の居住していない地域もあり、その場合は他の地域に居住する職員を配置しております。

地域担当職員の役割としては、まちづくり委員会運営に関する助言、協力。集落計画及びまちづくり計画書策定に関する助言、協力。地域提案型助成事業及びまちづくり委員会運営費補助金交付申請等に関する助言、協力。行政情報等の提供などがあります。

職員の居住していない地域につきましても、まちづくり委員会の運営に支障等が生じないよう、職員研修により地域担当職員の役割の徹底を図ることや、まちづくり委員会内での地区割なども行っており、今後も円滑な支援体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

四つ目の集落や地域に国・県等の補助事業の提案実施ということですが、島根県においては、部署横断型の組織で、小規模・高齢化集落の活性化策を検討する県中山間地域対策プロジェクトチームが設置されました。

また、島根県においては、平成24年度から地域課題解決に向けた取り組みに要する経費について、起債の元金償還費用の一部を県から交付する過疎地域自立促進特別交付金制度を創設しておられます。

これらの島根県の取り組みについて、本町においては、県中山間地域対策プロジェクトチームによる重点支援地区として、畑迫地域と青原地域のまちづくり委員会が選定され、過疎地域自立促進特別交付金制度対象地域として、津和野地域、畑迫地域、青原地域、左鐙地域、須川地域のまちづくり委員会が選定されました。

今後は、各地域の抱える地域課題に対して、まちづくり委員会・町・県中山間地域対策プロジェクトチームが連携して解決に当たっていくことも可能となり、買い物支援事業など、国・県の各種助成事業を活用した解決策が図られるよう努力をしております。

五つ目の補助金の使途自由化でございますが、地域提案型助成事業補助金につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間を基本として、まちづくり委員会を事業主体として、地域課題解決のための事業実施に係る必要な経費を助成するための制度でございます。

補助対象事業は、まちづくり計画書に基づき提案された事業で、他の補助制度等の対象となる事業や政治活動、宗教活動等を目的とした事業につきましては、この事業の対象となりません。また、過疎債のソフト事業を財源としていることから、集会所の整備等ハード事業についても、事業の対象とならないこととしているところでございます。平成25年度からは、過疎債のソフト事業の対象とならない事業については、一般財源で対応するなどの柔軟な対応をとりたいと考えておりますが、補助金の使途につきましては、ソフト事業を中心として行うべきとの御意見もあり、全てを自由にすることについては現在のところ考えておりません。

六つ目の地域提案型助成事業の補助金交付要綱の見直しでございますが、地域提案型助成事業補助金は、平成24年度から平成26年度までの3年間としており、毎年度、まちづくり委員会の代表者等で構成する未来づくり協働会議において、事業実施状況や課題解決が円滑に図られたかなどについて、報告をしていただくこととしております。

平成24年度事業分についての各まちづくり委員会の実績報告は、平成25年4月末を予定しております。平等割、人口割等の補助金交付要綱の見直しにつきましては、13番議員にお答えをしたとおりであり、現時点では現行のまま進めたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） いきなり具体的六つの事項の質問にお答えを頂戴いたしました。その前に私は、今、定住、産業振興そこら辺にもいささか触れたつも

りでありましたが、そのことについてこれから再度質問いたしますので、御回答頂戴したいと思っております。これも既に大勢の同僚議員が質問をかけてそれぞれお答えになっておりますので、重複をいたすということは重々承知ではありますが、多少私が気になっておりますことについて、これから申し上げてみたいと思っております。

特に、定住対策に少し触れたいと思っておりますが、地域医療を充実していこうということで、医師や看護師さん等の確保するために、医療機関の関係者を確保するために奨学金制度や住宅の整備や、それから子育て世代のための中学卒業までの医療費の無償化や、若者定住奨励金制度や空き家バンクの制度やら、新規農林業従事者のための施策等々、さまざまな施策を打っていただいております。なかなかその効果があらわれないというようなことも、これまでの同僚議員の質問等にもお答えになっておいでになりますが、そうではあります、そのことは当事者である町長、一番なかなか効果としてあらわれない、残念だと思っておるのは、町長一番御苦労されていることだと、こういうふうに思います。

何といたっても働き場というのが少ないという、これが大きな要因でもあります。

そこで、私は、いささか財源を伴いますが、今のさまざまな施策にあわせて、どうしてもこの地域というのは、益田市というのを雇用の場として多くの若者たちが益田市に職を求めるとい、こういう現状でもありますので、本町に住居を構えて、そして子育てが近隣市町村でも一番有利な支援策ということで、保育料の無償化というものを思い切っておやりになるというのが必要ではないかと、こう思うんであります。

これは、口で言ってもなかなか財源は難しゅうございますよという答弁が返ってくるような気もいたしますが、その投資をする効果は、必ずや町長の熱い思いとして、私は返ってくると、こう思います。

さまざまな今の支援策にプラスして、保育料の無償化というのは恐らく4,000万、5,000万という財源を必要とすると思っております。少々の措置費があっても大変なことだと、これは承知の上ではありますが、それに思い切って踏み切られるってということが大事ではないかということをご提案いたしますので、御所見を頂戴したい。

それから、産業振興にちょっと触れますが、25年度の予算審議等々の中でいささか苦言も呈しました。長引く不況下でありますから、なかなかこの農業中心とした、あるいは商工業、観光等々にも大きく影響して、非常に不況が続いております。

きょうの前段の同僚議員の質問の中にも、山を活用したこの就労の場という提案もございました。まさにそのとおりでなんであります、振り返ってみると、1964年昭和39年であります。木材の完全自由化を、我が国は自由化に踏み切ってしまいました。そのために、1979年昭和54年、あの東京ラウンド合意というのがございました。その折には立米当たり3万9,000円という、まだ木材価格が丸太材でしとったあの時代であります、それが時を経て平成7年の1995年ウルグアイ・ラウンド合意、この合意以来、木材価格は急激に暴落をしてしまったと、こういうことで、それ以来、

山林は放置をされてしまい、農山村が一気に崩壊をしてしまったという、こういう経緯であります。

またここに来て、いささか国のことを申し上げて恐縮ではありますが、安倍総理すなわち我が国の日本は、環太平洋連携協定交渉参加表明ということで、日本政府はTPPに参加表明をされました。今国会でも予算の集中審議で、このことが大きく取り上げられて、各党それぞれにさまざまな意見を述べておいでになりましたが、このことは、農業はもとより、さまざまな分野に大変な影響が出る。町長、一番心配されておる向きであらうと思いますが、農山村がこれで完全に私は崩壊すると、このような危惧を持っておるところでありまして、非常に産業振興、特に農林業やその他本町の商工業、観光等にも大きく影響してくるということを危惧するものであります。

そういうような状況下ではあります、何とか元気の出る農山村であってほしいということで、前段申し上げたように、さまざまな財源を工面をして振興策を展開をされております。

25年度の当初予算も先ほどから申し上げるように、議会審査も一通り終わりました。そのときに申し上げました、いささか農林課長等初めとして、本来行政の役割を越えて、各種団体が担うべき役割にまで足を踏み込むというのは、いささか問題がありますよと。いま少し役割分担というものを明確化して進めない、それぞれの各種団体の役割が私は進まないと思うんです。それでは農家はついてこないと思うんです。行政は、農林業者や商工業者や観光業者等々のさまざまな意見を集約をして、そこに施策を講じて、そしてその施策、予算に各種団体が果敢に取り組んでくれるということでない、下手をすれば、言葉は悪いかもわかりませんが、役場が、畑を耕して種をまくまで役場がやるというようなことになってしまうということを私は申し上げたいのであります。

それぞれの役割の中で、十分その役割を果たしていただかないと、農林業の振興にも、商工業の振興にも、観光の振興にも、私は決してつながらない、こういうふうなことを毎回東京で何かの催しがあるときには、商工観光課長が一々あそこへ行って売り出しに出るなんて、こういうさまは、余りさまとして、さまになっておらないと、私は思うんです。そこら辺を重々お考えになって、これからの施策展開は各種団体の役割というものを十分に発揮してもらうように。

いつか一般質問で私は申し上げましたが、だから各種団体長と町長は、こういう施策を講じるというときには、まずは十分な話し合いをして、我々はこういう施策、予算を講ずるから、各種団体の皆さん方にはこれを受けて、それぞれの農林業者や商工業者とともにこれを施策を遂行してほしいと、こういうことでない、私は、余り実を結ぶことにつながらないということを、きょうは、またあえて申し上げておきたいと思います。

余り深くは申しません。前段同僚議員がたくさん申ししておりますので、以上で、定住と産業振興の基本的なところを町長にまずお伺いをもう一度して、そして、先ほど来から御回答を頂戴した6項目について再度質問をしたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、定住対策に関するいろいろ基本的な考え方があります。

前段、議員御指摘をいただきましたように、本町もこの医療にかかわるいろんな事業をやってきておりますし、また中学生までの医療費の無償化、それからいろんな就農プログラムそうしたものをやってきております。ただ、実際、じゃあ、それで人口が急激に減少がとまっておるかというわけではございませんので、やはりそういう意味ではまだまだ実績が上がってないという状況は、真摯に認めていかなければならないというふうにも思っております。

ただ、この医療関係等は、やはりどんどん医師あるいは看護師不足の中で、その機能がもう低下をしていくということでもありますから、それを何とか機能の低下を食い止めていこうというのが、今、精いっぱいいろいろこうやっておるところでもありますし。また、いろんな医療費の無償化ですとか、あるいは就農の関係のプログラム、さまざまなこと、これらは、またどの町も今は定住を一生懸命やっておられる中で、やはりどの町もまた取り組まれているということでもありますから、ある意味、人の取り合いという考え方からいきましても、そこまで、まだ非常にPR効果を持つものでもまたないと、やっているというところにもまた原因があるんじゃないだろうかというふうにも思っております。

そうした中で、やはり財政が厳しい中でもありますけれども、しかし、やはり津和野町が住みよい町なんだということ、これをやはりPRができる、そういう効果も期待した事業というのは、やはり特色のあるところで考えていかなきゃならんというふうにも思っているところであります。そうした中で保育料の無償化というのが、どこまでPR効果を生めるものなのか、まさに数千万円という事業費を投じてまで効果があるかどうか。というのも、これをやり始めたら、逆に言うと、人口がふえてくると、それだけまた事業費がどんどん膨らんでいくというジレンマを抱える、そういう政策になるわけでもありますから。本当にこのPR効果というのは、しっかり考えた上でやっていかなきゃならんというふうにも思っておりますし、また今後も検討してまいりたいと思っております。

ただ、私は特色あるまちづくりという考え方の中で、やはり必ずUIターンであり、また今住んでいる若者であり、どこかの津和野のまさに集落に暮らしを求めるわけでもありますから、やはりその暮らしが毎日が楽しいものでなければ、必ずその定住にはつながらないという考えに基づいております。

そうした中で、やはりそれぞれの集落を見渡しましたら、非常に人口減少とともにコミュニティが弱まってきている、集落の力が弱くなってきている、それがまた住みにくい集落にもつながっているという考え方でもありますから、まずは、この集落をもう一回課題解決をし、機能強化、機能強化ということはちょっと失礼かもしれませんが、活力

を持っていただけるような、そういう町としての支援をしていこうということで、今回のこのまちづくり委員会をさしていただいている。

そのことが、やがては地域で地域の皆さんを守り、そして、地域が一つの家族としてそこで暮らしをしていくということが、そこに住んでみたいということにつながっていくという考えにもなるだろうし。あるいは、その地域を自分たちの力でよくしていこうという取り組みそのものが、まちづくりは楽しいことなんだという価値観の中で、そこに人が住んでくださる。そういう根拠にもなっていくんじゃないかと、そういう思いの中で、このまちづくり委員会を私自身は進めていきたい、そういう思いでもあり、ですから、3,300万という、まさに保育園の無償化と同額といってもいいくらいの、私は、厳しい財政状況でありますけれども、予算をここにこだわってつけているという状況でもあります。

また後、いろいろお叱りを受けるとは思いますが、まだこのまちづくり計画も始まったばかりでありますので、いろいろと改善していかなきゃならんわけではありますが、スタートとしては、そんな強い思いを持って、私自身もこのまちづくり委員会、まちづくり計画の事業を始めさしていただいたと、そういう状況であります。

それからもう一つ、今後いろいろと役割分担というお話でございまして、それはもう御指摘のとおりだというふうにも思っております。当然、これまでもいろいろとやってきたつもりであります。農協の皆さんとは、組合長以下役員の皆さん、年に1回は必ずJAのほうで取り組みをされていることを報告を受けながら、意見交換会というものも持たせていただいております。あるいは、商工会も、商工会長以下役員の皆さんもお越しになりまして、年に何度か町の方針も述べさせていただいたり、商工会の進めていただいている事業報告を受け、意見交換というものもさしていただいておりますし、あるいは観光協会についても、役員の皆様とそうした取り組みもさしていただいております。

森林組合については、今、実際そういうことになりますとできてないと、当然、私、森林組合出身でもあるので、そういう意味ではお恥ずかしい点でもありますけれども、できておりませんけれども、今後、林業を生かすという意味では、まさに大切なことであらうかというふうにも思っております。

こうした中で、これからも連携を深めてやっていかなきゃなりません。そして、議員からは、町が全てをやっておったんでは、それはもう限界があるということのそういうお考えに基づく御指摘でもあったかというふうにも思っております。その辺は、しっかり念頭に置いてやりながら、頑張っていきたいと思っておるわけではありますが。ただ、私としては、やはりまちづくりを誰が責任を持って頑張らなきゃいかんのかというと、私はその町長である私であり、役場が頑張らないといけないと思っておりますし、その熱を本当に熱く持ったものを持つかないと、周りの関係団体を巻き込んでいけると、そういう思いもあります。

ですから、町が、まずは本気になって町をよくしていこうという、いろんな事業をとにかく率先して行動していきたいというのも私の思いでありまして、そういう姿をまた見ていただいて、関連する団体さんも一緒に頑張っていこう、そういう雰囲気になっていくといいことだなというふうにも思っております。

当然、誤解がないように申し上げておきますけれども、ほかの、先ほど申し上げた関連団体の皆さんも、これまでも一生懸命町のために頑張っていたと思っていますけれども、今後、またしっかり成果を出していくためには、さらに結束を強くして、お互いが情熱を持ってやっていかなきゃならんというふうに思います。

大変、最後は精神論になって恐縮でありますけれども、そういう考えであります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 気持ちがわからんことはありませんが、親切もほどほどにしないと、まあ、他力本願とよく申しますが、本来役割ってというのがきちっと果たされてこそ、町長が目指そうとするそこに到達する道であるということなんですから。再度、苦言ではあります、行政は予算と施策、きちっと打つ、そして、それはきちっと受けていただいて、各種団体がそれを積極果敢に取り組むと、こういうところにかないと、今の町長のお考えでは前へ進みません、そのことは再度苦言を呈しておきたいと、こう思います。

大体、定住や産業振興については、町長の熱い思いというのはよく伝わってまいっておりますから、できるだけこれが実のあるものにしていただきたいと、このように思います。

まちづくり委員会、要するに地域提案型助成事業の項目ごとに、いささかこれからもう少し深くお考えいただきたいと、こういうことを申し上げていきたいと思っております。25年は、既に予算規模も含めて説明等も頂戴した。来年のことはこれからであります、ことしの予算措置、当初予算の説明で、先ほども答弁でいささかありましたが、過疎債のソフトを使っているということ、これは去年もそうありますが、どうしても交付要綱等で見ると、いささかそこに縛りをかけにゃならんっていうものがたくさん出てまいっておりますね。

だから、私はここでは一般財源を使いなさいというのを申し上げたいの。一般財源というと、そりゃあ少しでも有利な過疎債であったり、合併特例債であったり、補助事業であったりと、こういうふうには役所の方はすぐお思いになるが、今、町が持つ基金の中には、これは去年も町長に内々には話した経過がありますが、合併時旧日原が持ち込んだふるさと創生の資金がまだ4,500万少々、4,500万ちょっと切りましたか、まだ基金がある。これは一般財源で自由になる金だから、そういった財源を使ってこの事業を進めたら、前段申し上げたように、町長がつけてくれたこの補助事業が、本当に我々のために役に立ったなというものになるんだけど、残念ながら、昨年の場合に担当課長が一番耳にされておると思うんですが、あれもやっちゃあいけん、これもやっちゃ

やあいけんというようなクレームがかかって、どうしようもないって、各自治会長さんが、あなたのところに苦情に行かれたらと思うんですが。そういうことがないように、御自由に使ってくださいと言っても、飲食に使えっというんじゃありませんから。

本当に集落内で困ったときに、私は自由化の中でもう1つ言いたいのは、これが一般財源ならば繰り越すことができると。そして集落の基金にでもしていいですよと、こういうようなことにしておきますと、ことし、今とりあえずやらにゃならん仕事は、ことしはなくても来年は計画されておるといものが、各自治会、集落にはあるわけなんです。そういうものに2年分合わせて充当したいとか、さまざまな計画がなされるわけですが、それさえなかなか単年度で消化してしまわにゃならんということになると、非常に使い勝手が悪いと、こういうことであります。

一例を挙げると、こういうことがあるんですよ。ある集落の裏山を急傾斜対策事業というのが施されて、事業完了いたしました。そして、一部負担金、要するに地元負担金というのが請求が参りました。その集落は、今になってその負担金の捻出に非常に困っておいでになる。なぜかちゅうたら、裏山を抱えとるその家々については、直接被害が来るんだから当然という、こういう集落内の合意はできる。しかし、そこに町道が1つまたがっております、町道から奥の人たちについては、我々は余り関係ないというのは、事業が終わったら必ず出てくるんです。それが事業が始まる前に、きちっとその自治会の地元負担金という協議をきちっとしておけばいいんですが、各集落ともそんなもの余りできていないこうに事業に突入する、そして仕事が終わったときに負担金が来て、慌てふためいて負担金の徴収について協議を始める。なかなかまとまらない、私もあんまり関係ありませんよと、こういう意見が出てくる。

そこで、そういうようなときに、このまちづくりの集落支援のこの地域提案型の事業でも、補助事業が使えないというような要綱になってるけども、そういう負担金というのはなかなか捻出が難しいんです。そのときに、それなら応分の負担の分、これはあの補助金をもらう、それをもって賄おうかというような話で、集落内の話というのがスムーズに行く場合が非常に多いんです。

これは、農道をつけても、水路をつけても同じ、水路をつけて事業が終わってから負担金の徴収をすると非常にめめる。今、人様のことを余り言われませんが、私も百姓でありながら百姓を全くやってないというような事情で、農業をやっていないから、我々はもうこの水路についての負担義務はないというようなことが、各集落必ず起きてくると思うんです。

そういうようなときにでも使えるというようなことがあれば、また非常に集落地域提案型事業そのものっていうのが、非常に有効に使えるっていうようなこともありますから、ことしは見直しはしないというお答えではありますが、よくよく集落の世話人、自治会のリーダー等々相談をして、もう少し使い勝手のいいものに。そのためには財源の

組み替えをやるということ、これをぜひともお願いしたいと思って、町長にきょうはこのことについて具体的にお答えを頂戴したい。

そして、交付の見直し、これも見直さないというお答えではありますが、よく考えていただいたら非常に不合理になる。これは前段の同僚議員も言いましたから、2番、3番同じようなことを申し上げるようではありますが、集落によっては非常にいびつな補助金になってしまう。5戸や10戸の集落もあるわけですが、それもたくさん、今、限界集落なんちゅっていうところはそういうようになって、そこほど大事だと町長はおっしゃる、その意味も私はよくわかる、わかるけども5戸、10戸に30万が適切なのかということ、100戸や150戸ある、その自治会が30万が適切であるかどうか。これはおおよそ常識的に考えて交付をしないと、非常に不合理が生じるということでもありますから、この2点を取りあえず質問をして、御回答を頂戴したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回この予算規模であります3,630万円、25年度も過疎債で財源とすると、これがやはりいろいろ弊害が出ているということで、まちづくり基金を活用するという御質問であるわけでもありますけれども、なかなか何度もということになりますけれども、我々としてはやっぱり財政のやりくりということを考えていかなきゃなりません。全体的なやはりまだまだ財政が厳しい状況の中での財政運営、行政運営をしていっているということでもあります。

そうした中で、できるだけ有利な町の一般財源を伴わないもの、そうしたものを活用していくというのは、鋭意避けて通れないところでもあります。そうした中で、この過疎債というのは借金ではありますが、御承知のとおり7割は交付税措置があるという有利なものであります。いわば、利息分はのけましても、町としてのその負担は3割で済むということでもありますし、また一部、今回県のほうもああして手厚い制度をつくっていただきましたので、それだけ町の一般財源は節約ができています事業でもあるというふうな考え方であります。

ただ、1年間やりまして、やはり議員御指摘のようないろんな弊害が出ているということも重々承知しておりますし、せつかくやる以上は、より地域のためになるような使い方をしないといけないということも認めているところでもありますから。

今回、とりあえずは過疎債のソフトで組みますけれども、その対象に、先ほどの回答と繰り返しになりますが、のらないもの、対象とならないもの、これについてはじゃあ過疎債のソフトに対象とならないので、その事業は取りやめてもらうという考え方ではなくて、その部分については、一般財源でも対応できるような、そういう形、柔軟に対応をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

まちづくり基金等も基金があるのは当然承知しておりますけれども、これも前段議員の御質問でもお答えしましたように、私自身は今後医療を堅持するために、できるだけ余力をためておかないと、町の本当に財政、ここに相当大きな負担がかかってくるとい

うのを私自身は見越すというか、予測をしとるところでもありますから、今後の医療を守っていくためにはある程度の基金というのを残しておくということも、慎重にしていかなきゃならんと思ってるところでありまして、そういう観点からも有利な財源を使うということに御理解をいただきたく思っているところであります。

それから、交付要綱の関係であります、これもいろいろ御意見あろうかとは思いますが、基本的には1行政区30万円というのは、あくまでも積算の根拠でございますので、まちづくり委員会の話し合いの中で、30万掛ける集落分の全体の予算をどう使っていくのかというのは、それぞれのまちづくり委員会の中でお話し合いをいただければ、そうしたことのある程度の解消にもつながっていくというふうに考えているところであります。

ただ、1年目については、やはり集落、それぞれの人口が違いはあっても、私は集落の課題というのは同等にあると思えますし、むしろ人口の少ないところのほうが課題は大きいわけでありまして、この立ち上がりの年度が、ある程度均等に使われていくというのはやむを得ないことではないだろうかというふうにも思っておりますが。また、2年目、3年目を迎えるに当たって、それは、集落の皆さんのいろんな話し合いの中で配分を決めていただければいいことではないかと、現実として難しいという御意見になるかもしれませんが、そういうスタンスでしばらくまた様子を見ていきたいと思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 同僚議員が質問して、また私も加えて申し上げたようなことで、執行部がお決めになったことがなかなか変更しようと、こういうことにはつながってまいりませんが、しかし、町長も行政評価を取り入れて費用対効果でというようなことをおっしゃるならば、いささか国の補助金あるいは県の交付金等々を入れて有利なものを、あるいは起債でも、お話にあったような起債を使えば、そう町の財源負担にはならない。そりゃ、私も百も承知であります。しかし、やった事業が、費用対効果で地域住民の人に喜んでもらえるということならば、あえて今持っている一般財源、それも、財政調整基金を使えっていうんじゃございませんから、持っているふるさと創生ぐらいは使ったり、あるいは過疎債で、ことしで（ ）のものになります、まちづくり基金がなりますが、こりゃまあ町長、今おっしゃるように、将来の医療のこと等考えれば、そう簡単に崩して使おうというようなものではないと思えますが、そういったものを使えば、事業が町民にとって喜ばれるものになりますよというのが申し上げたいんですから、先ほど来から一部組み替えも必要だとかうおっしゃっていただきました。

そしてもう一点は、何でしたか、私が特に要望した1行政区30万という配り方には、町長今おっしゃられたように、非常に意義もあるんですよ。それがないと私は申し上げたんじゃない、非常にちょっと不公平が起きる可能性が非常に高いというのが申し上げ

たかったんでありまして、ある意味では25年度、26年度は交付要綱を見直してもらいたかったというのが率直な意見ですが。そのまちづくり委員会の中で、総体的に使えば友好に使えるのではないかと、こう町長おっしゃるけども、多分担当課長のところには各集落に配分するような計画書が大多数を私は占めるのではないかと。地域全体で取り組んでいこうというようなものに、本当に使われるんならば、そりゃ非常に効果は高いと思うんですが、そういうところになかなかつながっておらないのではないかという危惧もいたしますので、見直し論を今申し上げたんでありますが、これは私が中身も十分わからずに申し上げておりますので、また十分検討をいただきたいと、こう思います。

私は、今回の質問はこれで終わりたいと思いますが、いささか時間がありますので議長にお許しを頂戴をして、私できょう11人の議員が3月定例会で質問をしたわけですが、町長がことし選挙を迎えるのに、町長に対して再登板の意欲を求めた議員が誰もおりませんので、私、最後になりましたが、町長10月には改選を迎えられます。これは、通告にはしておりませんが、一言で結構であります、ことしの予算を見れば引き続き強い意志での登板意欲が見えますが、その決意のほどをお伺いを頂戴をして終わりたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） ちょっと、通告がありませんので、ちょっとそれは控えてください。

○議員（15番 沖田 守君） 町長、お許しが頂戴できませんでしたね。（笑声）本当はそのぐらいの議長は配慮があつてしかるべきだと、こう思いましたが、それも断られましたので諦めますが、10月には再登板が再びあると、このように町民は期待しておると思いますので、御期待を申し上げて終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結をいたします。

お諮りをいたします。一般質問の終結によりまして26日は休会という形にしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、26日は休会とすることに決しました。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後3時07分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 25 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 25 年 3 月 27 日 (水曜日)

---

議事日程 (第 5 号)

平成 25 年 3 月 27 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 42 号議案 津和野町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する  
条例の制定について
- 日程第 3 町長提出第 43 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 4 町長提出第 44 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算 (第 5 号)
- 日程第 5 町長提出第 45 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 6 町長提出第 46 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補  
正予算 (第 5 号)

- 日程第7 町長提出第47号議案 平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正  
予算(第5号)
- 日程第8 町長提出報告第1号 新地方公会計財務4表の報告について
- 日程第9 町長提出第28号議案 辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定に  
ついて
- 日程第10 町長提出第29号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第11 町長提出第30号議案 平成25年度津和野町一般会計予算
- 日程第12 町長提出第31号議案 平成25年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 町長提出第32号議案 平成25年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第14 町長提出第33号議案 平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計予  
算
- 日程第15 町長提出第34号議案 平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 町長提出第35号議案 平成25年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 町長提出第36号議案 平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計  
予算
- 日程第18 町長提出第37号議案 平成25年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第19 町長提出第38号議案 平成25年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第20 町長提出第39号議案 平成25年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第21 町長提出第40号議案 平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別  
会計予算
- 日程第22 町長提出第41号議案 平成25年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第1 発議第1号 山口線減便取りやめを求める意見書(案)について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第42号議案 津和野町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する  
条例の制定について
- 日程第3 町長提出第43号議案 平成24年度津和野町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 町長提出第44号議案 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算(第5号)
- 日程第5 町長提出第45号議案 平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
(第5号)
- 日程第6 町長提出第46号議案 平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補  
正予算(第5号)

- 日程第7 町長提出第47号議案 平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正  
予算(第5号)
- 日程第8 町長提出報告第1号 新地方公会計財務4表の報告について
- 日程第9 町長提出第28号議案 辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定に  
ついて
- 日程第10 町長提出第29号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第11 町長提出第30号議案 平成25年度津和野町一般会計予算
- 日程第12 町長提出第31号議案 平成25年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 町長提出第32号議案 平成25年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第14 町長提出第33号議案 平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計予  
算
- 日程第15 町長提出第34号議案 平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 町長提出第35号議案 平成25年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 町長提出第36号議案 平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計  
予算
- 日程第18 町長提出第37号議案 平成25年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第19 町長提出第38号議案 平成25年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第20 町長提出第39号議案 平成25年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第21 町長提出第40号議案 平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別  
会計予算
- 日程第22 町長提出第41号議案 平成25年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第1 発議第1号 山口線減便取りやめを求める意見書(案)について

---

出席議員(16名)

1番 京村まゆみ君	2番 村上 英喜君
3番 板垣 敬司君	4番 竹内志津子君
5番 道信 俊昭君	6番 岡田 克也君
7番 三浦 英治君	8番 青木 克弥君
9番 斎藤 和巳君	10番 河田 隆資君
11番 川田 剛君	12番 小松 洋司君
13番 米澤 宏文君	14番 後山 幸次君
15番 沖田 守君	16番 滝元 三郎君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	長嶺 常盤君
教育長	.....	本田 史子君	参事	.....	右田 基司君
総務財政課長	.....	島田 賢司君	税務住民課長	.....	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	.....	大庭 郁夫君
地域振興課長	.....	久保 睦夫君	健康保険課長	.....	齋藤 等君
医療対策課長	.....	下森 定君	農林課長	.....	田村津与志君
商工観光課長	.....	長嶺 清見君	環境生活課長	.....	長嶺 雄二君
教育次長	.....	世良 清美君	会計管理者	.....	山本 典伸君
建設課長補佐	.....	木村 厚雄君			

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより平成25年度第3回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちにこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、小松洋司君、13番、米澤宥文君を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第42号**

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第42号津和野町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

早速ではございますが、今定例会に追加でお願いいたします案件は、条例案件1件、一般会計補正予算を初め各会計補正予算案件5件、報告案件1件でございます。重要な案件でありますので、慎重審議を賜り、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第42号、津和野町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例の制定について議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） おはようございます。

それでは、議案第42号の説明をさせていただきます。

まず最初に、提案理由でございますが、本町において耕作放棄地対策環境保全のため、草刈り等の活動が中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金事業を中心に実施されております。しかし、不在地主の方の中に農地の保全管理を行わないだけでなく、集落や隣接者による草刈りも認めない方がおられ、農業委員会に仲裁を求める状況が発生しております。本町では、耕作放棄地対策についてこれまで農業委員会を中心に対応してまいりました。そういう中で、担当地区農業委員がそういう所有者の方と交渉し、1度は草刈りをしていただきましたが、昨年からは管理されないという状況になりまして、またもとの状況に戻っております。その後、不在地主の方と面会、協議しましたが管理してもらえないというふうなことがございます。

ということで、農業委員会としてこれ以上の対応ができないというふうな状況も発生をしております。この例以外にも、中山間地域等直接支払制度の協定集落の中から不在地主の土地を草刈りさせてもらえず、何とかしてほしいという声も出ておるところでございます。今後、農家の高齢化等により不在地主が増加する可能性があり、農地等の維持及び農作物の栽培環境、快適な農村風景を保全するためにこの条例を制定し、これらの問題に対応したいと考えておるところでございます。

条例の概要でございますが、本条例は自主条例であり9条から成り立っております。

第1条は目的、第2条は農地等の定義、第3条は所有者等の責務、第4条から第5条までは、責務を行っている農家に対する指導、勧告と除去命令、第6条から第7条は所有者が除去した場合の届け出や除去の申し出、第8条は立ち入り調査、第9条が委任に関することとしております。

本条例でございますが、島根県では初めてとなる農地に限定した、いわゆる草刈り条例でございます。浜田市も生活環境の保全に関する条例というふうなものを持っておって、草刈り等を行うということにしておりますが、農地は対象にしておりません。第4条で、農業委員会の要請に基づき町長が指導、勧告できるとしてありまして、第5条第4項において、隣接所有者または地元自治会の同意のもと無償で委託できることとして

おります。そして、同条の第5項において本人負担により町が草刈りを行うことも想定しておるということでございます。

中山間地域等直接支払制度、もしくは農地・水の事業によってそのあたりが対応できないかというふうなことでございます。ただ、この条例の執行に当たっては農業委員会が基本的には、そういう方と話し合いを行いながら指導なりをしていただき、管理責任を果たしてもらうように対応することを基本としておりますが、どうしても対応してもらえない場合も現実にはございます。そして、不在地主以外にも町内の農家が管理を怠っている場合に隣接所有者、自治会等が同意をされない場合も想定されるということもございますので、本人負担により第三者が草刈りを行うことについて第5条第5項において明文化をさせていただいているということでございます。

そして、今回追加で提案をさせていただきました関係なのですが、農政審議会を3月5日に開催をいたしまして、ここで審議をいただきました。ということで、条例の提案の期日に間に合わないということで、この審議を経て今回提出させていただくことになったという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） なかなかいい案ではありますけども、1点だけちょっとお伺いをいたします。その家々の諸事情というのは恐らくあると思いますけども、例えば、経済的な問題です。残された方が、お年寄り1人女性ですとほぼ年金生活、その中において基本的には無償等がうたわれておりますけども、作業の過程において出た有償部分についての捻出すらできないというのも想定されると思いますが、その辺の途中経過というのは、どこで審議をされても無償で刈ってあげますというふうなのを伝えられるのかどうか、その辺はその審査会等々で議論があったのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 農政審議会の中で、有償無償のところの具体的なお話はございませんでした。ただ、慎重にこのあたりは運用しないといけないだろうという御意見はいただいております。もともとの案としては無償で自治会等が草刈りをしていただくことを想定しておったのでありますが、町内にお住まいの農家の方で、十分に若い方が放置をしているケースもあるということで、そういう場合において、なぜその本人がしないかというふうな当然考えにもなりましようから、自治会のほうで同意はまずいただけないのではなかろうかというふうなこともあり、それじゃあそこで放置するかということになりますので、その辺のところでは有償が明文化しているというふうなことと、自治会のほうで高齢化してどうしても無理ということであれば、隣接の方も当然自治会であろうと同意をいただけるものというふうなことで、その辺はお話をしながら農業委員会とも協力してお願いをするしかないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の説明では、この条例は農地に限ってという説明がございましたが、2条のところに、農地及びその他の土地ということになっていますが、その他の土地とは何を指すのか説明ください。

それからこの条例に基づいた費用のことだとかいうようなことでありましたが、その辺の小さいいわゆる規則を制定するつもりであるのか、このまま運用でやっていくのか、ちょっと2点だけ聞かせてください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） まず、最初の御質問でございますが、農地等の関係で2条のところに、農地とは農地及びその他の土地で現に人が使用していないものというふうなことで、その他というふうに書いてございます。

基本的には、農家台帳の中で農地というふうなことでそれを想定しておりますが、雑種地、もしくは宅地の中にも農地が実際のところ存在をしている場合もございます。そのあたりのところで農地に限定すると、なかなか環境整備ができない部分があるかというふうなことで少し幅広くしておるというところでございます。

それから、この条例の関係で、第9条のところを見ていただくと、その他施行に必要な事項は規則で定めるというふうなことにしておりますので、施行規則のほう、また公布し対応させていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 規則で定めるということになってますのでそのとおりでということを確認しましたが、今、その他の土地のところに雑種地が入ることですが、そうすると最初に説明された農地に限るとということと、雑種地という矛盾があると思いますが、雑種地が入るとしたら、その雑種地が入ることになればすごく広い対象になると思いますが、そのへんの線引きをどうされるのか、規則の中で定められるだろうと思いますが、そういうお考えなのかどうなのかということと、それから、費用がやむを得ず勧告に従わない場合は、町がやるということになっていきますけど、そのときに発生した費用を所有者が負担しなければならないとなっておりますが、その負担しなければならない、その負担をするということは、当然そこに向けて請求するだろうということになります。請求しても払わなければどうなるのか、その辺のことも規則で定められるんですか。その辺をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） まず、最初の御質問ですが、農村風景の保全というふうなところを1条のところに書いてございまして、津和野町において、農村部について適用したいというふうな考えでございます。農地・水なり直払いの事業の対象地を一応は想定をしながらつくったつもりではございます。

それから基本的に有償というふうなことで書いてございますが、できればこれは使いたくないというのは本音の部分でございますが、そういうふうなケースも想定されると思います。ただ、そこに至るまでに、やはり農業委員会等の協力も得ながら、町としても対応し、自分でそのあたりのところを刈っていただくように、働きかけをまずはするということを考えておきまして、どうでもできない場合に使わざるを得ないのかなというふうなことで、基本的にはこれを使わずにとにかく説得をしていくということを中心にしたと思っておきまして、払わない場合にどうかという、町の例規に従って対応せざるを得ないのかというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ちょっとしつこいようですが、雑種地が対象に入るということになれば、今申し上げましたように、大変対象が広がるということだと思います。今の説明ではいわゆる農地・水の対象とか、農村の風景ということが出てきますけれども、農村風景ということになれば、基本的には皆ひっかかるわけで、そうしますと、ちょうど以前は宅地であったところが、例えば樹木を植えて雑種地に変更されておる土地が結構ございます。

そうすると、その辺も全部入るということになりませんが、その辺も対象にするのかどうなのか、こちら辺の線引きはごく困難だとも思いますが、その辺も対象に入れるという考えでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 基本的には、台帳地目上農地を原則に考えております。もともと宅地が解かれて、それを宅地から雑種地に地目変更した場合にどうかというふうなことで、それは今想定はしておりません。

具体的なところを申しますと、民家がありまして、その前のところに農地が広がりそこが全然草刈りをされないというふうなことでございまして、その辺をどうするのかというふうなところを一番もともとの考えの初めにございます。

不在地主の方がおられずに全然その辺の例えば雑種地、農地に付随している雑種地のようところが仮にあって、そこだけ刈らんとおけるのかというふうなことになるとやっぱり、ある程度そこを一括して刈らないと全然きれいにならないというふうなことも起こりますので、農地だけに限定してないというのはある管理をした場合に、そこが全て刈れるような形で対応しないと、一部分がぽつんと残るということは望ましくないという考えのもとで、その他も入れさせていただいておるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） ちょっと次元が低いかもわからんけども、今、課長の説明のとおり、各集落それぞれの自治会でさまざまなことが想定される。確かに説明のとおりになかなか不在地主を初めとして一部の人に、この了解をいただくわけにいかないということで共同作業等々でその除草作業等ができないと、こういう状況と

というのが随所に出ておるといふ説明なんです、まことに次元が低いけどもこの条例を制定したら、その条例の権限というか、条例を制定したらそういう人たちの了解の必要がないということでもいいのかどうなのかということで、次元が低くて申しわけないけどもそういうこと。

それから、先ほども青木議員が言ったように、農村なんというものは従来、宅地であったところが宅地は解体をされて、そして、既にそこは草ぼうぼうだということが随所にある。そういうところも含めてというような意味合いのことだから、それは結構なことだと思いますが、その線引きというのはなかなか難しだろうというような先ほどの意見なんです、若干そういう問題も生じるだろうと思うし、要は、こういう条例を制定せずに、承諾なしに人様の農地が荒れておるんだから共同作業で集落自治会が刈り取るというようなことは法に違反するのかなどか。そんなことが裁判沙汰なんかで、勝手に善意の行動が罪になるのかなどかというようなことを考えるときに、そんなばかげたことは全くないような気はするのですが、長くなって申しわけないが、集落によってはそういう人がたまたまおるわけです。バリケードまで張って刈らせないようにするとかってというような人が、全くいないということではなく、現実おると思うんだけど、それはそういう人達の了解をとらずにでも勝手に除草、あるいは伐採等そういうことができるのではないかと思います、そこら辺の見解も次元が低くて申しわけないが、ちょっとおわかりのところまでをお話を頂戴したらまことに喜びます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） この条例ですぐに対応するという考えはまず持っておりません。といいますのが、農業委員会のほうで耕作放棄地の対策をこれまで担っていただきましたし、今後も担っていただく考えを持っております。さきの一般質問の中でも少し触れておりますが、9月から11月にかけて、農業委員会が耕作放棄地の関係の調査をしております。その耕作放棄地について、一応調査をし、改善するべきところがあれば農業委員さんがその本人の意向確認をし、そしてその意向に沿って管理していただければいいのですが、管理していただけない場合については、農業委員さんのほうで一応指導していただくというふうな形をとってきましたし、今後もそのようにさせていただきます。

ただ、農業委員会の中の今の職権上で申しますと、指導した場合に、その指導に従わない場合にはどうなるかという、一応所轄の税務署のほうにこれは農地ではなく、機能喪失しておるので雑種地というふうなことで非農地になったというふうな状況の説明をし、税金を農地の税制から雑種地の税金に変わるというふうなことになってまいります。結局のところ、その荒地というのは全然改善されないということでそのまま引っ張るといふような状況が出てまいりますので、今回、この条例によって一応刈れるところは刈りたいと、集落のほうで同意が得られるところは刈っていきたいというのが基本的なスタンスでございます。当然、農業委員さんも各地区から出ておられますので、

自治会とも連絡をしていただきながら町もお願いをしながら対応をしたいというふうな考えのものでございます。

そして、次に、この条例に関しての合法性ということでございますが、全国の状況を見ますと、1960年代に多くの自治体で空き地の適正管理に関する条例というふうなことで、これは市街地においていろんな不法投棄物等があり、それから空き地があっても刈らないというふうな状況がございますので、この空き地の適正管理に関する条例というのを制定をされております。私が調べた限り、千葉県あたりはほとんど80%から90%くらいは、今つくっております。島根県で申しますと、今、浜田市が1件、これは生活環境の保全の関係です。それから、岡山県が4件、山口県が下関、宇部、山口、防府、美祢、山陽小野田、平生町等をつくっておられまして、法律上にはこれは問題はないというふうなことで考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） そういうことを聞いたのではなく、単純に、この条例を制定すれば、この条例の強制力というのは要するにあるのかということと、それから、この条例を制定せずにでもそういう状況のところは、自治会等中心になるわけだけでも、勝手に地主の了解を得ずに伐採、除去等々の作業をして何か違法になるということがありますかとお尋ねしました。よそのほうのことはいいので、その点だけちょっと聞かしてもらいたい。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 濟いませぬ、答弁が悪くて。

基本的には個人の土地については、中に入るのも当然同意がいきますし、そこに生えているものについても、伐採等については当然許可が必要でございます。

通常の場合でありますと、そこに入って勝手に刈ることはできませんが、この条例をつくることによって個人のその権利を制限するというふうな形になりまして、一応伐採ができるというふうなことになるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。ほかにありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 課長さん、私は百姓がよくわからないのですが、この雑草等、雑種地ですか雑草が生えたらそういうところへ入るわけでしょうが、田んぼやら雑種地に入るわけですが、大体この条例を面積がどのぐらいからこれを対応するか。たとえ、1畝であろうが何ぼ小さいところでも、これにみんな該当するのか、1町も1反も広いとこでやるならこれは普通考えられます。大体面積的にはどのぐらいからこれが適用されるのか、それと雑草を刈れとってこの目的にもありますが、快適な農村風景を保存することを目的とするというようなことが書いてありますと年に1回くらい雑草を刈ってもいっそ効果ないと思うんです。そうした時には、これが年間何回くらいおよその目的で刈らすような指導をされていくのか、その辺とかどうなんですか。田んぼのことは全くわかりませんので、そここのところを教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） まず最初の御質問ですが、面積的なところですけども、一応面積的には想定をしております。と申しますのが、農業委員さんのほうからの要請というふうなことにしておりますので、農業委員さんの判断によってその面積は変わってくるというふうに思います。少ない面積でも、真ん中のほうにあればどうしてもそれというものは目につきますので、おっしゃってくるかもわかりません。そうゆうふうなことになります。

年に何回かということですが、最低1回は想定をしておりますが、何回というのも結局のところ、今住んでおられる方がおられて、その茂りがどこまで我慢できるかというのもあるかと思うんです。ですから自分が2回刈らないと気が済まないとか、3回というふうなことであれば、そのあたりのところを刈っていただくと、自分の価値判断によって刈っていただく以外には、何回というふうなところまでは考えておらないというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 第4条で、町長は農業委員会から要請に基づきと書いてあります。この事業というのは結局、農業委員会からの窓口しかないというふうに解釈にとれるのですが、ほかの者から言わせたら、町にどなたが課が担当するかわからないです。農林課だろうと思うんですけど、農林課に直接行った場合には、このぶんはだめでというような形のものか、あくまでも農業委員会が1つの窓口になっているのかというその点をお聞かせ願いたいと思います。

そうした中において、3条に鳥獣害、または病虫害の発生とかと書いてあるのですが、中山間地域直接支払制、農地・水対策事業にいたしましても、今までは農地であったので中山間地域に入れときました。そうしても、やはり若干離れたところであったりした場合であったので草を刈ってくれないというので、次の年度から中山間地域から該当を外したというような事例もあるわけです。そうしないと刈ってくれないのでという、過去そういう事例もありました。そうしますと、やはり鳥獣害の被害とか、病虫害の発生ということになると、中山間地では外してるけど実際にそこが荒れておりますので、イノシシの巣になる、病虫害の巣になるというところもあるわけです。そういう場合でも一応、基本的は中山間地の分でやるのが基本的でしょうけども、そういう場合でも一応、中山間地から外しても農業委員会から一応通してからということになるのかどうか。我々としては、やはり中山間地から外れとつてもやはり行政の中で町長の勧告に持ってって、地主に対して刈ってくださいというようなことをやってほしいところもあるわけなんですけど、できるだけ中山間地でほかの集落も対応してると思うんですけど、中山間地対象外のところ、あるいは雑種地等がいろいろ出るわけですけど、それに対しては農業委員会の方に行ってもらって見てもらうということと思うんですけど、その点、対

象外も該当するのか、また、窓口は、あくまでも農業委員会1本なのか、その点、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） まず最初に、窓口の関係でございますが、基本は農業委員会の委員さんを窓口としておりますが、農林課も事務局を持っておりますので、うちの方にご相談いただければ当然、担当地区農業委員さんに話をもっていき、対応していただくというふうな形に考えております。あくまでも、農業委員会の中でどういふふうに対応したほうがいいのか協議をしていただいて、その中でどうでもというときに町のほうに要請をいただくようなイメージを持っておるところでございます。

次に、対象地区の関係であります、集落のほうでどのあたりまで実際農地として維持をしていくのかというふうなところも重要だというふうに思っております、その農地が直払いとか農地・水に外れていても、当然それは対象になってくるというふうな考えておまして、そのあたりを農業委員さんを通じて農業委員会のほうで検討していただいて、そのあたりをどうしていくのかというのは対応していかないといけないのではなかろうかというふうに思います。当然、刈るべき人が刈らずに放置をしているというのは望ましくないというふうに思いますので、そのような対応をしたいというふうに思っておりますし、区域について具体的にここだというふうに書いておらないのは、集落によっての考え方もあろうというふうなところもありますので、一応そのようにしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかに、ございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 条例でこうやって定めるということは、争いが起こったときには町が関与するということになるというふうに私はこれで思うんですが、地域の問題が起きたときには、その地域でお互いに話し合うという私法——私の法ですね、私法という形で処理されるべきであるというふうに私は思うんです。そのあたりをきちんと理解されているかなというふうに思うんですが。

それと、もう1つですね、条例が法律を超えるようなことができるのかなと。さっき聞いてたら勝手にやったら家宅侵入罪になるというような感じで、法律をもうちょっと勉強しておかないとこれを無理やり通すと法律を超えるような感じが、手元にいろんな資料がないから私も明確なこと言えないんですけども、法との絡みみたいなものがどうなんかなというふうに思うのです。

何でこんなことを言うかという、法定外公共物を勉強したときに、よくある争いとして、水路に対して浄化槽をつけた人が水を流していったときにそのところ、ときにその地域の人がそれに反対したと、それを行政に持ち込んでいったときに行政はそういうものは一切タッチしませんというふうな事例があるわけなんです、何かこれと逆みたいな行政が積極的にタッチしますよというふうにこれはとられてしまうんじゃない

かなという気がしてならないんですけど、そのあたりはちょっと曖昧なぼやとした質問ですけども、そのあたりは、法との絡みみたいなものはそのあたりはどうですかね。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） まず、初めの質問でございますが、現実問題として今まで集落の方が、土地の中に入って草を刈ってもろっちゃやれんというふうな方といろいろ交渉してこられています。既に2、3年はしておられるようにも知る範囲ではそのあたりであります。中には、また耕作を始めるといふか管理を始められた方もおられるんですが、基本的には話し合いを中心にして対応するということではございますが、そうはいつでもどうでも刈らせないという方もおられるので、このあたりのところを条例として規制をするような形になっております。

法律、憲法との関係、法律との関係というふうなところでございますが、学者の方の説の関係のところで、自治体が条例で対応する必要があり、かつ、その合理性が認められる場合は、当該条例は適法であると言えようというふうなことで、この関係は空き地の適正な管理の条例でございますが、それと内容的には同種のものでございまして、憲法上、それから法律に関しても違法性はないというふうに考えておりますし、全国の自治体でこういうものをつくっておりますが、今のところ違憲判決は出たことはございません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） いきなりこれが出てきて、私らとしても法律をこうやって引っ張り出すわけにはいかないわけですよ。どうなんですかね、ここで今話を聞いてるとお互いの私法、私ごとの問題じゃないかなという気がしているんですけども、そうしたら解決ができなかったら公に訴えてきますよ、訴えてきてくださいというふうになるのではないんですかね、今の話ですと。

そういうふうにはなってしまうんじゃないかなというふうな感じがするんですけど、いきなりこれが出てきたんで私らとたらもどうにもならんというか、正しいんかいな、どうなんかいなというのは資料が全くないんでわからないんですけども、やっぱつくらんといかんですか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 農地に関しては国の保護で一応きちんとそれを管理するというふうな考え方がございます。というのが、食料の自給率といふかそのあたりのところで当然、農地において食料を生産しないといけないというふうなことがございますので、農地については農地法等で管理をされるというふうなものでございます。耕作放棄地の発生というのは、その食料自給するため、生産するための農地が減っていくというふうな状況にもつながってまいりますので、耕作放棄地の対策についても国のほうで今、集中的に対応しておるといふふうなものでございます。

というふうなことで、耕作放棄地について個々の問題というふうなことで考えておりませんで、大きなもっと問題だというふうなことで国、農業委員会等が対応していると、背景についてはそういうことをごさいます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでごさいます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 反対の立場で議論いたします。第1条の目的について反対するものをごさいませんけども、この2条以降ずっとこの条項を見てもみますと権者は町長が勧告をし、命令をするわけですね。したがって、従わないときは、要するにこの条例文でいきますと、つまり強制執行をするという形に受けとられるわけがあります。そういったことが、この中にはそういうぐあいに受けとられる向きがごさいますので、その辺のところはこのままの条例でこれを賛成するわけにはいきません。以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 農業委員会の中でも、いろいろな意見がきょう出たような意見がたくさん出ましたが、最終的には町内の環境も見るに耐えないような状況が実際に起こっているわけで、それを改善するための苦肉の策としてこういう条例を制定するということを了解ということになりました。

特に費用のことなど、細々した点で、きょう、いろいろ意見も出ましたのでその点について農業委員会なりでまた、規則については、細かく検討しながらしていけばよいと思いますので、そういう内容でこの案件に賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 内容に関しては、私は農地を持っているわけじゃありませんので、これで今、賛成者の方も言われたようなことでいいかもわからんですけど、法律との絡みみたいなものが、これでええんかなってというのがあって、これでいけんとなったときに、私も勉強せんといかんのですけども、いかんとなったときにこの条例をのけんにゃいけんというようなことになるような気がちょっとしてるんですよ。今の段階ですよ。それで、そのときに、賛成の立場をとったときに、あんたあのときに賛成したじゃないか、と議会でということになったときに困るんで、そういう意味でも、ちょっと時期尚早で延ばしてから、皆、議員の人もちょっと勉強してみてくださいということにしてやったらどうかなということ、今回に関しては、反対の立場をとります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） あちこちの集落において耕作放棄地があり、その中で健康に害があるのではないかと思われるような雑草も生えており、それを集落の人もどうすることもできないというそういうジレンマに悩むところも多々あるとお聞きしております。そういう意味でも、これから耕作放棄地に生えているその雑草等の除去について、また、所有者などと交渉していくその上でも、この条例があるということは大切なことではないかと思しますので、今回、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、先般の一般質問でこれに関することを質問しまして、何とかその地域の農村風景が居心地のいいものにならないかということで質問もしたんですけども、いろいろ、同僚議員の御意見等伺って、今、ここでこれを制定して本当に個人の所有地であるものに法的に守られているようなことに対して、この条例が、上位にいくようなことになってはいけないなというふうなことも考えて非常に難しい問題だなというふうに思います。

本当は、私自身、内心は急いで制定してほしいという気持ちはありますけども、もう少し検討を要するのではないかなと、いろんな法的なもの等も考えて大丈夫なのか、本当はいいよ、いいよっというように感じてやったものが、個人のいろんな権利を侵害するということもありますので、慎重にすべきではないかなというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 賛成の立場で討論させていただきます。

やはり、この分はごみ屋敷問題と全く同じような概念で、迷惑条例がというのがあるわけですけども、それに該当するものだとそのように感じております。財産とはいいいながら側に迷惑をかけるとる以上なら、3年間もこういう問題が浮上している中等々、こういう形を取らざるを得なかったというのが現実ではないかこのように思っております。やはり、健康の害ならず、セイタカアワダチソウが田んぼ一面に生えてると、そういうことに対しても刈らなくちゃいけないと、それも協力していかないということならもうこういう条例でやらなくちゃいけないというような思いがいたしますので賛成いたします。

また、この9条にありますように、施行に関しては必要事項は規則で定めるという言葉が9条に書いてあります。施行に関しては、いろんな角度からの点を考慮しながらこの規則を農業委員会等で慎重に審議してもらって、財産の所有に侵害がないような形をとっていただき、やっていただきたいというふうに思います。

あくまでも、迷惑条例をという言葉が日本の条例にありますように、それをもとにした条例だとこのように解釈しておりますので、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 私も、この審議、質疑の中でいろいろな発言を聞いておりまして感じたことは、この議案というのは定例会でいきなり提案される内容で

はないのではないのかと思いました。臨時議会であれば、付議事件として事前にどういった審議がされるかと示されるわけですが、3月定例会、特に予算審査特別委員会等、審査をする期間がある中でこの最終日において提案されると、我々も審議する、また、この内容が正しいのかどうか課長の答弁はもちろんわかりますし、この条例が必要とするというのわかるんですけども、果たして本当に適法なのかといった勉強する時間というのがなかった、3月5日の農政審議会で審議され時期的にも難しかったという理由はわかりますけれども、もう少し早く提案されて特別委員会の中でももう少し審議すれば、これは可決すべきと思うんですけども、私は現時点においては賛成することはできないと思ひまして反対の討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 先ほど来から、反対も賛成も、この趣旨というのがみんな議員がわかっておるんです。こういうことをやらざるを得ないような状況になったということだから、これは制定をする必要があるとこう思います。

しかし、残念ながら、先ほどの議員の発言のように、それはいろんな事情が町当局もあつたでしょう、農業委員会の審議の経過も踏まえんにやならんという説明もあつたのだからそれはよくわかる。しかし、少なくとも、いきなりこういうようなものを当日に出すということは、非常に問題がある。少なくとも、3月定例会当初に条例の案を出して、そして若干の検討、研究を重ねる期間というものを定めて、そうして採決ということにつなげないと非常に問題がある。しかし、そうは言いながら、これは先ほど来から話があるように、そういうような状況が今日あるんだから一日も早くこういうものを制定をして、何とか農村風景を含めて、農地の完全な保全ができるのが望ましいとこういうことでありますから、苦言は呈しますが、あえて反対するだけのものでもないと思つて賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 反対の立場から討論させていただきます。

制定する必要性があるというのは十分に理解できますけども、どうしても、時期が早いんじゃないか。先ほど前議員が言ったように、その最終日にいきなり出すというのもちょっとどんなものかなという気がします。それとですね、最近、私が住んでいる青原で、少しでもきれいにしたいという思いの中で、有志が募つて使われてない土地を草を刈ったりしております。それも、土地の所有者に声をかけて、なかなか刈れんけ、そのガソリン代を出すけ、刈ってくれという人もおれば、ただ、いいよつと言って自腹で刈ったりもしています。それも、今、まちづくり委員会という形で移行していく中で、1つの提案として各まちづくり委員会にこういうことも声をかけて、1つの新しい形ができるんじゃないかと。そりゃ、中にはここの第4条の3項にありますけども、あらかじめその旨通知をしなければならぬという項目もありますけども、現実、青原で今刈つ

ている人たちがあそこの土地がわからないと、それでわかっても遠くで連絡が取れない、打診も取れないけ、あそこも刈りやええんじゃがちゅう話もあります。

そういった問題もまちづくり委員会ができて、今、まちづくりをどうにかしようという時期なんで、そこで提案して解決できる問題もあると思います。そして、規則で決められてもその規則の概要も何もないのに、はい、この条例を決めたらこのまま走っていくんじゃないかなと、逆にちょっと個人の超えてはならんとこまでも強制力がついてくるんじゃないかなと思って、そこにちょっと一抹の不安を考えますので今回は反対とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） いささか不服ではありますが、一応、賛成の立場で討論させていただきます。やはり、これは農村風景を保全するというので、こういうふうに出発されたようでございますが、やはり景観的なことが一番の問題であろうというふうに思っております。ちょっと話はそれますが、9号線のドライブインでも雑草が生えて醜いという、いろいろなところからの指摘があり、今回、あそこの民間の施設の除草やら伐採をされております。これであそこはすっきりしましたが、これも町のほうでやられたと思うわけでございますが、こういうふうには、やはり町なかであります休耕地とか雑草地がいろいろ繁茂しますと、景観的にも大変見苦しいというふうに思われますので、この条例をもとに景観的にもすばらしいまちづくりになるように、農業委員会がしっかり先頭に立ってやってもらうようお願いをいたしまして賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございます。討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第42号津和野町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで後ろの時計で、10時10分まで休憩いたします。

午前9時58分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3. 議案第43号

日程第4. 議案第44号

日程第5. 議案第45号

日程第6. 議案第46号

日程第7. 議案第47号

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、議案第43号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第7号）より、日程第7、議案第47号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）まで、以上5案件につきましては会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第43号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ、2億7,064万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ82億6,288万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて議案第44号でございますが、平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ505万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億212万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて議案第45号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ43万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億4,494万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

続いて議案第46号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ2億9,269万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて議案第47号、平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてでございます。歳入歳出それぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ5億2,713万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

○総務財政課長(島田 賢司君) それでは、議案第43号を御説明いたします。

5ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正でございます。追加といたしまして、農林水産業費でございます。林道の松ヶ丘線において地権者との境界確認に不測の日数を要しましたので先ほどの開設事業173万3,000円を繰り越すことにしております。終期を5月末を予定しております。

同じく、国の補正予算に伴うもので、県営林道事業を1,200万円繰り越すものでございます。終期を26年3月末を予定しております。

土木費でございますが、これも国の補正予算に伴うもので、道路取得老朽化対策事業820万円を繰り越すものでございます。終期を26年3月末を予定しております。

同じく町道改良に伴いまして、構造物の納入が遅れたことに伴いまして、道路維持事業1,615万3,000円を繰り越すものでございます。終期を5月末を予定しております。

同じく、国の補正予算に伴うもので、町道新設改良事業町道3路線分でございますが、4,990万円を繰り越すものでございます。終期を26年3月末としております。

教育費でございますが、日原中学校での配食業務を共同調理場で行うことにしましたので、共同調理場の修繕が発生しました。このことに伴いまして、99万8,000円を繰り越すものでございます。終期を4月の中旬としております。

同じく、副読本の校正の遅れによりまして、副読本作成事業3,000万円を繰り越すものでございます。終期を5月末を予定しております。

1枚めくっていただきまして、第3表、地方債補正でございます。国の補正予算あるいは事業の精算に伴いまして、総額2,790万円を増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別のなかで御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、22ページをお開きください。

お手元に資料を用意しておりますので、参照していただけたらと思います。

歳出の主なものでございますが、まず、総務費の財政管理費の積立金でございます。2億4,100万円計上しております。内訳としまして、財政調整基金へ1億6,100万円減債基金へ8,000万円の合計で2億4,100万円となっております。

財産管理費の積立金でございますが、ふるさと納税の件数増によりまして、ふるさと津和野基金へ160万円、それと入湯税の増によりまして、津和野観光振興基金への積立41万円の合計201万円を計上しております。

各種基金基金利子積立金でございますが、これは財政調整基金の国際運用利息に伴うもので、407万2,000円を計上しております。合計で608万2,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費でございます。需要費の修繕料でございますが、浄化槽の水中ブローアの交換分を負担金補助へ振りかえとしたもので、137万円の減額をしております。

負担金補助および交付金のなごみの里修繕工事負担金は、修繕料からの振りかえとろ過器の修繕料で181万6,000円を新たに増額しております。

1枚めくっていただきまして、グランドゴルフ場建設事業費でございます。

過疎祭を財源としたもので、委託料から備品まで生産として総額で717万5,000円の減額をしております。

32ページをお開きください。民生費の社会福祉総務費でございます。

扶助費でございますが、県補助金を財源とした福祉医療助成金の精算としまして100万円の減額をしております。

老人福祉費の扶助費でございますが、1月以降退所者が5名でたということで、老人ホーム措置費196万4,000円の減額をしております。

障害者福祉費でございますが、35ページの扶助費でございます。(4)の障害者自立支援寄付事業の扶助費でございますが、国県の補助を財源としておりまして、補装具給付施設入居支援就労継続これは対象者の減によりまして、総額で408万2,000円の減額をしております。

同じく、5番目でございますが、国県の補助を財源としておりまして、自立支援医療給付事業の扶助費。これは、心臓病の手術が延期になったもので、565万2,000円を減額しております。

それでは、40ページをお開きください。

生活保護費の扶助費でございます。生活扶助医療扶助等それぞれ対象者の減や医療費の減によりまして、総額で660万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費でございます。保健衛生総務費の繰り出し金でございますが、統合簡易水事業に伴うもので簡易水道事業への繰り出し208万9,000円を計上しております。

環境衛生費の負担金補助および交付金でございますが、今年度の合併浄化槽の設置基数が確定しましたので、99万6,000円を減額しております。

それでは、50ページをお開きください。

農林水産業費でございます。

林業振興費の負担金補助および交付金でございますが、事業費の確定によりまして流99万8,000円を減額しております。

林道費の負担金補助および交付金でございますが、地方債を財源とした国の補正予算分で、1,200万円それと当初三子山線と耕田内美線の精算で60万円の減額で合計1,140万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、一番下段の緊急雇用創出事業費でございます。

これは県の補助金を財源に、観光リフト職員の育成のための事業費でございますが、精算によりまして、共済費から委託料まで総額で111万9,000円を減額しております。

56ページをお開きください。

土木費でございます。道路橋梁総務費の委託料でございますが、道路台帳の更新業務委託料の精算で、159万5,000円の減額をしております。

それと、国の補正予算に伴うもので、社会資本整備総合交付金を財源に道路ストック総点検委託料820万円を計上しております。これは、全額繰り越すものでございます。

道路維持費でございますが、工事請負費といたしまして、町道脇本沖線の拡張工事に伴いまして70万円増額して、これも繰り越すものでございます。

道路新設改良費でございますが、これは国の補正予算に伴うもので、社会資本整備総合交付金と地方債を財源に日原添谷線、円ノ谷線、野坂線の3路線でございますが、4,990万円を計上しております。これも全額繰越となります。

それでは64ページをお開きください。

教育費の学校給食センター費の需要費でございます。先ほどの繰越明許費の中で御説明しましたが、日原中学校での配食業務を共同調理場で行うこととしたもので、日原共同調理場の保管棚の修繕で99万8,000円を計上しております。これも全額繰り越すものでございます。

それでは、72ページをお開きください。

社会教育総務費の工事請負費でございます。これは、図書館の下水道本管の接続の入札減によりまして、50万1,000円を減額しております。

それでは、歳入に戻っていただきまして、12ページをお開きください。

町税の市町村民税でございますが、課税標準額および滞納繰越分の徴収増によりまして、総額で1,760万7,000円を計上しております。

固定資産税でございますが、償却資産の大臣配分等の増によりまして、総額で2,290万円を増額しております。

利子割り交付金以下、14ページの交通安全対策特別納付金までの各種交付金でございますが、確定に伴いまして、総額で563万3,000円を増額しております。

14ページの地方交付税でございますが、まず普通交付税につきましては国の補正予算の成立に伴いまして、地方交付税が増額されたことをうけまして調整額が復活し、追加交付がございましたので、843万2,000円を増額しております。特別交付税は確定に伴いまして1億6,139万1,000円を計上しております。

国庫支出金の民生費国庫負担金でございますが、17ページの障害者自立支援寄付費国庫負担金、障害者医療費国庫負担金、生活保護費負担金等対象者の減によりまして、総額1,022万8,000を減額しております。

土木費国庫負担金でございますが、国の補正予算に伴いまして、社会資本整備総合交付金を3,720万8,000円増額しております。

1枚めくっていただきまして、商工費兼補助金でございます。観光リフト職員育成のための緊急雇用分の精算としまして、地域人材育成事業補助金111万9,000円を減額しております。

財産収入の利子および配当金でございますが、財政調整基金の運用として、国債を購入したことなどによりまして、財政調整基金積立金利子を407万2,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、寄付金でございます。総務費寄付金でございますが、ふるさと納税が150件ふえましたので、160万円を増額しております。

雑入でございますが、福祉事務所の154万5,000円は、過年度分の保育所運営の精算交付金でございます。

町債でございますが、総務債の過疎対策事業債は、グランドゴルフ場建設に伴う精算で710万円の減額をしております。

農林業債の公共事業等債では、国の補正予算に伴う三子山線、耕田内美線の県営林道事業1,140万円と、風呂屋井堰にかかる負担金の一部を、国の補正予算に振りかえまして県営農業水利施設整備事業を570万円の合計で1,710万円を計上しております。

土木債の一般単独事業債でございますが、国の補正予算に伴います町道3路線分で合併特例1,790万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 議案第44号を御説明いたします。歳出より御説明いたします。14ページをごらんください。

保険給付費の一般被保険者療養給付費952万円増。退職被保険者等療養給付費180万円減。一般被保険者療養費10万円の減。並びに16ページの一般被保険者高額療養費79万9,000円増につきましては、それぞれの実績給付見込みによるものでございます。

続きまして、24ページ特定健康診査等事業費の報償費15万円の減であります。特定検診における栄養士、運動指導士の指導実績減によるものでございます。

28ページ、予備として321万円を減額計上しております。

続きまして、歳入に戻っていただきまして、8ページをごらんください。

国民健康保険税の98万8,000円は収納率の伸びに伴いまして増額であります。

同じく、国庫支出金の2,162万7,000円減、県支出金1,054万6,000円増につきましては、補助金交付金の確定によるものでございます。

10ページをごらんください。

財政調整基金繰入金につきましては、一般被保険者の療養給付費および高額療養費の伸びによりまして、1,560万円を増額するものでございます。

以上です。

続きまして、議案第45号を御説明いたします。

8ページの歳入43万円減、それから10ページの同じく43万円減でございますが、介護保険料の収納見込みに減が予想されるため、予備日を減額するものでございます。

45号については以上です。

続きまして議案第46号を御説明いたします。

歳入歳出でございますが、検診業務委託料の確定によりまして、歳入の健康診査事業費受託事業収入および歳出の振り出し金をそれぞれ11万7,000円の増額を計上するものでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） それでは、議案第47号について御説明を申し上げます。

歳出のほうから御説明いたします。10ページをお開きください。

水道施設管理費の工事請負費でございますが、軍場谷浄水場のろ過砂の掘削工事におきまして、精算による減額として、26万8,000円を計上するものでございます。

それから1ページはぐっていただきまして、12ページでございますが、水道施設整備費の委託料につきましては、津和野簡易水道の統合整備事業に関わるものでございまして、調査設計業務委託料、入札減や精算による減額でございます。

工事請負費につきましては、津和野簡易水道の統合整備事業に、これも関わるものでございまして、西谷地区排水管敷設工事においては、精算による減額となりましたけれども、山入大蔭地区の排水管敷設工事につきましては、給水管工事や舗装復旧工事におきまして精算による増額が生じ、158万9,000円の増額となったものでございます。

続いて、歳入でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

給水収入の現年度分につきましては、2月、3月分の収入見込みにおいて予想を上回る減収となるため、138万4,000円の減額とするものでございます。

一般会計繰上金につきましては、料金収入等の減額や、施設整備費の増額に伴い、208万9,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第43号、平成24年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、質疑に入ります。質疑はありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、先の一般質問のところでも、私の質問をしたところでございますが、国が2月に大型の補正予算を組んだと、それが地方にはいつごろというようなところで、まだその時点ではまだはっきりわからなかったものが、今回例えば、14ページからあります歳入の中で、普通交付税、特別交付税合わせて1億6,900万円。さらに土木費の国庫補助金というようなことで、3,600万円。そのようなものが、国の今回の特別の緊急経済対策の補正予算のなかから、津和野町に割り当てられたというか、振りかえられた財源というふうに理解していいのかどうか、その1点を聞きたいということです。それと、もう一つ、今日は初めてこの資料というものをいただきまして、ページ18ページから19ページに関連しますが、財政調整基金を国債で運用して、その利息が407万2,000円あるということで、堅実な運用をされておるのかなと思いますが、初めて国債を基金を、どのように運用するかということで、私どもは市町村がどのような運用が許されて、現在津和野町は、財政調整基金がなんぼあって、その中で国債をどれだけ買っているか、その国債は何年ものなのか。今回407万2,000円というのは、どのような運用の状況なのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、歳入の中央交付税でございます。この普通交付税の調整額というのは、普通交付税の算定におきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が地方交付税で算定されるものでございます。これは全国的に集計したら、国の予算の地方交付税の中に納まりません。その中で納めるためには国が割り落としの係数を作成しまして、その分を調整額として、基準財政需要額から収入額を引いたものを、落としていきます。それが今回の補正予算に伴いまして、普通交付税が増額されております。そのことによって、普通交付税の調整額分が復活したということで、この分が840万円津和野町は該当すると、いうことでございます。土木費の社会資本整備でございますが、これは緊急経済対策の一部でございますが、省庁によっては独自に現下の方へ調査物をしております。今回の町道の3路線につきましては、1月の終わり頃、多分建設課の方に来て、ずっと協議をしてきたものがこのたび、認定されたということで、社会資本整備総合交付金を3,700万円ばかり計上しておるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） それでは、国債についての御質問と思いますが、この財政調整基金を、この24年度はじめて国債の方に資金運用させていただきました。今までは普通、定期で運用しておりまして、24年度、5月の末、国債を2億

四、五千万円ですか、これで購入いたしまして、それで国債の場合、利が6月と12月に2回ほど年入ってきまして、その利をこの度の補正にあげたということでございます。国債の、これは長期国債でございまして、長期国債10年ものの既発の国債いわゆる、中古品の国債を購入いたしました。その購入額ですけれども総額ですが、2億4,231万4,384円と、ちょっと細かい数字ですけれども、購入いたしました。

これが5年7ヶ月の残りがございまして、やよん満期的なものが平成29年12月20日が満期になっておりまして、その時の、それまでの総額の受取金ですか、これが2億4,552万2,500円。この差額が、購入との差額が投資利益という感じなんです、その利益は320万8,116円というかたちになっております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 総務財政課長、先ほど特別交付税のことについての言及がありませんでしたが、1億6,139万1,000円も、緊急経済対策の中で、本町に振り分けられた財源として理解しているものなのかどうか、そのことと、もう一つ、国債を基金の運用のために、24年初めて運用されたと言われましたが、その国債は2億4,000万円ばかりのものを買って、5年満期と言われましたかいね、残りが5年7ヶ月ということは、それは10年満期ということなんですかいね。国債的なものはようわかりませんが、それで、今回の407万2,000円というのは、6月と12月に現実的に利息部分として、本町に利息として受け入れたものだということですね。いままで決算精算の中では、そうゆうことはありませんでしたが、24年は、まだか。今からの決算書ですね。はい。それじゃあ、わからんことを言うてもいけません、それじゃあ、特別交付税だけのことをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） この度の特別交付税につきましては、経済対策は全く関係ございません。

今年度より、病院の49床分が減額されています。約6,200万円ばかりですか。このことにつきましては町長が直接国会議員とか県に要望にいかれて、ほぼ満額をつけていただいたようなかたちになっております。

それとあと病院関係で、負採算地区の関係が、このたびこの中に入っております。

それと、地域おこしの関係、地域おこし協力隊の関係と、定住自立権の1千万円の明細はきておりますけど、全額県も明細を出しませんので、主なところとしましては、そういうところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 他にございますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 今の説明で、ちょっと足りないところの説明願いたと思いますが、まずは財政課長、特別交付税が今回1億6,982万3,000円とい

うことで、特別交付税で今回で総額がいくらになったのか、ということと、いま地域おこしやら定住自立権等々と言われましたが、もうちょっと具体的に内訳を知りたい。

それから、会計管理出納長、お伺いいたしますが、国債購入、いまこれが議員が質問をしてお応えがあったんじやが、充分ちょっと聞こえなかったんだけど、24年に初めて国債を購入いたというところまでは聞こえましたが、その金額が2億4,300数十万円ということも聞こえました。これは10年ものだ、とこういうふうに言われました。財政調整基金もそこそこ積立がなされておりますので、こういう運用はまことに結構ではないかと思うんですが、この利率が今、聞こえませんでした、利率をお知らせを頂きたい。そしてそれは、説明は6月と12月にいただくものが今回407万2,000円なのかということ、ちょっと確認で、お願いしたい。こう思います。

それと、もう一つ聞きたいと思います。島田課長、固定資産税の国への売却だというふうに聞こえましたが、償却資産がこのうちで2,290万円のうちでは、土地代と家屋は全額ですから、償却資産が1,336万円ということで、2,290万円これを内訳をちょっと聞かせて欲しいと思います。

以上。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 特別交付税でございますが、当初予算では、3億5,000万円計上しておりました。

今回の配分によりまして、5億1,139万1,000円となります。（発言する者あり）5億1,139万1,000円でございます。

内訳としましては、集落支援の関係で、551万6,000円地域おこし協力隊の関係で、2,282万3,000円でございます。定住自立権の関係で1,000万円満額入っております。

それと、先ほど申しましたけど、49床分の手当が6,200万円ばかり入っております。最終的には、県も全ての金額に対して、明細を示しませんので、大まかなところはそういう点になります。

税につきましては、担当の課長のほうが説明しますので。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 固定資産税の増額についてのことの質問だと思いますので、お応えさせていただきます。

土地の方につきましては、これが、67万3,000円ほど増額。

それから、家屋につきましては、334万円減額。

それと、償却資産につきましては、1,336万7,000円増額。

それと、滞納繰越分につきましては、1,220万円増額。

という内容でございます。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） 先程は国債の利回りですが、ちょっと申しそびれました。

利回りですけれども、利息ですけれども、0.24%です。

それで、年2回入ってくると申しあげましたけれども、6月と12月で、正式な金額ですけれども、168万9,375円が2回入ってきています。

ですから残りは、別の関係のものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 他にございませぬか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。——討論なしと認めます。これより、議案第43号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。従いまして、議案第43号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号、平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。これより、議案第44号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。従いまして、議案第44号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号、平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。これより、議案第45号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。従いまして議案第45号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第46号、平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。
- 議員（4番 竹内志津子君） わずかな金額な補正ではありますが、毎回言っておりますように、この保険そのものの趣旨に賛同できませんので、反対いたします。次に原案に賛成者の発言を許します。次に原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第46号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。従いまして、議案第46号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第47号、平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありますか。9番、斎藤君。
- 議員（9番 斎藤 和巳君） ちょっとわからないので、説明を兼ねてお願いしたいんですけども、13ページの工事請負費158万9,000円というのが、今回あがっておるわけですけども、説明では山入地区の舗装関係というような説明であったと思うんですけども、我々からするとやはり埋設工事とかする場合には、県道とか町道と舗装を最初から工事に組み入れてもの入札をされてるんじゃないか、というような思いがしているわけです。その中で、山入地区だけが舗装工事を最初から入れてなかったのか、追加工事になったのか、その点がちょっとわからないので、説明していただきたいと思います。
- 議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 最初の説明が不十分だったと思っております。申し訳なく思っております。

舗装復旧におきましては、当初からある想定で組み込んでございます。これは、一律の幅で復旧をするように掘削幅と。ところが、土質によっては土面にひび割れ等が入ったりして、これを復旧しなくてはなりませんので、面積が広がる。こういったことで増額となる。あるいは、給水管工事。これは、本管から別れて各家に行くのを給水管工事になりますが、これも想定よりも長くなると、当面舗装面積もそれに伴って広がる。こういったことが重なりまして、増額となったということでございますので、計上漏れではなくて、当初の計画よりも舗装復旧面積がふえた、ということに起因する増額でございます。（発言する者あり）

○議員（9番 斎藤 和巳君） 私も現場を毎日通っておるんですけども、おおむね舗装の感覚は、これぐらいですよ。ひび割れ等で別にふえてこれが倍になったというようなところはございません。県道に関してですよ。多分今回舗装されたのは、あの橋んどこから山入って停留所の間だろうと思うんですけども、どうも課長答弁では、ひび割れ等で舗装面積が当初よりふえたというような説明でございますけども、現状でしたら、あの工事をすればこれぐらいの約50センチメートルから70センチメートルぐらいの舗装ちゅうのは当たり前じゃろうと機械いれるんですから。どうもそんとの当初設計より面積がふえたちゅうのが、わからないんですけどね。当初面積が何メートルぐらいの舗装の幅の当初面積だったのか。それで今現在は、何メートルほどの幅の舗装をやったのかということをおっしゃって教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 詳細の資料については、現在ここに持ち合わせておりませんが、これは山入地区だけでなく、大蔭地区も含めたものでございます。山入地区につきましては、おっしゃられたとおりふえたものは額がわずかでございますが、大蔭地区につきましては給水管工事を伴ったものがございまして、それでかなり大幅に。それと、町道も狭くございまして掘削して復旧面積がふえたものもありましたので、総額で2つの路線2つの工事の総額で、こんだけの費用がふえたということでございます。だから、山入地区の工事が全ての要因ではなくて、大蔭地区と合わせたものだという説明でございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） そういうのは最初から山入地区だけの説明せんこう、西谷地区はこれだけの減額になりましたという説明があったです。そんなかに、そんな大蔭地区もこういう格好でなりましたので、というのをやってもらわないと、説明だけで私らは判断しますので、そのへんがわからなくて、そんな大蔭地区も入ってるちゅうんならそれで重々わかりました。以上です。

- 議長（滝元 三郎君） 他にございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論にはいります。まず、現案に反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。これより、議案第47号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。従いまして、議案第47号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 報告第1号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、報告号1号新地方公会計財務4表の報告について執行部から報告をお願いいたします。
- 町長（下森 博之君） それでは、報告1号でございます。新地方公会計財務4表の報告についてであります。  
平成23年度決算を元に、財務諸表を作成いたしましたものでございます。  
詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。
- 議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。
- 総務財政課長（島田 賢司君） それでは、報告第1号を御説明いたします。  
概要版で説明いたしますので、一番最後のページをお開きください。  
この財務書類につきましては、総務省より公表されました総務省方式改訂モデルで作成したものでございます。連結の対象はそこにカッコの中にありますように、普通会計の他、公営事業会計、一部事務組合、広域連合、第3セクターなどをひとつの行政サービス主体とみなして連結させたものでございます。  
まず、貸借対照表でございますが、資産合計が491億円と前年度より7億円減となっております。主な要因は、公共資産の評価外による変動によるものです。  
負債の部でございますが、204億円で対前年度4億円減少しております。主な要因といたしましては、地方債の償還によるものでございます。  
純資産につきましては、合計が287億円で前年度3億円減少しております。主な要因としましては、資産評価差額によるものでございます。

続きまして、1年間の収支状況でございますが、資金収支計算書。これは、公共資産整備収支3億円のマイナス。これと、投資財務的収支も21億円のマイナスでございますが、計上の収支が26億円により賄われておりますので、期末資金残高が対前年度より2億円の増で22億円となっております。

その下の、純資産変動計算書でございますが、これは純資産が1年間にどのように変動したかというようなものでございます。純計上行政コスト75億円と、その他臨時損益等7億円のマイナスに対しまして、財源の調達が79億円と下回っております。期末純資産残高が270億円と既春に比べ3億円減少したことでございます。右側の行政コスト計算書でございますが、1年間の行政活動のうち資産形成につながらない行政サービスのかかった費用と、その対価としてかかった費用をあらわしたものでございます。計上行政コストでは、人にかかるコスト16億円。物にかかるコスト42億円と、計上行政コスト合計113億円となっております。

計上収益でございますが、38億円と前年度より2億円減となっております。このことによりまして、純計上コストが75億円で前年度より2億円ふえております。このたび報告します財務4表でございますが、最初に申し上げましたように1つの行政サービス主体として連結させたものでございますから、それぞれの負債や資産これが町に全てが帰属するというものではございませんので、御留意願いたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

ここで後ろの時計で、11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9. 議案第28号

日程第10. 議案第29号

日程第11. 議案第30号

日程第12. 議案第31号

日程第13. 議案第32号

日程第14. 議案第33号

日程第15. 議案第34号

日程第16. 議案第35号

日程第 17. 議案第 36号

日程第 18. 議案第 37号

日程第 19. 議案第 38号

日程第 20. 議案第 39号

日程第 21. 議案第 40号

日程第 22. 議案第 41号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第28号辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第22、議案第41号平成25年度津和野町病院事業会計予算についてまで、以上14案件につきまして、予算審査特別委員長の報告を求めます。2番、村上委員長。

○予算審査特別委員長（村上 英喜君） それでは、報告します。

予算審査報告書。

平成25年3月8日、今定例会において本委員会に付託を受けました平成25年度津和野町一般会計を初めとする各会計予算12議案及び関連条例等2議案について審査しましたので、会議規則第77条の規定により結果を報告いたします。

1、審査日。

平成25年3月8日、13日、14日、15日、19日、机上審査。

2、出席者。

予算審査特別委員会、委員長ほか14名、議長。説明員、町長ほか14名（執行部）。

3、審査事項及び結果。

1) 議案第28号辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

2) 議案第29号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

3) 議案第30号平成25年度津和野町一般会計予算。

予算執行に当たっては、検討の上実施するようにされたい。特に、補助事業は、さまざまな角度から検証し慎重に遂行されたい。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

4) 議案第31号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

5) 議案第32号平成25年度津和野町介護保険特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

6) 議案第33号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

7) 議案第34号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

8) 議案第35号平成25年度津和野町下水道事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

9) 議案第36号平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

10) 議案第37号平成25年度津和野町奨学基金特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

11) 議案第38号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

12) 議案第39号平成25年度津和野町診療所特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

13) 議案第40号平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

14) 議案第41号平成25年度津和野町病院事業会計予算。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、平成25年3月27日、津和野町議会議長滝元三郎様、予算審査特別委員会委員長村上英喜。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、これを省略いたします。

これより議案第28号辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第28号辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第29号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号平成25年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 執行部案に賛成の立場で討論いたします。

まず、新規事業についてですが、衛生費に関して、保健衛生総務費の工事請負費にドクターヘリ臨時離着陸場の建設費650万円が計上されました。高度医療を要する患者を短時間で救急医療病院等へ搬送するために求められたもので、医療過疎の津和野町にとっては、広島への病院への搬送も可能になるということで非常に意義のあるものだと考えます。

同じく、医療・介護包括統合データベースシステム開発業務委託料として346万5,000円が計上されています。各業務を統合的に把握することができ、早期に的確な処理や解決につながると考えます。

保健事業費で、検診委託料の中に子宮頸がんに加えて、がんの原因になるHPVヒトパピローマウイルスの検査が新規に取り入れられ、一般財源、これは金額がはっきり聞き取れなかったんですが、300万円余りが計上されているということで、これは子宮頸がんの予防に力を入れるということで、がん治療にかかる高額な医療費の削減につながりますし、何といたっても子供たちが将来健康な体で出産できることを保障することにもなり、大事な検診だと思います。

土木費に関して、公共住宅長寿命化計画が策定されたことにより、住宅管理費で青原団地ストック改善工事費4,400万円と委託料100万円が計上されました。住民の皆さんが長年要望されていたトイレの水洗化や給湯設備の改善など、さまざまな改修が行われることになり、住環境が改善されます。26年度も残りの2棟の改善工事が行われるということなので、町営住宅は2年で改修が終わる予定ですが、同じ団地内の中にある県営住宅も2棟ありますので、県に働きかけていただき、こちらも早く改修が進むようにしていただきたいと思っております。

次は、新規事業ではありませんが、教育費に関して、教育総務費の事務局費の賃金の中に学校公務員、用務員のことですね、この賃金が4人分計上されました。津和野小・

中学校、日原小・中学校で兼務となっていた学校用務員が、25年度はそれぞれの学校に1人ずつ配置されることになり、各学校で喜ばれています。できれば、せめて嘱託職員として年間雇用になると、応募者もふえてくるものと考えます。

今回の場合、臨時職員で8月1カ月が雇用がありませんので、応募も当初少なかったと聞いております。8月の1カ月間職を失うということは、やはり年間の雇用を考えた上で障害になるものと考えます。夏休みには、子供たちは休みでも教職員は校内研修や出張等も多く、学校は環境整備などの仕事もかなりあります。用務員さんが暇をもちますようなことはないと思います。今後、年間雇用、前向きに検討していただきたいと思っております。

以上のようなことを評価して、平成25年度の一般会計当初予算に賛成します。なお、民生費の地方改善整備事業費の地方改善事務費で、部落解放同盟県連合会石西支部負担金として、昨年と同額の26万3,000円が計上されています。このことについては、毎年意見を述べさせていただいておりますが、一民間の団体に負担金として住民の税金を使うことはおかしいと考えます。来年度以降、再検討していただきたいと思っております。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成25年度津和野町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第31号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第32号平成25年度津和野町介護保険特別会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第32号平成25年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この後期高齢者医療保険については、もう成立当初からいろいろ問題点があるということで、少し多少の改善はされたんですけども、基本的に、やはり75歳以上の高齢者を医療の面で差別するものであると考えます。よって、私はこの会計にも反対したいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、議案第33号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号平成25年度津和野町下水道事業特別会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第35号平成25年度津和野町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。本案件につきまして委員長報告、は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第36号平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号平成25年度津和野町奨学基金特別会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第37号平成25年度津和野町奨学基金特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第38号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号平成25年度津和野町診療所特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案件につきまして委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第39号平成25年度津和野町診療所特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第40号平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第40号平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号平成25年度津和野町病院事業会計予算について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。本案件につきまして委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第41号平成25年度津和野町病院事業会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

なお、本日までに受理した要望書等は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催していただくようお願いをしておきます。

午前11時36分休憩

.....

午後0時22分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、後ろの時計で午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時23分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

議員発議が提出をされておりますので、追加日程として審議をしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。

それでは、日程を追加いたします。配付をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後1時12分休憩

.....

午後1時13分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

.....

#### 追加日程第1. 発議第1号

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第1、発議第1号山口線減便取りやめを求める意見書を議題といたします。

本案件につきまして、提案理由の説明を求めます。4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 議運の中でもいろいろ御意見がありましてまとまりませんでしたので、議員発議として意見書案を提案したいと思います。

先ほどの益田市から出されている内容と趣旨においては同じですが、いろんな地理的な条件と津和野町の場合異なっておりますので、少しだけ違う表現になっております。文書を読んで説明にかえさせていただきます。山口線減便取りやめを求める意見書（案）。

西日本旅客鉄道株式会社では、春のダイヤ改正において、山口線の益田、山口間で上下線各２便の計４便が廃止されました。

益田市、山口市、津和野町の各高校通学に利用している多数の生徒にとって、テスト期間やクラブ活動等に多大な影響を与えるものと思われまます。また、沿線住民も不便さを訴えております。

つきましては、地域の実情を考慮いただき、島根県として西日本旅客鉄道株式会社に対し、減便の中止を申し入れていただくよう強く要望するものです。

このような意見書を島根県知事に宛てて提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、JRに対する要望書については、その要望書の提出の仕方等はまた後日検討をしたいと思いますし、皆様の御意見も伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。１３番、米澤君。

○議員（１３番 米澤 宥文君） この件に関しまして、補助金とか共賛金とかは全く考えてないということですね。

○議長（滝元 三郎君） ４番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） そういうことは考えておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第１号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立少数であります。したがいまして、発議第1号山口線減便取りやめを求める意見書は、否決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第3回津和野町議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後1時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員